【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【提出日】 令和元年11月29日

【計算期間】 第17期(自 平成30年6月1日 至 令和元年5月31日)

【ファンド名】 ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズ -

毎月分配ユーロ・ボンド・ファンド

(DAIWA BOND FUND SERIES - MONTHLY DIVIDEND EURO BOND FUND)

【発行者名】 エスエムティー・ファンド・サービシーズ(アイルランド)

リミテッド

(SMT Fund Services (Ireland) Limited)

【代表者の役職氏名】 取締役 中村 佳史

取締役 ピーター・キャラハン (Peter Callaghan)

【本店の所在の場所】 アイルランド共和国、ダブリン2、ハーコート・ロード、

ハーコート・センター、ブロック5

(Block 5, Harcourt Centre, Harcourt Road, Dublin 2, Ireland)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 三浦 健

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 三浦 健

同 飯村 尚久

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03 (6212)8316

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

- (注1)ユーロの円貨換算は、便宜上、2019年9月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1ユーロ=118.02円)によります。
- (注2)ファンドは、アイルランドの法律に基づいて設立されていますが、ファンド証券はユーロ建てのため、以下の金額表示は別段の記載がない限りユーロ貨をもって行います。
- (注3)本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してあります。従って、合計の数字が一致しない場合があります。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨 五入してあります。従って、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もあります。
- (注4)本書の中で、会計年度とは毎年6月1日に始まり5月31日に終わる1年を指します。ただし、第一会計年度は、2002年12月19日に始まり2003年5月31日に終了する期間を指します。

定義

本書の別紙1に記載される定義は、文脈上別異に解すべき場合を除き、本書中の用語に適用されます。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズ(以下「ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズ」といいます。)は、1990年ユニット・トラスト法(以下「ユニット・トラスト法」といいます。)に定める規定および同法に基づく規則にしたがってアイルランド中央銀行の認可を受けたオープン・エンド・アンブレラ型ユニット・トラストです。ただし、このことは本書に記載する内容、毎月分配ユーロ・ボンド・ファンド(以下「ファンド」といいます。)、またはファンドが保有する証券をアイルランド政府が承認していることを意味しません。上記に反する表明は許可されておらず、違法です。

アイルランド中央銀行によるダイワ・ボンド・ファンド・シリーズの認可は、ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズまたはファンドに対する承認または保証ではなく、アイルランド中央銀行が英文目論見書の内容に対し責任を負うものでもありません。アイルランド中央銀行はアイルランド中央銀行がダイワ・ボンド・ファンド・シリーズを認可したことによって、またダイワ・ボンド・ファンド・シリーズまたはファンドの債務不履行に起因してダイワ・ボンド・ファンド・シリーズに関する法律により与えられる機能をアイルランド中央銀行が執行することを理由として、債務を負うものではありません。ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズの認可は、ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズの関係組織の信頼性や財政状態に関してアイルランド中央銀行が保証することを意味するものではありません。

ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズはユニット・トラスト法に定める規定にしたがって2002年11月7日に設立されました。ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズは、個人投資家向けAIF(後記「別紙1」に定義されます。以下同じです。)としてアイルランド中央銀行による認可を受け、AIFM法令(後記「別紙1」に定義されます。以下同じです。)にしたがってエスエムティー・ファンド・サービシーズ(アイルランド)リミテッド(SMT Fund Services (Ireland) Limited)(以下「管理会社」といいます。)により管理されています。ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズの規則は信託証書に記載されています。また信託証書は受託会社、管理会社およびすべての受益者を拘束します。管理会社は、AIFMD(後記「別紙1」に定義されます。以下同じです。)第31条および第32条に従い、EU加盟国において、ファンドの受益証券をAIFMDに規定される個人投資家に販売することができます。さらに、管理会社は、AIFMDの遵守(様々な組織上の要件および業務行動規範を充足すること、リスク管理、流動性管理および報酬等の分野に関する活動プログラムならびに各種方針および手続を採用および実施すること、ならびに継続的な自己資本比率維持義務、報告義務および透明性確保義務を遵守することを含みますがこれらに限定されません。)を確保する責任を負います。

ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズは信託証書によって設立され、ファンドで構成されています。信託証書の規定にしたがって、あるファンドの受益証券の発行代金(もしあれば、前払費用を除きます。)はダイワ・ボンド・ファンド・シリーズの帳簿記録上、かかるファンドに計上され、またあるファンドに帰属する資産、債務、所得および支出もかかるファンドに計上されます。あるファンドの資産は、本書に記載するかかるファンドの投資目的および投資方針にしたがって独自に投資されます。またダイワ・ボンド・ファンド・シリーズに新たにファンドを追加し、または既存のファンドを終了させる場合は、英文目論見書に追補を追加し、または英文目論見書から追補を削除することができます。

各ファンドの申込金額は各ファンドの表示通貨で支払うものとします。 現在のファンドとその表示通貨は以下のとおりです。

ファンドの名称

表示通貨

毎月分配ユーロ・ボンド・ファンド

ユーロ

管理会社は、事前に書面で受託会社およびアイルランド中央銀行の承認を得た上で、追加のファンドを設定することができます。追加されたファンドの名称、受益証券の当初募集の条件、投資目的および投資方針の詳細ならびに報酬と費用については英文目論見書の追補に定めるものとします。管理会社は、アイルランド中央銀行および受託会社に通知し、30日前までに関係する受益者に通知を送達することで、既存のファンドを終了させる権限を有するものとします。

ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズに投資することは、ファンドの受益証券を購入することです。 受益者の資産を蓄積するのはファンドです。 ファンドの受益証券は、 かかる受益証券が帰属するファンドの資産に対する受益権を表章します。

各ファンドは、管理会社の承認を得た上で、受託会社がその裁量により決定した債務を負担する ものとし、ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズとしては第三者に対して責任を負いません。ただ し、個々の債務が特定のファンドには関係しないと受託会社が判断する場合、かかる債務は、すべ てのファンドの間で、割当を行う時点のそれぞれの純資産額に比例して、連帯して負担するものと します。

各ファンドの資産は各ファンドのみに帰属し、その他のファンドとは分別され、直接、間接を問わず、その他のファンドの債務またはその他のファンドに対する請求を履行するためには使用しないものとし、またかかる目的に利用してはなりません。

ファンドの受益証券の発行および買戻しは当該ファンドの取引日においてのみ行われます。

ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズの受益証券は自由に譲渡することができ、すべての受益証券は、ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズの収益および分配金ならびに解散の際には資産に対して同等に参加する権利を有します。受益証券は無額面で、発行に際しては全額払込済であり、優先権または引受権は付されません。受益証券の端数は発行されません。

ファンドの投資目的は、主として公認の取引所(以下「公認取引所」といいます。)に上場され、またはそこで取引される国債、国際機関債、社債、資産担保証券を含むユーロ建組入証券に投資することにより、長期的な資本成長を目指し、かつ安定した分配を追求することです。

ファンドは、新興市場に15%以上投資することはできません。

信託金の限度額については定められていません。

(2)【ファンドの沿革】

1995年 4 月25日 管理会社の設立

2002年11月7日 ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズ信託証書締結

2002年11月29日 ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズ信託証書第1追補締結

2002年12月19日 毎月分配ユーロ・ボンド・ファンドの運用開始

2003年2月25日 ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズ信託証書第2追補締結

2003年5月26日 ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズ信託証書第3追補締結

2003年8月18日 ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズ信託証書第4追補締結

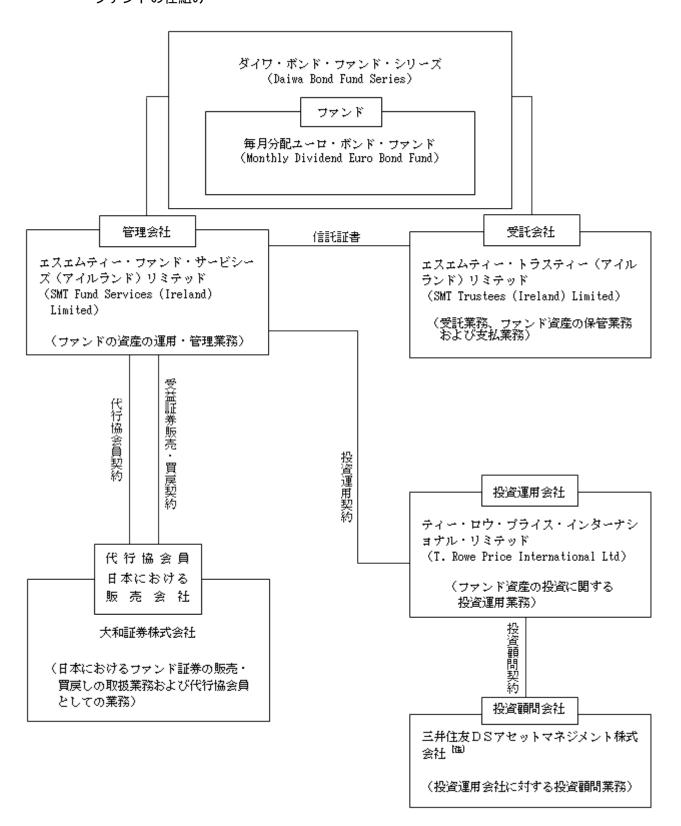
2015年7月31日 ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズ信託証書第5追補締結

2016年1月29日 ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズ改訂・再録信託証書締結

(2016年2月5日効力発生)

2019年11月29日 毎月分配ユーロ・ボンド・ファンドの早期償還

(3)【ファンドの仕組み】 ファンドの什組み



(注)投資顧問会社であった大和住銀投信投資顧問株式会社は、2019年4月1日に三井住友アセットマネジメント株式会社と合併し、三井住友DSアセットマネジメント株式会社となりました。ファンドの投資顧問業務は、三井住友DSアセットマネジメント株式会社が継承しました。以下同じです。

管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンド運営上の役割及び契約等の概要

自母女性とファフトの		
名 称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
エスエムティー・ファンド・	管理会社	2016年1月29日に受託会社との間で締結さ
サービシーズ (アイルランド)		れた改訂・再録信託証書(2016年2月5日
リミテッド		効力発生)は、ファンドの資産の運用・管
		│ 理、ファンド証券の発行・買戻し、ファン │
		ドの終了等について規定しています。
エスエムティー・トラスティー	受託会社	2016年 1 月29日に管理会社との間で締結さ
(アイルランド)リミテッド		れた改訂・再録信託証書(2016年2月5日
		対力発生)は、ファンド資産の保管、支払
		代行業務について規定しています。
ティー・ロウ・プライス・イン	投資運用会社	2002年11月29日に管理会社とT.ロウ・プ
ターナショナル・リミテッド		ライス・グローバル・アセット・マネジメ
		ント・リミテッドとの間で締結された投資
		運用契約(注1)は、ファンド資産の投資運
		用業務について規定しています。2008年12
		 月31日を効力発生日として、T.ロウ・プ
		ライス・グローバル・アセット・マネジメ
		ント・リミテッドの事業は、ティー・ロ
		ウ・プライス・インターナショナル・リミ
		│ テッド(旧T.ロウ・プライス・グローバ │
		ル・インベストメント・サービシーズ・リ
		ミテッド)に譲渡されました。かかる譲渡
		の結果、管理会社、T.ロウ・プライス・
		グローバル・アセット・マネジメント・リ
		ミテッドおよびティー・ロウ・プライス・
		インターナショナル・リミテッドとの間で
		締結された2008年12月12日付更改契約
		(2008年12月31日付で効力発生)に従っ
		て、ティー・ロウ・プライス・インターナ
		ショナル・リミテッドは、T.ロウ・プラ
		イス・グローバル・アセット・マネジメン
		ト・リミテッドに代わりファンドの投資運
		用会社として業務を行います。
三井住友DSアセットマネジメ	投資顧問会社	2002年11月29日に投資運用会社との間で締
ント株式会社		結された投資顧問契約(注2)は、投資運用
		会社に対する投資顧問業務について規定し
		ています。

		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
大和証券株式会社	代行協会員 日本における販売会社	2002年11月7日に管理会社との間で締結された代行協会員契約(2015年7月3日付代行協会員契約の変更契約書によって修正済)(注3)は、代行協会員業務の提供について規定しています。 2002年11月7日に管理会社との間で締結された受益証券販売・買戻契約(注4)は、販売会社業務の提供について規定しています。

- (注1)投資運用契約とは、信託証書に基づき、管理会社によって任命された投資運用会社がファンド資産の投資運用に関する役務の提供を行うことを約する契約です。
- (注2)投資顧問契約とは、管理会社によって任命された投資顧問会社が、ファンド資産の投資、再投資に関して一般的助言 を行い、投資方針および投資制限に従ってファンド資産の日々の運用を行うことを約する契約です。
- (注3)代行協会員契約とは、管理会社によって任命された日本における代行協会員がファンド証券に関する目論見書の配布、ファンド証券1口当たりの純資産価格の公表ならびに日本の法令および日本証券業協会規則により作成を要する 運用報告書等の文書の配布等を行うことを約する契約です。
- (注4)受益証券販売・買戻契約とは、管理会社によって任命された日本における販売会社が、受益証券の日本における募集 の目的で管理会社から交付を受けた受益証券を日本の法令・規則および目論見書に準拠して販売することを約する契 約です。

管理会社の概要

()設立準拠法

管理会社は、アイルランド2014年会社法(以下「会社法」といいます。)に基づき、アイルランドにおいて1995年4月25日に設立された有限責任会社です。会社法は、設立、運営、株式の募集時期・条件等商事会社に関する基本的事項を規定しています。

管理会社は、アイルランド中央銀行により投資信託を管理することが認可されています。また、管理会社は、アイルランド中央銀行によりオルタナティブ投資ファンド運用会社(以下「AIFM」といいます。)として認可されています。

()事業の目的

主目的は、投資信託等の管理業務を行うことです。管理会社は、ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズのためにファンド証券の発行および買戻し、ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズの資産の管理・運用を行う義務があります。

()資本金の額

授権株式資本は、1株当たり1スターリング・ポンドの普通スターリング・ポンド株式40万株 および1株当たり1ユーロの普通ユーロ株式1億株です。2019年9月末日現在、払込済株式資本 は、40万スターリング・ポンド(約5,308万円)および6,250万ユーロ(約73億7,625万円)です。

(注)スターリング・ポンド(以下「英ポンド」といいます。)の円貨換算は、2019年9月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1英ポンド=132.69円)によります。以下同じです。

()会社の沿革

1995年 4 月25日設立。

(2019年9月末日現在)

) 大株主の状況

名称	住所	所有株式数	比率
スミトモ・ミツイ・トラスト(アイ ルランド)リミテッド (Sumitomo Mitsui Trust (Ireland) Limited)	アイルランド共和国、ダブリン 2、ハーコート・ロード、ハー コート・センター、ブロック 5 (Block 5, Harcourt Centre, Harcourt Road, Dublin 2, Ireland)	普通英ポンド株式 400,000株 および 普通ユーロ株式 62,500,000株	100%

(4)【ファンドに係る法制度の概要】

(a) 準拠法の名称

ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズの設定準拠法は、ユニット・トラスト法です。

- (b) 準拠法の内容
- () ユニット・トラスト法にはユニット・トラストの認可、管理および規則に関する規定があります。
- () アイルランドにおけるユニット・トラストの認可
 - (a) ユニット・トラスト法第 4 および 5 条はアイルランド内のユニット・トラストの認可要件を 規定しています。
 - ()ユニット・トラストは有価証券またはその他のあらゆる資産の取得、保有、管理または処分により生じる利益および収益をトラストに基づき受益者である一般公衆が享受するために、可能な仕組みを提供する場合、ユニット・トラストは、アイルランド中央銀行から認可を受けることを要します。
 - () ユニット・トラスト法に従わないユニット・トラストは認可を拒否、または取消されることがあります。当該決定に対し不服がある場合には、第一審裁判所(高等法院)に訴えることができます。許可の拒否または取消の決定が効力を発生した場合、当該ユニット・トラストは解散されます。
 - (b) アイルランド中央銀行の権限と義務は、ユニット・トラスト法に定められ、同規則第4、5 および6条によりユニット・トラストの監督権がアイルランド中央銀行に付与されています。
 - (c) ユニット・トラスト法によるその他の要件
 - ()公募または売出しの申請

ユニット・トラスト法第9条は、ユニット・トラストはアイルランドで活動を行うためにはアイルランド中央銀行の認可を受けなければならない旨規定しています。

()信託証書の事前承認

ユニット・トラスト法第4条は、ユニット・トラストは、アイルランド中央銀行が信託 証書を承認した場合にのみ許可される旨規定しています。

()信託証書の変更

ユニット・トラスト法第7条は、ユニット・トラストの信託証書の変更またはユニット・トラストの名称の変更は、アイルランド中央銀行の承認なくして変更できない旨規定しています。

()目論見書の記載内容

管理会社により発行される目論見書は、投資者が提案された投資について的確な情報に基づいた判断を行えるようにするための必要情報、少なくともAIFルールブックに記載される情報を含まなければなりません。

()財務状況の報告および監査

AIFルールブックは、年次報告書に記載される財務情報は会社法に従い監査を授権された一もしくは複数の監査人による監査を受けなければならない旨、監査報告書は、少なくとも財務情報がユニット・トラストの資産および負債の状態を正しく記載していること

を認証する旨、ならびに監査人はアイルランド中央銀行に対して、監査人が認識すべきすべての点についてのアイルランド中央銀行が要求する情報および証明を提供しなければならない旨規定しています。

()財務報告書の提出

AIFルールブックは、ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズに対し、後述のとおり、 年次報告書および半期報告書をアイルランド中央銀行に公表し、提出することを義務付け ています。

()罰則規定

ユニット・トラスト法第18条に基づき、ユニット・トラスト法に基づく違反により有罪となった場合、12か月以下の禁固刑もしくは1,270ユーロ以下の罰金刑またはその両方の略式判決および5年以下の禁固刑もしくは12,700ユーロ以下の罰金刑またはその両方で処断されます。

- (d) A I F ルールブックは、ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズに対し、各会計年度に関する年次報告書の公表を義務付けています。
- ()ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズは、関連する会計年度末から6か月以内に年次報告書を公表し、アイルランド中央銀行に提出するものとします。ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズは、AIFM規則およびAIFルールブックに特定される情報を年次報告書に含めなければなりません。
- ()ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズは、会計年度の上半期を対象とする半期報告書を 公表しなければなりません。ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズは、関連する報告期間 の終了から2か月以内に半期報告書を公表し、アイルランド中央銀行に提出しなければな りません。ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズは、AIFルールブックに特定される情 報を半期報告書に含めなければなりません。
- () ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズは、要求に応じて、年次報告書および半期報告書 の写しを無料で受益者に提供しなければなりません。
- ()年次報告書および半期報告書は、目論見書に特定される場所で一般公衆に入手可能とされなければなりません。
- ()年次報告書および半期報告書は、要求に応じて、無料で受益者に提供されるものとします。
- () ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズは、個別のサブ・ファンドに関して個別の定期報告書を作成することができます。この場合、各サブ・ファンドの報告書には、他のサブ・ファンドの名称を記載し、当該サブ・ファンドの報告書が要求に応じて管理会社から無料で入手可能である旨を記載しなければなりません。

(5)【開示制度の概要】

アイルランドにおける開示

(a) アイルランド中央銀行に対する開示

アイルランド共和国においてまたはアイルランド共和国から公衆に対しファンド証券を公募する場合は、アイルランド中央銀行の承認が要求されます。いずれの場合でも、かかる公募に関する目論見書、説明書、年次財務報告書および半期財務報告書等をアイルランド中央銀行に提出しなければなりません。さらに、年次財務報告書に含まれている年次財務書類は、アイルランド中央銀行により承認された監査人により監査されなければなりません。ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズの監査人は、プライスウォーターハウスクーパース(PricewaterhouseCoopers)のダブリン事務所です。ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズは、AIFルールブックに基づき、アイルランド中央銀行に対して、月次報告書を提出することが要求されています。

(b) 受益者に対する開示

各会計期間において、管理会社は、ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズおよびファンドの運用に関する年次報告書について監査人による監査を受けるよう手配します。かかる年次報告書

は、アイルランド中央銀行が承認した様式によるものとし、AIFM法令に基づき要求される情報を記載しなければなりません。かかる年次報告書には、ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズおよびその各ファンドに関する受託会社による報告書およびアイルランド中央銀行により指定される追加情報の報告書が添付されるものとします。

管理会社は、ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズおよびファンドの直近の年次報告書の作成 基準となった決算日直後6か月間についての未監査の半期報告書を作成します。かかる半期報告 書は、アイルランド中央銀行が承認した様式によるものとし、AIFM法令に基づき要求される 情報を記載するものとします。

受益者は、年次報告書および半期報告書の写しを、関係する期間の終了から4か月以内(年次報告書の場合)または2か月以内(半期報告書の場合)に入手できます。直近の監査済報告書の写しは、請求があれば、投資を検討している者に送られます。

管理会社は、アイルランド中央銀行に対し、必要な月次その他の報告書を提出します。

信託証書は、管理会社および受託会社の各登記上の事務所において入手できます。その他、信託証書の写しは、書面による請求に応じ、15ユーロで管理会社から受益者に対し送付されます。

管理会社またはその受任者は、AIFMDで定める頻度による受益者への報告書またはAIFMDに基づき認められたその他の手段により、以下の情報を記載します。

- (1)ファンドの資産のうち、その非流動的な性質に起因して特別な取決めの締結が条件となっている資産の割合
- (2)ファンドの流動性の管理に関する新たな取決め
- (3)ファンドの現在のリスク特性およびそれらのリスクを管理するために管理会社が採用する リスク管理システム
- (4)ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズの預託機関が契約により自らを免責するために締結 した取決め

受益者に対する定期開示

管理会社は、明確かつ公表可能な方法により、ファンドの受益者に対し、以下の事項を定期的に開示します。

- (a) ファンドの資産のうち、その非流動的な性質により特別な取決めの締結が条件となっている 資産の割合
- (b) ファンドの流動性の管理に関する新たな重要な取決め
- (c) ファンドの現在のリスク特性およびそれらのリスクを管理するために管理会社が採用するリ スク管理システム
- (d) ファンドの過去のパフォーマンス

かかる開示は、少なくとも年次報告書の開示と同時に受益者に開示されます。場合により、管理会社は、一または複数の受益者に対し、かかる者の法律上、規制上または構造上の要件により、特定の様式または特定のフォーマットによる情報の開示を要求されることがあります。かかる場合において、管理会社および取締役は、受益者全員に対して同水準の情報が提供されることを確保するよう、あらゆる合理的な努力を尽くします。

日本における開示

- (a) 監督官庁に対する開示
- ()金融商品取引法上の開示

管理会社が日本において1億円以上のファンド証券の募集を行おうとする場合、有価証券届出書を日本国財務省関東財務局長に提出しなければなりません。投資者およびその他希望する者は、かかる書類を金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム(EDINET)等において閲覧することができます。

ファンド証券の販売取扱会社は、交付目論見書(金融商品取引法の規定により、あらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書をいいます。)を投資者に交付します。また、

投資者から請求があった場合は、請求目論見書(金融商品取引法の規定により、投資者から請求された場合に交付しなければならない目論見書をいいます。)を交付しなければなりません。管理会社は、財務書類等を開示するために、各会計年度終了後6か月以内に有価証券報告書を、また、各半期終了後3か月以内に半期報告書を、さらに、重要な事項について変更があった場合にはそのつど臨時報告書を、それぞれ日本国財務省関東財務局長に提出します。投資者およびその他希望する者は、かかる書類をEDINET等において閲覧することができます。

()投資信託及び投資法人に関する法律上の届出等

管理会社は、ファンド受益証券の募集の取扱等を行う場合、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)(以下「投信法」といいます。)に従い、ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズにかかる一定の事項を金融庁長官に届け出なければなりません。また、管理会社は、ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズの信託証書を変更しようとするとき等においては、あらかじめ、変更の内容および理由等を金融庁長官に届け出なければなりません。さらに、管理会社は、ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズの資産について、ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズの各計算期間終了後遅滞なく、投信法に従って、一定の事項につき交付運用報告書および運用報告書(全体版)を作成し、金融庁長官に提出しなければなりません。

(b) 日本の受益者に対する開示

管理会社は、ファンドの信託証書を変更しようとする場合であってその変更の内容が重大なものである場合等においては、あらかじめ、日本の知れている受益者に対し、変更の内容および理由等を書面をもって通知しなければなりません。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響を及ぼす事実は、販売取扱会社を通じて日本の受益者に通知されます。

上記のダイワ・ボンド・ファンド・シリーズの交付運用報告書は、日本の知れている受益者に 交付され、運用報告書(全体版)は代行協会員のホームページにおいて提供されます。

(6)【監督官庁の概要】

ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズはアイルランド中央銀行の監督に服しています。 監督の主な内容は次のとおりです。

(a) 認可の届出の受理

ユニット・トラスト法の下でアイルランドにおいて設立された投資信託(以下「認可投資信託」といいます。)(即ち、契約型投資信託の管理会社または会社型投資信託の投資会社の登記上の事務所がアイルランドに所在する場合)は、アイルランド中央銀行の監督に服し、アイルランド中央銀行の認可を受けなければなりません。

(b) 認可の拒否または取消

管理会社、投資会社または受託会社の役員が義務の履行に必要な信用を十分に有しない場合または義務の履行に必要な経験を欠く場合は、投資信託の認可申請が拒否されます。ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズまたはその受任者により任命される投資会社は、アイルランドの認可投資信託の投資運用会社として行為することをアイルランド中央銀行により許可されなければなりません。ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズまたはその受任者により任命される受託会社は、受託会社として行為することをアイルランド中央銀行により承認されなければならず、アイルランド中央銀行の要件を満たさなければなりません。

アイルランド中央銀行が、() 認可投資信託の認可要件が満たされなくなったと判断する場合、()投資信託としての認可の存続がファンド証券の受益者もしくはファンド証券の申込人の利益にとって望ましくないと判断する場合、または()(前記()に反することなく)認可投資信託の管理会社、投資会社もしくは受託会社がユニット・トラスト法の条項に違背し、かかる条項に従って、アイルランド中央銀行に対して不実、不正確、もしくは誤解を招くこととなる情報を提供し、またはユニット・トラスト法により課される禁止事項もしくは要求に違背したと判断する

場合、認可は取り消されることがあります。アイルランド中央銀行は管理会社もしくは受託会社の請求により認可投資信託の認可を取消すことができますが、アイルランド中央銀行が認可取消に先立ち、認可投資信託に関する事項の調査が必要と判断する場合または取消が受益者にとって不利益と判断する場合は、認可の取消しを拒否することができます。

認可が拒否または取消された場合、届出人は、アイルランド第一審裁判所(高等法院)に訴える権利があります。

(c) 目論見書の届出の受理

ファンド証券の販売に際し使用される目論見書は、アイルランド中央銀行に提出され、了解され なければなりません。

(d) ファンドの財務状況およびその他の情報に関する監督

認可投資信託の財務状況ならびに投資者およびアイルランド中央銀行に提供されたその他の情報の正確性を確保するため、投資信託は、独立の監査人の監査を受けなければなりません。監査人および受託会社は、ユニット・トラスト法に従い、情報に不一致がある場合には、その旨をアイルランド中央銀行に報告しなければなりません。同様にして監査人は、アイルランド中央銀行が要求するいかなる情報もアイルランド中央銀行に提供しなければなりません。

2【投資方針】

(1)【投資方針】

ファンドの投資目的は、主として公認取引所に上場され、またはそこで取引される国債、国際機 関債、社債、資産担保証券を含むユーロ建組入証券に投資することにより、長期的な資本成長を目 指し、かつ安定した分配を追求することです。

ファンドは、新興市場に15%以上投資することはできません。

投資運用会社は債券、通貨、金融の各市場に関して三つの要素(ファンダメンタルズ、投資価値 およびテクニカル)の分析に基づくトップダウン・リサーチを使用する方針です。このリサーチが 各市場に関する投資運用会社の明確な予測を立てる基礎となり、そこからリスク / リターン・プロ ジェクションおよびチャートが作成され、資産配分、デュレーション、イールドカーブに関する決 定が下されます。また銘柄選定は個々の銘柄の信用に関するボトムアップ分析および同等の銘柄と の相対的価値に関する評価に基づきます。

	ファンドの平均デュレーションは、通常ブルームバーグ・バークレイ
デュレーション	│ ズ・ユーロ総合インデックスのデュレーションの±1.5年程度の範囲内 │
	とします。
クレジット・	国債以外の公社債、政府機関債、資産担保証券等への投資は、取得時に
アロケーション	おいて信託資産の純資産総額の50%以内とします。
個別銘柄	 ファンドは、資産取得時において投資適格債券より高い格付けを有するユーロ建て固定金利商品に主として投資します。評価機関による格付けが異なる場合は、ファンドは高い方の格付けを考慮します。ファンドの購入後に証券が一方の評価機関により非投資適格に格下げされた場合も、ファンドは証券を保有することができます。しかしながら、証券がS&Pグローバル・レーティング(以下「S&P」といいます。)およびムーディーズの双方により非投資適格に格下げされた場合には、ファンドは合理的期間内にこの証券を売却するものとします。 ファンドはS&PまたはムーディーズのBBB-/Baa3以上の格付けを取得している証券に投資します。 ファンドの加重平均格付けは、S&PまたはムーディーズのAA-/Aa3相当以上を保持するものとします。
通貨	ユーロ通貨建以外の欧州通貨建資産への投資は、取得時においてファンドの純資産総額の15%以内とします。





格付けとは、債券などの元本および利息が償還まで当初の契約の定め通り返済される確実性の程度を評価 したものをいいます。信用度の高い格付けを持つ債券ほど、元本および利息が償還まで当初の契約の定め通り返済される確実性は高くなります。

ファンドの投資プロセスは以下のとおりです。

マクロ調査

バリュエーション分析、 テクニカル分析 経済分析 等

リスク/リターン分析

市場の見通し リスク/リターンの予測

資産配分

国別配分、デュレーション、 クレジット・アロケーション、 通貨戦略 等 銘柄選定

社債への投資にあたっては、投資運用会社は信用リサーチを十分に行い、投資魅力のある銘柄を 決定します。投資運用会社の信用リサーチは定性分析および定量分析の双方の性格をもち、以下の 要素を含みます。

定量分析	定性分析
・信用力に関する統計	・経営の質
・流動性	・会社の位置づけ及び経営戦略
・競合他社との比較	・市場の流動性
・債券のストラクチャー及び約款条項	・相対価値
・格付け機関への直接照会 等	・企業訪問その他

なお、同一企業の発行する債券への投資は、その取得時においてファンドの純資産総額の5パーセント以内とします。

ベンチマーク

投資運用会社は、ブルームバーグ・バークレイズ・ユーロ総合インデックスを中長期的に上回る パフォーマンスを上げることによって上記の投資目的を達成することを目指します。

(ベンチマークの参考情報:2019年9月末現在)

銘柄数	平均クーポン	平均残存年数	最終利回り	修正デュレーション
5,395	2.3%	8.55年	- 0.04%	7.25年

出所)ブルームバーグ

ベンチマークは1998年6月1日に導入された後名称が変更され、ブルームバーグ・バークレイズ・ユーロ総合インデックスとなりました。国債、国際機関債、社債、資産担保証券を対象としており、グローバル債券市場においてファンド・マネージャーに広範かつ客観的なベンチマークを提供します。この指数は、固定金利投資適格ユーロ債券市場の客観的表示ルールに基づく構造に従います。

(2)【投資対象】

ファンドは、主として公認の証券取引所において上場され、または取引される国債、国際機関 債、社債、資産担保証券を含むユーロ建ての債券に投資します。

投資運用会社は、アイルランド中央銀行が定め、後記「別紙3」に記載される投資制限および投資限度にしたがって、証券先物取引、証券指数先物取引、証券オプション取引、通貨先物取引、通貨オプション取引、金利先物取引、金利オプション取引を行うことができます。また、ファンドの資産の効率的な運用のために、同様にアイルランド中央銀行が定め、後記「別紙3」に記載される投資制限および投資限度に従い、異なる通貨相互、異なる金利相互または金利およびその元本を一定の条件のもとで交換する取引を行うことができます。それに加え、金利先渡取引および為替先渡取引についても行うことができます。

加えて、ファンドは、ユーロ建てまたはその他の欧州通貨建ての国債、国際機関債、社債、その他の発行体が発行する債券や固定利付証書に投資をすることができます。ただしファンドは、原則として取得時において純資産総額の50パーセント以上をユーロ建ての国債に投資します。なお、ユーロ建て以外の資産への投資は、投資運用会社によって投資魅力があると判断された場合に限られ、取得時において純資産総額の15パーセント以下とします。

その上で、アイルランド中央銀行が定め、後記「別紙3」に記載される投資限度内で、対ユーロで為替へッジを行うことができます。また、同様にアイルランド中央銀行が定め、後記「別紙3」に記載される投資限度内で、為替先渡取引およびオプション取引によるヘッジを行うことができます。

ファンドは、原則として取得時において評価格付機関による格付けが、トリプルB格(BBB-またはBaa3)以上の債券に投資するものとします。ただし、BBB-またはBaa3の債券への投資は、原則、取得時において純資産総額の10%までとします。評価機関による格付けが異なる場合は、S&Pおよびムーディーズのうちいずれか高い方の格付けを採用します。取得後、いずれかの格付機関が、格下げを行いトリプルB格(BBB-またはBaa3)未満となった場合でも、ファンドは、引き続きその債券を保有することができます。しかし、格付機関2社が、いずれも格下げを行った場合には、合理的な期間をもってすみやかに売却するものとします。

ファンドの平均格付けは、ダブルA格(AA-/Aa3)以上とします。評価機関による格付けが異なる場合は、S&Pおよびムーディーズのうちいずれか高い方の格付けを採用します。

ファンドの平均格付けは以下の表に示すように、各格付け機関にいくつかの評価(「格付け評価」)を割り当てることにより計算されます。次に、各証券に表に記載された格付け評価を割り当てます。各ファンドに保有されたファンドの各証券の純資産額に格付け評価を乗じることにより割合の計算はなされます。求められた評価は平均格付けを出すために合算されます。合計は4.5以下、すなわち A A - / A a 3 の信用格付けの証券に相当する格付けの数値でなければなりません。合計が4.5を超える場合、ムーディーズおよび S & P と等しい程度に達している旨を確実にするために、他の格付け機関は調査されます。

計算の目的上、現金および合衆国政府が担保とするモーゲージ証券はAaa信用格付けに属し、かつウエイト1に相当する旨に注意することが重要です。

ムーディーズ

Aaa	Aa1	Aa2	Aa3	A1	A2	А3	Baa1	Baa2	Baa3	Ba1	Ba2	Ва3
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13

S & P

AA	ΙA	AA+	AA	AA-	A+	Α	A-	BBB+	BBB	BBB-	BB+	BB	BB-
1		2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13

フィッチ

AAA	AA+	AA	AA-	A+	А	A-	BBB+	BBB	BBB-	BB+	BB	BB-
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13

(3)【運用体制】

()投資運用会社

管理会社およびティー・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッド(旧T.ロウ・プライス・グローバル・インベストメント・サービシーズ・リミテッド)との間の2002年11月29日付投資運用契約(2008年12月31日を効力発生日とする2008年12月12日付更改契約に従って、T.ロウ・プライス・グローバル・アセット・マネジメント・リミテッドからティー・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッドへ地位譲渡されました。)に従って、管理会社は、ファンドの投資運用会社としてティー・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッド(以下「TRPIL」といいます。)を任命しています。当該投資運用契約は存続期間の定めがなく、一方当事者の他方当事者への書面による90日前の通知により解約することができます。

投資運用会社であるTRPILは、2000年3月23日に英国で設立され、その登記上の事務所を連合王国、ロンドンEC4N 4TZ、クイーン・ビクトリア・ストリート60番に有しています。TRPILは、英国ロンドンで本ファンドに関するポートフォリオ運用業務を行っています。TRPILは、金融サービス持株会社であるティー・ロウ・プライス・グループ・インク(T. Rowe Price Group, Inc.)の全額出資子会社です。この企業組織(以下「ティー・ロウ・プライス」と総称します。)にはTRPILのほかに、規制を受ける多くの投資委託会社が存在します。TRPILは、英国金融行為監督機構の規制を受けています。

TRPILは、2019年6月末日現在、運用資産として約1,501億米ドルを保有していました。

ティー・ロウ・プライスは、投資家ならびに金融仲介業者に幅広い選択肢から積極的な株式および債券投資戦略を提供しています。また、同社が提供する商品全般に渡り、独自性、ファンダメンタル・リサーチ、リスク・マネジメントに対する周到な注意およびスタイルの一貫性を保つことに重きを置いています。

()運用体制

ユーロ総合債券戦略のポートフォリオは、15年の投資経験を有するケネス・エイ・オーチャードが運用責任者を務め5名の経験豊富なポートフォリオ・マネジャーとグローバル投資チームが構築しています。彼らは投資の意思決定に合議方式を採用しています。ポートフォリオの構築とアクティブ・ポジションの調整は、各投資機会に関する確信度の水準を斟酌します。

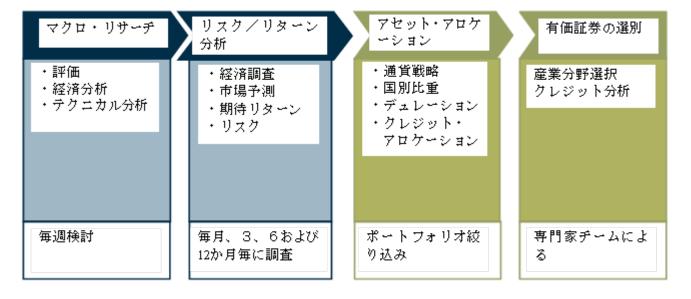
グローバル投資チームは、ポートフォリオ運用に最終的な責任を有し、各ポートフォリオが最良の投資機会から利益を得ることを確保しています。

グローバル投資チームは、ティー・ロウ・プライスの経験豊富な国債アナリストやポートフォリオ・マネージャーと緊密に連携し、それぞれの担当国について投資アイデアを提供しています。このプロセスは包括的で、反復可能です。各国の包括的な評価は国債アナリストによって行われ、投資機会にはデュレーション / イールドカーブ、通貨トレンドおよび信用力を含むように検討されます。国債アナリストとグローバル投資チームとの間の定期的な相互連携は、アナリストが強調する国債への多数の投資機会を、当社の投資プロセスでうまく捕捉することを確実にします。

また、グローバル投資チームは、部門制スペシャリストやエコノミスト、特定の戦略を担当する 経験豊富なポートフォリオ・マネジャーあるいはそれぞれの分野の専門家と協力しています。

() 資産運用の意思決定過程

ファンドの資産運用に関する方針は、以下の過程に従って決定されます。



マクロ・リサーチ

チームのマクロ経済予測を決定し、評価およびファンダメンタル分析により、市場心理および競合他社の現況のような短期間の流れを考慮しつつ中長期間の投資機会を見出します。会議には、投資運用会社のエコノミストも参加します。

さらに、コーポレート市場に固有のテーマで開催される週間戦略会議において、特定のマクロ・ テーマを補足しています。

リサーチおよび分析は、ウェブをベースとしたグローバルなシステム基盤を通して行われます。 このシステム基盤のおかげで、全世界規模でリアルタイムに情報共有が可能となり、ティー・ロウ・プライスの他の事務所間または債券および株式チームとの良好なコミュニケーションが確保されます。

通貨およびクレジットは、個別資産として投資されます。債券投資においては実質金利に、クレジット投資においてはスプレッド・レベルに、通貨投資においては国別対外競争力にかなりの比重を置きます。

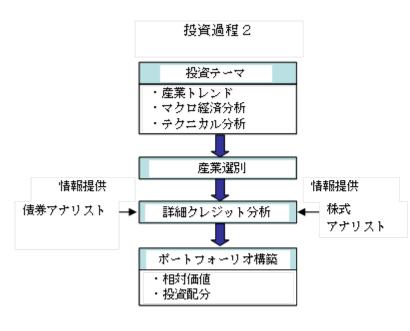
リスク / リターン分析

上記の詳細なリサーチを利用することによって、利率および通貨の月次予測を行います。予測は、3か月、6か月、12か月単位で行われ、信用市場の投資適格予測も含まれます。

債券および通貨の期待リターンは、ベンチマークに対するトラッキング・エラーであるリスクに対して測定されます。インデックスに対し相当の超過リターンを示しかつ低リスクの資産に関しては資金投入を増やし、高リスクで低収益の資産に関しては、資金投入を減じる候補とします。

クレジット投資

ティー・ロウ・プライスには、企業債券リサーチ専門のチームがあり、アナリストは全産業分野に渡っています。産業分野毎の専門アナリストが、スタッフ共々、社債市場における全産業をカバーしています。さらに、企業債券アナリストは、同社のネットワークを介し、株式リサーチ・アナリストとも縦横に交流しています。



()職務および権限

投資運用部門においては、ファンドの投資運用に対する意思決定機能をセクションまたはポジション毎に持っており、各セクションまたは各ポジションの重要な義務および権限は、内部規則に従って規定されています。

ポートフォリオ運用の最終決定は、グローバル債券チームのメンバーおよび部分制スペシャリストによってサポートされますが、最終権限は、トップのポートフォリオ・マネジャーにあります。 詳細については、上記「() 運用体制」の項を参照のこと。

() ミーティング、委員会またはその他の内部組織

ティー・ロウ・プライスのコンプライアンス体制は、ティー・ロウ・プライスの主席法律顧問が率いる法務コンプライアンス部に置かれます。分権化されたコンプライアンス体制は、ティー・ロウ・プライスの様々な子会社およびその規制ならびに要件に焦点を当て、主席法律顧問に報告することとなっています。

北米以外のすべての規制対象の投資活動に関して、国際コンプライアンス統括責任者が一元的な体制を維持しています。国際コンプライアンス統括責任者は、欧州、アフリカ、豪州、アジアおよび中東の各事業の規制コンプライアンスを担当するコンプライアンスの人員チームを監督し、国際コンプライアンス統括責任者は、世界中のさまざまな規制当局によって統制される海外のすべての従業員を監督しています。北米および国際コンプライアンスグループは、グローバルな整合性を確保するため、継続的に情報を共有しています

ティー・ロウ・プライスは分権化されたコンプライアンス組織を有しており、これを通じて各事業部門がそれぞれの事業活動およびコンプライアンス過程に関して主たる責任を負います。各事業部門のコンプライアンス・コーディネーターは、部内のコンプライアンス・プログラムを策定および監視する任務が与えられています。

グループ戦略コンプライアンスの統括責任者は、グループ戦略コンプライアンスの直接的な管理者です。グループ戦略コンプライアンスチームは経験豊富なコンプライアンスの人員で構成され、北米を拠点とする投資活動の監視を中心に、ティー・ロウ・プライス全体の活動の監視を行います。また、同チームの統括責任者および同チームは、ティー・ロウ・プライスの倫理規定および行動規範(以下「ティー・ロウ・プライス規定・規範」といいます。)、規制当局への届出ならびに投資に関するコンプライアンス機能に係る業務上のコンプライアンスを支援する45名を超えるコンプライアンスの専門家グループに対し、コンプライアンスに関する専門知識を提供します。これらのグループは、ティー・ロウ・プライス規定・規範の遵守の管理および監視を業務面から担当し、規制当局への届出が適切に行われるよう確保するとともに、ティー・ロウ・プライスの厳格な投資コンプライアンス機能を管理します。

グループ戦略コンプライアンスチームの任務は、ティー・ロウ・プライス・グループ・インクが、規制当局の規則、契約上の合意事項ならびにティー・ロウ・プライスの方針および手続きの違反を防止するために十分な、ティー・ロウ・プライスの全事業分野にわたりすべての事業部門および商品を対象とするコンプライアンス・プログラムを整備していることを確保することです。グループ戦略コンプライアンスチームは、ティー・ロウ・プライスの各事業部門と連携し、規制当局の規則、契約上の合意事項ならびにティー・ロウ・プライスの方針および手続きの違反を迅速に是正するとともに、再発防止を目的とした方針および手続きの改善を支援します。これには、年次の自己査定およびコンプライアンス検査のほか、事業部門のコンプライアンス・プログラムの策定支援が含まれます。

コンプライアンス・プログラムの一部として、ティー・ロウ・プライス内には、証券法、顧客との契約上の義務ならびにティー・ロウ・プライス規定・規範を含むティー・ロウ・プライスの社内方針および手続きの違反を防止し、および発見するための方法の妥当性および実施を確保する責任を負うグループが複数存在します。当該グループには、グループ戦略コンプライアンス、投資コンプライアンス、ポートフォリオ運用、全社的リスク管理および内部監査が含まれます。自動化された手続および手動の手続が利用されます。投資制限は、取引前および取引後ベースで監視されます。

更にティー・ロウ・プライスはリスク管理の諸相を監督する一定の委員会を設けています。その全てにティー・ロウ・プライスの上級執行役員を含むこれらの委員会は以下のとおりです。

・<u>倫理委員会</u> - ティー・ロウ・プライスの倫理規定および行動規範の維持および執行につき責任を 負います。ティー・ロウ・プライス規定・規範は、個人口座における取引、贈答品の授受および 接待ならびに非公開情報の開示および受領等の事項について規定しています。倫理委員会は、半 年に一回および必要に応じて会合を開催します。

- ・<u>株式、債券、国際的監視委員会</u> 投資方針を定め、パフォーマンスおよびスタイルの整合性を監 視する責任を負います。
- ・<u>グローバル・トレーディング委員会</u> 仲介業者の割当および最良執行の見直しにつき責任を負います。
- ・<u>カウンターパーティー・リスク委員会</u> ティー・ロウ・プライスがエクスポージャーを有する事業体に対するティー・ロウ・プライス全体のエクスポージャーの監視につき責任を負います。同委員会は、カウンターパーティーに関するシステミックなエクスポージャー・リスクを効率的に識別し軽減するコーポレート・ガバナンスの枠組みの構築および維持を担当します。同委員会はまた、売買取引、有価証券貸借取引、担保管理およびISDAマスター契約 / クレジット・サポート・アネックス契約によるエクスポージャーの継続的な変動も監視します。カウンターパーティー・リスク委員会は、毎月会合を開催します。
- ・<u>リスクおよびオペレーション監視委員会</u> 業務上の執行と調整に焦点を当て、ティー・ロウ・プライスの業務およびリスク管理の体制ならびにプロセスの監督および連絡を担当します。

さらに、ティー・ロウ・プライスは、重要な事業機能の業務上の統合を維持し、自然、技術、 人的な脅威による職場の混乱から生じる潜在的なリスクや脆弱性を削減および排除することに取り組んでいます。その結果、事業継続に関するすべての活動の最終的な意思決定機関である事業 継続運営委員会をはじめとする内部の事業継続体制が整備されています。ティー・ロウ・プライ スの事業継続計画の目的は、障害や危機の際の従業員の安全、厚生、引率を促進するための準 備、業務上重要なデータやシステムの完全性、保護、遠隔でのバックアップの検証、規制上およ び監査上の義務とガイドラインの遵守の維持などがあります。

包括的なガバナンス構造を提供するというティー・ロウ・プライスの取組みの要となるのは、 全社的なコンプライアンス体制、取引前後の監視手続、事業継続計画、企業リスク管理、上級役 員による監視体制です。

・<u>リスク管理監視委員会</u> - ティー・ロウ・プライスのリスク管理体制、手続および事業部門のリスク管理に関する取組みの監督、監視および連絡につき責任を負います。

(4)【分配方針】

管理会社は、英文目論見書の規定にしたがって、ファンドが受領した純受取利息、配当およびその他の利益から、毎月の分配(ただし、信託証書に定める規定に基づいて適当な調整を行うことを条件とします。)を宣言する予定です。ただし、将来の分配金の支払およびその金額について保証するものではありません。分配が行われないこともあります。また管理会社は、毎月、または管理会社が決定したその他の時期に、ファンドの実現および未実現売買益(キャピタル・ゲイン)から実現および未実現売買損を差し引いた額を、受益者に分配することができます。さらに、分配に回さないファンドの利益および純売買益は、ファンドの投資方針にしたがって再投資するものとします。

分配は、各月の最後の営業日(以下「分配落日」といいます。)の評価時点で宣言し、日本で販売される受益証券については販売会社に対して、分配落日の翌々営業日に支払います。分配は、分配落日の前営業日が終了した時点で受益者名簿に記載されている受益者に対して支払います。また日本において、受益証券の保有を販売会社に委託する場合、販売会社が分配金を受け取った後の販売会社が指定した日に、販売会社が日本の受益者に分配金を支払うものとします。

ある分配期間に関する分配対象額は、かかる分配期間中にファンドに関して受託会社が(配当、利息等の形で)受け取った純投資収益の合計額に相当する金額に、純実現損益および純未実現損益を考慮した額とした上で、以下の調整を行うものとします。

- (a) 権利付きまたは分配落ちでの売買を可能とする調整のための額を加算し、または差し引きます。
- (b) 分配期間の終了時に発生し、受託会社が受け取っていない利息、配当またはその他の利益に相当する金額を加算し、(以前の分配期間に関して加算の調整が済んでいる)以前の分配期間の終了時に発生した利息、配当またはその他の利益に相当する金額を差し引きます。

- (c) 直前の分配期間に関して分配に利用できたものの分配されていない金額がある場合はこれを加算します。
- (d) 所得税の減免または二重課税の救済措置等に関連する請求を原因とする実際のまたは予想される税金還付額に相当する金額を加算します。
- (e) ファンドの利益から適正に支払うべき租税等の実際のまたは予想される債務の額を差し引きます。
- (f) 分配期間中に受益証券の解約に際して支払われた利益への参加分に相当する金額を差し引きます。
- (g) 分配期間中に発生し、ファンドの利益または元本から適正に支払うべき費用、報酬またはその他の支払(事務管理費用、立替費用、管理会社に支払うサービス料、課徴金などを含みます。) に必要な金額を差し引きます。

各分配期間に関してファンドから分配する金額は、投資運用会社と協議した上で管理会社が分配に利用可能な資金の枠内で決定するものとします。ただし、ある分配期間に関して分配されなかった金額は、次の分配期間に繰り越すことができます。

日本において、受益証券の保有を被指名人としての販売会社に委託する場合、配当については、 販売会社がファンドから分配を受け取った後、遅滞なく受益者に支払うものとします。

支払日から6年間未請求の分配金は失効し、預託資産に帰属するものとします。受益者に対して支払われる配当その他の金額は、ファンドに対して利息を生じません。

受取人が別段の請求をしない限り、受益者に支払われる分配金は、関係するファンドの基準通貨で、電信送金によって、受益者の費用で支払われるものとします。電信送金は、受益者の指示にしたがって、受益者のリスクで支払われ、また共同受益者の場合は、関係する名簿に最初に名前が記載された共同受益者に、共同受益者のリスクで支払われ、また銀行業者もしくはその他の代理人または受益者の被指名人への支払に関して受託会社が承認した書式で作成された書面の指示書を受益者または共同受益者が受託会社に送付した場合に、かかる指示書に記載する指示にしたがって処理されるものとします。

収益分配金に関する留意事項

分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払 われると、その金額相当分、1口当たりの純資産価格は下がります。



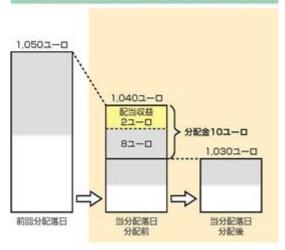
分配金は、分配計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があります。その場合、当 分配落日の1口当たりの純資産価格は前回分配落日と比べて下落することになります。また、分 配金の水準は、必ずしも分配計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合(1口当たりの純資産価格がユーロ表示の場合)

(前回分配落日から1口当たりの純資産価格が上昇した場合)

1.0552-0 順中収益 1.050ユーロ 51-0 分配金10ユーロ 51-0 1.0452-0 前回分配寒日 当分配落日 当分配落日

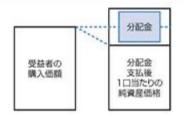
(前回分配落日から1口当たりの純資産価格が下落した場合)

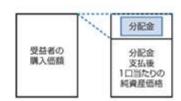


- ※ 上図表はイメージ図であり、実際の分配金額や1口当たりの純資産価格を示唆するものではありませんのでご留意 下さい。分配金は、ファンドごとに、その分配方針に基づき支払われます。
- 受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には投資元本の -部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より1口 当たりの純資産価格の値上がりが小さかった場合も同様です。

(分配金の一部が購入価額を下回った場合)

(分配金の全部が購入価額を下回った場合)





(5)【投資制限】

ファンドに適用される投資制限を以下に記載します。投資制限はAIFM法令およびAIFルールブックに規定されます。管理会社は、投資運用会社の助言にしたがって、受託会社の書面の許可を受け、アイルランド中央銀行に通知した上で、ファンドの投資証券を保有し、または受益証券を販売する国の法規を遵守するために、受益者の利益に資する追加の投資制限を課すことができます。

ファンドの資産はAIFM法令に基づいて許可された投資証券に限定して投資し、AIFM法令に定める制約および本書に記載する投資制限に服すものとします。

- (1) ファンドは、後記「別紙2」に記載する公認取引所に上場または取引されていない証券に、 ファンドの純資産額の10パーセント以上を投資してはなりません。
- (2) ファンドは同一発行体が発行した証券に純資産額の10パーセント以上を投資してはなりません。ファンドは、ファンドの純資産額の100パーセントを限度として、EU加盟国の政府もしくは地方政府またはアメリカ合衆国、カナダ、ニュージーランド、オーストラリア、スイスおよびノルウェーの政府、欧州投資銀行、欧州共同体、欧州原子力共同体、世界銀行、アジア開発銀行および米州開発銀行が発行または保証した譲渡性証券、ならびにアメリカ合衆国政府の十分な信用と保証の裏付けがある債券に投資することを認めるアイルランド中央銀行の許可を取得しています。
- (3) ファンドは同一の発行体が発行した特定のクラスの証券の10パーセント以上を保有してはなりません。本項の解釈上、同一の発行体が発行したすべての債務証券は全体としてひとつのクラスを構成すると見なします。
- (4) ファンドの純資産額の10パーセント以上を、1つの機関に預託してはなりません。上記の制限は、以下の機関への預託金、または以下の機関が発行した預託金額を証明する証券、もしくは以下の機関が保証した証券については純資産の30パーセントに拡大します。
- ()欧州経済地域(EEA)(EU加盟国、ノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタイン)で認可を受けた金融機関
- () E E A の加盟国以外に、1988年7月のBIS規制の署名国(スイス、カナダ、日本およびアメリカ合衆国)で認可を受けた金融機関
- () ジャージー、ガーンジー、マン島、オーストラリアまたはニュージーランドで認可を受けた 金融機関
- () 受託会社、または
- ()アイルランド中央銀行の事前の承認がある場合、受託会社の関係会社または関連会社である 金融機関
- (5) (2)項および(4)項に関して、関連会社は同一の発行体と見なされます。
- (6) ファンドの純資産額の50パーセント以上を、常に、日本の金融商品取引法の第2条第1項に定める「有価証券」の定義に該当する証券に投資します。
- (7) ファンドは、いかなる種類の株式または出資に対しても投資することはできません。
- (8) ファンドは、会社型の株式に対して投資を行うオープン・エンド型集合投資スキームに投資してはなりません。
- (9) ファンドは、証券を空売りし、またはショート・ポジションを保持してはなりません。ただし、アイルランド中央銀行が定めた枠内で、ポートフォリオの効率的運用のために、先物取引および先渡取引(かかる取引のオプションを含みます。)に関して当初証拠金および維持証拠金を差し入れている場合はこの限りではありません。
- (10) ファンドは、ファンドの純資産額の10パーセントを越える借入れを行ってはなりません。
- (11) ファンドの純資産額の5パーセント以上をワラントに投資してはなりません。
- (12) ファンドは、商品、商品契約、商品または商品に関する権利を表象する証券を売買してはなりません。上記規定の解釈上、商品には貴金属を含みます。ただし、ファンドは、上記の制限を遵守することを条件として、商品に投資し、または商品を取引する会社の証券を売買することができます。

- (13) ファンドは不動産を購入してはなりません。ただし、ファンドは、上記の制限を遵守すること を条件として、不動産に投資する会社の証券を売買することができます。
- (14) ファンドの資産を証券の引き受けまたは下引き受けに使用してはなりません。ただし、対象証券の処分に関連して、証券法に基づく引受人と見なされる場合はこの限りではありません。
- (15) ファンドは、以下に定める条件に従って、その他のオープン・エンド型集合投資ファンドの受益証券を購入することができます。
 - () ファンドは純資産額の10パーセント以上をかかる投資ファンドに投資してはなりません。
 - () ファンドが同一の管理会社または関連会社が運用する集合投資ファンドの受益証券に投資する場合、投資先のファンドの管理会社は、受益証券の購入に関連して自らの利益のために徴収する手数料を放棄しなければなりません。
 - () その他の集合投資ファンドの受益証券への投資によってファンドの投資運用会社が仲介手数料を受け取る場合、かかる手数料はファンドの資産となるものとします。
- (16) ファンドは、債券の発行による資金調達を行ないません。
- (17) 管理会社は、ファンドによる借入れ(後述される清算手続き以外の目的では)またはレバレッジの利用を意図していません。
- (18) 管理会社は、取引相手方の指定を意図していません。

ファンドの支配できない理由により、あるいは引受権の行使の結果として、上記の各比率を超えた場合、投資運用会社は証券の売却に際して受益者の利益を考慮の上、優先的にかかる事態を是正しなければなりません。

管理会社は加えて以下の追加的投資制限を2002年11月7日付取締役会決議において導入しています。

管理会社または受益者以外の第三者の利益のために管理会社によりなされた取引のような、ファンドの受益者の保護に反しまたはファンドの資産の適切な運用を害する管理会社のあらゆる取引は、禁止されます。

さらに、ユーロ通貨建資産以外へのファンドの投資は、別の欧州通貨建資産の取得および投資時において、ファンドの純資産額の15パーセントまで投資することができます。かかる投資は、投資顧問会社が魅力的であると判断するときにのみ行われるものとします。ユーロに対する通貨ヘッジは、通貨の魅力の度合い、および英文目論見書に記載されるアイルランド中央銀行によって規定される制限内において行われます。通貨先物およびオプションを通じて行われるヘッジは、英文目論見書に記載されるアイルランド中央銀行によって規定される制限内において許可されます。

効率的ポートフォリオ運用

適用ある法律で認められている場合、ファンドは、アイルランド中央銀行が定めた条件および制限にしたがって、譲渡性証券に関して先物、オプション、スワップおよび貸株などの技法および手段を利用することができます。ただし、かかる技法および手段はヘッジもしくはパフォーマンスの向上または両方を目的とするポートフォリオの効率的な運用のために使用することを条件とします。かかる技法および手段の利用に関してアイルランド中央銀行が定めた条件および制限については、後記「別紙3」に記載します。以下に記載するオプションの利用に関してアイルランド中央銀行が定めた条件および制限は、ポートフォリオの効率的運用のためにダイワ・ボンド・ファンド・シリーズが利用する保証にも適用されるものとします。また適用ある法律で認められている場合、ファンドは、後記「別紙3」に記載されるアイルランド中央銀行が定めた条件および制限にしたがって、資産および債務の管理に関連して為替リスクまたは金利リスクをヘッジする技法および手段を利用することができます。

ファンドに関して利用されるポートフォリオの効率的運用の技法について、取引コストが発生することがあります。ポートフォリオの効率的運用の技法によるすべての収益から直接的および間接的な運用コストを差し引いた額が、ファンドに返還されます。ポートフォリオの効率的運用の技法

に起因する直接的および間接的な運用コスト/費用は、含み収益を含むものではなく、ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズの年次報告書に概要が記載される事業体に支払われ、かかる年次報告書には、当該事業体が管理会社または受託会社に関係しているか否かが明記されます。

ポートフォリオの効率的運用および/または為替リスクを回避するために金融派生商品が利用されるため、かかる利用により、追加の資本または収益が生み出されることがあります。投資運用会社は、金融派生商品の利用がダイワ・ボンド・ファンド・シリーズの純パフォーマンスに及ぼす影響は限定的であると予想しています。

投資家は、ポートフォリオの効率的運用に関連するリスクに関するさらなる情報について、後記「3 投資リスク リスク要因」の「利益相反」、同「取引相手のリスク」、および「第二部 特別情報 第1 管理会社の概況 4 利害関係人との取引制限」の項を参照のこと。

効率的なポートフォリオ運用および / または為替リスク対策に用いられる主な技法および手段の概要は、以下のとおりです。

先物

ファンドは、収益をロックインすることによるリスク管理にかかる効率的、流動的かつ有効な対策 および/または先物価格の下落対策として通貨または金利の先物を売却することができます。ま た、ファンドは、証券のポジションを獲得するため費用面で効率的かつ効果的な手法として通貨ま たは金利の先物を購入することもできます。

オプション

ファンドは、(専ら効率的なポートフォリオ運用目的として)自らが保有するかまたは投資を行うことができる証券および通貨のカバー・コール・オプションおよびプット・オプションを売却することにより、当期リターンを増加するためにオプションを活用することができます。

先渡し

通貨先渡しは、関連するファンドの基準通貨以外の通貨建ての証券の通貨エクスポージャーをヘッジし、ファンドに影響を及ぼす可能性のある金利および為替レートをヘッジするために利用することができます。

スワップ

トータル・リターン・スワップ契約は、原証券または先物契約を通じてエクスポージャーを得ることが不可能であるかまたは実利的でない場合、特定の証券または市場に対するエクスポージャーを 得るために利用することができます。

レポノ逆レポ契約および株貸付契約

AIFルールブックに定める規定および制限に従い、ファンドはレポ契約、逆レポ契約および/または株貸付契約を利用し、ファンドの収益を増加することができます。レポ契約は、一方の当事者が他方当事者に対して証券を売却すると同時に買戻契約を締結し、当該証券のクーポン率と連動しない市場金利を反映する価格を定めて将来の一定の日にこれを買い戻す取引です。逆レポ契約は、ファンドが証券を購入し、同時に当該証券を互いに合意した日に合意した価格で当該証券の売主に売却することを約束する取引です。株貸付契約は、借主が貸主から証券を借入れ、予め決められた期間を経た後、借入証券と同等の証券を貸主に返還する契約をいいます。

投資家は、後記「3 投資リスク リスク要因」の項ならびに「外国為替・通貨リスク」および「運用リスクおよびオペレーショナル・リスク」の項のリスクに関する記述を熟読すべきです。

借入れ方針

ファンドによる借入れは、流動性目的に限定され、常に、その純資産の最大10%に制限されます。 ファンドは、受益者に対する買戻金の支払の資金を賄うために、または、その他の投資対象の売却も しくは償還の手取金をファンドが受領するまでの新規の投資対象の短期資金調達のために、短期の借 入れを行うことがあります。

投資制限および借入制限の変更

管理会社がAIFルールブックに記載された投資制限および借入制限の変更を利用する権限を有する(ただし、アイルランド中央銀行の事前承認を得ることを条件とします。)ことが意図されています。

AIFルールブックの変更を利用する能力

ファンドがAIFルールブックに記載された投資制限の変更を利用する権限を有する(ただし、アイルランド中央銀行の事前承認を得ること、ならびにかかる変更がファンドの投資目的および投資方針と重要な点において一致することを条件とします。)ことが意図されており、これにより、ファンドがまたはファンドのために、英文目論見書の日付現在AIFルールブックに基づき投資が制限または禁止されている投資信託、証券、派生商品またはその他の形態の投資対象に投資することが可能になります。

流動性管理方針および買戻権

管理会社は、流動性管理方針を策定しており、かかる方針により、管理会社は、ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズおよびファンドの流動性リスクの特定、監視および管理、ならびにダイワ・ボンド・ファンド・シリーズの投資対象の流動性特性がダイワ・ボンド・ファンド・シリーズの対象債務の履行を促進することの確保が可能になります。管理会社の流動性方針は、ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズおよびファンドの投資方針、流動性特性、買戻方針およびその他の対象債務を考慮に入れたものになっています。流動性管理システムおよび手続には、ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズおよびファンドについて予想されるもしくは実際の流動性不足またはその他の破綻状況に対処するための適切なエスカレーション措置が定められています。

要約すると、流動性管理方針は、ファンドが保有する投資対象の特性を監視するとともに、当該投資対象が英文目論見書またはファンドの英文目論見書補遺に記載される買戻方針に適合していることを確保し、ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズの対象債務の履行を促進します。さらに、流動性管理方針には、ストレス変化が広範に及ぶファンドの流動性リスクを管理するために投資運用会社が実施する定期的なストレス・テストについての詳細が定められています。

ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズは、ファンドの投資方針、流動性特性および買戻方針の一貫性の確保に努めます。投資方針、流動性特性および買戻方針は、受益者が全受益者の公平な取扱いに沿う方法で、かつ、ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズの買戻方針および義務に従って自己の投資対象を買い戻す能力を有する場合に、一貫しているとみなされます。投資方針、流動性特性および買戻方針の一貫性の評価において、管理会社は、買戻しが原資産価格またはファンドの個別資産のスプレッドに及ぼしうる影響につき考慮するものとします。

受益者の買戻権(通常および例外的な状況における受益者の買戻権を含みます。)および既存の買 戻取決めについての詳細は、後記「第2 管理及び運営 2 買戻し手続等」の項に記載されていま す。

ファンドの資産を適宜投資する規制された証券取引所および取引市場のリストについては、後記「別紙2」をご参照ください。

「ポートフォリオの効率的運用を目的とする技法および手段」については、後記「別紙3」をご参照ください。

3【投資リスク】

リスク要因

一般的リスク要因

一部の証券への投資には、その他の主要な証券市場で取引されている証券への投資に通常伴うリスクよりも大きなリスクがあります。投資を行おうとする者は、ファンドに投資する前に以下のリスクについて検討すべきです。

- 総論

投資家は、いつでも、ファンドの受益証券の発行価格と買戻価格との間に差が生じるということが、ファンドへの投資は中長期的に見るべきことを意味していると認識するべきです。ファンドへの投資は、投資ポートフォリオの相当部分を構成するべきではなく、またファンドへの投資はすべての投資家に適しているとは言えません。

- AIFMDリスク

ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズは、AIFMDに規定される個人投資家向けAIFであり、個人投資家向けAIFとしてアイルランド中央銀行による認可を受けており、外部のオルタナティブ投資ファンド運用会社がいます。その結果として、管理会社は、AIFMD第31条および第32条に従い、EU加盟国において、ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズのファンドの受益証券をAIFMDに規定される個人投資家に販売することができます。

さらに、管理会社は、様々な組織上の要件および業務行動規範を充足すること、リスク管理、流動性管理および報酬等の分野に関する活動プログラムならびに各種方針および手続を採用および実施すること、ならびに継続的な自己資本比率維持義務、報告義務および透明性確保義務を遵守することが求められます。かかる制限および/または条件により、ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズが直接または間接的に負担する継続発生費用が増加する可能性があります。

さらに、AIFMまたはその受任者は、AIFMDで定める頻度による受益者への報告書またはAIFMDに基づき認められたその他の手段により、以下の事項に関する情報を開示することが義務付けられています。

- (1)ファンドの資産のうち、その非流動的な性質に起因して特別な取決めの締結が条件となって いる資産の割合
- (2)ファンドの流動性の管理に関する新たな取決め
- (3)ファンドの現在のリスク特性およびそれらのリスクを管理するために管理会社が採用するリ スク管理システム
- (4)ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズの預託機関が契約により自らを免責するために締結し た取決め
- 投資運用会社への依存に関するリスク

ファンドについての投資判断は、管理会社に代わり投資運用会社が行います。ファンドの成功は、 投資運用会社の適切な投資対象を見極める能力およびファンドのためにかかる投資対象を処分して利益を得る能力に依拠します。不利な事象により、ファンドの一または複数の投資対象が同時に影響を 受ける可能性があります。投資運用会社がこの点において成功するとの保証はありません。

- マネー・ロンダリング防止

ファンドが、国際的その他のマネー・ロンダリング防止法、規則、規制、条約もしくはその他の制限に違反して、またはテロリストの疑いがある者もしくは機関、麻薬密売容疑者、もしくは海外腐敗行為に関与した疑いのある海外の上級政治家のために、直接的または間接的に行為する者または主体からの出資を受け、またはその他かかる者または主体の資産を保有していると、管理会社または政府機関が考える場合、管理会社またはかかる政府機関は、ファンドに投資されているかかる者もしくは主体の資産を凍結し、またはかかる者もしくは主体の買戻権を停止することがあります。管理会社はまた、当該資産を政府機関に送金または移転するよう求められることもあります。

- 仲介取決め

ポートフォリオ取引を実行するブローカーおよびディーラーを選定するにあたり、管理会社または 投資運用会社は、価格、効率的に取引を執行する当該ブローカーおよびディーラーの能力、かかる者

の才能、信頼性および財務上の責任ならびにかかるブローカーおよびディーラーにより提供される金融商品または業務などの要因を考慮する権限を有するとともに、かかる要因を考慮することができます。かかる商品および業務は、一般に、ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズにとって有益なものであることがあります。管理会社または投資運用会社は、あるブローカーまたはディーラーにより課された取引手数料の金額が当該ブローカーまたはディーラーにより提供された製品または業務の価値に関して合理的であると誠実に判断した場合には、他の会社が採用された場合に負担したであろう金額を上回る場合であっても、かかる取引手数料を当該ブローカーまたはディーラーに支払うことがあります。ただし、当該ブローカーまたはディーラーがかかる取引に関して最良の遂行を実現することに同意していることを条件とします。

管理会社または投資運用会社に提供される商品または業務には、特定の業界および会社に関するリサーチ報告、経済調査および分析、特定の銘柄に関する推奨、ならびにその他の商品または業務が含まれることがあります。報告は、ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズの年次報告書および半期報告書に含められ、(適切な場合には)管理会社または投資運用会社のソフト・コミッションの慣行について記載されます。

- 政治または制度上のリスク

ファンドの資産の価値は、国際的な政治上の出来事、政策の変化、課税の変更、外国投資および通 貨送金の規制、為替の変動および投資先の国々の法規の改正などの不確実性の影響を受けます。また 投資を行う一部の国における法律の枠組み、会計、監査および報告基準では、主要な証券市場で一般 的な水準の投資家保護または投資家情報が提供されない可能性があります。

- 外国為替・通貨リスク

ファンドの受益証券は特定の通貨で表示されていますが、ファンドは様々な通貨で表示された証券 に資産を投資しており、一部の通貨は自由に交換できない可能性があります。基準通貨で表示された ファンドの純資産額は、基準通貨とファンドの投資証券の表示通貨との為替レートの変動にしたがっ て変化するため、ファンドは為替リスクにさらされます。

結果的な為替リスクをヘッジすることは不可能ですが、管理会社および投資運用会社は、独自の判断にしたがって、効果的にポートフォリオを管理する目的に限定して、ヘッジ取引を行うことができます。

- 市場リスク

ファンドは投資を分散する計画ですが、ファンドの投資証券は通常の市場変動のリスクだけでな く、債券、通貨、デリバティブ等の商品への投資に固有のリスクにもさらされます。

- 店頭市場リスク

ファンドが店頭市場で証券を取得する場合、当該証券の流動性が限定されており、比較的激しい値 動きをする傾向があるため、ファンドが当該証券の公正価格で換金できるとの保証はありません。

- 利益相反

管理会社、投資運用会社、受託会社、販売会社、これら各々の関係会社およびこれらの者に関連する社員は、一定の利益相反の対象となることがあります。後記「第二部 特別情報 第1 管理会社の概況 4 利害関係人との取引制限」の項をご参照ください。

- 決済リスク

ファンドが投資する一部の公認取引所の取引および決済の慣行は、主要市場の慣行と同じではな く、その結果、決済リスクが増大し、ファンドの投資証券の換金が遅れる可能性があります。

- 保管リスク

ファンドが投資する一部の市場の保管サービスは、主要市場の保管サービスと同じではないため、 かかる市場での取引には取引および保管のリスクが伴います。

- 租税

ファンドへの投資に関連する課税リスクに、投資を検討している者は注意が必要です。詳細については後記「4 手数料等及び税金 (5)課税上の取扱い」と題する項目に記載します。

- 外国口座税務コンプライアンス法(FATCA)

特定の支払に適用される2010年雇用促進法の外国口座税務コンプライアンスに関する規定(以下「FATCA」といいます。)は、原則的に、特定米国人による非米国口座および非米国事業体の直接的および間接的な所有について米国内国歳入庁への報告を義務付けることが意図されており、要求される情報を提供しない場合は、直接米国投資(および場合によっては間接米国投資)に対し30%の米国源泉徴収税が課税されます。米国源泉徴収税の課税対象となることを回避するためには、米国人投資家および非米国人投資家はともに、自己および自己の投資家に関する情報の提供を義務付けられる可能性があります。この点について、アイルランド政府と米国政府は、2012年12月21日、FATCAの導入に関する政府間協定(さらなる詳細については、後記「4 手数料等及び税金 (5)課税上の取扱い (B) アイルランド 受益者への税金・米国の報告および源泉徴収要件の遵守」の項をご参照ください。)を締結しました。

投資予定者は、ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズへの投資に関連する米国連邦、州、地方および米国以外の税務報告および証明要件について自己の税務アドバイザーに相談すべきです。

- プレミアムのリスク

ファンドが店頭市場で証券を購入し、または評価する場合、店頭市場の性格によりファンドがプレ ミアム価格でかかる証券を換金できるという保証はありません。

- 評価のリスク

管理会社の要請に応じて、投資運用会社が公認取引所に上場または取引されていない投資証券を評価する場合、かかる投資証券の価格の算定に投資運用会社が関与することと、投資運用会社のその他の任務との間には利益相反が内在します。

- 利益分配リスク

投資運用会社報酬の他に、投資運用会社は1口当たり純資産価格の増加に基づき、運用実績による報酬を受け取ることができます。それに伴い、運用実績による報酬は、実現利益と同様に未実現利益とともに増加します。運用実績による報酬は、ファンドのために投資運用会社が投資するインセンティブとなる可能性がありますが、ファンドの運用実績に基づく報酬が無い場合と比べ、リスクを伴います。

(注)本ファンドに関しては、運用実績による報酬は支払われません。

- 流動性不足

受益者は通常、受益証券の買戻しまたは譲渡によって、ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズへの 投資利益を実現することができますが、一定の状況下では純資産額の計算が中止され、受益証券の買 戻しが中止または遅延する場合があります。

- 取引相手のリスク

ファンドは、投資または取引先の取引相手またはその他の者が破産、支払不能等の理由により、取引を執行できないリスクにさらされます。

- 預託リスク

受託会社およびその受任者(もしあれば)は、ファンドの証券、ファンドの証券口座に発生する現金、分配金および権利を保管します。受託会社または受任者がファンドのために現金を保有している場合、ファンドは、受託会社または受任者が支払不能に陥った場合に無担保債権者となることがあります。

また、ファンドの資産の一部が、受託会社およびその受任者以外の事業体により保有されることがあります。一例を挙げると、ファンドは、先物、スワップ、先渡しおよび一部のオプション等の派生商品契約に関連して、その資産の一部を担保として取引相手またはブローカーに差し入れることがあります。ファンドは、担保を過大に徴求された派生商品契約を締結した場合、かかる取引相手またはブローカーが支払不能に陥った場合に当該ブローカーの無担保債権者となる可能性があります。

ファンドは、保管および/または決済システムが十分に発達していない市場(新興市場国を含みます。)に投資することがあります。かかる市場で取引されているファンドの資産のうち、受任者の使用が必要な状況においてかかる受任者に預託された資産は、受託会社が何ら責任を負わない場合においてリスクにさらされることがあります。

- 投資の分散化

投資運用会社はファンドの資産の投資分散化を図る予定ですが、時には一部のセクターまたは発行体にファンドの資産が集中する可能性があります。

- 大量の買戻しの影響

受益者の選択にしたがって大量の買戻しが発生した場合、投資証券の売却が必要になります。こう した売却により、売却しなければ発生しなかった損失を被る可能性があります。

- 金利リスク

一般論として、金利が上昇すれば債券の価格は下落し、金利が下落すれば債券の価格は上昇します。金利の変動に対する債券の値動きの程度は債務証券の種類によって異なります。

- 信用リスク

債券の価格は、信用力の変化につれて変動します。一般論として、発行体の格付けが低ければ低い ほど利回りとデフォルトの確率は高くなります。また、ファンドが投資した発行体に破産や債務不履 行が生じた場合、かかる債券の価格は大幅に下落します。

- 早期終了

ファンドが早期に終了する場合、管理会社は、受益者に対し、受益者がファンド資産に対して有する持分を按分して分配しなければなりません。証券およびその他の投資対象は、ファンドにより売却されるか、または受益者に分配されなければなりません。かかる売却時または分配時において、ファンドが保有する特定の投資対象の価値が当該投資対象の当初投資額を下回ることがあり、その結果として、ファンドおよびその受益者が損失を被ることがあります。さらに、設立費用が全額償却される前にダイワ・ボンド・ファンド・シリーズまたはファンドが終了した場合、かかる費用の未償却部分は、期限の利益を喪失し、本来であれば受益者に分配可能であった金額から差し引かれます(これによりかかる分配可能金額が減額されます。)。

- 欧州市場インフラ規則

ファンドは、店頭デリバティブ契約を締結する場合があります。店頭(OTC)デリバティブ、中央清算機関(CCP)および取引情報蓄積機関(TR)に関する2012年7月4日付欧州議会および理事会規則(EU)No 648/2012(以下「EMIR」といいます。)では、店頭デリバティブ契約に関して、強制清算義務、相対のリスク管理要件および報告要件を含む一定の要件が定められています。EMIRの発効に必要な、リスク管理手続(担保の水準および種類ならびに分別保管に係る取決めを含みます。)について定めた規制上の技術基準のすべてが最終決定されたわけではなく、よって、確定的なものでない可能性がありますが、投資家は、EMIRの特定の規定により、ファンドが店頭デリバティブ契約の取引に関する義務を負うことになることに留意すべきです。

ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズに関してEMIRが及ぼす可能性のある影響は、以下を含みますが、それらに限られません。

- (a) 清算集中義務:一定の標準化された店頭デリバティブ取引は、中央清算機関(以下「CCP」といいます。)を通じた強制清算の対象となります。CCPを通じたデリバティブの清算により追加のコストが生じる場合があり、また、かかる清算が、当該デリバティブの集中清算が義務付けられなかった場合よりも不利な条件で実行されることもあります。
- (b) リスク軽減手法:ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズは、集中清算の対象外であるその店頭デリバティブの要件について、リスク軽減要件(すべての店頭デリバティブの担保化を含みます。)を整備することが義務付けられます。かかるリスク軽減要件により、ファンドがその投資方針を遂行する(またはその投資方針から生じるリスクをヘッジする)ためのコストが増加する場合があります。
- (c) 報告義務:ファンドによる各店頭デリバティブ取引は、取引情報機関または欧州証券市場監督局に報告されなければなりません。かかる報告義務により、ファンドが店頭デリバティブを活用するためのコストが増加する場合があります。

- オルタナティブ資産投資における競争の激化

従来とは異なる投資業界またはオルタナティブ投資業界は、極めて競争が激しいです。2008年の初めまでは、オルタナティブ資産投資戦略(ファンドのために実施される戦略を含みます。)を実施す

る目的で設立された投資ビークルの数およびかかる投資ビークルへの資本流入が著しく増加しました。正確な影響を判断することはできませんが、かかる増加により、投資機会を得るための競争がより激しくなるか、または一定の状況下において、特定のポジションに関して価格変動の増大もしくは流動性の低下を招くことがあります。

- アイルランドを拠点とする主体

ファンド、管理会社および受託会社はそれぞれ、アイルランドを拠点とし、集団投資スキーム、管理会社および受託会社に適用あるアイルランドおよびEUの規制枠組みに服します。それ故、政府の規制、政治体制、現地の経済および税法の変化が、ファンド、管理会社および受託会社の一部または全部に悪影響を及ぼすことがあります。アイルランド当局は、ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズまたはファンドのいずれかに対する投資の利点について判断を行っていません。アイルランド中央銀行によるダイワ・ボンド・ファンド・シリーズの承認は、アイルランド中央銀行によるダイワ・ボンド・ファンド・シリーズの保証ではなく、またアイルランド中央銀行が英文目論見書の内容に責任を負うものでもありません。

- 将来の見通しに関する記述

本書には、将来の見通しに関する記述が含まれています。かかる将来の見通しに関する記述は、将来の事象に関する管理会社または投資運用会社の見解を反映しています。管理会社または投資運用会社の支配の及ばない要因により、実績が将来の見通しに関する記述にあるものと大幅に異なる可能性があります。申込者は、かかる記述に依拠しないよう注意すべきです。

- 運用リスクおよびオペレーショナル・リスク

ファンドは、その投資目的を達成する投資運用会社の能力に依拠しているため、運用リスクにさらされます。ファンドに関し投資運用会社は、ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズについて投資判断を行う際に独自の投資手法を用いますが、これは、投資運用会社が望ましい成果を達成することを保証するものではなく、ファンドは、多額の損失を被ることがあります。一例を挙げると、投資運用会社は、派生商品を有効に活用することができず、不利な時期にポジションのヘッジを行うことまたはヘッジを行わないことを選択することがあります。投資運用会社のポートフォリオ・マネジャーは、定量分析および/またはモデルを用いることがあります。かかる分析および/またはモデルの欠陥または限界により、戦略を実行するポートフォリオ・マネジャーの能力が影響を受ける可能性があります。これらの分析およびモデルは、必要に迫られ、単純化された仮定を置き、それらの有効性が限定的なものとなることがあります。過去の市場データを解釈しているように思われるモデルは、将来の市場事象を予測することができない可能性があります。さらに、モデルで使用されるデータは、正確でない場合があり、および/または会社もしくは銘柄に関する最新の情報を含んでいないことがあります。また、投資運用会社の社員全員が、期間の長短にかかわらず、継続して投資運用会社と関係するとの保証もありません。投資運用会社の一または複数の従業員による業務上の損失により、ファンドの投資目的を達成するファンドの能力に悪影響が及ぶ可能性があります。

また、ファンドは、投資運用会社およびその他の業務提供会社によるダイワ・ボンド・ファンド・シリーズへの投資運用業務、管理事務代行業務、保管業務、会計業務、税務、法務、株主対応業務およびその他の業務の提供により、オペレーショナル・リスクによる損失および業務障害のリスクにもさらされます。オペレーショナル・リスクは、業務提供会社による不適切な手続および管理、人為的過誤ならびにシステム障害によっても生じる可能性があります。一例を挙げると、取引の遅延または誤り(人為的およびシステム上の両方を含みます。)により、ファンドが、価値が上昇または下落すると投資運用会社が予想する銘柄を購入または売却すること(場合によります。)が妨げられ、それ故、ファンドが当該銘柄について潜在的な投資利益を得ることまたは損失を回避することが妨げられる可能性があります。投資運用会社は、その職務の遂行および義務の履行において自らの過失または故意の不履行がない場合には、オペレーショナル・リスクに関連する損失について、ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズに対し契約上の責任を負うものではありません。また、その他のファンド業務提供会社も、自らの誤りに起因する損失について、ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズに対する責任が限定されます。

- 投資全額の喪失可能性および受益者に対する補償

受益者は、口座開設申込書に記入する際、ファンドへの投資の利点およびリスクを評価することができるのに十分な取引および金融に関する知識および経験を有していること、ならびに提案された投資に伴うリスクおよびかかる投資には投資額の全額を喪失する可能性が内在するという事実を認識していることを証明するよう要求されます。

受益者の責任は、原則として、申込書および(各受益者が拘束される)信託証書に基づき、申込みを行った(全額払込みベースでのみ発行される)受益証券の発行価格のうちの未払込金額に限定されますが、受益者は、ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズ、ファンド、管理会社、販売会社、投資運用会社、受託会社および/または他の受益者に対し、以下を含む一定の事項について補償する義務を負います。

- ()信託証書に基づく適格保有者以外の者が受益証券を保有または取得したことにより発生した 損失
- () ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズがある投資者のために計上することが義務付けられている税金により生じる債務(違約金およびその利息を含みます。)
- ()申込人が必要な情報を提供しなかったことにより受益証券の申込みの処理を行うことができず、その結果として生じた損失
- ()申込書もしくは投資者が管理会社もしくはその受任者に交付した書類における不実表示、かかる申込書もしくは書類に記載された保証、条件、誓約もしくは合意の違反、または投資者による適用ある法律、規則および規制の違反の結果として生じた損失
- 管理会社、投資運用会社、受託会社および関係者との取引

管理会社、投資運用会社、受託会社または管理会社、投資運用会社、受託会社の関係者または各社の従業員、取締役、執行役員によるファンドの資産の取引は禁止されていません。ただし、かかる取引は対等に交渉した通常の商業的条件に基づいて執行され、かつ受益者の最善の利益に適うことを条件とします。

かかる取引は下記の()項、()項または()項にしたがって執行された場合に承認することができます。

- () 受託会社(または受託会社が関わる取引の場合は、管理会社)が独立した有資格者として承認した者により証明された評価額、
- () 取引の執行が、組織化された投資証券の取引所において、かかる取引所の規則にしたがって最善の条件で行われた場合、または
- () 上記の()項または()項に定める条件が実行不可能な場合は、第1段落に定める原則に合致することを受託会社(または受託会社が関わる取引の場合は、管理会社)が確認した条件に基づいて取引が執行されたとき。

- 金利変動リスク

ポートフォリオに組み込まれた債券の価格は、投資が行われた国の金利変動により変動する可能性があります。一般に、債券の価格は、金利が上昇すれば下落し、金利が下落すれば上昇します。金利変動による債券の価格の変動の程度は「2.投資方針(1)投資方針」中の「デュレーション」に示されています。デュレーションとは、金利があるレートで変動した場合における債券の価格の変動の程度を示す指標です。たとえば、金利が1%上昇することによって、デュレーションが5年である債券の価格は5%下落します。

一般に、債券の残存期間が長くなるほど、そのデュレーション、すなわち金利変動による債券の変動の程度は大きくなります。

- 為替変動リスク

ファンドは、主としてユーロを含む外国通貨で表示された資産に投資するため、日本の投資家が買 戻し代金または配当を日本円に換金する際には、為替の変動リスクが生じます。

リスクに対する管理体制

投資運用会社は、英国ロンドンにおいて本ファンドに関するポートフォリオ運用活動に従事しま す。投資運用会社およびその関連会社は、英国ロンドン、香港およびアメリカ合衆国メリーランド州

ボルチモアで監視およびコンプライアンス監督の管理をします。投資運用会社のコンプライアンス担当取締役はロンドンを根拠地として、投資運用会社やその他の関連会社に対して一定の監督をする責務を負うコンプライアンス・プロフェッショナル・チームを率いています。最良執行、取引配分、リサーチの受領、研修および能力開発を含む様々な項目をカバーする包括的なコンプライアンス・プログラムを整備するとともに、投資運用会社の自動監視システムを使用し、取引前および取引後の投資制限の遵守状況の確認を行うチームがあります。

投資運用会社のコンプライアンスを担当する取締役は、メリーランド州のボルチモアを根拠地として、投資運用会社全体のコンプライアンス・プログラムの調整と監督を行います。

更に投資運用会社は、自然的、技術的または人的脅威を原因とする業務の事務所の混乱から生じる リスクおよび脆弱性を排除または逓減するとともに、重要な業務機能の運営上の統一性に傾倒してい ます。その結果、投資運用会社は業務継続性に関する全ての活動のための最終的決定機関としての役 割を有する業務継続性運営委員会を含む、社内業務継続性機関を設置しました。投資運用会社の経営 継続性計画は、中断または危機の間における従業員の安全、福利および指導の促進、重要なデータお よびシステムの統一性、保護およびサイト外でのバックアップの確認ならびに規制および監査義務お よび指針整備を準備することを含みます。

全社的コンプライアンス組織、取引前後の監視過程、経営継続性計画、上級執行役員による監督は、顧客に対する投資運用会社の義務を充足するための包括的な責任の基礎となります。

なお、リスク管理の監督およびコンプライアンスに関する詳細ならびに委員会におきましては、本書「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 2 投資方針 (3)運用体制()」に記載されています。

ファンドはデリバティブ取引等を行っていません。

4【手数料等及び税金】

- (1)【申込手数料】
 - (a) 海外における申込手数料

海外における申込手数料は、申込金額の最大3.0%です。

(b) 日本国内における申込手数料

日本国内における申込手数料は、以下のとおりです。

申	込口数	申込手数料率
100口以上	 1 万口未満	申込金額の3.30% (税抜3.0%)
1万口以上	10万口未満	申込金額の2.20% (税抜2.0%)
10万口以上	100万口未満	申込金額の1.10%(税抜1.0%)
100万口以上		申込金額の0.55%(税抜0.5%)

申込手数料は、購入時の商品説明または商品情報の提供、投資情報の提供、取引執行等の対価として販売会社に支払われます。詳しくは販売会社に問い合わせのこと。

(注)ファンドは、2019年11月29日付で償還されます。

(2)【買戻し手数料】

(a) 海外における買戻し手数料

海外における買戻し手数料は徴収されません。

(b) 日本国内における買戻し手数料

日本国内における買戻し手数料は徴収されません。

(3)【管理報酬等】

管理会社報酬

ファンドは、管理会社に、ファンドの純資産額の0.60%の年率で報酬(該当する場合は付加価値税を加算します。)を支払います。かかる報酬は毎日発生し、毎月後払いで支払われます。管理会社は、当該報酬から販売報酬および代行協会員報酬を支払います。

管理会社は、ファンドの資産から、弁護士費用、配達料金、投資運用会社の合理的な旅費、通信費などを含めた管理会社の一般管理費の全額の支払を受ける権利を有するものとします。通常の商業レートで請求される上記の費用の合計額は、ファンドにとって大きな負担となる場合があります。

ファンドの受益者集会における出席者の過半数の投票に基づくファンドの受益者による承認なしには、管理会社の年次管理報酬は引き上げられません。受益者集会における出席者の過半数の投票により、管理会社または投資運用会社の年次報酬が引き上げられる場合は、受益者は、当該変更の実施前に受益証券を買い戻すことができるよう、合理的な通知を受けるものとします。

管理会社報酬は、ファンドの資産の運用および管理業務の対価として管理会社に支払われます。 管理事務代行報酬

ファンドは、ファンドの資産から、管理会社に、以下の年率で管理事務代行報酬(該当する場合は付加価値税を加算します。)を支払います。かかる報酬は毎日発生し、毎月後払いで支払われます。

ファンドの純資産額	年率
100百万ユーロ以下の場合	0.13%
100百万ユーロ超、1,000百万ユーロ以下の場合	0.115%
1,000百万ユーロ超の場合	0.10%

管理会社は、ファンドの資産から、弁護士費用、配達料金および通信費を含むファンドのために 発生した全ての合理的立替費用の支払を受ける権利を有するものとします。

管理事務代行報酬は、ファンドの管理事務代行業務の対価として管理会社に支払われます。

受託会社報酬

管理会社は、ファンドの資産から、受託会社に、ファンドの純資産額の0.06%の年率で報酬(該当する場合は付加価値税を加算します。)を支払います。かかる報酬は毎日発生し、毎月後払いで支払われます。受託会社は、ファンドの資産から、弁護士費用、配達料金、通信費を含む受託会社の全ての立替費用および通常の商業レートで受託会社が任命した副保管会社の立替費用の支払を受ける権利を有するものとします。

受託会社報酬は、ファンドの受託業務の対価として受託会社に支払われます。

投資運用会社報酬

管理会社は、ファンドの資産から、投資運用会社としてのティー・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッドに、以下の年率で報酬を支払います。かかる報酬はファンドの純資産額を基準として、毎日発生し、毎月後払いで支払われます。ティー・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッドの任命した投資顧問会社の報酬は、管理会社の許可を得た上で、投資運用会社が支払います。

ファンドの純資産額	年率
	0.50%
250百万ユーロ超、500百万ユーロ以下の場合	0.45%
500百万ユーロ超の場合	0.40%

ファンドの受益者集会における出席者の過半数の投票に基づくファンドの受益者による承認なしには、投資運用会社の年次管理報酬は引き上げられません。受益者集会における出席者の過半数の投票により、管理会社または投資運用会社の年次報酬が引き上げられる場合は、受益者は、当該変更の実施前に受益証券を買い戻すことができるよう、合理的な通知を受けるものとします。

投資運用会社の合理的な旅費および通信費は、管理会社により支払われます。

投資運用会社報酬は、ファンドに関する投資運用業務の対価として投資運用会社に支払われます。

投資顧問会社報酬は、投資運用会社に対して提供される投資顧問業務の対価として投資顧問会社 に支払われます。

販売報酬および代行協会員報酬

販売会社は、毎月末に、管理会社の報酬の中から、ファンドの日々の平均純資産額の0.50%の年率で販売報酬を受け取る権利を有します。管理会社は、毎月の月末から翌月の末までに、自らの報酬の中から、代行協会員に対して、ファンドの日々の平均純資産額の0.10%の年率で代行協会員報酬を支払います。

販売報酬は、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供およびこれらに付随する業務の対価として販売会社に支払われます。

代行協会員報酬は、受益証券の(1口当たりの)純資産価格の公表業務、目論見書、決算報告書等の販売会社への交付業務およびこれらに付随する業務の対価として代行協会員に支払われます。

(4)【その他の手数料等】

各ファンドは訴訟に関連して負担した費用に関して責任を負います。受託会社は、信託証書に定める規定に基づいて、一定の状況下においてファンドによりまたはファンドのために提起した訴訟で負担した費用などを含めてファンドの資産から補償を受けるものとします。また管理会社は、ファンドによりまたはファンドのために提起された訴訟で管理会社が負担した費用を、ファンドから回収する権利を有します。

ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズは、ファンドの継続的管理および運営に関連して、管理会社、投資運用会社、副投資運用会社および受託会社が負担したすべての費用(一般管理費および支出費を含みます。)をファンドの資産から支払います。ファンドがファンドの資産から支払う費用および支出費には下記を含みますがこれに限定されません。

- (a) 監査人の報酬
- (b) 弁護士の報酬
- (c) 受益証券の代行協会員または販売会社に支払う手数料

- (d) 商業銀行業務、投資調査、株式仲買またはコーポレート・ファイナンスの料金(借入金利息を 含みます。)
- (e) 租税当局が賦課する租税
- (f) すべての報告書、証明書、受益証券の購入確認書および受益者への通知の作成、翻訳および配付の費用
- (g) 公認取引所への受益証券の上場認可または予定された認可に関連して、また公認取引所の規則 を遵守する際にかかった費用および料金
- (h) 保管および譲渡の費用
- (i) 受益者総会の費用
- (j) 保険料
- (k) その他の費用(受益証券の発行または買戻しの事務費用を含みます。)
- (I) 信託証書およびダイワ・ボンド・ファンド・シリーズまたはファンドに関するその他の書類 (ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズ、ファンドまたはファンドの受益証券またはその販売に 対して管轄権を有するすべての当局(現地の証券業協会を含みます。)に提出する登録届出書、目論見書、上場明細書、趣意書、年次報告書、半期報告書、特別報告書などを含みます。)および販売資料をあらゆる言語で作成し、印刷し、登録する費用ならびに上記の書類を受益者に送付する費用
- (m) ファンドの受益証券の販売に関する宣伝費用
- (n) 関係する法域の現地の新聞に公告を掲載する費用
- (o) 規制当局の手数料
- (p) ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズ / ファンドの終了に関連する費用

いずれの場合も該当する付加価値税を加算します。上記のすべての費用は、アイルランド、日本、およびダイワ・ボンド・ファンド・シリーズまたは受益証券の販売に関係するその他の法域で、ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズが支払うものとします。

経常的な費用は、第一に利益、第二に純キャピタル・ゲイン、第三にダイワ・ボンド・ファンド・シリーズの資産から差し引くものとします。

かかる費用については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

管理会社の報酬方針

管理会社は、AIFM規則の別紙2および報酬に関するESMAガイドラインの要件を満たし、かつ、これらに定める原則に従った報酬方針を策定および実施し、これを維持しています。管理会社の報酬方針の要約は、以下に記載されます。管理会社は、当該方針の実施について最終的な責任を負います。

管理会社は、その方針を実施するにあたり、良好なコーポレート・ガバナンスを確保するとともに、健全かつ効果的なリスク管理を推進します。管理会社は、ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズおよびファンドのリスク特性、信託証書または英文目論見書に整合しない形でリスクを取ることを奨励しません。管理会社は、いかなる決定も管理会社の全般的な事業戦略、目的、価値および利益に合致するよう確保するとともに、生じうるいかなる利益相反も回避するよう努めます。

管理会社の報酬方針は、ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズのリスク特性に重大な影響を及ぼしうる専門的業務に従事する社員に適用され、よって、経営陣、リスク負担者、内部統制担当者を対象とするとともに、経営陣およびリスク負担者と同じ報酬区分に属する報酬総額を受領し、かつ、ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズのリスク特性に重大な影響を及ぼす専門的業務に従事する従業員も対象とします。よって、管理会社の報酬方針は、健全かつ効果的なリスク管理に整合し、かかるリスク管理を推進するものであるとともに、ファンドのリスク特性に整合しない形でリスクを取ることを奨励しません。

管理会社は、健全かつ慎重な報酬方針が存続し、回避されないことを確保します。かかる目的のために、管理会社は、特定の選定基準を参照して、その報酬方針および手続が適用される社員の種類を選定しました。報酬に関するESMAガイドラインのパート に記載される均衡の原則に従い、報酬に関するESMAガイドラインの支払プロセス要件は、管理会社の報酬方針において適用除外となりました。かかる適用除外は、管理会社が各支払プロセス要件を評価した上でなされたものであり、管理会社に当てはまる具体的な事実が考慮され、管理会社の規模、内部組織ならびにその業務の性質、範囲および複雑性にとって適切なものとなっています。

ポートフォリオ運用業務またはリスク管理業務の一部の委任に関して、管理会社は、以下の事項 のうちいずれかを要求します。

- (a) 当該業務の特定の一部が委任された投資運用会社またはその受任者が、報酬に関する E S M A ガイドライン / A I F M指令の別紙 に基づき適用されるものと同等の効力を有する報酬に関する規制上の要件に従うこと。
- (b) 報酬に関する E S M A ガイドライン / A I F M 指令の別紙 に定める報酬規則が回避されない ことを確保するために、当該業務の特定の一部が委任された投資運用会社またはその受任者との 間で適切な契約上の取決めが締結されること。

管理会社は、リスク管理の遂行に従事している者の報酬が、当該者が従事している事業分野の業績とは関係なく、リスク管理業務に関連する目的の達成度を反映することを確保します。管理会社は、報酬方針が社内および社外において毎年精査されることを確保します。

(5)【課税上の取扱い】

(A) 日本

本書の日付現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。 ファンドが税法上公募外国公社債投資信託である場合

- (1) 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができます。
- (2) 国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内公社債投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなります。
- (3) 国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、日本の個人受益者が支払を受ける ファンドの分配金については、20.315%(所得税15.315%、住民税5%)(2038年1月1日以 後は20%(所得税15%、住民税5%))の税率による源泉徴収が日本国内で行われます。

日本の個人受益者は、申告分離課税が適用されますので原則として確定申告をすることになりますが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできます。

確定申告不要を選択しない場合、一定の上場株式等(租税特別措置法に定める上場株式等をいいます。以下同じです。)の譲渡損失(繰越損失を含みます。)との損益通算が可能です。

- (4)日本の法人受益者が支払を受けるファンドの分配金(表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含みます。)については、国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ(一定の公共法人等(所得税法別表第一に掲げる内国法人をいいます。以下同じです。)または金融機関等を除きます。)、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます(2038年1月1日以後は15%の税率となります。)。
- (5)日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合は、上場株式等に係る譲渡 益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益(譲渡価額から取得価額等を控除した金額(邦貨換 算額)をいいます。以下同じです。)に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%(所得 税15.315%、住民税5%)(2038年1月1日以後は20%(所得税15%、住民税5%))の税率 による源泉徴収が日本国内で行われます。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、 税率は源泉徴収税率と同一ですが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで 課税関係は終了します。

譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能です。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能です。

- (6)日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(5)と同様の取扱いとなります。
- (7)日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます。
 - (注)日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、アイルランドに住所または登記上の営業所 もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しアイルランド税務当局により課税される ことは一切ありません。

ファンドが税法上公募外国株式投資信託である場合

- (1) 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができます。
- (2) 国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内株式 投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなります。
- (3) 国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、日本の個人受益者が支払を受ける ファンドの分配金については、20.315%(所得税15.315%、住民税5%)(2038年1月1日以 後は20%(所得税15%、住民税5%))の税率による源泉徴収が行われます。

日本の個人受益者は、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることもできますが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできます。

申告分離課税を選択した場合、一定の上場株式等の譲渡損失(繰越損失を含みます。)との 損益通算が可能です。

- (4)日本の法人受益者が支払を受けるファンドの分配金(表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含みます。)については、国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ(一定の公共法人等を除きます。)、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます(2038年1月1日以後は15%の税率となります。)。
- (5) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合は、上場株式等に係る譲渡 益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益に対して、源泉徴収選択口座において、20.315% (所得税15.315%、住民税5%)(2038年1月1日以後は20%(所得税15%、住民税5%)) の税率による源泉徴収が行われます。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率 は源泉徴収税率と同一ですが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税 関係は終了します。

譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能です。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能です。

- (6) 日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(5)と同様の取扱いとなります。
- (7) 日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます。
 - (注)日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、アイルランドに住所または登記上の営業所 もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しアイルランド税務当局により課税される ことは一切ありません。

ファンドは、税法上、公募外国公社債投資信託として取り扱われます。ただし、将来における 税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もあります。

税制等の変更により上記 ないし に記載されている取扱いは変更されることがあります。税 金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認することを推奨します。

(B) アイルランド

管理会社が受けた助言によれば、ファンドが税務上、アイルランドの居住者であることを前提と するファンドおよび受益者の税務上の取扱いは以下のとおりです。

ファンド

ファンドの受託会社が税務上、アイルランドの居住者と見なされる場合、ファンドも税務上、 アイルランドの居住者と見なされます。ファンドが税務上、アイルランドの居住者に留まるよう に、ファンドの事業を営むことは管理会社の意向です。

管理会社が受けた助言によれば、ファンドは租税法第739条B(1)に定義される投資会社としての資格を有しています。上記を前提として、現行のアイルランドの法律および慣行に基づき、ファンドの利益および利得にはアイルランドの租税は賦課されません。

ただし、ファンドに「課税事由」が発生した際には税金が生じる可能性があります。課税事由には、受益者への分配金の支払または受益証券の換金、償還、消却、譲渡もしくはみなし処分(みなし処分は関係期間の満了時に発生します。)もしくは受益証券の換金、償還、消却、譲渡または譲渡から生じる利益への未払税金の金額に充当する目的でのファンドによる受益者の受益証券の割当または消却を含みます。課税事由の発生時にアイルランド居住者またはアイルランド通常居住者でない受益者に関しては、課税事由についてファンドに税金は生じません。ただし、関係宣誓書が具備され、かつ同書に含まれる情報がもはや実質的に正確ではないことを合理的に示唆する情報をファンドが有していないことが条件とします。

関係宣誓書がなく、また、ファンドが同等措置(下記「同等措置」の項をご参照ください。) を履行および利用しない場合には、当該投資家は、アイルランド居住者またはアイルランド通常 居住者と推定されます。課税事由には以下の事項は含まれません。

- ・ 独立当事者間取引の方法により受益者への支払がなされない、ファンドの受益証券とファンドの他の受益証券との受益者による交換
- ・ アイルランド歳入庁の命令により指定された公認決済機関に保有される受益証券に関係する (別途課税事由となりうる)取引
- ・ 一定の条件における配偶者と前配偶者との間の受益者による受益証券の権利の譲渡
- ・ ファンドと別の投資信託との(租税法第739条Hに規定された)適格な合併または再編に際し 生じる受益証券の交換

ファンドがアイルランド株式への投資により受領する配当金は、標準所得税率(現行では20%)によるアイルランドの配当源泉徴収税の課税対象となる場合があります。ただし、ファンドは、支払人に対し、ファンドがアイルランドの配当源泉徴収税を控除されることなく配当金を受領できるという配当金について優遇される集合投資事業である旨を宣誓することができます。

課税事由が発生し、ファンドが税務処理を行う責任を負う場合、ファンドは課税事由の原因となった支払いから関係する租税に相当する金額を控除し、また該当する場合は、税額をまかなうために必要に応じて受益証券の受益者または実質的所有者が保有する口数の受益証券を充て、または解約する権利を有するものとします。関係する受益者は、課税事由が発生し、ファンドが税務処理を行う責任を負ったことを理由にファンドが被った損失について、たとえ上記の控除、充当または解約が行われなかったとしても、ファンドを補償するものとします。

印紙税

ファンドの受益証券の発行、譲渡、買戻しまたは償還に関してはアイルランド国内では印紙税の支払義務はありません。受益証券の申込みまたは買戻しが有価証券、財産またはその他の種類の資産の現物譲渡により支払われる場合は、かかる資産の譲渡にアイルランドの印紙税が生じることがあります。

株式または市場性のある証券の移転または譲渡によりファンドが支払わなければならないアイルランドの印紙税はありません。ただし、当該株式または市場性のある証券がアイルランドで登記された会社によって発行されたものでない場合、および、かかる移転または譲渡がアイルランドに所在する不動産もしくは当該不動産に対する権利もしくは持分またはアイルランドで登記さ

れた会社(租税法第739条B(1)の定義に該当する投資事業、または租税法第110条の定義に該当する「適格会社」を除きます。)の株式または市場性のある証券に関係しない場合に限ります。 受益者への税金

公認決済機関で保管される受益証券

受益者に対する支払または公認決済機関で保管される受益証券の換金、買戻し、消却もしくは譲渡は、ファンドに課税事由を生じません(ただし、公認決済機関で保管される受益証券に関して本段落に概説される規則が、みなし処分により発生する課税事由に適用されるか否かについては法律上不明確であるため、上記で勧めたとおり、受益者は、この点について、自己に対する税務助言を得ることが必要です。)。このため、受益証券がアイルランド居住者もしくはアイルランド通常居住者である受益者により保有されているか否かまたは非居住受益者が関係宣誓書を作成したか否かにかかわらず、ファンドは、当該支払についてアイルランド税を控除する必要はありません。ただし、アイルランド居住者もしくはアイルランド通常居住者である受益者またはアイルランド居住者もしくはアイルランド通常居住者である受益者またはアイルランド居住者もしくはアイルランド通常居住者ではないが、その受益証券がアイルランドの支店もしくは代理機関に帰属する受益者はそれでも、分配または受益証券の換金、買戻しもしくは譲渡に対するアイルランド税を計上するべき義務を負うことがあります。

受益証券が課税事由の発生時に公認決済機関で保管されていない場合(かつ、みなし処分により発生する課税事由に関して上記の段落に記載される事項を前提として)、課税事由について概して下記の税効果が発生します。

アイルランド居住者でもアイルランド通常居住者でもない受益者

(a) 受益者がアイルランド居住者でもアイルランド通常居住者でもなく、(b) 当該受益者が 受益証券を申し込みまたは取得した時点またはその頃において、当該受益者が関係宣誓書を提出 しており、しかも(c) 当該関係宣誓書に記載される情報がもはや実質的に正確ではなくなったことを合理的に示唆する情報をファンドが有していない場合、ファンドは、当該受益者に関し課税 事由の発生に応じた税金を控除することを要しません。かかる関係宣誓書の(適時の提出が)ない場合、またはファンドが同等措置(下記「同等措置」の項をご参照ください。)を履行および 利用しない場合、受益者がアイルランド居住者でもアイルランド通常居住者でもないとの事実に かかわらず、課税事由の発生に応じファンドに申告が課されます。控除されることになる適用税 については以下に記載されています。

受益者がアイルランド居住者でもアイルランド通常居住者でもない者のために仲介機関として 行為している限りにおいて、ファンドは課税事由の発生に応じ税金を控除する必要はありませ ん。ただし、()ファンドが同等措置を履行および利用したこと、または()当該仲介機関 が、かかる者のために行為している旨の関係宣誓書を提出しており、また当該関係宣誓書に記載 される情報が実質的に正確ではなくなったことを合理的に示唆する情報をファンドが有していな いことを条件とします。

アイルランド居住者でもアイルランド通常居住者でもない受益者であって、()ファンドが同等措置を履行および利用した場合、または()当該受益者が関係宣誓書を提出し、当該関係宣誓書に関し当該関係宣誓書に記載される情報が実質的に正確ではなくなったことを合理的に示唆する情報をファンドが有していない場合、その受益証券からの所得およびその受益証券の処分による利益に関しアイルランドの税金の負担義務はありません。ただし、アイルランド居住者ではなく、アイルランド国内の取引支店もしくは機関により直接または間接的に受益証券を保有している法人受益者は、その受益証券からの所得およびその受益証券の処分による利益に関しアイルランドの税金を課されることになります。

受益者からファンドに対し関係宣誓書が提出されていないとの根拠によりファンドによって税金が源泉徴収される場合、アイルランド法は、アイルランド法人税の課税対象内の会社、不適格者に対しておよびその他一定の限定的状況においてのみ税金の還付を定めています。

アイルランド居住者またはアイルランド通常居住者である受益者

受益者が免除アイルランド投資家であって、その旨の関係宣誓書を提出し、当該関係宣誓書に記載される情報が実質的に正確ではなくなったことを合理的に示唆する情報をファンドが有していない場合、または受益証券が司法機関により買い戻されない場合を除き、41%(当該受益者が会社であり、かつ、適切な宣誓書が提出された場合は25%)の税率の税金が、アイルランド居住者またはアイルランド通常居住者である受益者に対する分配金(支払が年1回またはこれより多い頻度で行われる場合)から、ファンドにより控除されなければなりません。同様に、41%(当該受益者が会社であり、かつ、適切な宣誓書が提出された場合は25%)の税率の税金が、その他の分配金、またはアイルランド居住者またはアイルランド通常居住者である受益者による受益証券の換金、買戻し、消却、譲渡もしくはみなし処分(下記参照)の際に受益者(関係宣誓書を提出した免除アイルランド投資家を除きます。)に生じる利益から、ファンドにより控除されなければなりません。

2006年財政法は、アイルランド居住者またはアイルランド通常居住者である受益者が関係期間の終了時に保有しているファンドの受益証券について、かかる受益者に対する自動移住税に関する規則(その後、2008年財政法により修正されました。)を導入しました。当該受益者(会社および個人)は、当該関係期間の終了時にその受益証券を処分したとみなされ(以下「みなし処分」といいます。)、購入または先の移住税の適用のいずれか遅い方の時点以後の受益証券の増加額(もしあれば)に基づき受益証券に生じるみなし利益(物価スライドによる軽減利益を受けずに計算されます。)に対し41%(当該受益者が会社であり、かつ、適切な宣誓書が提出された場合は25%)の税率の税金を課されます。

事後の課税事由(事後の関係期間の終了から発生する課税事由または支払が年1回もしくはこれより多い頻度で行われる場合を除きます。)に対し追加の税金が発生した場合の計算において、事前のみなし処分は最初に無視され、適正な税金が通常通りに計算されます。かかる税金の計算に基づき、事前のみなし処分により支払われた税金に代わり、直ちに本税金が控除されます。事後の課税事由により発生する税金が、事前のみなし処分により発生した税金より多い場合、ファンドは、差額を控除しなければなりません。事後の課税事由により発生する税金が、事前のみなし処分により発生した税金より少ない場合、ファンドは受益者に超過額を還付します(ただし、下記「15%基準」の項に従うものとします。)。

10%基準

ファンド(またはアンブレラ・スキームのサブ・ファンド)の課税対象の受益証券(すなわち、宣誓手続が適用されない受益者により保有される受益証券)の価額がファンド(または当該サブ・ファンド)の総受益証券の価額の10%未満であり、かつ、ファンドが、毎年アイルランド歳入庁に対し影響を受ける各受益者(以下「影響を受ける受益者」といいます。)について僅少(de minimus)制限が適用される旨の一定の詳細事項を報告することを選択した場合、ファンドは、かかるみなし処分について税金(以下「移住税」といいます。)を控除する必要はありません。かかる状況において、みなし処分により発生する利益について税金を計上する義務は、ファンドまたはサブ・ファンド(またはこれらのサービス提供者)ではなく、自己申告に基づく受益者(以下「自己申告者」といいます。)の責任となります。ファンドは、ファンドが必要な報告を行う旨を書面により影響を受ける受益者に通知した場合には、報告することを選択したものとみなされます。

15%基準

前述のとおり、(例えば、実際の処分により事後に損失が発生したことにより)事後の課税事由により発生する税金が事前のみなし処分により発生した税金より少ない場合、ファンドは、受益者に超過額を還付します。ただし、事後の課税事由の発生直前において、ファンド(またはアンブレラ・スキームのサブ・ファンド)の課税対象の受益証券の価額が総受益証券の価額の15%を超えない場合には、ファンドは、発生した超過税額をアイルランド歳入庁により直接受益者に還付させることを選択することができます。ファンドは、受益者による請求を受領すればアイル

ランド歳入庁が直接還付を行う旨を書面により受益者に通知した場合には、かかる選択を行った ものとみなされます。

その他

複数の受益証券に対する複数のみなし処分事由を回避する目的で、ファンドは、租税法第739条 D(5B)に基づき、みなし処分の発生前に各年の6月30日または12月31日時点で保有されている受益証券を評価する旨の取消不能の選択を行うことができます。法律の規定があいまいですが、その趣旨は、ファンドに対し受益証券を6ヶ月ごとにグループ化することを認めることにより、年間の様々な日に評価を実施しなければならないために行政の大きな負担となることを回避して移住税の計算をより容易にすることであると一般に理解されています。

アイルランド歳入庁は、上記の計算 / 目的の達成方法についての実務上の側面に関する最新の 投資信託ガイダンス・ノートを提供しました。

アイルランド居住者またはアイルランド通常居住者である受益者(自己の個人の税務上の地位に依拠します。)は、分配金または受益証券の換金、償還、消却、譲渡もしくはみなし処分の際に生じる利益に対し税金または追加の税金を支払うことをさらに要求されることがあります。代わりに、かかる受益者は、課税事由に応じファンドにより控除された税金の全部または一部の還付を受けることができます。

同等措置

2010年財政法(以下「財政法」といいます。)により、一般に同等措置と称される措置が導入され、関係宣誓書に関する規則が修正されました。財政法以前は、関係宣誓書が提出されており、かつ、当該関係宣誓書に記載された情報がもはや実質的に正確ではないことを合理的に示唆する情報を投資信託が保有していないことを条件として、課税事由が発生した時点でアイルランド居住者およびアイルランド通常居住者のいずれにも該当しない受益者に関しては、課税事由について当該投資信託が税金を課税されることはありませんでした。関係宣誓書がない場合、投資家は、アイルランド居住者またはアイルランド通常居住者と推定されていました。しかしながら、財政法において、アイルランド居住者およびアイルランド通常居住者のいずれにも該当しない受益者に関して、投資信託がかかる投資家に対して積極的に販売されておらず、当該投資信託がかかる受益者がアイルランド居住者またはアイルランド通常居住者ではないことを確保するための適切な同等措置を講じ、かつ、当該投資信託がこの点についてアイルランド歳入庁から承認を得た場合には、上記の免税の適用を認める規定が定められました。

個人ポートフォリオ投資信託

2007年財政法において、投資信託の受益証券を保有する個人のアイルランド居住者または個人のアイルランド通常居住者の租税に関する規定が定められました。かかる規定により、個人ポートフォリオ投資信託(以下「PPIU」といいます。)という概念が導入されました。本来、投資信託は、特定投資家が投資信託の保有する財産の一部または全部の選定に、直接であれ投資家に代わりまたは関係して行為する者を通じてであれ影響を及ぼし得る場合に当該投資家についてPPIUとみなされます。個々の状況に応じて、投資信託は、一部もしくは全部の個人投資家についてPPIUとみなされるか、またはいずれの個人投資家についてもPPIUとはみなされないことがあります。すなわち、投資信託は、選定に「影響を及ぼすこと」が可能な個人についてのみPPIUとなります。個人についてPPIUである投資信託について課税事由により生じる利益は、2007年2月20日以降、60%の税率の税金を課されます。投資資産が市場で広く販売され、公衆に対しまたは投資信託が実行した非財産投資と引換えに提供されている場合、特別免除が適用されます。土地に対する投資または土地により評価される未公開受益証券に対する投資の場合、さらなる制限が要求されます。

資本取得税

受益証券の処分はアイルランドの贈与税または相続税(資本取得税)の課税対象となることがあります。しかし、ファンドが(租税法第739条B(1)条に規定する)投資会社の定義に該当する場合は、受益者による受益証券の処分には資本取得税は課せられません。ただし、(a)当該贈与または相続の日現在、受贈者または相続人はアイルランドを所在地または通常の居住地としておらず、かつアイルランド通常居住者でもなく、(b)当該処分の日現在、受益証券を処分する受益者(「処分者」)はアイルランドを所在地としておらず、かつアイルランド通常居住者でもなく、また(c)当該贈与または相続の日および評価日現在、当該受益証券が当該贈与または相続に含まれていることを条件とします。

資本取得税の目的上アイルランドの税務上の居住に関して、アイルランドを所在地としていない者に対して特別の規則が適用されます。アイルランドを所在地としていない受贈者または譲渡人は、以下の場合を除き、当該日においてアイルランドを居住地または通常の居住地としているとはみなされません。

- () 当該者が、該当日が属する評価年度の直前の 5 年連続する評価年度の間アイルランドの居住者であった場合、および
- () 当該者が、該当日にアイルランドの居住者または通常の居住者である場合。

米国の報告および源泉徴収要件の遵守

2010年雇用促進法の外国口座税務コンプライアンスに関する規定(以下「FATCA」といいます。)は、アメリカ合衆国(以下「米国」といいます。)外の金融資産を有する特定米国人が正確な金額の米国税を支払うことの確保を目的として米国が制定した包括的な情報報告制度です。FATCAは、原則として、外国金融機関(以下「FFI」といいます。)に支払われる一定の米国源泉所得(配当および利子を含みます。)および米国源泉利子または配当を生み出す可能性のある財産の売却その他処分による総手取金に関して、当該FFIが米国内国歳入庁(以下「IRS」といいます。)との間で直接契約(以下「FFI契約」といいます。)を締結するか、あるいは、当該FFIがIGA締結国(下記をご参照ください。)に所在していない限り、最高30%の源泉徴収税を課税します。FFI契約により、FFIは、米国投資家に関する一定の情報をIRSに直接開示すること、およびFATCAを遵守しない投資家に源泉徴収税を課税することを含む義務が課されます。かかる目的上、ファンドは、FATCAの目的におけるFFIの定義の範囲内に該当することになります。

FATCAの公表された制度上の目的が(単に源泉徴収税を徴収することではなく)報告を実現することであるという事実と、特定の法域においてFFIによるFATCAの遵守に関して生じうる問題点の両方に鑑みて、米国は、FATCAの導入に対する政府間アプローチを策定しました。この点に関して、アイルランド政府と米国政府は、2012年12月21日に政府間協定(以下「アイルランドIGA」といいます。)を締結し、2013年財政法に、アイルランドIGAの実施について、アイルランドIGAにより生じる登録および報告要件に関する規則をアイルランド歳入庁も策定可能とする規定が定められました。アイルランド歳入庁は財務省と共同で2014年7月1日から効力を生じる規則(2014年S.I. No.292)を公布しました。2014年10月1日、アイルランド歳入庁は、補足ガイダンス・ノート(必要に応じて更新されます。)を発行しました。

アイルランドIGAは、コンプライアンス手続を簡素化するとともに、源泉徴収税リスクを最小限に抑えることにより、アイルランドFFIがFATCAを遵守する際の負担を軽減することが意図されています。アイルランドIGAに基づき、関連する米国投資家に関する情報は、毎年、各アイルランドFIにより、(当該FFIがFATCA要件を免除されない限り、)直接アイルランド歳入庁に提供されます。アイルランド歳入庁は、その後、当該FFIがIRSとの間でFFI契約を締結する必要なく、(翌年9月30日までに)当該情報をIRSに提供します。上記にかかわらず、当該FFIは、原則として、一般にGIINと称されるグローバル仲介人識別番号を取得するためにIRSに登録する義務を負います。

アイルランドIGAの下では、FFIは、原則として、30%の源泉徴収税を適用する義務を負いません。FATCAによりファンドがその投資に対して米国源泉徴収税を課税される場合、管

理会社の取締役会は、投資家によるファンドへの投資に関して、必要な情報を提供しないことまたは参加FFIとならないことにより源泉徴収税が発生した当該投資家によりかかる源泉徴収税が経済的に負担されることを確保するための措置を講じることができます。

共通報告基準

2014年7月14日、OECDは、共通報告基準(以下「CRS」といいます。)をその中に含む金融口座情報の自動的交換に関する基準(以下「本基準」といいます。)を発行しました。金融口座情報の自動的交換に関する多国間の管轄当局協定および(理事会指令2011/16/EUを修正する)EU理事会指令2014/107/EUのその後の導入は、参加国によるCRSの実施に関する国際的な枠組みを提供するものです。これに関して、CRSは、2014年および2015年財政法の関連規定の適用ならびに規則(2015年S.I. No.583)の公布によりアイルランド法化されました。

CRSの主な目的は、参加国の関係する税務当局間における一定の金融口座情報の年に一度の自動的交換について規定することです。

CRSは、FATCAを実施する目的で使用された政府間アプローチを広範囲にわたって利用しているため、二つの報告制度の間にはかなりの類似性があります。ただし、FATCAが基本的に指定米国人に関する特定の情報をIRSに報告することを要求するのみであるのに対し、CRSは、複数の法域が当該制度に参加しているため範囲が大幅に広くなっています。大まかに言えば、CRSは、他の参加国に居住する口座保有者を特定し、当該口座保有者に関する特定の情報をアイルランド歳入庁に年に一度報告することをアイルランド金融機関に要求します(次いで、アイルランド歳入庁は、当該情報を口座保有者が居住する関係する税務当局に提供します。)。これに関して、ファンドはCRSの目的におけるアイルランド金融機関とみなされることに留意すべきです。

ファンドのCRS要件に関する詳細は、下記の「顧客情報通知」をご参照ください。

顧客情報通知

ファンドは、2016年1月1日以降、本基準およびその中のCRSの遵守またはみなし遵守(場合に応じて)を確保するために、()本基準および具体的にはその中のCRS、または()本基準により生じるアイルランド法もしくは(金融口座情報の自動的交換に関する多国間の管轄当局協定もしくは(理事会指令2011/16/EUを修正する)EU理事会指令2014/107/EUを含むために)本基準を実施する国際法に基づく規定により課される義務を遵守するために要求される措置を講じる意向です。

ファンドは、1997年租税統合法(改正済)の第891条Fおよび第891条Gならびに同条に基づき 策定される規則に基づき、各受益者の課税方式に関する一定の情報を収集することを義務付けられています。

一定の状況において、ファンドは、この情報およびファンドに対する受益者の持分に関するその他の財務情報をアイルランド歳入庁と共有することを法律により義務付けられる場合があります。次いで、当該口座が報告対象口座であると特定されている限りにおいて、アイルランド歳入庁は、当該情報を当該報告対象口座に係る報告対象者の居住国と交換します。

特に、ファンドにより維持される各報告対象口座に関して、ファンドによりアイルランド歳入 庁に対して、以下の情報が報告されます。

- ・当該口座の口座保有者である各報告対象者の氏名、住所、居住法域、納税者番号、生年月日および出生地(個人の場合)、また、口座保有者であり、かつ、CRSに沿ったデュー・デリジェンス手続きを行った後に報告対象者である一または複数の支配者を有すると特定される事業体の場合は、当該事業体の名称、住所、居住法域および納税者番号ならびに当該各報告対象者の氏名、住所、居住法域、納税者番号、生年月日および出生地
- ・口座番号(口座番号がない場合は機能的にこれと同等のもの)
- ・関係する暦年もしくはその他の適切な報告期間の終了時または当該年もしくは期間の途中で当 該口座が閉鎖された場合は当該口座の閉鎖日における口座残高または価額

- ・当該暦年またはその他の適切な報告期間において口座に関して口座保有者に対して支払われた かまたは貸方記入された報告金融機関が債務者または借主である金額の総額。これには、当該 暦年またはその他の適切な報告期間において口座保有者に対して行われた買戻金の支払いの総 額が含まれます。
- 各金額の表示通貨

一定の限られた状況において、報告対象者の納税者番号および生年月日を報告する必要がない 場合があることに留意すべきです。

上記のほか、アイルランド歳入庁およびアイルランド情報保護局は、(ファンドなどの)アイルランド金融機関がCRSに関して「より広いアプローチ」を採用することができることを確認しました。これにより、ファンドは、居住国および納税者番号に関する情報をすべてのアイルランド非居住の受益者から収集することが可能となります。ファンドはこの情報をアイルランド歳入庁に送信することができ、アイルランド歳入庁は、本国がCRSの目的における参加国であるかを判断し、参加国である場合、参加国とデータを交換します。アイルランド歳入庁は、非参加国についてのあらゆるデータを削除します。

アイルランド歳入庁およびアイルランド情報保護局は、最終的なCRSの参加国リストが決議されるまでの指定された2~3年間、このより広いアプローチを行うことができることを確認しました。

受益者は、ファンドの税金申告義務に関するより詳細な情報をアイルランド歳入庁のウェブサイト (http://www.revenue.ie/en/business/aeoi/index.html) またはCRSのみの場合は以下のリンク (http://www.oecd.org/tax/automatic-exchange/) から入手することができます。

上記のすべての定義語は、本項において別途定義される場合を除き、本基準およびEU理事会指令2014/107/EU(該当する方)において定められる意味を有するものとします。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

(2019年9月末日現在)

		면(표스)의	(2013年3月不口坑江)
資産の種類	国名	時価合計 (ユーロ)	投資比率 (%)
国債	ドイツ	739,554.18	16.42
	フランス	593,730.96	13.18
	イタリア	430,002.26	9.55
	ベルギー	210,754.47	4.68
	スペイン	196,817.01	4.37
	オランダ	183,456.76	4.07
	アイルランド	179,273.81	3.98
	オーストリア	171,518.96	3.81
	チェコ	154,982.93	3.44
	アイスランド	101,660.00	2.26
	スロベニア	95,934.24	2.13
	イスラエル	51,168.00	1.14
社債	スウェーデン	214,364.18	4.76
	デンマーク	163,119.25	3.62
	オーストリア	161,992.70	3.60
	フランス	103,196.96	2.29
	スイス	77,103.68	1.71
	スペイン	66,645.65	1.48
	メキシコ	56,552.20	1.26
	イタリア	55,622.05	1.23
	国際機関	54,736.35	1.22
	イギリス	52,246.50	1.16
	ドイツ		1.00
	オランダ		0.86
小	<u></u>	4,198,177.51	93.19
現金・預金・その他資産 (負債控除後)		306,644.34	6.81
合 (純資產		4,504,821.85 (約532百万円)	100.00

⁽注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。以下同じです。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】 上位30銘柄

(2019年9月末日現在)

有価証券報告書(外国投資信託受益証券)

							(2010年3737日別)		
順位	銘柄	発行地	種類	利率 (%)	償還日	保有数	取得価格(ユーロ)	時価 (ユーロ)	投資 比率 (%)
1	BUNDESREPUB DEUTSCHLAND	ドイツ	国債	0.250	2028/8/15	226,000	223,839.28	244,300.36	5.42
2	FRANCE GOVT	フランス	国債	3.250	2045/5/25	130,000	173,577.27	221,232.18	4.91
3	NETHERLANDS GOVT	オランダ	国債	5.500	2028/1/15	121,400	172,503.58	183,456.76	4.07
4	ITALY GOVT	イタリア	国債	6.000	2031 / 5 / 1	114,000	39,856.70	175,873.28	3.90
5	I RELAND GOVT	アイルランド	国債	5.400	2025/3/13	133,000	179,198.38	175,284.42	3.89
6	GERMANY GOVT	ドイツ	国債	2.500	2044/7/4	96,400	126,473.82	161,645.45	3.59
7	CZECH GOVT	チェコ	国債	3.875	2022/5/24	139,000	155,227.94	154,982.93	3.44
8	AUSTRIA GOVT	オーストリア	国債	3.400	2022/11/22	123,000	145,449.79	139,059.26	3.09
9	FRANCE GOVT	フランス	国債	3.750	2021 / 4 / 25	126,000	151,049.61	134,858.30	2.99
10	REALKREDIT DANMARK	デンマーク	社債	2.000	2024/4/1	890,000	132,673.63	132,586.32	2.94
11	BELGIUM KINGDOM	ベルギー	国債	4.000	2032/3/28	76,000	107,827.76	115,696.70	2.57
12	FRANCE GOVT	フランス	国債	0.250	2026/11/25	105,000	99,578.94	110,511.66	2.45
13	HETA ASSET RES	オーストリア	社債	2.375	2022/12/13	100,000	99,351.00	108,482.40	2.41
14	SPAIN GOVT	スペイン	国債	5.850	2022/ 1 /31	92,000	105,308.33	105,718.12	2.35
15	REPUBLIC OF ICELAND	アイスランド	国債	0.100	2024/6/20	100,000	99,890.00	101,660.00	2.26
16	GERMANY GOVT	ドイツ	国債	2.500	2046/8/15	56,000	75,683.15	96,363.07	2.14
17	SKAND ENSKILDA BKN	スウェーデン	社債	1.500	2020/6/17	1,000,000	104,526.57	94,382.40	2.10
18	FRANCE GOVT	フランス	国債	6.000	2025/10/25	55,000	75,411.30	77,202.40	1.71
19	UBS AG LONDON	スイス	社債	1.375	2021 / 4 / 16	75,000	79,083.00	77,103.68	1.71
20	ITALY GOVT	イタリア	国債	5.750	2033/2/1	48,000	64,620.00	74,728.99	1.66
21	BELGIUM KINGDOM	ベルギー	国債	5.000	2035/3/28	41,000	64,557.68	72,440.10	1.61
22	NORDEA HYPOTEK	スウェーデン	社債	1.000	2022 / 4 / 8	700,000	74,169.12	67,065.53	1.49
23	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	スペイン	国債	1.500	2027/4/30	55,000	56,439.51	61,391.39	1.36
24	SLOVENIA GOVT	スロベニア	国債	5.125	2026/3/30	45,000	55,289.10	61,087.64	1.36
25	BUNDESOBLIGATION	ドイツ	国債	0.000	2023/10/13	59,000	60,256.71	60,984.64	1.35
26	AMERICA MOVIL	メキシコ	社債	4.750	2022/6/28	50,000	61,500.00	56,552.20	1.26
27	UNICREDIT SPA	イタリア	社債	4.375	2022/ 1 /31	50,000	55,425.00	55,622.05	1.23
28	EUROFIMA	国際機関	社債	4.000	2021/10/27	50,000	49,935.00	54,736.35	1.22
29	TELEKOM FINANZ	オーストリア	社債	3.125	2021/12/3	50,000	53,583.95	53,510.30	1.19
30	NORDEA BANK AB	スウェーデン	社債	4.000	2021/3/29	50,000	56,365.50	52,916.25	1.17
			_						

【投資不動産物件】

該当事項はありません(2019年9月末日現在)。

【その他投資資産の主要なもの】 該当事項はありません(2019年9月末日現在)。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

下記各会計年度末ならびに2019年9月末日前1年間の各月末の純資産の推移は、以下のとおりです。

	純資産総額		1 口当たり純資産価格		
	千ユーロ	百万円	ユーロ	円	
第八会計年度末 (2010年5月末日)	6,749	797	10.07	1,188	
第九会計年度末 (2011年5月末日)	5,506	650	9.68	1,142	
第十会計年度末 (2012年5月末日)	4,730	558	9.88	1,166	
第十一会計年度末 (2013年5月末日)	6,015	710	10.26	1,211	
第十二会計年度末 (2014年5月末日)	5,786	683	10.45	1,233	
第十三会計年度末 (2015年5月末日)	5,554	655	10.77	1,271	
第十四会計年度末 (2016年5月末日)	4,823	569	10.62	1,253	
第十五会計年度末 (2017年5月末日)	4,410	520	10.19	1,203	
第十六会計年度末 (2018年5月末日)	4,761	562	9.95	1,174	
第十七会計年度末 (2019年5月末日)	4,404	520	10.01	1,181	
2018年10月末日	4,674	552	9.82	1,159	
11月末日	4,645	548	9.83	1,160	
12月末日	4,535	535	9.87	1,165	
2019年1月末日	4,485	529	9.92	1,171	
2月末日	4,467	527	9.88	1,166	
3月末日	4,492	530	9.99	1,179	
4月末日	4,467	527	9.96	1,175	
5 月末日	4,404	520	10.01	1,181	
6月末日	4,449	525	10.13	1,196	
7月末日	4,478	528	10.22	1,206	
8月末日	4,548	537	10.38	1,225	
9月末日	4,505	532	10.28	1,213	

【分配の推移】

下記会計年度における月次分配金の単純合計ならびに2019年9月末日前1年間における各月の1口当たりの分配の推移は、以下のとおりです。

	分配金(1口当たり)		
	ユーロ	円	
第八会計年度 (2009年6月1日~2010年5月末日)	0.228	26.91	
第九会計年度 (2010年6月1日~2011年5月末日)	0.228	26.91	
第十会計年度 (2011年6月1日~2012年5月末日)	0.148	17.47	
第十一会計年度 (2012年6月1日~2013年5月末日)	0.132	15.58	
第十二会計年度 (2013年6月1日~2014年5月末日)	0.132	15.58	
第十三会計年度 (2014年6月1日~2015年5月末日)	0.132	15.58	
第十四会計年度 (2015年6月1日~2016年5月末日)	0.132	15.58	
第十五会計年度 (2016年6月1日~2017年5月末日)	0.132	15.58	
第十六会計年度 (2017年6月1日~2018年5月末日)	0.075	8.85	
第十七会計年度 (2018年6月1日~2019年5月末日)	0.000	0.00	
2018年10月	0.000	0.00	
11月	0.000	0.00	
12月	0.000	0.00	
2019年 1 月	0.000	0.00	
2月	0.000	0.00	
3月	0.000	0.00	
4月	0.000	0.00	
5月	0.000	0.00	
6月	0.000	0.00	
7月	0.000	0.00	
8月	0.000	0.00	
9月	0.000	0.00	

1 口当たり分配金 設定来累計 (2019年 5 月末日現在)	3.145ユーロ
------------------------------------	----------

【収益率の推移】

	収益率 ^(注)
第八会計年度	6.16%
第九会計年度	- 1.61%
第十会計年度	3.60%
第十一会計年度	5.18%
第十二会計年度	3.14%
第十三会計年度	4.33%
第十四会計年度	- 0.17%
第十五会計年度	- 2.81%
第十六会計年度	- 1.62%
第十七会計年度	0.60%

(注)ファンドの収益率は、分配金の各会計年度末における累計額を用いて、以下の計算式により算出されました。

収益率(%)=100x(a-b)/b

- a = 会計年度末の1口当たり純資産価格(当該会計年度の分配金の合計額を加えた額)
- b = 当該会計年度の直前の会計年度末の1口当たり純資産価格(分配落の額)

(4)【販売及び買戻しの実績】

下記会計年度における販売および買戻しの実績ならびに下記会計年度末現在の発行済口数は、以下のとおりです。

	販売口数	本邦内におけ る販売口数	 買戻し口数 	本邦内におけ る買戻し口数	発行済口数	本邦内におけ る発行済口数
第八会計年度 (2009年6月1日~ 2010年5月末日)	□ 12,200	□ 12,200	口 126,630	口 126,630	□ 670,180	□ 670,180
第九会計年度 (2010年 6 月 1 日 ~ 2011年 5 月末日)	口 24,000	□ 24,000	□ 125,210	□ 125,210	□ 568,970	□ 568,970
第十会計年度 (2011年 6 月 1 日 ~ 2012年 5 月末日)	口 23,100	□ 23,100	口 113,400	口 113,400	□ 478,670	口 478,670
第十一会計年度 (2012年6月1日~ 2013年5月末日)	口 175,380	□ 175,380	□ 68,010	□ 68,010	□ 586,040	□ 586,040
第十二会計年度 (2013年6月1日~ 2014年5月末日)	□ 27,490	□ 27,490	□ 59,970	□ 59,970	□ 553,560	口 553,560
第十三会計年度 (2014年6月1日~ 2015年5月末日)	□ 27,900	□ 27,900	□ 65,600	□ 65,600	□ 515,860	□ 515,860
第十四会計年度 (2015年 6 月 1 日 ~ 2016年 5 月末日)	□ 138,050	□ 138,050	□ 199,820	□ 199,820	□ 454,090	口 454,090
第十五会計年度 (2016年 6 月 1 日 ~ 2017年 5 月末日)	□ 11,050	□ 11,050	□ 32,570	□ 32,570	□ 432,570	□ 432,570
第十六会計年度 (2017年6月1日~ 2018年5月末日)	□ 108,550	□ 108,550	□ 62,610	□ 62,610	□ 478,510	口 478,510
第十七会計年度 (2018年 6 月1日 ~ 2019年 5 月末日)	ПО	П 0	□ 38,600	□ 38,600	□ 439,910	□ 439,910

第2【管理及び運営】

1【申込(販売)手続等】

(1) 海外における販売手続等

ファンドの受益証券を申し込む者は、管理会社が適宜定めた書式の申込書に必要事項を記入し、管理会社が定め、英文目論見書に記載する条件を遵守するものとします。

すべての申込みは、取引日の午前10時(ダブリン時間)までに管理会社が管理会社の営業住所で受け取らねばなりません。取引日の午前10時(ダブリン時間)以降に受け取った申込みは、翌取引日に関する申込みと見なされるものとします。ただし、管理会社が独自の裁量にしたがってかかる申込みを承諾することを決定した場合はこの限りではありません。また管理会社は、ファンドの純資産額の計算後は申込みを承諾しません。

受益証券は、申込みを行った取引日から(かかる取引日を含めて)5営業日以内に受託会社に代金が支払われることを条件に、管理会社が発行します。ただし、もし上記の5営業日中にTARGETシステム営業日でない日が含まれる場合は、TARGETシステム営業日でない日の日数だけかかる5営業日期間が延長されるものとします。受益証券は、購入申込みを管理会社が受け取り、承諾した取引日の営業が終了した時点で発行されます。

申込み代金の不払いまたは支払遅延の結果としてファンドが被った損失または費用は、申込人が負担するものとします。

申込みが承諾された申込人またはかかる申込人が指名した代理人には、通常、1週間以内に、申込人のリスクで、割当ての確認書が郵送されます。受益証券は登録式でのみ発行されます。ファンドの受益者名簿は受益者名簿に記載された受益証券に対して権利を有する者に関する確定的証拠となるものとします。また信託の通知は受益者名簿には記載しません。

管理会社は、独自の裁量にしたがって、一定の国または地域に居住し、または設立された個人または法人に対する受益証券の発行を一時的に中止し、最終的に停止し、または制限することができます。また管理会社は、ファンドの受益者および/またはファンドを保護するために必要または望ましい場合、一定の個人または法人が受益証券を取得することを禁じることができます。

さらに管理会社は、

- (a) 独自の裁量にしたがって、受益証券の申込みの一部または全部の受領を拒絶することができます。
- (b) 適宜、受益証券の購入または保有を禁じられている受益者が保有している受益証券を買い戻すことができます。

米国人、アイルランドの居住者およびアイルランドの通常居住者である投資家は受益証券を購入することはできません。また申込人は、直接または間接的に、米国人、アイルランドの居住者またはアイルランドの通常居住者である投資家のために受益証券を取得しないことを証明する義務を負います。単独で、またはその他の者との関連で、受益証券の保有を禁じられている者が受益証券の実質的所有者であると管理会社が判断する場合、受託会社はかかる受益証券を強制的に買い戻すことができます。

マネー・ロンダリング防止の手続き

2010年刑事司法(マネー・ロンダリングおよびテロ資金供与防止に関する)法(改正済)により、管理会社は、マネー・ロンダリングおよびテロ資金供与を防止および発見するために、受益者全員の身元および住所ならびに、場合に応じて、受益者が代理で受益証券を保有する場合の実質的所有者の身元および住所を確認するための措置を含め、リスクベースの適切な措置を講じる義務を課されています。かかるリスクベースのアプローチの適用により、一定の状況において、管理会社は、特定の種類の投資者(重要な公的地位を有する者(PEP)またはハイリスクのカテゴリーに該当するとされたその他の投資者など)について、強化された顧客デュー・デリジェンスを適用することが求められます。管理会社は、受益証券の申込み時および投資者が受益証券を保有している間いつでも(当該受

益証券の買戻し時を含みます。)、当該受益者および当該受益証券の実質的所有者の身元および住所 を確認するために必要となる情報を要求する権利を留保します。

通常、管理会社は、投資者が最初に受益証券の購入を申し込む際に顧客デュー・デリジェンス書類を要求します。ただし、規制上の変更により、買戻しに関連して、またはその他の場合に、管理会社は、継続的なデュー・デリジェンスの実施が必要となる場合があり、これに応じて、管理会社は、受益者または受益証券の実質的所有者の本人確認のために必要な情報をいつでも要求する権利を留保します。

取締役会は、管理会社に対し、申込人の身元および住所を確認するために必要と考える情報および 書類を要求する権限を付与しました。申込みが規制対象仲介業者を通じて行われ、かつ、当該仲介業 者が適用ある法律によりアイルランドと同等のマネー・ロンダリング防止規則を有すると認められる 国において営業を行っている場合には、管理会社は、当該投資者に対し簡略化した顧客デュー・デリ ジェンスを適用することができ、または対象となる投資予定者に関する規制対象仲介業者からの書面 による表明に依拠することができますが、マネー・ロンダリング防止のため、当該投資者の継続的な 監視も実施しなければなりません。

管理会社は、投資予定者に対し、必要とされる本人確認書類の種類を通知します。一例として、個人の場合、パスポートまたは特定の人物もしくは機関(弁護士や公証人など)により認証を受けた身分証明書の写しおよび住所を証明する書類(公共料金の請求書や銀行取引明細書など)の提出が求められることがあります。申込人が法人の場合は、会社設立証明書(名称変更の記載を含みます。)の認証謄本、基本定款および付属定款(またはこれらに相当する書類)の認証謄本、ならびに取締役全員および2010年刑事司法(マネー・ロンダリングおよびテロ資金供与防止に関する)法(改正済)で定義される実質的所有者の氏名、住所および営業住所の提出が求められることがあります。

上記はあくまでも一例であり、管理会社は、各申込人の身元および住所を確認するために必要と考える情報および書類を要求します。申込人の身元を確認するために管理会社が要求した情報の提出を申込人が遅延し、または行わなかった場合、管理会社は、当該申込みの受理を拒絶することができ、受領した申込金を、利息を付さずに、申込人の費用負担で、当該申込金が当初払い出された口座に返還することができます。本人確認に必要な書類を提出していない受益者に対し受益証券が発行された場合、管理会社は、買戻請求手続を行いますが、当該受益者に帰属する買戻金を留保します。投資予定者は、買戻金が第三者の口座に対しては支払われないことに特に留意すべきです。

各申込人は、管理会社が要求した情報および書類を当該申込人が提出しなかった場合、ファンド、 取締役会および管理会社が、当該申込人による購入申込みの処理が拒絶されたことまたは買戻金の支 払が遅延したことによって生じるいかなる損失についても、損害を被らないことを確認し、かつ、こ れに同意します。

(2)日本における販売手続等

日本においては、有価証券届出書第一部 証券情報、(7)申込期間に記載される期間中の取引日に、同書第一部 証券情報に従ってファンド証券の募集が行われます。各取引日における申込締切時間は、午後5時(日本時間)です。その場合、販売取扱会社は「外国証券取引口座約款」を投資者に交付し、投資者は当該約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出します。

販売取扱会社は、販売価格に加えて以下の申込手数料を徴収します。

 申込	.口数	申込手数料
100口以上	1 万口未満	申込金額の3.30% (税抜3.0%)
1万口以上	10万口未満	申込金額の2.20% (税抜2.0%)
10万口以上	100万口未満	申込金額の1.10% (税抜1.0%)
100万口以上		申込金額の0.55% (税抜0.5%)

ファンド証券の保管を販売取扱会社に委託した投資者は、販売取扱会社から買付代金の支払と引換えに取引報告書を受領します。この場合、買付代金は、払込期日までに、円貨またはユーロ貨で支払われるものとします。ユーロ貨と円貨との換算は、約定日における東京外国為替市場の外国為替相場に準拠したものであって、販売取扱会社が決定するレートによるものとします。

なお、日本証券業協会の協会員である販売取扱会社は、ファンドの純資産が1億円未満となるなど 同協会の定める外国証券取引に関する規則中の「外国投資信託受益証券の選別基準」にファンド証券 が適合しなくなったときは、ファンド証券の日本における販売を行うことができません。

(注)ファンドは、2019年11月29日付で償還されます。

2【買戻し手続等】

(1) 海外における買戻し手続等

受益者は、いずれかの取引日に、関係する取引日に算定した受益証券1口当たりの純資産価格に相当する買戻価格で、受益者が保有する一部または全部の受益証券の買戻しを(10口単位で)管理会社に申請することができます。ただし、管理会社は、上記の取引日の受益証券1口当たりの純資産価格を計算した後に受け取った買戻し請求は受領しないものとします。

ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズは、買戻代金に賦課されるアイルランドの租税を該当する税率で控除する義務を負います。ただし、受益者が租税の控除を要するアイルランドの居住者またはアイルランドの通常居住者の投資家でないことを確認した、所定の書式で作成された適当な法定申告書を受益者から受け取っている場合はこの限りではありません。

買戻請求は、買戻しを行う取引日の午前10時(ダブリン時間)までに、管理会社により、その営業所において書面により受領されなければなりません。取引日の午前10時(ダブリン時間)以降に受領された請求は、管理会社の裁量により、翌取引日まで繰り越されます。受益証券は、管理会社により買戻請求が受領され承認された取引日に買い戻されます。

買戻代金は、買戻請求が受領された日から5営業日以内に、ファンドの基本通貨建で受益者の口座 に銀行電信送金により支払われます。

買戻価格は、原則として、買戻しを行った取引日後5営業日以内に受益者に支払われます。上記の5営業日中にTARGETシステム営業日でない日が含まれる場合は、TARGETシステム営業日でない日の日数だけかかる5営業日期間が延長されるものとします。ただし、買戻請求の原本を管理会社が受け取ることを条件とします。

受益者は、事前に書面による管理会社の許可を得ることなく、買戻請求を撤回することはできません。ただし、ファンドの資産の評価が一時的に停止されている場合はこの限りではなく、その際は停止期間が終了する前に管理会社が書面の通知を受け取った場合に限り、撤回の効力が発生するものとします。買戻請求が上記の要領で撤回されない場合、停止期間が終了した直後の取引日に買戻しが実施されます。

上記の買戻しは、受益証券を買い戻す評価日の時点の受益証券1口当たりの純資産価格に相当する価格で実施されます。管理会社はその裁量により、受益証券1口当たりの純資産価格の3パーセントを上限とする買戻手数料を上記の価格から差し引くことができます。買戻手数料(もしあれば)は管理会社が自らの利益のために、および自ら使用するために管理会社に支払われるものとし、関係するファンドの資産の一部を構成しないものとします。

いずれかの取引日に買戻されるファンドの受益証券の口数がかかる取引日の時点で発行済みまたは発行済みと見なされるファンドの受益証券の総数の10分の1以上である場合、管理会社は独自の裁量にしたがって、発行済みまたは発行済みと見なされるファンドの受益証券の総数の10分の1を越える分の受益証券の買戻しを拒絶することができます。管理会社が買戻しを拒絶した場合、上記の取引日におけるファンドの受益証券の買戻し請求は比例配分して減ぜられるものとし、買戻しの拒絶を理由に買い戻されなかった買戻請求に関係する受益証券は、本来の請求の対象である受益証券がすべて買い戻されるまで、買戻請求が次の取引日以降に行われたかのように、処理されるものとします。前の取引日から繰り越された買戻請求は(常に上記の制限を前提として)後に提出された請求に優先して処理されるものとします。

(2) 日本における買戻し手続等

日本において、受益者は、各取引日に、販売取扱会社を通じて、管理会社に対しファンド証券の買戻しを請求することができます。かかる買戻請求は、販売取扱会社により、ファンドの取引日に管理会社に取り次がれます。

買戻価格は当該取引日に決定される当該ファンドの受益証券1口当たりの純資産価格に相当します。1口当たりの純資産価格は、ユーロの小数点以下第2位未満を四捨五入して計算されます。

買戻代金の支払は、外国証券取引口座約款に従い販売取扱会社を通じて行われます。買戻しは10口を単位とします。買戻手数料は請求されません。買戻代金は、原則として、約定日から起算して日本の営業日で4営業日目に、円貨またはユーロ貨で受益者に支払われます。

いずれかの取引日に買戻されるファンドの受益証券の口数がかかる取引日の時点で発行済みまたは発行済みと見なされるファンドの受益証券の総数の10分の1以上である場合、管理会社は独自の裁量にしたがって、発行済みまたは発行済みと見なされるファンドの受益証券の総数の10分の1を越える分の受益証券の買戻しを拒絶することができます。管理会社が買戻しを拒絶した場合、上記の取引日におけるファンドの受益証券の買戻し請求は比例配分して減ぜられるものとし、買戻しの拒絶を理由に買い戻されなかった買戻請求に関係する受益証券は、本来の請求の対象である受益証券がすべて買い戻されるまで、買戻請求が次の取引日以降に行われたかのように、処理されるものとします。前の取引日から繰り越された買戻請求は(常に上記の制限を前提として)後に提出された請求に優先して処理されるものとします。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

純資産価格の計算

ファンドの純資産額はファンドの表示通貨で表示され、関連する取引日の評価時点現在で、関連する取引日の評価時点におけるファンドの資産価格からファンドの債務(管理会社の判断にしたがって課徴金の引当分を含みます。)を差し引いて計算します。各ファンドの受益証券1口当たりの純資産価格は、各ファンドの純資産額を、関連する取引日の評価時点で発行済みであるか、または発行済みと見なされる各ファンドの受益証券の数で除し、計算結果をファンドの基準通貨の小数点以下第2位未満を四捨五入して計算します。

ファンドの資産は以下の要領で評価します。

- (a) 公認取引所に上場され、定常的に取引されており、市場価格が容易に入手できる投資証券は、評価時点における最新の取引価格に基づいて評価するものとします。ただし、公認取引所に上場されているが、公認取引所外または店頭市場でプレミアム価格またはディスカウント価格で売買されている投資証券の価格は、管理会社または管理会社の受任者が指名し、受託会社の承認を受けた能力を有する者が投資証券を評価する時点で提示したプレミアム価格またはディスカウント価格を考慮した上で評価するものとします。また、受託会社は、かかる手続の採用が証券の見込換金価格を確定するために正当であることを確保しなければなりません。証券が複数の取引所に上場されている場合、該当する市場は、当該証券の価格において最も公正な基準を提供していると管理会社が判断する市場とします。
- (b) 上場されていないか、または上場されているものの、価格が入手できないか、または最新の取引価格が代表的なものではないと管理会社または管理会社の代理人が判断する投資証券は、管理会社が任命し、受託会社が承認した能力を有する者が、投資運用会社と協議した上で、細心の注意を払って誠意をもって推定した予想換金価格で評価するものとします。
- (c) 市場で取引されている派生商品(スワップ、オプション、先物などを含みますがこれに限られません。)は、市場の決済価格を参考に評価するものとします。かかる価格が入手できない場合、当該価格は、管理会社が慎重かつ誠実に推定し、当該目的上受託会社により承認された予想換金価格とします。市場で取引されていない派生商品の価格は、管理会社もしくは管理会社の受任者または能力を有する者が誠意をもって算定した価格とします。ただし、かかる管理会社もしくは管理会社の受任者または能力を有する者は上記の目的のため受託会社の承認を受けるものと

します。店頭市場の派生商品は取引相手によって毎週提示され、投資運用会社が任命し、受託会 社が承認した取引相手から独立した者が月に一度検証した、評価時点直前の関連する市場におけ る営業終了時現在の決済価格で各取引日に評価される価格とします。管理会社は、取引相手方評 価額または管理会社もしくは独立の価格情報提供者が計算した評価額等の代替評価額のいずれか を用いて店頭派生商品を評価することができます。ただし、管理会社またはその他の当事者は、 当該評価を行うのに適切な人的および技術的手段を有していることを条件とします。管理会社 は、(a) 取引相手方が合理的正確性をもって、かつ、信頼性のある根拠に基づき店頭デリバティ ブを評価し、(b) 店頭デリバティブが、常時管理会社の主導に応じて、公正価格での相殺取引に よって売却され、清算され、または手仕舞いされる可能性があると確信していなければなりませ ん。上記の(a)および(b)が確認されるまで店頭取引は行われません。為替予約取引は、関 係する評価時点におけるマーケット・メーカーの一般的な見積り価格(とりわけ新たに引き受け ることができる同じ規模および同じ満期の為替予約取引の価格、またかかる価格がない場合、取 引相手によって少なくとも毎週提示され、投資運用会社が任命し、受託会社が承認した取引相手 から独立した者が月に一度検証した決済価格)を参考に評価するものとします。評価額は、その 目的で受託会社が承認し、取引相手方から独立する当事者によって承認または検証されなければ なりません。

- (d) 上記の(a)項に基づく評価がない集合投資ファンドの株式または受益証券は、かかる集合投資ファンドの受益証券の最新の純資産額を参考に評価するものとします。
- (e) ファンドの基準通貨以外の通貨で表示された資産および債務は、管理会社または管理会社の代理人が状況に応じて妥当と見なす(公定またはその他の)レートでファンドの基準通貨に換算されるものとします。
- (f) 現金およびその他の流動資産は額面に経過利息を加えて評価するものとします。

特定の投資証券について上記の(a)項から(f)項に定める評価ルールに基づく評価が不可能または非実際的である場合、またはかかる評価が公正市場価格を表示していない場合、管理会社はかかる投資証券の適正価格に到達するために受託会社が承認した一般に認められたその他の評価原則を使用することができます。

管理会社は関連するとみられる通貨、市場性、取引価格その他の事情に鑑みた投資証券の適正価格を反映するために調整が必要と考える場合、受託会社の承認を得た上で、上記の価格を調整することができます。

ファンドの資産またはその一部の価格を計算する場合、およびかかる価格をファンドの発行済みまたは発行済みと見なされる受益証券の総数で除す場合には、

- (a) 管理会社が発行することに同意したすべての受益証券は、関係する取引日の営業が終了した時点で発行済みと見なすものとし、ファンドの資産は、受託会社の手元にある現金および財物だけでなく、発行することに同意した受益証券に関して受け取る予定の現金またはその他の財物の額から(現金と引き換えに受益証券を発行することに同意した場合は)販売手数料を差し引いた金額を含むと見なすものとします。
- (b) 投資証券を購入または売却することに合意したものの、かかる売買がまだ完了していない場合、かかる投資証券は、売買が正式に完了したものとして、場合に応じて総購入価格または純処分価格を除き、または含ませるものとします。
- (c) ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズが回収できるファンドに帰属する資本金的性格の租税については実際の額または予想額をファンドの資産に加算するものとします。
- (d) 発生したもののまだ受け取っていない利息、配当およびその他の所得 (発生したと見なされる利息、配当およびその他の所得)に相当する金額は各ファンドの資産に加算するものとします。
- (e) 利益またはキャピタル・ゲイン (二重課税の減免措置に関する請求を含みます。)に関して賦課された租税に対する還付請求 (実際の金額または管理会社が予想した金額)の合計額を各ファンドの資産に加算するものとします。

(f) 受益証券の解約通知が受託会社に送付されたものの、解約が完了していない場合、解約する受益証券は発行されていないものと見なし、上記の解約に際して支払うべき金額だけ関係するファンドの純資産額を減額するものとします。

- ファンドの債務は下記を含むと見なすものとします。
- (a) ファンドの資産から適正に支払うべき債務の実際の金額または予想額の合計額(ファンドの未払いの借入金およびかかる借入金に関して支払うべき経過利息、料金または費用(ただし、ファンドの資産価値を算定する際に考慮に入れた債務を除きます。)ならびに未実現のキャピタル・ゲインに対する納税財務の予想額などを含みます。)、
- (b) 評価を行う前に、当事業年度中に実現した純キャピタル・ゲインに関して管理会社が支払を予想する租税の額(もしあれば)、
- (c) 直前の事業年度に関して管理会社が宣言したものの、分配を行っていない分配金の額(もしあれば)、
- (d) 発生したものの未払いとなっている管理会社の報酬およびかかる報酬に賦課される付加価値税 ならびに一般管理費、
- (e) 所得に賦課される納税債務の(実際の金額または予想額の)合計額(もしあれば)(所得税および法人税を含むが、資本金または実現もしくは未実現のキャピタル・ゲインに賦課される租税を除きます。)、
- (f) 当事業年度に関してファンドの投資証券に関して支払うべき源泉徴収税の実際の金額または予想額の合計額(もしあれば)、
- (g) 発生したものの未払いとなっている受託会社の報酬およびかかる報酬に賦課される付加価値税 (もしあれば)ならびに支出費用および前記「第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金」の「(3)管理報酬等」および「(4)その他の手数料等」と題する項目に記載する費用、および
- (h) ファンドの資産から適正に支払うべきその他の債務の(実際の金額または管理会社が予想した金額の)合計額。

受益証券1口当たり純資産価格および受益証券の価格の公表

ファンドの純資産額、受益証券1口当たりの純資産価格、発行価格および買戻価格の算定が以下に定める状況下で中止されている場合を除き、各営業日における最新の受益証券1口当たりの純資産価格ならびに受益証券の発行価格および買戻価格は、管理会社の登録上の事務所で毎日入手可能であり、ウェブサイト(www.sumitrustgas.com)で日々公表されます。

ファンド証券の発行、買戻し及び純資産価格計算の一時停止

以下の場合、管理会社は、受託会社に事前に通知した上で、各ファンドの純資産額および各ファンドの受益証券1口当たりの純資産価格の算定ならびに受益者に対する受益証券の発行および買戻しを一時的に停止することができます。

- (a) ファンドの資産の大部分を評価する基準となる市場が閉鎖されている場合、またはかかる市場での取引が制限され、もしくは停止している場合。
- (b) 管理会社の支配、責任および影響の及ばない政治、経済、軍事、金融またはその他の緊急事態によって、ファンドの資産の処分または評価が、通常の状態では不可能または非現実的である場合、かかる処分または評価が受益者の利益を損なう場合、または管理会社の考えによれば資産の購入価格が公平に計算できない場合。
- (c) 関係する通信ネットワーク網の混乱またはその他の理由で、ファンドの大部分の資産の価格の 決定が不可能または非現実的である場合。
- (d) ファンドが受益者から受益証券を買い戻す際に支払を行い、または投資証券の換金もしくは取得に伴う資金を送金することができない場合、または受益者から受益証券を買い戻す際の支払時期にある支払が通常の為替レートで実行できないと管理会社が判断する場合。
- (e) ファンドの大部分の資産の価格を決定できないその他の理由がある場合。

可能な限り、停止期間をできる限り速やかに終了させるためにあらゆる合理的措置を講じるものとします。

上記の停止については上記の停止を宣言した日に、直ちにアイルランド中央銀行に通知するものとし、停止が14日間を越える恐れがあると管理会社が判断した場合は、ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズの受益者が居住する国で発行されている新聞に公告すると共に、管理会社に受益証券の発行または買戻しを請求した投資家または受益者に、発行を申請し、または書面の買戻請求を提出した時点で、その旨を通知するものとします。

(2)【保管】

ファンド証券が販売される海外市場において、ファンド証券の券面または確認書は受益者の責任 において保管されます。

日本の投資者に販売されるファンド証券の券面またはその確認書は、販売会社の名義で保管されます。ファンド証券の取引の確認書は、販売取扱会社によって日本の受益者に交付されます。以上は、自らのリスクでファンド証券を自らの口座に日本の受益者が保管する場合には適用されません。

管理会社は登録済受益者以外の者について、受益者であることを承認する義務を負いません。

(3)【信託期間】

ファンドの存続期間は無期限です。

ただし、以下に定めるいずれかの事由が発生した場合、受託会社は下記の要領で書面の通知をしてダイワ・ボンド・ファンド・シリーズまたはファンドを終了させることができます。

- ()管理会社が清算に入り(ただし、事前に書面で受託会社が承認した条件に基づく会社再建または合併を目的とする任意清算を除きます。)、営業を中止し、(受託会社の合理的判断に基づいて)受託会社が合理的な理由から承認していない個人もしくは法人に事実上支配され、または1990年会社法改正法に基づいて管理会社もしくは管理会社の資産に管財人もしくは検査官が任命された場合。
- () 受託会社の合理的判断に基づいて、管理会社もしくは管理会社の受任者が十分に義務を履行できないか、もしくは実質的に義務の履行を怠るか、または受託会社の合理的判断に基づいて、ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズもしくはファンドの評判を下げ、もしくは受益者の利益を損なうことを目的とするその他の行為に従事している場合、または管理会社の後任が見つからない場合。
- ()ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズもしくはファンドを存続させることが違法となり、またはダイワ・ボンド・ファンド・シリーズもしくはファンドを存続させることが不可能もしくは得策でないと受託会社が合理的に判断する法律が制定された場合。
- () 受託会社が退任の希望を書面で管理会社に表明した日から3か月以内に、管理会社が信託証書の規定に基づいて新しい受託会社を任命できなかった場合。

また、以下に定めるいずれかの事由が発生した場合、管理会社は独自の判断にしたがって、下記の要領で書面の通知をしてダイワ・ボンド・ファンド・シリーズまたはファンドを終了させることができます。

- () 受益証券の当初発行日から 1 年間またはそれ以降のいずれかの取引日に、ファンドの純資産額が500万米ドルまたはファンドに関する英文目論見書の追補に定める基準通貨で500万米ドルに相当する額を下回った場合。
- () ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズがAIFM法令に基づく公認ユニット・トラストでなく なった場合、またはファンドがアイルランド中央銀行の認可を取り消された場合。
- ()ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズもしくはファンドを存続させることが違法となり、またはダイワ・ボンド・ファンド・シリーズもしくはファンドを存続させることが不可能もしくは得策でないと管理会社が合理的に判断する法律が制定された場合。
- ()管理会社が辞任の希望を書面で受託会社に表明した日から3か月以内に、管理会社の後任が任 命されなかった場合。

- ()投資運用会社が辞任の希望を書面で管理会社に表明した日から 3 か月以内に、管理会社が投資 運用会社の後任を任命できなかった場合。
- () 管理会社が受託会社および受益者の許可を得た上で、ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズま たはファンドを清算させることが受益者の最善の利益にかなうと判断した場合。

ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズまたはファンドを終了させる者は、本項に定める要領で受益者にその旨を通知するものとします。かかる通知には上記の終了が効力を発生する日(ただし、通知が送達されてから2か月以上が経過した日とします。)を記載するものとします。

ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズまたはファンドは、信託証書の付属書に定める規定にしたがって正式に招集され、開催された受益者総会の特別決議によって、随時終了させることができます。かかる終了は、上記の特別決議が可決された日または(該当する場合)上記の特別決議で指定されたそれ以降の日から効力を発生するものとします。

管理会社は(実行可能な場合)ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズまたはファンドが終了する 少なくとも2か月前までに、間もなくダイワ・ボンド・ファンド・シリーズまたはファンドの資産 の分配を行なうことを受益者に通知するものとします。上記の終了通知を送付した後、管理会社 は、ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズまたはファンドの資産の一部として受託会社または受託 会社の被指名人の手元に残っているすべての投資証券を売却させるものとします。かかる売却は、 ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズまたはファンドの終了後、管理会社および受託会社が望まし いと考える方法および期間内に実施し、完了するものとします。管理会社は、適当と見なす時期 に、独自の判断にしたがって、分配に利用できることを条件に、ファンドの資産の一部を構成する 現金および投資証券の換金から得た正味現金収入を、それぞれの受益者が保有する各ファンドの受 益証券の口数に比例して受益者の間で分配するものとします。上記の分配は、管理会社が独自の判 断にしたがって定めた支払請求書および領収書が管理会社に提出された場合に限って実施されるも のとします。ただし、受託会社は、上記の資金から、ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズまたは ファンドの清算に関連して受託会社が負担し、支出し、または支払責任を負うファンドに関するす べての費用、料金、請求、債務および要求の十分な引当分を留保し、また留保した金額から上記の 費用、料金、請求、債務および要求について補償され、かつ責任を免除される権利を有するものと します。受託会社が上記の要領で保有する純収入またはその他の現金が未請求の場合、受託会社は 支払期日が到来した日から12か月が経過した時点で、裁判所に支払うことができます。ただし、受 託会社は負担した費用を控除する権利を有するものとします。

(注)ファンドは、2019年11月29日付で償還されます。

(4)【計算期間】

ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズの会計年度は毎年5月31日に終了します。

(5)【その他】

(a) ファンド証券発行限度額

ファンド証券の発行額には制限がなく、随時発行することができます。

(b) 信託証書の変更

管理会社および受託会社は、補足証書の形式によりアイルランド中央銀行の事前の承認を得て、ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズが認可投資信託としての資格を喪失させる目的以外の目的に資するとそれらが考慮する方法で、またその範囲で、いつでも信託証書の条項を変更することができます。ただし、受託会社が、当該変更が受益者の利益を害さず、かつ管理会社および受託会社の受益者に対する責任を免除することにならない旨を書面で証明する場合、かかる訂正、変更、追加がアイルランド中央銀行の規則により要求されるものである場合、またはかかる訂正、変更、追加が公認の取引所のリストの増加のために行われる場合を除き、受益者集会の特別決議による承認を必要とします。いかなる変更も、受益者に対しその受益証券に関してさらに支払を行いまたはそれに関する債務を負う義務を課するものではありません。

信託証書の重要事項の変更は、公告され、受益者に通知されます。

(c) ワラント、新株引受権またはオプションの発行

ワラント、新株引受権またはオプションの発行に基づいてファンド証券を買い付ける権利は受益者に付与されません。

(d) 関係法人との契約の更改等に関する手続

投資運用契約

投資運用契約は、一当事者が相手当事者に対し90日前の書面による通知を付与することにより本 契約を解除しない限り、有効に存続します。

同契約はアイルランドの法律に準拠し、同法に従い解釈されるものとし、同法に基づき変更する ことができます。

代行協会員契約

代行協会員契約は、本契約のいずれかの当事者が3か月前に他の当事者に対し書面により解約を 通知するまで有効に存続します。

同契約は日本国の法律に準拠し、同法に従い解釈されるものとし、同法に基づき変更することができます。

受益証券販売・買戻契約

受益証券販売・買戻契約は、本契約のいずれかの当事者が3か月前に他の当事者に対し、書面により解約を通知するまで有効に存続します。

同契約は日本国の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができます。

(e) その他

管理会社の取締役および関係者のいずれも、ファンドの受益証券に対して権益を有していません。

ファンドは、いかなる訴訟手続または仲裁手続にも関与しておらず、管理会社の取締役または受託会社は、ファンドの設立以降、ファンドによりまたはファンドに対して係争中であるかまたは提起されるおそれのある訴訟手続または仲裁手続を認知していません。

4【受益者の権利等】

(1)【受益者の権利等】

受益者が管理会社および / または受託会社に対し受益権を直接行使するためには、ファンド証券 の名義人として登録されていなければなりません。

従って、販売取扱会社にファンド証券の保管を委託している日本の受益者は、ファンド証券の登録名義人でないため、直接受益権を行使することはできません。これらの日本の受益者は販売取扱会社との間の外国証券取引口座約款に基づき販売取扱会社をして受益権を自己に代わって行使させることができます。ファンド証券の保管を販売取扱会社に委託しない日本の受益者は、本人の責任において権利行使を行います。

受益者の有する権利は次のとおりです。

(イ) 分配請求権

受益者は、管理会社の決定したファンドの分配金を、持分に応じて請求する権利を有します。

(口) 買戻請求権

受益者は、そのファンド証券の買戻しを信託証書の規定に従って請求することができます。

(八) 残余財産分配請求権

ファンドが清算される場合、受益者は、保有するファンド証券の持分に応じて残余財産の分配を請求する権利を有します。

(二) 受益者集会に関する権利

受託会社または管理会社は、適宜受益者集会を招集することができます。受託会社は、発行済み受益証券(管理会社が保有する受益証券を除きます。)の15パーセント以上を保有する受益者から書面の請求を受けた場合、集会を招集しなければなりません。

適正に招集され、開催された受益者集会で審議するすべての議事は特別決議によるものとしま す。

少なくとも14日前までに受益者に集会の開催通知を送付しなければなりません。

開催通知には集会の場所および日時ならびに決議案の条件を記載するものとします。受託会社 が集会を招集する場合を除き、開催通知の写しを郵便で受託会社に送付するものとします。管理 会社が集会を招集する場合を除き、開催通知の写しを郵便で管理会社に送付するものとします。 いずれかの受益者に対して事故により開催通知の送付を怠るか、またはいずれかの受益者が開催 通知を受け取らなかった場合でも、集会の議事は無効とはならないものとします。

定足数は1名の受益者本人または代理人の出席とします。審議を開始する時点で必要な定足数 を満たしていない限り、集会で議事を審議してはなりません。

集会では、() 挙手に際して、本人または代理人が出席したすべての受益者は、1票の議決権 を有するものとし、()また投票に際して、本人または代理人が出席した各受益者は、保有する 受益証券1口に付き1票の議決権を有するものとします。

異なるファンドの各受益者の権利および利益に関して、上記の規定は以下の修正を前提とし て、効力を有するものとします。

- (a) あるファンドだけに影響すると受託会社が判断する決議については、個別的に開催されたか かるファンドの受益者集会で可決された場合に、適正に可決されたと見なすものとします。
- (b) 複数のファンドに影響するものの、かかるファンドの受益者の間で利益相反が発生しないと 受託会社が判断する決議については、かかるファンドの1回の受益者集会で可決された場合 に、適正に可決されたと見なすものとします。
- (c) 複数のファンドに影響し、かつかかるファンドの受益者の間で利益相反が発生すると受託会 社が判断する決議については、かかるファンドの1回の受益者集会で可決することに代えて、 別々に開催された各ファンドの受益者集会で可決された場合に限って、正式に可決されたと見 なすものとします。
 - (注)受益者の管理会社または受託会社に対する上記(イ)および(八)に関する請求権の時効期間は、一般的に は、かかる請求権を生じさせる事由発生日から(イ)に関しては6年間、(八)に関しては12か月間です。 ただし、受託会社に対する詐欺または欺罔による契約違反に基づく請求については時効は適用されませ his

(2)【為替管理上の取扱い】

受益証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、アイルランドにおける外国為替管理上の制限は ありません。

(3)【本邦における代理人】

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所

上記代理人は、管理会社から日本国内において、

- (a) 管理会社またはファンドに対するアイルランドおよび日本の法律上の問題ならびに日本証券業 協会の規則の問題についての一切の通信、請求、訴状、その他の訴訟関係書類を受領する権限、 および
- (b) 日本におけるファンド証券の募集、販売および買戻しの取引に関する一切の紛争、争点および 見解の相違に関連して一切の裁判上および裁判外の行為を行う権限を委任されています。また日 本国財務省関東財務局長に対するファンド証券の募集に関する届出および継続開示に関する代理 人ならびに金融庁長官に対する届出に関する代理人は、

弁護十 三浦 健

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所

です。

(4)【裁判管轄等】

日本の投資者が取得したファンド証券の取引に関連する訴訟の裁判管轄権は下記の裁判所が有することを管理会社は承認しています。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目1番4号 確定した判決の執行手続は、関連する法域の適用法律に従って行われます。

第3【ファンドの経理状況】

1【財務諸表】

- a.ファンドの直近2会計年度の日本文の財務書類は、英国およびアイルランドにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものです。
- b.ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等(公認会計士法(昭和23年法律第103号)第1条の3第 7項に規定する外国監査法人等をいいます。)であるプライスウォーターハウスクーパース アイルランドから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの(訳文を含みます。)が当該財務書類に添付されています。
- c.ファンドの原文の財務書類は、ユーロ、豪ドル、カナダドルまたは米ドルで表示されています。日本文の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されています。日本円による金額は、2019年9月30日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1ユーロ = 118.02円)で換算されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

(1)【貸借対照表】

ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズ 毎月分配ユーロ・ボンド・ファンド 財政状態計算書 2019年5月31日現在

	注記	2019年		2018	年
		(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
資産					
現金預金	5	58,037	6,850	336,929	39,764
損益を通じて公正価値で測定する 金融資産	2,3	4,431,801	523,041	4,488,866	529,776
資産合計		4,489,838	529,891	4,825,795	569,540
負債			_		_
未払債務 - 1年以内支払期限到来	7	85,922	10,141	64,299	7,589
損益を通じて公正価値で測定する 金融負債	2,3	-	-	190	22
負債(買戻可能受益証券保有者に 帰属する純資産を除く)		85,922	10,141	64,489	7,611
買戻可能受益証券保有者に帰属する 純資産		4,403,916	519,750	4,761,306	561,929

添付の注記および投資有価証券明細表は、当財務書類の一部である。

エスエムティー・ファンド・サービシーズ(アイルランド)リミテッドを代表して署名。

ピーター・キャラハン

中村佳史

取締役

取締役

日付:2019年9月4日

(2)【損益計算書】

ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズ 毎月分配ユーロ・ボンド・ファンド 包括利益計算書 2019年 5 月31日に終了した年度

	注記	2019年		2018年	
		(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
収益					
損益を通じて公正価値で測定する 金融資産・負債に係る純利益	10	159,406	18,813	47,576	5,615
収益合計		159,406	18,813	47,576	5,615
費用			_		
預金利息	2	1,336	158	671	79
受託会社報酬	9	2,760	326	2,891	341
販売会社報酬	9	22,982	2,712	24,092	2,843
代行協会員報酬	9	4,620	545	4,818	569
投資運用報酬	9	13,801	1,629	14,456	1,706
投資顧問報酬	9	9,200	1,086	9,635	1,137
管理事務代行報酬	9	5,980	706	6,264	739
副保管費用		2,219	262	4,063	480
監査報酬		4,425	522	3,300	389
法務報酬		29,430	3,473	19,858	2,344
印刷費		16,506	1,948	17,292	2,041
その他の費用		20,125	2,375	13,027	1,537
費用合計		133,384	15,742	120,367	14,206
純収益/(費用)		26,022	3,071	(72,791)	(8,591)
ファイナンス費用					
分配金	12	-	-	(36,464)	(4,303)
ファナンス費用合計		-	-	(36,464)	(4,303)
分配後の買戻可能受益証券保有者に 帰属する純資産の増(減)		26,022	3,071	(109,255)	(12,894)

利益および損失は、専ら継続運用から生じた。

当包括利益計算書に表示された以外に、計上すべき損益はない。

添付の注記および投資有価証券明細表は、当財務書類の一部である。

ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズ 毎月分配ユーロ・ボンド・ファンド 買戻可能受益証券保有者に帰属する 純資産の変動計算書 2019年5月31日に終了した年度

	2019年		2018年	
	(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
期首現在買戻可能受益証券保有者に 帰属する純資産	4,761,306	561,929	4,409,796	520,444
買戻可能受益証券の発行手取金	-	-	1,098,678	129,666
買戻可能受益証券の買戻支払金	(381,574)	(45,033)	(632,392)	(74,635)
純(費用)/収益平準化(注2)	(1,841)	(217)	2,532	299
純資本平準化(注2)	3	0	(8,053)	(950)
分配後の買戻可能受益証券保有者に 帰属する純資産の増(減) 	26,022	3,071	(109,255)	(12,894)
期末現在買戻可能受益証券保有者に 帰属する純資産 :	4,403,916	519,750	4,761,306	561,929

添付の注記および投資有価証券明細表は、当財務書類の一部である。

次へ

ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズ 財務書類に対する注記 2019年 5 月31日

1.一般的情報

ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズ(以下「ファンド」という。)は、1990年ユニット・トラスト法の規定に従ってアイルランド中央銀行の認可を受けたオープンエンド・アンブレラ型ユニット・トラストとして、2002年11月7日に設定された。

信託証書は、サブ・ファンドから成り立っている当ファンドを構成する。サブ・ファンドの受益証券の発行からの手取金は、サブ・ファンドに関してファンドの記録および帳簿に適用され、サブ・ファンドに起因する資産・負債および収益・費用は信託証書の規定を課されるサブ・ファンドに適用される。各サブ・ファンドの申込金は、当該サブ・ファンドの通貨建てでなければならない。サブ・ファンドおよびその表示通貨は、毎月分配ユーロ・ボンド・ファンド(EUR:ユーロ)(以下「ユーロ・ボンド・ファンド」という。)である。

ユーロ・ボンド・ファンドの主たる投資目的は、主としてヨーロッパの取引所および公認の取引所に上場されまたはそこで取引される国債、国際機関債、社債、資産担保証券を含むユーロ建債券の分散化されたポートフォリオにより構成される投資によって、長期的な資本成長を目指し、安定した態様のインカム・ゲインを追求することである。当該サブ・ファンドは、新興市場に15%を超えて投資することはけっしてない。

オーストラリア・ボンド・ファンドおよびカナダ・ボンド・ファンドは2019年5月30日に償還した。

2 . 主要な会計方針

サブ・ファンドが採用している重要な会計方針は、以下のとおりである。

作成の基準

ファンドの財務書類は、損益を通じて公正価値で保有する金融商品の再評価額に対して調整された取得原価主義に従い、かつ、財務報告基準第102号「英国およびアイルランド共和国で適用される財務報告基準」(以下「FRS第102号」という。)を含む財務報告評議会が発行したアイルランドの財務報告基準に準拠して作成されている。財務書類は、継続企業の前提を基礎として作成されている。

FRS第102号に準拠した財務書類の作成は、経営陣による、方針の適用ならびに資産・負債および収益・費用の報告金額に影響を及ぼす判断、見積りおよび仮定の行使が要求される。かかる見積りならびに付随する仮定は、過去の経験およびその状況下で合理的と考えられる様々なその他の要因に基づくものであり、これらの結果は他の情報源からは即時に判定しえない資産および負債の簿価についての判断の基礎となる。実際の結果はこれらの見積りと異なることがある。見積りおよび基礎を成す仮定は、継続的に見直される。会計見積りの改訂は、改訂が当該期間にのみ影響を及ぼす場合には当該見積改訂期間に、または改訂が当該期間ならびに将来期間の両方に影響を及ぼす場合には当該改訂期間および将来期間において要約される。

損益を通じて公正価値で測定する金融資産および負債

このカテゴリーは、二つのサブ・カテゴリーを有する。すなわち、取引用に保有される金融資産および負債ならびに開始 時に損益を通じて公正価値で測定する経営陣が指定する金融資産および負債である。

取引用に保有される金融商品 (「取引用証券」) は、価格もしくはディーラー・マージンの一時的な変動からの利益を得るために取得される証券であるか、または短期利益取得の方向性が存在するポートフォリオに含まれている証券である。

先渡しおよび先物のようなデリバティブも、取引用に保有されると分類される。すべてのデリバティブは、サブ・ファンドの未収金の場合には資産に、サブ・ファンドの未払金の場合には負債に計上される。デリバティブの公正価額の増減は、包括利益計算書に計上される。

活発な市場で取引される金融商品の公正価額は、期末現在の取引相場価格に基づいている。サブ・ファンドが保有する金融資産・負債に関して使われる取引相場価格は、現在の売呼値である。損益を通じて公正価値で測定する金融資産・負債のカテゴリーの公正価値における変動から生じる損益は、損益が発生する期間の包括利益計算書に計上される。損益を通じて公正価値で測定する金融資産・負債には、最後の利払日以降に投資証券で稼得した利息および投資に係る受取配当金が含まれる。

サブ・ファンドの取引用証券は、取引日に会計処理され、取得時の公正価額で記帳される。取引費用は、発生時に費用計上され、損益を通じて公正価値で測定する金融資産および負債の純利益の部分として包括利益計算書に計上される。2019年5月31日に終了した年度の取引用金融商品からの損益はすべて、包括利益計算書に計上される。

公正価額の見積りは、市況および金融商品に関する情報に基づき、将来の特定時点で行われる。この見積額は性質上主観的であり不確実性を伴い、重要な判断の材料を、それゆえ正確に決定できない。仮定の変更は、見積りに著しく影響を及ぼす可能性があり、その差異は重大となることがある。

外貨

サブ・ファンドの財務書類に計上されている勘定科目は、サブ・ファンドが運用を行う主要な経済環境の通貨(「機能通貨」)を用いて計算される。機能通貨は、ユーロ・ボンド・ファンドに関してはユーロ(「EUR」)である。証券取引は、当該取引日に財務書類に記帳され、取引日の営業終了時の実勢為替レートで機能通貨に換算される。外貨建ての資産および負債は、期末現在の為替レートでサブ・ファンドの機能通貨に換算される。取引活動から生じる外貨利益または損失は、包括利益計算書に計上される。

収益

受取配当金は、配当落ち日基準で被る還付されない源泉税込みで計上される。受取利息は、還付されない源泉税込みの実 効利率法により会計処理される。証券のディスカウントおよびプレミアムは、当該証券の継続期間にわたり比例的に償却さ れるか付加される。債券収益は、年率を用いて計算される。

費用

費用は、発生基準により会計処理される。

純収益/(費用)および純資本の平準化

ファンドは、受益証券の分配金の支払水準が分配期間中にかかる受益証券の発行および買戻しによって影響を受けないことを確実にすることを企図して、各サブ・ファンドで平準化の会計処理を維持している。受益証券の募集価格は、それゆえサブ・ファンドの純未収収益および純利益/(損失)を参照して計算される平準化支払額を含むものと考えられ、受益証券に関する最初の分配金にはたいていかかる平準化支払額と同等の元本の支払いが含まれる。各受益証券の買戻価格にはまた、買戻日までのサブ・ファンドの純未収収益および純利益/(損失)に関する平準化支払額が含まれる。

買戻可能受益証券1口当たり純資産価格(「NAV」)

買戻可能受益証券は、受益者の選択により買戻可能であり、金融負債として分類される。買戻可能受益証券1口当たりNAVは、サブ・ファンドの買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産総額を発行済買戻可能受益証券口数で除することによって計算される。すべての買戻可能受益証券は、この価格で発行され買戻される。受益証券は、管理会社が買戻請求書を受領しかつ受け付ける取引日に買い戻される。

キャッシュ・フロー計算書

サブ・ファンドは、キャッシュ・フロー計算書を作成しないというFRS第102号セクション7.1Aに従うオープンエンド型投資信託に適用可能な免除規定を享受している。

3. 損益を通じて公正価値で測定する金融資産・負債

	ユーロ・ボンド・ファンド
2019年	EUR
損益を通じて公正価値で測定する金融資産	
取引用に保有:	
- 債務証券	4,379,849
- 先渡為替契約	2,370
- 投資有価証券発生利息	49,582
損益を通じて公正価値で測定する金融資産合計	4,431,801
損益を通じて公正価値で測定する金融負債	
取引用に保有:	
- 先渡為替契約	
損益を通じて公正価値で測定する金融負債合計	
	ユーロ・ボンド・ファンド
2018年	EUR
損益を通じて公正価値で測定する金融資産	
取引用に保有:	
- 債務証券	4,442,160
- 投資有価証券発生利息	46,706
損益を通じて公正価値で測定する金融資産合計	4,488,866

損益を通じて公正価値で測定する金融負債

取引用に保有:

- 先渡為替契約190損益を通じて公正価値で測定する金融負債合計190

以下の表は、公正価値で認識される金融商品を表示し、以下に基づく公正価値で分析されている。

- ・ 同一の資産または負債に関する活発な市場における取引値(レベル1)、
- ・ (価格について)直接的にまたは(価格から派生して)間接的に、資産または負債に関して観測可能なレベル1に含まれる取引値以外のインプットを含むもの(レベル2)、および
- ・ 観測可能な市場データ(観測できないインプット)に基づかない資産または負債に関するインプット(レベル3)。

<u>ユーロ・ボンド・ファンド</u>				
2019年	レベル 1	レベル 2	レベル3	合計
	E U R	EUR	EUR	EUR
損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
取引用に保有される金融資産				
債務証券	-	4,379,849	-	4,379,849
先渡為替契約		2,370		2,370
		4,382,219	-	4,382,219
2018年	レベル1	レベル 2	レベル3	合計
	EUR	EUR	EUR	EUR
損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
取引用に保有される金融資産				
債務証券	-	4,442,160	-	4,442,160
	-	4,442,160	_	4,442,160
	-			
損益を通じて公正価値で測定する金融負債				
取引用に保有される金融負債				
先渡為替契約	-	190	-	190
	-	190	-	190

ファンドは、2017年1月1日以降に開始する会計期間から発効する、「財務報告公開草案 (FRED)第62号 FRS第102号の改訂 - 公正価値ヒエラルキーの開示」を適用している。当該基準は、測定を行う際に使用されるインプットの重要性を反映する公正価値ヒエラルキーを使用して公正価値測定を分類することをファンドに要求している。

4.リスク要因

サブ・ファンドの金融商品から発生する主要リスクは、以下のように要約される。

ユーロ・ボンド・ファンド

金融リスクの管理

サブ・ファンドの主な投資目的は、主としてユーロ建て投資適格固定利付商品から成る分散化されたポートフォリオへの 投資を通じ、安定したインカム収益を追求し、長期的な資本成長を目指すことである。サブ・ファンドのベンチマークは、 ブルームバーグ・バークレイズ・ユーロ総合インデックスである。

サブ・ファンドの資産および負債は、下記を含む金融商品で構成される。

- ・ サブ・ファンドの投資目的および投資方針に従い保有される債券を含む投資対象
- ・ サブ・ファンドの投資活動から直接発生する現金および現金等価物、ならびに
- サブ・ファンドの投資活動から発生する通貨リスクを管理するためのデリバティブ取引(例えば、為替契約)

サブ・ファンドが直面する主なリスクについては下記において詳述されるが、それに加えて、投資マンデートに従った投資運用会社によるこれらのリスク管理方法および監視方法についても概要が示されている。サブ・ファンドの業務により、ファンドは様々な金融リスク(市場リスク(通貨リスク、適正価値金利リスク、キャッシュフロー金利リスクおよびその他

の価格リスクを含む。)、信用リスクおよび流動性リスク)にさらされる。サブ・ファンドの総合リスク管理プログラムは、金融市場が予見不可能であることを重視し、サブ・ファンドの財務実績が被り得る悪影響の最小化に努めている。 市場価格リスク

サブ・ファンドは、主としてヨーロッパの公認取引所に上場されまたはかかる取引所で取引される国債、国際機関債および社債を含む各種商品の取引を行っている。サブ・ファンドの純資産の少なくとも50%は、高品質のユーロ建て国債に投資されなければならない。サブ・ファンドはまた、アクティブ投資から発生する通貨リスクを管理するためデリバティブ契約の取引も行っている。デリバティブに関する詳細については通貨リスクの項に開示されている。

サブ・ファンドは、証券の空売りを行うことまたはショート・ポジションを維持することはできない。

すべての証券投資は、資本の損失リスクを提示する。サブ・ファンドの債務証券は、商品の将来価格が不確実であることによる市場価格リスクの影響を受けやすい。投資運用会社は、指定された制限の範囲内で証券およびその他の金融商品を慎重に選別することによりかかるリスクを軽減する。ポートフォリオの構築は、サブ・ファンドのガイドラインにより推進される総合的リスク・コントロールの枠組みの中で行われ、サブ・ファンドの全般的市場ポジションは、サブ・ファンドの投資運用会社により日々監視される。

サブ・ファンドはまた、ベンチマークと比べた予想実績に対する偏差によってリスクを確定している。国 / デュレーション、通貨、セクター / 証券の選別上の取引前リスク予算は、商品の投資プロセスの中であらかじめ定められる。投資運用会社は、定期的に、ベンチマークおよび実績目標と対照して達成されたサブ・ファンドの実績を監視し精査する。関連する場合、投資運用会社はまた、社内およびチームの目標と一致させるため資産配分およびセクター戦略の見直しも行う。

ティー・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッド(以下「ティー・ロウ・プライス」という。)の定量・ポートフォリオ分析グループは、定期的に、サブ・ファンドのベンチマークからの偏差(トラッキング・エラー)から生じるサブ・ファンドの取引前リスクについて分析する。かかる数値は、妥当なリスク管理ツール(例えば、ウィルシャー・アクシオム、バークレイズ・キャピタル・ポイント)および社内開発ツールを用いて算定される。

サブ・ファンドの市場リスクは、主要構成要素(実際の市場価格の変動、金利変動および為替変動)により影響を受ける。金利および為替の変動は、後記の各項に記載される。サブ・ファンドの市場リスク・エクスポージャーは、投資有価証券明細表に記載される有価証券について言及している。

過去12ヵ月間の実績リターンのボラティリティの分析に基づき、ユーロ・ボンド・ファンドは、2018年6月1日から2019年5月31日までの年度について、同期間のベンチマークの1.84%の標準偏差と比較して年率0.80%4のリターンの標準偏差を示している。

ユーロ債市場が、2019年5月31日現在でブルームバーグ・バークレイズ・ユーロ総合インデックスにより表象されるように、前年度より5%(クーポンの支払を含む。)上昇し、その他すべての変数が一定であった場合、買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産は約208,966ユーロ増加していたと思われる。これらの数字は、2019年5月31日現在4,403,9165ユーロであったNAVおよびこれを裏付ける過去のベータ0.9496に基づいている。逆に、比較できるベンチマーク指数が5%下落していた場合、買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産は、2019年5月31日現在のサブ・ファンドの純資産に基づき約208,966ユーロ減少していたと思われる。これは、現在の市況に基づき、12ヵ月間における変動の可能性が合理的にあり得るという投資運用会社の見解を表している。

2018年5月31日に終了した前財務報告年度と比較すると、ユーロ債市場が、2018年5月31日現在でブルームバーグ・バークレイズ・ユーロ総合インデックスにより表象されるように、前年度より5%(クーポンの支払を含む。)上昇し、その他すべての変数が一定であった場合、買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産は約238,779ユーロ増加していたと思われる。この数字は、2018年5月31日現在4,761,3067ユーロであったNAVおよびこれを裏付ける過去のベータ1.0038に基づいている。逆に、比較できるベンチマーク指数が5%下落していた場合、買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産は、2018年5月31日現在のサブ・ファンドの純資産に基づき約238,779ユーロ減少していたと思われる。

これは、現在の市況に基づき、12ヵ月間における変動の可能性が合理的にあり得るという投資運用会社の見解を表している。ベータ係数分析の限界は、主に、過去データを参照するプロセスであることである。サブ・ファンドがベンチマークと比べた予想実績に対する偏差によってリスクを確定しており、投資運用会社は、サブ・ファンドの取引前トラッキング・エラーを定期的に計算する。トラッキング・エラー・リスクは、ベンチマークとは異なる方法で(例えば、カーブ、セクターまたは銘柄選別法)ポートフォリオのポジショニングを行うことにより生じる。トラッキング・エラーは、インベストメント・マネジャーにとって有益ではあるものの、多少の制限も受ける。トラッキング・エラーは、通常の収益分配を想定している。最近の広報により示されるように、収益分配は一般的ではなく、そのため、トラッキング・エラーの利用は、誤解を招く可能性がある。

訳注:本財務書類の原文に添付されているが本書に含まれないInvestment Manager's Report (投資運用会社報告書)に脚注1、2および3が記載されているため、注記中の脚注は4から開始している。

- 4 ティー・ロウ・プライス提供の月次実績データに基づく。
- 5 買戻可能受益証券保有者の評価に基づいてエスエムティー・ファンド・サービシーズ(アイルランド)リミテッドが提供する資産評価額。
- 6 過去3年間のベータ0.949: (ティー・ロウ・プライス提供の月次実績データに基づく)2019年5月末現在のファンドの実績総計対ブルームバーグ・バークレイズ・ユーロ総合インデックス
- **7 買戻可能受益証券保有者の評価に基づいてエスエムティー・ファンド・サービシーズ(アイルランド)リミテッドが提供する資産評価額。**
- 8 過去3年間のベータ1.003: (ティー・ロウ・プライス提供の月次実績データに基づく)2018年5月末現在のファンドの実績総計対ブルームバーグ・バークレイズ・ユーロ総合インデックス

金利リスク

サブ・ファンドの金融資産および負債の大部分は、利息を生じる。そのため、サブ・ファンドは、市場金利の実勢レベルの変動により相当のリスクを負うことがある。金利リスクは、金利レベル、イールドカーブの勾配、イールドカーブの形状またはその他の金利関連事項の変動から生じるリスクである。

金利は、国際債券市場および金融市場の需要と供給を牽引する基本的および技術的要因により決定される。サブ・ファンドの利付金融資産および負債は、市場金利の実勢レベルの変動がファンドの財務ポジションおよびキャッシュフローに及ぼす影響に関連するリスクをファンドに負わせる。

金利リスクは、ベンチマークとの比較により管理される。金利リスク報告書は、毎日、サブ・ファンドの投資運用会社に 提供される。金利リスクの負担は、満期バケット、国および通貨毎に詳述されるデュレーションの内訳およびベンチマーク からの偏差により示される。格付別およびセクター別の内訳および偏差等のその他の報告書もまた、サブ・ファンドの投資 運用会社に提供される。ポートフォリオ/ベンチマークの偏差は、サブ・ファンドのモデル・ポートフォリオとも比較され る。

2019年5月31日現在の投資対象の持高および市場データに基づき、その他の変数が一定である場合にプラス0.5%のイールドカーブの平行移動⁹の変化分に対する影響により、買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産は直ちに約3.1%減少することになり、これは2019年5月31日現在のサブ・ファンドの純資産4,403,916¹⁰ユーロおよびサブ・ファンドの有効デュレーション6.10¹¹に基づき、債券価格の134,319ユーロの下落に相当する。

2018年5月31日現在の投資対象の持高および市場データに基づき、その他の変数が一定である場合にプラス0.5%のイールドカーブの平行移動12の変化分に対する影響により、買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産は直ちに約3.1%減少することになり、これは2018年5月31日現在のサブ・ファンドの純資産4,761,30613ユーロおよびサブ・ファンドの有効デュレーション6.2114に基づき、債券価格の147,838ユーロの下落に相当する。マイナス0.5%のイールドカーブの移動の変化分に対する影響により、買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産は直ちに約3.1%増加することになる。

2019年5月31日現在の詳細な情報については、下記の表を参照のこと。

NAVにおける変化分に対する影響(2019年5月31日現在)

イールドカーブの移動	市場価格の変化分に対する影響	ユーロ相当額
+0.50%	- 3.1%	- 134,319
+1.00%	- 6.1%	- 268,638
- 0.50%	+ 3.1%	134,319
- 1.00%	+ 6.1%	268,639

同一の裏付けイールドカーブの移動の想定(ただし2018年5月31日現在の有効デュレーションは6.21およびサブ・ファンドの純資産は4,761,306¹⁵ユーロ)による2018年5月31日現在のNAVにおける変化分に対する影響について、さらに下記を参照されたい。

NAVにおける変化分に対する影響(2018年5月31日現在)

イールドカーブの移動	市場価格の変化分に対する影響	ユーロ相当額
+0.50%	- 3.1%	- 147,838
+1.00%	- 6.2%	- 295,676
- 0.50%	+ 3.1%	147,838
- 1.00%	+6.2%	295,676

債券ポートフォリオ内で引き継がれるリスクを攻略するため、単一デュレーション数を利用することには限界がある。有効デュレーションは、ポートフォリオ分析およびリスク管理において重要ツールではあるが、かかる単一デュレーション数は、金利の平行移動に対する債券の感応度の推定値であると認識することが重要である。有効デュレーションは多くの目的

のため有益かつ便利である一方、厳格なリスク管理により、金利の変動はカーブの全域で高度に相互に関連することが多い ものの、実際にはイールドカーブの勾配および形状は時を経て変化すると投資運用会社は認識しなければならない。 サブ・ファンドの方針により、投資運用会社は、日々、サブ・ファンドの全般的な金利感応度を監視する。

9 イールドカーブの平行移動は、すべての債券の満期時利回りの変動が同じである移動をいう。

信用リスク/取引相手方リスク

固定利付資産(先進国の国債を含む。)は、信用リスクにさらされている。サブ・ファンドは信用リスクの負担を引き受けるが、信用リスクとは、取引相手方または発行体が期日に全額の支払を行うことができないリスクである。信用調査は、通常、セクター別投資適格社債市場の分析によって明示される。

投資プロセスにおいて、サブ・ファンドの投資領域内の投資機会を識別するための厳密な信用調査に投資運用チームは重点を置く。投資の決定は、財務書類の分析および企業の経営陣との協議に基づく。信用アナリストは自らの業種を綿密に検討し、ポートフォリオのすべての持高、ベンチマークの銘柄および投資運用会社が保有していないが保有が考えられ得る銘柄の監視について責任を有する。

サブ・ファンドのガイドラインに従い、投資対象は、S&Pグローバル・レーティングまたはムーディーズによりBBB-/Baa3以上に格付されていることを要する。サブ・ファンドの加重平均格付はAA-/Aa3以上に維持されており、サブ・ファンドのNAVの最大10%が、BBB-/Baa3の証券に投資され得る。

¹⁰ 買戻可能受益証券保有者の評価に基づいてエスエムティー・ファンド・サービシーズ(アイルランド)リミテッドが提供する資産評価額。

¹¹ ティー・ロウ・プライス提供の修正済みデュレーション。

¹² イールドカーブの平行移動は、すべての債券の満期時利回りの変動が同じである移動をいう。

¹³ 買戻可能受益証券保有者の評価に基づいてエスエムティー・ファンド・サービシーズ(アイルランド)リミテッドが提供する資産評価額。

¹⁴ ティー・ロウ・プライス提供の修正済みデュレーション。

¹⁵ 買戻可能受益証券保有者の評価に基づいてエスエムティー・ファンド・サービシーズ(アイルランド)リミテッドが提供する資産評価額。

サブ・ファンドの格付カテゴリー別内訳 (2019年5月31日現在)

信用格付	ポートフォリオ組入比率 (%)	指数組入比率 (%)	差 (%)
ААА	32.90	24.83	8.07
AA	31.37	31.34	0.03
A	16.87	18.56	- 1.69
ВАА	13.29	25.27	- 11.98
現金	5.57	0.00	5.57
	100.00	100.00	

サブ・ファンドの格付カテゴリー別内訳(2018年5月31日現在)

信用格付	ポートフォリオ組入比率 (%)	指数組入比率 (%)	差 (%)
AAA	25.85	25.03	0.82
AA	30.06	30.98	- 0.92
A	19.89	18.77	1.12
ВАА	15.04	25.22	- 10.18
現金	9.16	0.00	9.16
	100.00	100.00	

サブ・ファンドの主な信用リスクの集中は、債務証券にみられる。サブ・ファンドは、資産の取得時において、同一発行体により発行されたクラス証券の10%を超えて保有することはできず、サブ・ファンドの純資産の最大5%まで、同一企業の証券に投資することができる。

信用の集中は、日々、ポートフォリオ運用部門および信用分析チームによって監視される。信用エクスポージャーは、カスタマイズされた要件および基準に従い監視される。セクター/格付、セクター/デュレーションおよび発行体等の詳細な内訳・エクスポージャー報告書ならびに業界報告書は、定期的に提供され、監視される。

取引相手方リスクに関連する信用リスクは、限定される。取引相手方リスクは、取引相手方がその締結した約定を履行することができないまたは意思がないため、サブ・ファンドに財務損失を負わせるリスクである。サブ・ファンドのすべての取引は、3日から5日の決済期間で、承認されたブローカーを用いて完了されかつ決済される。ブローカーが支払を受領した時点でのみ、販売済証券の引渡しが実行されるため、決済不履行リスクは最小であると考えられる。ブローカーが証券を受け取り次第、購入に基づく支払が実行される。いずれかの当事者がその義務を履行しない場合、取引は成立しない。

投資運用会社は、定期的に、サブ・ファンドの為替先物ポジションに関する取引相手方リスク・エクスポージャー報告書を発行する。かかる報告書は、取引相手方の不履行に関連するリスクの限定を意図するものである。すべての為替取引および為替先渡しは、BBH&Co.16と共に実行される。

サブ・ファンドは、取引を行う相手方当事者に対する信用リスクにさらされ、また決済不履行リスクを負うことになる。 投資運用会社は、予め管理会社が承認している取引相手方との取引のみによってサブ・ファンドに係る取引相手方リスクを 最小限にする。

投資目論見書にあるとおり、取引相手方は以下の条件を満たさなければならない。

- a)取引相手方は、125百万ユーロまたは外貨でそれに相当する金額を超える受益者資金を保有していること。
- b) 取引相手方の名称が、サブ・ファンドが発行する半期 / 年次報告書の中で開示されること。
- c) 取引相手方が少なくとも週に一度取引を評価することに同意し、かつ管理会社の請求に応じて、公正価額で取引を終えることを投資運用会社が確認していること。
- d)店頭デリバティブに関するいずれか1社の取引相手方への当初投資額が、サブ・ファンドのNAVの5%を超えないこと。

受託会社であるエスエムティー・トラスティー(アイルランド)リミテッドは、その保管会社としてスミトモ・ミツイ・トラスト(ユーケー)リミテッドを任命した。スミトモ・ミツイ・トラスト(ユーケー)リミテッドは、次に、そのグローバル副保管会社としてBBH&Co.を任命した。現金および証券の両方が、銀行であるBBH&Co.に現金が保管されることで、最終的にBBH&Co.に保管される。サブ・ファンドは、BBH&Co.スイープ・プログラムを締結することを選択している。同プログラムでは、BBH&Co.が、オーバーナイト・エクスポージャーを分散するために、および/または多様な口座についての利息を得るために、オーバーナイト適格銀行を取引相手方とする口座に現金を移動させることを意味する。サブ・ファンドは、CMSプログラムに参加することが(スイープされた残高についての損失のような)

投資リスクを負担することを承知しており、またオフショア・オーバーナイト定期預金に伴うソブリンおよび取引相手方り スクを受け入れている。サブ・ファンドの物的資産は、ファンドにおけるその他のファンドの資産から、および受託会社、 保管会社およびグローバル副保管会社の独自の資産から分別管理される。 BBH&Co. の信用格付は、フィッチからA+ (2018年5月31日: A+)の格付を得ている。

流動性リスク

流動性リスクは、概して、サブ・ファンドが、期日にその支払義務の全額を履行することができないもしくは履行するた めの十分な現金を調達することができないリスク、または著しく不利な条件でのみ当該義務を履行し得るリスクを示す。流 動性リスクは、市場に十分な奥行きがないかまたは市場が混乱しているため、特定の証券またはデリバティブのポジション を容易に終了または相殺することができない場合にも、同様に適用され得る。

サブ・ファンドは、買戻可能受益証券が毎日現金で買戻されるリスクを負っている。サブ・ファンドの証券は、ヨーロッ パの公認取引所に上場されているため、容易に換金可能(T+2)である。サブ・ファンドは、流動性のない証券を保有し

サブ・ファンドは、決済を確保するため短期の借入れを行うことができる(借入れは、サブ・ファンドのNAVの10%を 超えてはならない)。当期中にかかる借入れは発生していない。先物およびオプションは許容されているが、サブ・ファン ドは、2019年5月31日現在および2018年5月31日現在、こうした種類の証券に投資していない。為替先渡しは、サブ・ファ ンドの資産をヘッジするために許可されることを制限される。サブ・ファンドの方針に従い、投資運用会社は、日々、サ ブ・ファンドの流動性ポジションを監視している。

2019年5月31日現在のサブ・ファンドの金融負債の満期プロフィールは、以下のとおりであった。

1ヵ月未満	合計
EUR	EUR
85,922	85,922
4,403,916	4,403,916
4,489,838	4,489,838
	E U R 85,922 4,403,916

2018年5月31日現在のサブ・ファンドの金融負債の満期プロフィールは、以下のとおりであった。

	1ヵ月未満	合計
	EUR	EUR
負債		
未払債務 - 1年以内支払期限到来	64,299	64,299
損益を通じて公正価値で測定する金融負債	190	190
買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産	4,761,306	4,761,306
負債合計	4,825,795	4,825,795

通貨リスク

サブ・ファンドは、ユーロ以外の通貨建て資産を保有しているため、通貨リスクを負っている。他の通貨建て証券の価額 は、為替レートの変動に伴い変動する。サブ・ファンドは、基準通貨以外の通貨によるエクスポージャーをヘッジするため に、先渡為替契約を使用した。

ユーロ建て投資対象およびユーロ以外の通貨建て資産は、購入時のサブ・ファンドのNAVの15%までに限定され、通貨 先渡しおよびオプションを通じたユーロに対するリスク・ヘッジが認められている。

2019年5月31日現在、サブ・ファンドは、様々な通貨での短期国債(短期国債)取引を通じて活発な為替取引を行ってい る。通貨変動は買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産に影響を及ぼす可能性がある。

通貨別ポートフォリオ(%)(2019年5月31日現在)

通貨	ポートフォリオ	指数	差
	組入比率(%)	組入比率(%)	(%)
ユーロ	99.97	100.00	- 0.03

¹⁶ すべての為替取引は、グローバル副保管会社であるBBH&Co.と共に実行される。

スウェーデン・クローネ	0.01	0.00	0.01
デンマーク・クローネ	0.02	0.00	0.02
	100.00	100.00	

通貨別ポートフォリオ(%)(2018年5月31日現在)

通貨	ポートフォリオ 組入比率(%)	指数 組入比率(%)	差 (%)
ユーロ	99.95	100.00	- 0.05
デンマーク・クローネ	0.03	0.00	0.03
スウェーデン・クローネ	0.02	0.00	0.02
	100.00	100.00	

サブ・ファンドの方針に従い、投資運用会社は、日々、サブ・ファンドの通貨ポジションを監視している。 サブ・ファンドの通貨エクスポージャーは、同注記4に後述されている。

通貨リスク

すべてのサブ・ファンドの投資証券および現金の通貨エクスポージャーは、以下のとおりである。

ューロ・ボンド・ファンド	2019年	2018年
	EUR	EUR
デンマーク・クローネ	170,519	166,454
英ポンド	2	2
スウェーデン・クローネ	158,081	110,423
合計	328,602	276,879

5.外貨を含む現金預金

先物契約に係る証拠金は、サブ・ファンドがこれら持高をクローズするかかる時点まで引出制限を課せられることがある。

6.未収債権

	ユーロ・ボンド・ファンド
	EUR
未収利息	-
付加価値税の還付	-
その他の資産	-
2019年 5 月31日現在	-

ユーロ・ボンド・ファンド	ユーロ	・ボン	ド・フ	ァンド
--------------	-----	-----	-----	-----

	EUR
未収利息	-
投資有価証券売却未収金	-
付加価値税の還付	-
その他の資産	-
2018年 5 月31日現在	-

7. 未払債務 - 1年以内支払期限到来

ユーロ・ボンド・ファンド

EUR

未払利息	19
ファンド受益証券買戻未払金	-
投資有価証券購入未払金	41,933
未払報酬引当金(注9)	43,970
2019年 5 月31日現在	85,922

ユーロ・ボンド・ファンド

ユーロ・ボンド・ファンド

EUR

	LOK
未払利息	137
ファンド受益証券買戻未払金	-
投資有価証券購入未払金	-
未払報酬引当金(注9)	64,162
未払分配金	-
2018年 5 月31日現在	64,299

8. 年度中発行および買戻しの買戻可能受益証券

2019年 5 月31日

	(口)
期首現在発行済受益証券数	478,510
発行受益証券数	-
買戻受益証券数	(38,600)
期末現在発行済受益証券数	439,910
2018年 5 月31日	ユーロ・ボンド・ファンド
2018年 5 月31日	ユーロ・ボンド・ファンド (口)
2018年 5 月31日 期首現在発行済受益証券数	
	(口)
期首現在発行済受益証券数	(口) 432,570

9.報酬および費用

各サブ・ファンドは、以下の年率で、毎日発生し毎月後払いで支払われる月次報酬を管理会社に支払う。

毎月分配ユーロ・ボンド・ファンド

NAVの年率0.60%

この報酬の中から管理会社は、販売会社および代行協会員の報酬を支払う。代行協会員は0.10%の年率で報酬を受領し、 販売会社は残高を受領する。

管理会社はまた、各サブ・ファンドの資産から、毎日発生し毎月後払いされる、以下の料率の年次管理事務代行報酬を受領する。

毎月分配ユーロ・ボンド・ファンド

NAV100,000,000ユーロ以下の場合:0.13%

NAV100,000,000ユーロ超1,000,000,000ユーロ以下の場合:0.115%

NAV1,000,000,000ユーロ超の場合:0.10%

管理会社は、各サブ・ファンドの資産から、サブ・ファンドのNAVの0.06%の料率で、毎日発生し毎月後払いで支払われる年次報酬を受託会社に支払う。受託会社は、その業務遂行上負担した現金支出費のすべてを、サブ・ファンドの資産から払戻しを受ける権利を有する。

管理会社は、サブ・ファンドの資産から、投資運用会社に以下の料率で年次報酬を支払う。かかる報酬はサブ・ファンドのNAVに基づいて、毎日発生し毎月後払いで支払われる。

毎月分配ユーロ・ボンド・ファンド

NAV250,000,000ユーロ以下の場合:0.50%

NAV250,000,000ユーロ超500,000,000ユーロ以下の場合:0.45%

NAV500,000,000ユーロ超の場合:0.40%

投資運用会社はその報酬の中から、管理会社の承認を得て投資運用会社が任命したすべての投資顧問会社に報酬を支払う。

管理会社は、各サブ・ファンドの資産から、印刷費、監査報酬、法務報酬、配達料金、投資運用会社の合理的旅費、および通信費を含む各サブ・ファンドに関連する管理会社の一般管理費の全額の払戻しを受ける権利を有する。通常の商業レートで請求されるかかる費用の合計額は、各サブ・ファンドにとって大きな負担となる場合があることを投資家にアドバイスする。

未払報酬は、以下のとおりである。

	ユーロ・ボンド・ファンド
	E U R
受託会社報酬	230
販売会社報酬	1,924
代行協会員報酬	378
投資運用報酬	1,163
投資顧問報酬	755
管理事務代行報酬	499
副保管費用	344
監査報酬	4,425
その他の費用	34,252
2019年 5 月31日	43,970
2019年3月31日	43,970

	ユーロ・ボンド・ファンド
	EUR
受託会社報酬	247
販売会社報酬	2,060
代行協会員報酬	405
投資運用報酬	1,244
投資顧問報酬	810
管理事務代行報酬	534
副保管費用	423
監査報酬	3,300
その他の費用	55,139
2018年 5 月31日	64,162

10. 損益を通じて公正価値で測定する金融資産および負債に係る純(損)益

0. 摂金を通して公正価値で測定する金融具性のよび貝頂に係る型	
2019年 5 月31日に終了した年度の投資活動における純利益は、	以下のとおりである。
	ユーロ・ボンド・ファンド
	E U R
以下からの実現純利益:	
- 投資証券および通貨	22,042
- 先物契約	, -
- 先渡為替契約	6,461
70/IX NO EL XINJ	28,503
以下からの実現純損失:	
	(40, 700)
- 投資証券および通貨	(43,788)
- 先物契約	-
- 先渡為替契約	(3,423)
	(47,211)
以下からの未実現利益の変動純額:	
- 投資証券および通貨	51,126
- 先渡為替契約	2,559
	53,685
以下からの未実現損失の変動純額:	
- 投資証券および通貨	(33)
- 投資証券および通貨	-
	(33)
受取利息	122,624
純収益平準化	1,841
純費用平準化	-
純資本平準化	(3)
損益を通じて公正価値で測定する金融資産・負債に係る純利益	159,406

2018年5月31日に終了した年度の投資活動における純利益は、以下のとおりである。

	ユーロ・ボンド・ファンド
	EUR
以下からの実現純利益:	
- 投資証券および通貨	27,309
- 先物契約	-
- 先渡為替契約	10,985
	38,294
以下からの実現純損失:	
- 投資証券および通貨	(37,226)
- 先物契約	-
- 先渡為替契約	(2,216)
	(39,442)
以下からの未実現利益の変動純額:	
- 投資証券および通貨	
以下からの未実現損失の変動純額:	
- 投資証券および通貨	(86,396)
- 先渡為替契約	(1,945)
	(88,341)
受取配当金	
受取利息	131,544
純収益平準化	
純費用平準化	(2,532)
純資本平準化	8,053
損益を通じて公正価値で測定する金融資産・ 負債に係る純(損)益	47,576

11. 関連当事者間取引

管理会社、受託会社、投資運用会社、代行協会員、販売会社および関連会社は、財務報告基準(FRS第102号)の下で関連当事者であるとみなされる。当期中に関連当事者に支払われた報酬は、包括利益計算書上に開示されている。期末現在の関連当事者への未払金額は、注記9に開示されている。

大和証券株式会社は、唯一の受益者であり、各サブ・ファンドの受益証券を100%保有している。

AIF規則書の要件に基づき、管理会社、投資運用会社、受託会社、投資顧問会社または委託先もしくはグループ会社 (以下「関連当事者」という。)によりファンドが行うすべての取引は、対等当事者間取引のように遂行され、受益者の最善の利益に適うものでなければならない。管理会社は、上記の義務が関連当事者とのすべての取引に適用されることを確実 にするための(文書化された手順により証明される)取決めが揃い、かつ、当期中の関連当事者との取引が上記の義務に準拠していたことに満足している。

12. 分配方針

管理会社は、各サブ・ファンドが受領したすべての純利息、配当およびその他の収益から分配を毎月宣言する意向である。ただし、信託証書に定める規定に従って適当な調整を行うことを条件とする。管理会社はまた、毎月または管理会社が決定するその他の時期に、各サブ・ファンドの実現および未実現売買益から実現および未実現売買損を差し引いた額を、受益者に分配することができる。

分配は各月の最終営業日に宣言され、各サブ・ファンドの場合、日本で販売される受益証券に関しては販売会社に対して、分配落日直後の第2営業日に支払われる。分配は、分配落日の前営業日が終了した時点で受益者名簿に記載されている受益者に対して支払われる。

2019年5月31日に終了した年度の分配金は、以下のとおりであった。

ユーロ・ボンド・ファンド ユーロ・ボンド・ファンド

	1 口当たり 分配金	分配金額
	EUR	E U R
2018年 6 月	-	-
2018年7月	-	-
2018年8月	-	-
2018年 9 月	-	-
2018年10月	-	-
2018年11月	-	-
2018年12月	-	-
2019年 1 月	-	-
2019年 2 月	-	-
2019年 3 月	-	-
2019年 4 月	-	-
2019年 5 月	- <u> </u>	-
合計	_	-
	-	

2018年5月31日に終了した年度の分配金は、以下のとおりであった。

	ユーロ・ボンド・ファンド	ユーロ・ボンド・ファンド
	1 口当たり 分配金	分配金額
	E U R	E U R
2017年6月	0.0110	4,865
2017年7月	0.0110	5,524
2017年8月	0.0110	5,576
2017年 9 月	0.0110	5,530
2017年10月	0.0110	5,441
2017年11月	0.0050	2,393
2017年12月	0.0050	2,373
2018年1月	-	-
2018年2月	-	-
2018年3月	0.0050	2,360
2018年4月	0.0050	2,402
2018年 5 月	- <u> </u>	-
合計		36,464

13. 純資産額の推移

ユーロ・ボンド・ファンド

2019年

NAV EUR4,403,916 受益証券数(ロ) 439,910 1口当たりNAV EUR10.01 2018年 NAV EUR4,761,306

受益証券数(口)478,5101口当たりNAVEUR9.95

2017年

NAVE U R4,409,796受益証券数(口)432,5701 口当たりNAVE U R 10.19

14. 税金

現行の法令および実務に基づき、ファンドは、1997年統合租税法(改正済み)の第739条Bに定義される投資信託として適格性を有している。かかる基準にのっとり、その収益または利益に対してアイルランドの税金を課せられることがない。

しかしながら、「課税事由」が発生した場合には、アイルランドの税金が発生し得る。課税事由には、受益者への分配金 支払、受益証券の換金、買戻し、消却、譲渡または当該受益証券取得開始より8年間経過した時点毎の受益証券の保有が含 まれる。

以下に関して、課税事由についてファンドにアイルランドの税金は生じない。

- a)税法上、アイルランド非居住者および課税事由発生時にアイルランドに通常居住していない受益者。ただし、1997年統合租税法(改正済み)の規定に基づき、ファンドが適切かつ有効な宣言書を保有していること、または適切な宣言書がない場合、総額の支払を行う許可をファンドがアイルランド歳入庁より得ていることを条件とする。
- b) 一定のアイルランド居住のアイルランドの税金の免税受益者。ただし、必要な署名入り法定申告書がファンドに提供されていなければならない。

ファンドによる投資に対して受領する受取配当金、受取利息およびキャピタル・ゲイン(もしあれば)には、投資収益/利益が発生する国の源泉税が課せられることがある。ファンドまたは受益者は、かかる税金の還付を受けることができないことがある。

15. ソフト・コミッション協定

ファンドは、いかなるソフト・コミッション協定も締結していない。

16. 当該報告書で使用された為替レート

毎月分配ユーロ・ボンド・ファンド

資産および負債をユーロに変換する際に、以下の為替レートが用いられた。

	2019年	2018年
デンマーク・クローネ	7.467572	7.443328
英ポンド	0.884129	0.877235
スウェーデン・クローネ	10.605541	10.309217

17. 後発事象

当期末後から2019年9月4日の間に、財務書類上で開示を要求される事象は生じなかった。

18. 財務書類の承認

管理会社の取締役は、2019年9月4日付でファンドの財務書類を承認した。

(3)【投資有価証券明細表等】

ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズ 毎月分配ユーロ・ボンド・ファンド 投資有価証券明細表 2019年 5 月31日現在

	名目保有高	公正価額 (ユーロ)	純資産 比率(%)
債務証券			
オーストリア(2018年 5 月31日:6.58%)			
Austria Government 3.4% 22-Nov-22	111,000	126,344	2.87
Heta Asset Res 2.375% 13-Dec-22	100,000	108,624	2.47
Republic of Austria 3.8% 26-Jan-62	14,000	27,366	0.62
Telekom Finanz 3.125% 03-Dec-21	50,000	53,949	1.23
		316,283	7.19
ベルギー(2018年 5 月31日:4.10%)			
Belgium Government 0.8% 22-Jun-25	21,000	22,287	0.51
Belgium Kingdom 4% 28-Mar-32	76,000	108,943	2.47
Belgium Kingdom 5% 28-Mar-35	39,000	63,713	1.45
		194,943	4.43
チェコ共和国(2018年 5 月31日:2.57%)			
Czech Government 3.875% 24-May-22	139,000	155,984	3.54
		155,984	3.54
デンマーク(2018年5月31日:3.39%)			
Realkredit Danmark 2% 01-Apr-23	209,000	30,512	0.69
Realkredit Danmark 2% 01-Apr-24	890,000	131,806	2.99
		162,318	3.68
フランス(2018年 5 月31日:17.40%)			
Axa FRN 16-Apr-40	50,000	52,168	1.18
BNP Paribas 2.5% 23-Aug-19	36,000	36,214	0.82
France Government 3.75% 25-Apr-21	126,000	136,516	3.10
France Government 2.25% 25-May-24	37,000	41,925	0.95
France Government 1.75% 25-Nov-24	7,000	7,810	0.18
France Government 6% 25-0ct-25	55,000	77,085	1.75
France Government 0.25% 25-Nov-26	105,000	107,726	2.45
France Government 3.25% 25-May-45	130,000	193,879	4.40
RCI Banque 2.25% 29-Mar-21	50,000	51,859	1.18
		705,182	16.01
ドイツ(2018年 5 月31日:18.54%)			
Bundesobligation 0% 14-Apr-23	20,000	20,515	0.47
Bundesobligation 0% 13-0ct-23	39,000	40,085	0.91
Bundesrepub Deutschland 0.25% 15-Aug-28	226,000	236,524	5.37
Commerzbank AG 4% 23-Mar-26	40,000	43,991	1.00
Germany Government 3.5% 04-Jul-19	304,000	305,024	6.93
Germany Government 0.5% 15-Feb-25	40,000	42,419	0.96
Germany Government 1% 15-Aug-25	42,000	45,998	1.04
Germany Government 0.25% 15-Feb-27	17,000	17,852	0.41

ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズ 毎月分配ユーロ・ボンド・ファンド

投資有価証券明細表 2019年 5 月31日現在

	名目保有高	公正価額 (ユーロ)	純資産 比率(%)
債務証券(続き)			
ドイツ(2018年 5 月31日:18.54%)(続き)			
Germany Government 4% 04-Jan-37	27,000	45,074	1.02
Germany Government 2.5% 04-Jul-44	96,400	145,844	3.31
Germany Government 2.5% 15-Aug-46	49,000	75,561	1.72
		1,018,887	23.14
アイスランド(2018年 5 月31日:2.22%)			
Iceland Government 2.5% 15-Jul-20	100,000	103,096	2.34
		103,096	2.34
アイルランド(2018年 5 月31日:4.15%)			
Cloverie Plc FRN 24-Jul-39	50,000	50,509	1.15
Ireland Government 5.4% 13-Mar-25	133,000	175,283	3.98
		225,792	5.13
イスラエル(2018年 5 月31日:1.14%)			
State of Israel 4.625% 18-Mar-20	50,000	51,935	1.18
		51,935	1.18
イタリア(2018年 5 月31日:12.43%)			
Buoni Poliennali Del Tes 4.75% 01-Sep-21	39,000	42,290	0.96
Italy Government 4.5% 01-May-23	23,000	25,560	0.58
Italy Government 2% 01-Dec-25	27,000	26,846	0.61
Italy Government 4.75% 01-Sep-28	24,000	28,673	0.65
Italy Government 6% 01-May-31	114,000	150,689	3.42
Italy Government 5.75% 01-Feb-33	48,000	63,051	1.43
Italy Government 4.75% 01-Sep-44	30,000	36,810	0.84
Unicredit Spa 4.375% 31-Jan-22	50,000	55,984	1.27
		429,903	9.76
メキシコ(2018年 5 月31日:1.23%)			
America Movil 4.75% 28-Jun-22	50,000	56,935	1.29
		56,935	1.29
オランダ(2018年 5 月31日:4.25%)			
Heineken NV 3.5% 19-Mar-24	5,000	5,782	0.13
Netherlands Government 5.5% 15-Jan-28	109,400	163,590	3.71
Rabobank Nederland 4% 11-Jan-22	30,000	33,219	0.75
		202,591	4.59
スロベニア(2018年 5 月31日:1.76%)			
Republika Slovenija 2.125% 28-Jul-25	10,000	11,314	0.26
Slovenia Government 5.125% 30-Mar-26	45,000	60,627	1.38
Slovenija Republic 1.5% 25-Mar-35	20,000	21,170	0.48
		93,111	2.12

ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズ 毎月分配ユーロ・ボンド・ファンド

投資有価証券明細表 2019年 5 月31日現在

	名目保有高	公正価額 (ユーロ)	純資産 比率(%)
債務証券(続き)		,	
スペイン(2018年 5 月31日:6.11%)			
Bonos Y Oblig Del Estado 1.5% 30-Apr-27	55,000	59,592	1.35
Bonos Y Oblig Del Estado 5.15% 31-Oct-44	8,000	13,654	0.31
Instituto De Credito Oficial 6% 08-Mar-21	15,000	16,649	0.38
Spain Government 4.6% 30-Jul-19	8,000	8,063	0.18
Spain Government 5.85% 31-Jan-22	92,000	107,168	2.43
Spain Government 5.9% 30-Jul-26	10,000	13,965	0.32
Telefonica Emisiones 4.693% 11-Nov-19	50,000	51,072	1.16
		270,163	6.13
国際機関(2018年5月31日:1.19%)			
Eurofima 4% 27-0ct-21	50,000	55,246	1.25
		55,246	1.25
スウェーデン(2018年 5 月31日:3.46%)			
Nordea Bank AB 4% 29-Mar-21	50,000	53,327	1.21
Nordea Hypotek 1% 08-Apr-22	600,000	58,035	1.32
Skandinaviska Enskilda Banken AB 1.5% 17-Jun-20	1,000,000	95,886	2.18
		207,248	4.71
スイス(2018年5月31日:1.64%)			
UBS AG London 1.375% 16-Apr-21	75,000	77,344	1.76
		77,344	1.76
イギリス(2018年 5 月31日:1.14%)			
Royal Bank of Scotland 3.875% 19-0ct-21	50,000	52,888	1.20
		52,888	1.20
債務証券合計(2018年 5 月31日:93.30%)		4,379,849	99.45

ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズ 毎月分配ユーロ・ボンド・ファンド

投資有価証券明細表 2019年 5 月31日現在

	当初想定元本 (ユーロ)	未実現利益 (ユーロ)	純資産 比率(%)
先渡為替契約			
デンマーク(2018年 5 月31日:0.00%)			
Danish Krone 14-Aug-19	(169,945)	49	-
スウェーデン(2018年 5 月31日:0.00%)			
Swedish Krona 15-Jul-19	(159,356)	2,321	0.05
先渡為替契約に係る未実現利益合計 (2018年 5 月31日:0.00%)		2,370	0.05

先渡為替契約の取引相手方は、BBH&Co.である。

ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズ 毎月分配ユーロ・ボンド・ファンド 組入証券変動明細表(未監査) 2019年5月31日現在

	名目取得高	名目売却高
Belgium Kingdom 4% 28-Mar-32	6,000	-
Belgium Government 0.8% 22-Jun-25	-	14,000
Bonos Y Oblig Del Estado 1.5% 30-Apr-27	28,000	-
Bonos Y Oblig Del Estado 5.15% 31-Oct-44	-	22,000
Bonos Y Oblig Del Estado 3.45% 30-Jul-66	-	13,000
Bundesobligation 0% 13-0ct-23	274,000	235,000
Bundesrepub Deutschland 0.25% 15-Aug-28	226,000	-
Czech Government 3.875% 24-May-22	33,000	-
France Government 2.25% 25-May-24	-	41,000
France Government 6% 25-Oct-25	15,000	-
France Government 0.25% 25-Nov-26	20,000	-
France Government 3.25% 25-May-45	4,000	5,000
Germany Federal Republic 1.5% 15-May-24	-	57,000
Germany Government 3.5% 04-Jul-19	324,000	20,000
Germany Government 0.5% 15-Feb-25	-	29,000
Germany Government 1% 15-Aug-25	-	27,000
Germany Government 0.25% 15-Feb-27	-	92,000
Germany Government 4% 04-Jan-37	5,000	54,000
Germany Government 2.5% 04-Jul-44	3,000	3,000
Germany Government 2.5% 15-Aug-46	6,000	4,000
Ireland Government 5.4% 13-Mar-25	25,000	-
Italy Government 5% 01-Mar-22	-	22,000
Italy Government 5.5% 01-Sep-22	-	50,000
Italy Government 4.75% 01-Sep-28	4,000	-
Italy Government 5.75% 01-Feb-33	-	10,000
Republic of Austria 3.8% 26-Jan-62	2,000	-
Skandinaviska Enskilda Banken AB 1.5% 17-Jun-20	500,000	-
Slovenia Government 5.125% 30-Mar-26	5,000	-

上記は、アイルランド中央銀行により要求される、年度中の投資有価証券の変動計算書を表章する。当該明細表は、当期中における取得有価証券の上位17銘柄および売却有価証券の上位17銘柄を表示している。当年度中、その他の取得または売却はなかった。同表は、期首現在保有高および期末現在保有高間の調整について表示するものではない。



Daiwa Bond Fund Series Monthly Dividend Euro Bond Fund Statement of Financial Position As at 31st May 2019

	Notes	2019 EUR	2018 EUR
Assets			
Cash	5	58,037	336,929
Financial assets at fair value through profit or loss	2,3	4,431,801	4,488,866
Total Assets	_	4,489,838	4,825,795
Liabilities			
Creditors - due within one year	7	85,922	64,299
Financial liabilities at fair value through profit or loss	2,3 _		190
Liabilities (excluding Net Assets attributable to Holders of Redeemable Participating Units)	_	85,922	64,489
Net Assets attributable to Holders of Redeemable Participating Units	_	4,403,916	4,761,306

The accompanying notes and schedules form an integral part of these financial statements.

On behalf of SMT Fund Services (Ireland) Limited

Peter Callaghan
Director

Keiji Nakamura
Director

Date: 4th September 2019

Daiwa Bond Fund Series Monthly Dividend Euro Bond Fund Statement of Comprehensive Income For the year ended 31st May 2019

	2019	2018
Notes	EUR	EUR
10	159,406	47,576
	159,406	47,576
2	1,336	671
9	2,760	2,891
9	22,982	24,092
9	4,620	4,818
9	13,801	14,456
9	9,200	9,635
9	5,980	6,264
	2,219	4,063
	4,425	3,300
	29,430	19,858
	16,506	17,292
	20,125	13,027
	133,384	120,367
	26,022	(72,791)
12	<u> </u>	(36,464)
	<u> </u>	(36,464)
	26,022	(109,255)
	10 2 9 9 9 9 9 9	10

Gains and losses arose solely from continuing operations.

 $There \ are \ no \ recognised \ gains \ and \ losses \ other \ than \ those \ shown \ in \ the \ Statement \ of \ Comprehensive \ Income.$

The accompanying notes and schedules form an integral part of these financial statements.

Daiwa Bond Fund Series

Monthly Dividend Euro Bond Fund

Statement of Changes in Net Assets attributable to Holders of Redeemable Participating Units

For the year ended 31st May 2019

	2019 EUR	2018 EUR
Net Assets attributable to Holders of Redeemable Participating Units at start of the year	4,761,306	4,409,796
Proceeds from Redeemable Participating Units issued	-	1,098,678
Payments for Redeemable Participating Units redeemed	(381,574)	(632,392)
Net (expense)/income equalisation (Note 2)	(1,841)	2,532
Net capital equalisation (Note 2)	3	(8,053)
Increase/(decrease) in Net Assets attributable to Holders of Redeemable Participating Units after Distributions	26,022	(109,255)
Net Assets attributable to Holders of Redeemable Participating Units at end of the year	4,403,916	4,761,306

The accompanying notes and schedules form an integral part of these financial statements.



Daiwa Bond Fund Series Notes to the Financial Statements 31st May 2019

1. GENERAL INFORMATION

Daiwa Bond Fund Series (the "Fund") was constituted on 7th November 2002, as an open-ended umbrella Unit Trust authorised by the Central Bank of Ireland pursuant to the provisions of the Unit Trusts Act, 1990.

The Trust Deed constitutes the Fund, which is made up of the Sub-Funds. The proceeds from the issue of Units in a Sub-Fund are applied in the records and accounts of the Fund for that Sub-Fund and the assets and liabilities and income and expenditure attributable thereto are applied to that Sub-Fund subject to the provisions of the Trust Deed. Monies subscribed for each Sub-Fund must be in the denominated currency of the relevant Sub-Fund. The Sub-Funds and their denominated currencies are: Monthly Dividend Euro Bond Fund (EUR) ("Euro Bond Fund"), Monthly Dividend Australian Bond Fund (AUD) ("Australian Bond Fund") and Monthly Dividend Canada Bond Fund (CAD) ("Canada Bond Fund"). These financial statements represent the termination financial statements for the Australian Bond Fund and the Canada Bond Fund.

The primary investment objective of Euro Bond Fund is to pursue income gains in a stable manner and to seek long term capital growth through investments primarily structured in a diversified portfolio of Euro denominated investment grade fixed income products including government bonds, supranational agencies' bonds, corporate bonds or asset-backed securities listed or traded primarily on European exchanges but also on Recognised Exchanges. This Sub-Fund will at no time invest more than 15% in emerging markets.

The primary investment objective of Australian Bond Fund was to provide investors with a high level of current income through relatively stable distributions and to seek mid to long term capital appreciation while accepting moderate level of risk. This was achieved through investing primarily in fixed income securities denominated in Australian Dollars and generally listed or traded on a Recognised Exchange. This Sub-Fund could at no time invest more than 10% in emerging markets.

The primary investment objective of Canada Bond Fund was to pursue income gains in a stable manner and to seek long term capital growth through investing in investment grade fixed income products denominated in Canadian Dollars including government bonds, supranational agencies' bonds, corporate bonds, bonds issued by the governments of the Canadian provinces or asset-backed securities listed or traded primarily on a Recognised Exchange and/or domestic Canadian bonds traded on a Recognised Exchange.

Australian Bond Fund and Euro Bond Fund commenced trading on 19th December 2002. Canada Bond Fund commenced trading on 30th June 2003. Australian Bond Fund and Canada Bond Fund terminated on 30th May 2019, with the final redemption being reflected on 31st May 2019.

エスエムティー・ファンド・サービシーズ(アイルランド)リミテッド(E14857) 右価証券報生主(外国共資信託要券証券)

有価証券報告書(外国投資信託受益証券)

Daiwa Bond Fund Series

Notes to the Financial Statements

31st May 2019

(Continued)

2. PRINCIPAL ACCOUNTING POLICIES

The significant accounting policies adopted by the Sub-Funds are as follows:

Basis of preparation

The financial statements of the Fund have been prepared in accordance with the historical cost convention, as adjusted for the revaluation of financial instruments held at fair value through profit or loss and in compliance with Irish Financial Reporting Standards issued by the Financial Reporting Council, including Financial Reporting Standard 102, "The Financial Reporting Standard applicable in the United Kingdom and the Republic of Ireland" ("FRS 102"). The Financial Statements are prepared on a going concern basis.

The preparation of financial statements in conformity with FRS 102 requires management to make judgements, estimates and assumptions that effect the application of policies and the reported amounts of assets and liabilities and income and expenses. The estimates and associated assumptions are based on historical experience and various other factors that are believed to be reasonable under the circumstances, the results of which form the basis of making judgements about the carrying values of assets and liabilities that are not readily apparent from other sources. Actual results may differ from these estimates. The estimates and underlying assumptions are reviewed on an ongoing basis. Revisions to accounting estimates are summarised in the period in which the estimate is revised if the revision affects only that period or in the period of the revision and future periods if the revision affects both current and future periods.

The AIFM terminated the Monthly Dividend Australian Bond Fund and the Monthly Dividend Canada Bond Fund on 30th May 2019, with the consent of the Depositary and Unitholders and these Funds are not prepared on a going concern basis. The AIFM had determined that liquidation of both Sub-Funds was in the best interest of Unitholders based on a number of factors, including:

- The Net Asset Value of the Australian Bond Fund and Canada Bond Fund was at or nearing a position whereby it would not be possible to adequately diversify portfolio risk and maintain the ideal portfolio models. The trend in the Net Asset Value of both Australian Bond Fund and Canada Bond Fund in the twelve months period preceding the decision had been downwards.
- The trend in distributions for both Australian Bond Fund and Canada Bond Fund in a period of more than twelve months preceding the decision had been downwards.
- The financial cost arising from legal and regulatory requirements has increased significantly in recent years and further cost increases were anticipated.

The final redemptions for both Australian Bond Fund and Canada Bond Fund were reflected on the 31st May 2019, as shown within these Financial Statements. As a result the financial statements for both the Australian Bond Fund and Canada Bond Fund have been prepared on a termination basis.

Daiwa Bond Fund Series

Notes to the Financial Statements

31st May 2019

(Continued)

2. PRINCIPAL ACCOUNTING POLICIES (continued)

Financial Assets and Liabilities at fair value through profit or loss
This category has two sub-categories: financial assets and liabilities held for trading and those designated by management at fair value through profit or loss at inception.

Financial instruments held for trading ("trading securities") are securities that are acquired for generating a profit from short-term fluctuations in price or dealer's margin or are included in a portfolio in which a pattern of short-term profit taking exists.

Derivatives such as forwards and futures are also categorised as held for trading. All derivatives are carried in assets when amounts are receivable by the Sub-Funds and in liabilities when amounts are payable by the Sub-Funds. Changes in fair values of derivatives are included in the Statement of Comprehensive Income.

The fair value of financial instruments traded in active markets is based on quoted market prices at the period end. The quoted market price used for financial assets/liabilities held by the Sub-Funds is the current bid price. Gains and losses arising from changes in the fair value of the financial assets and liabilities at fair value through profit or loss category are included in the Statement of Comprehensive Income in the period in which they arise. Included in financial assets and liabilities at fair value through profit or loss is interest earned on investments since the last coupon payment date and dividends received on investments.

The Sub-Funds' trading securities are accounted for on the trade date and are recorded at fair value at time of acquisition. Transaction costs are expensed as incurred and included in the Statement of Comprehensive Income as part of the net gain on financial assets and liabilities at fair value through profit or loss. All gains and losses from trading financial instruments for the year ended 31st May 2019 are included in the Statement of Comprehensive Income.

Fair value estimates are made at a specific point in time, based on market conditions and information about the financial instrument. These estimates are subjective in nature and involve uncertainties and matters of significant judgement and therefore, cannot be determined with precision. Changes in assumptions could significantly affect the estimates and those differences could be material.

Daiwa Bond Fund Series

Notes to the Financial Statements

31st May 2019

(Continued)

2. PRINCIPAL ACCOUNTING POLICIES (continued)

Foreign Currencies

Items included in the Sub-Funds' financial statements are measured using the currency of the primary economic environment in which they operate (the "functional currency"), which is Euro ("EUR") in respect of Euro Bond Fund, Australian Dollars ("AUD") in respect of Australian Bond Fund, Canadian Dollars ("CAD") in respect of Canada Bond Fund. Securities transactions are recorded in the financial statements on the trade date of the transaction and translated into the functional currency at the exchange rate prevailing at the close of business on the trade date. Assets and liabilities denominated in foreign currencies are translated into the Sub-Funds' functional currencies at the exchange rates ruling at the year end. Foreign currency gains or losses arising from trading activities are included in the Statement of Comprehensive Income.

Income

Dividend income is recorded gross of any non-reclaimable withholding taxes suffered on an ex-date basis. Interest income is accounted for on an effective interest basis gross of any non-reclaimable withholding taxes. Discounts and premiums on securities are amortised and accreted rateably over the life of the respective securities. Bond income is calculated using an annual percentage rate.

Expenses

Expenses are accounted for on an accruals basis.

Net Income/(Expense) and Net Capital Equalisation

The Fund maintains equalisation accounts in each Sub-Fund with a view to ensuring that the level of dividends payable on units are not affected by the issue and redemption of such units during a distribution period. The subscription price of units is therefore deemed to include an equalisation payment calculated by reference to the net accrued income and net gain/(loss) of the Sub-Fund and the first distribution in respect of any unit will include a payment of capital usually equal to the amount of such equalisation payment. The redemption price of each unit also includes an equalisation payment in respect of the net accrued income and net gain/ (loss) of the Sub-Fund up to the date of redemption.

Net Asset Value ("NAV") per Redeemable Participating Unit

Redeemable Participating Units are redeemable at the Unitholders option and are classified as financial liabilities. The NAV per Redeemable Participating Unit is calculated by dividing the total Net Assets attributable to Holders of Redeemable Participating Units of the Sub-Fund by the number of Redeemable Participating Units in issue. All Redeemable Participating Units are issued and redeemed at this price. Units are redeemed on the dealing day that the redemption request is received and accepted by the Investment Manager.

Cash Flow Statement

The Sub-Funds have availed of the exemption available to open ended investment funds under FRS 102 Section 7.1A not to prepare cash flow statements.

Daiwa Bond Fund Series Notes to the Financial Statements 31st May 2019 (Continued)

3. FINANCIAL ASSETS AND LIABILITIES AT FAIR VALUE THROUGH PROFIT OR LOSS

2019	Euro Bond Fund	Australian Bond Fund	Canada Bond Fund
	EUR	AUD	CAD
Financial assets at fair value through profit or loss			
Held for trading:			
- debt securities	4,379,849	-	-
- forward currency contracts	2,370	-	-
- interest due on investments	49,582	-	-
Total financial assets at fair value through profit or loss	4,431,801	-	-
		,	
Financial liabilities at fair value through profit or loss			
Held for trading:		_	4
- forward currency contracts		5	1
Total financial liabilities at fair value through profit or loss	-	5	1
	_		
2018	Euro Bond Fund	Australian Bond Fund	Canada Bond Fund
	EUR	AUD	CAD
Financial assets at fair value through profit or loss			
Held for trading:			
Held for trading: - debt securities	4,442,160	41,256,715	16,769,498
•	4,442,160 46,706	41,256,715 309,085	16,769,498 170,355
- debt securities	, ,		
- debt securities - interest due on investments Total financial assets at fair value through profit or loss	46,706	309,085	170,355
- debt securities - interest due on investments Total financial assets at fair value through profit or loss Financial liabilities at fair value through profit or loss	46,706	309,085	170,355
- debt securities - interest due on investments Total financial assets at fair value through profit or loss Financial liabilities at fair value through profit or loss Held for trading:	46,706	309,085	170,355
- debt securities - interest due on investments Total financial assets at fair value through profit or loss Financial liabilities at fair value through profit or loss Held for trading: - forward currency contracts	46,706	309,085	170,355
- debt securities - interest due on investments Total financial assets at fair value through profit or loss Financial liabilities at fair value through profit or loss Held for trading:	46,706	309,085	170,355

Daiwa Bond Fund Series

Notes to the Financial Statements

31st May 2019

(Continued)

3. FINANCIAL ASSETS AND LIABILITIES AT FAIR VALUE THROUGH PROFIT OR LOSS (continued)

The table overleaf shows financial instruments recognised at fair value, analysed between those whose fair value is based on:

- quoted prices in active markets for identical assets or liabilities (Level 1);
- those involving inputs other than quoted prices included in Level 1 that are observable for the asset or liability, either directly (as prices) or indirectly (derived from prices) (Level 2) and;
- those with inputs for the asset or liability that are not based on observable market data (unobservable inputs) (Level 3).

Euro Bond Fund				
2019	Level 1 EUR	Level 2 EUR	Level 3 EUR	Total EUR
Financial assets at fair value through profit or loss				
Financial assets held for trading				
Debt securities	-	4,379,849	-	4,379,849
Forward currency contracts		2,370		2,370
		4,382,219		4,382,219
2018				
Financial assets at fair value through profit or loss				
Financial assets held for trading				
Debt securities		4,442,160		4,442,160
		4,442,160		4,442,160
Financial liabilities at fair value through profit or loss				
Financial liabilities held for trading				
Forward currency contracts		190		190
		190		190

Daiwa Bond Fund Series Notes to the Financial Statements 31st May 2019 (Continued)

3. FINANCIAL ASSETS AND LIABILITIES AT FAIR VALUE THROUGH PROFIT OR LOSS (continued)

Australian Bond Fund				
2019	Level 1 AUD	Level 2 AUD	Level 3 AUD	Total AUD
Financial liabilities at fair value through profit or loss				
Financial liabilities held for trading				
Forward currency contracts		5		5
		5		5
2018				
Financial assets at fair value through profit or loss				
Financial assets held for trading				
Debt securities	14,075,886	27,180,829		41,256,715
	14,075,886	27,180,829		41,256,715
Canada Bond Fund				
2019	Level 1 CAD	Level 2 CAD	Level 3 CAD	Total CAD
Financial liabilities at fair value through profit or loss				
Financial liabilities held for trading				
Forward currency contracts		1		1
		1		1
2018				
Financial assets at fair value through profit or loss				
Financial assets held for trading				
Debt securities		16,769,498		16,769,498
	<u>-</u>	16,769,498		16,769,498

The Fund has adopted "FRED 62 Draft Amendments to FRS 102 - Fair Value Hierarchy Disclosures", which is effective for accounting periods beginning on or after 1st January 2017. This requires the Fund to classify fair value measurements using a fair value hierarchy that reflects the significance of the inputs used in making the measurements.

エスエムティー・ファンド・サービシーズ(アイルランド)リミテッド(E14857)

有価証券報告書(外国投資信託受益証券)

Daiwa Bond Fund Series

Notes to the Financial Statements

31st May 2019

(Continued)

4. RISK FACTORS

The main risks arising from the Sub-Fund's financial instruments can be summarised as follows:

Australian Bond Fund

The main risks faced by Australian Bond Fund are set out below along with a brief overview of how these risks are managed and monitored by the Investment Manager in accordance with the investment mandate.

The risk reports are reviewed daily by the Portfolio Manager, management and also by the Head of Fixed Interest, so any major change in positioning over the previous day that is unexpected will be queried by management. Additionally, a weekly risk meeting is held whereby the heads of the sector teams, senior portfolio managers and the Head of Fixed Interest discuss risk across portfolios.

Market risk

Process for Monitoring of Market risk

The market risk of the Sub-Fund is managed by the Investment Manager on a number of levels. The Investment Manager monitors the sensitivity of the portfolio's return in relation to macro changes, such as movements in interest rate and changes in interest rate spreads. AMP Capital Investors Limited's ("AMPCI") Fixed Income team now uses the BlackRock Aladdin Risk Management system to calculate the risk, and the portfolio manager determines a Risk budget for the Australian Bond Fund and subsequently monitors these budgets. This allows the Investment Manager to formulate the appropriate investment strategy in achieving the risk and return objectives of the Sub-Fund.

The main tool for actual portfolio construction is the BlackRock Aladdin Risk Management system, which produces daily interest rate and credit exposure reports for the Sub-Fund which is reviewed by the Investment Manager and the team as a whole. These reports can be drilled down to individual security level or split portfolio exposure into maturity bucket, credit rating, industry class and security type levels. These exposures can be compared with relevant benchmarks, models or other like portfolios.

The daily reports include the output of the ex-ante tracking error model, which breaks the total investment risk down into the key risk factors including stock specific risk. This report allows the Investment Manager to monitor the major risk contributors for the portfolio compared to the preset risk budget of each AMPCI Fixed Interest Portfolio.

Concentration of Market risk

Concentration risk of the Portfolio is monitored by the AMPCI's Investment Manager on a regular basis. The amount of the Sub-Fund exposure to each non-government issuer is limited to reduce the amount of concentration risk for the Sub-Fund. In addition, AMPCI also use bottom up analysis to assess the credit risks of each issuer.

Daiwa Bond Fund Series Notes to the Financial Statements 31st May 2019 (Continued)

4. RISK FACTORS (continued)

Australian Bond Fund (continued)

Market risk (continued)

Concentration of Market risk (continued)

There were no investment positions held as at 31st May 2019. The table below illustrates the Sub-Fund's investments as classified by Security Type as at 31st May 2018:

Security Type	Market Value	Market Value
	31st May	31st May
	2019	2018
Cash	100.00%	0.83%
Govt	-	21.85%
Semi	•	10.64%
Corporate		66.68%
Total	100.00%	100.00%

Duration Contribution

AMPCI's Investment Manager also uses the duration contribution of key risk factors to monitor the level of market risk that the Sub-Fund is exposed to and the standard deviation analysis assesses the total volatility of the Sub-Fund's returns and the volatility of the excess return. The duration contribution analysis splits the risk up into key risk factors, such as duration, yield curve and spread duration, broken down by credit ratings, industry and sector. Various reports can be done looking at these metrics, both on a total portfolio level and on the position versus benchmark.

Beta

There were no debt securities held at 31st May 2019. Beta measures the sensitivity of the Sub-Fund return to the movement in the Bloomberg AusBond Composite. The average Beta for the Sub-Fund, for the 12 months up to 31st May 2018 was 0.97.

Standard deviation

Standard deviation is used by the Investment Manager to analyse the total risk of the Sub-Fund and the risk versus bond (or tracking error). Both ex-post and ex-ante measures of risk are analysed.

The ex-post measure is calculated monthly, the ex-ante measure is calculated daily and is a one standard deviation measure of expected risk, which measures the expected volatility (typically of the excess return) if the current exposure was held constant over the next year.

There were no debt securities held as at 31st May 2019. The standard deviation for the Sub-Fund between 1st June 2017 and 31st May 2018 was 2.13%.

エスエムティー・ファンド・サービシーズ(アイルランド)リミテッド(E14857)

有価証券報告書(外国投資信託受益証券)

Daiwa Bond Fund Series

Notes to the Financial Statements

31st May 2019

(Continued)

4. RISK FACTORS (continued)

Australian Bond Fund (continued)

Market risk (continued)

Standard deviation (continued)

The ex-ante tracking error model breaks risk down into key risk factors, including: duration; yield curve (by maturity bucket); credit by credit rating; swaps; semi-government bonds; inflation linked bonds; and high yield. There is also a stock specific risk model which measures the risk at security level of a particular security volatility versus its sector.

The Sub-Fund's exposure to market risk refers to the securities as listed in the Schedule of Investments. There were no debt securities held as at 31st May 2019.

Interest rate risk

AMPCI's investment managers closely monitor the potential changes to the Investment valuation as a result of changes to the interest rate and yield curve movements. The AMPCI Investment Manager monitors both the duration component (which relates to a parallel shift in interest rates) and a yield curve component (which relates to a non-parallel shift in interest rates across the yield curve) of the interest rate.

The table overleaf is a scenarios analysis that shows the effect of parallel shifts in interest on the performance of the Sub-Fund. The duration table as at 31st May 2018 is also included for comparative purposes.

The model below assumes a parallel shift in interest rates.

Estimated market values are calculated using duration as at 31st May 2019 and 31st May 2018. Subsequent changes to duration, during the course of the year, will lead to inaccuracies in predication of the Sub-Fund's market value.

There were no investment positions held as at 31st May 2019.

Daiwa Bond Fund Series Notes to the Financial Statements 31st May 2019 (Continued)

4. RISK FACTORS (continued)

Australian Bond Fund (continued)

Interest rate risk (continued)

As at 31st May 2018

Fund Duration: 5.2
Benchmark Duration: 5.15

Bp Movement	Portfolio		Benchmark		Outperformance
	Mkt Value	% Change	Mkt Value	% Change	%
-50	42,308,023	2.60%	1,025,125,106,552	2.58%	0.02%
-25	41,771,957	1.30%	1,012,257,950,084	1.29%	0.01%
0	41,235,890	1	999,390,793,616	-	-
25	40,699,823	-1.30%	986,523,637,149	-1.29%	-0.01%
50	40,163,757	-2.60%	973,656,480,681	-2.58%	-0.02%

AMPCI's investment managers constantly track the price sensitivity of their investment to basis point movements in interest rates. This is compared with the price sensitivity of the benchmark. The interest rate risk management process is based on the fixed interest rate team's analysis of a number of economic, valuations, market positioning and technical indicators. This allows AMPCI to recognise the potential themes driving bond markets and position the portfolio accordingly.

The risk of a non parallel shift in interest rate curves, which includes the impact of changes in steepness of the yield or the impact of a positive or negative butterfly shift in the yield is also accessed and monitored by the Investment Manager.

The economic outlook for yields relies on analysis of work provided by internal and external strategists. This includes interpretations of the level of domestic and global economic activity and inflation and the resulting expectations for bond yields and curves.

The bond market valuations reflect relatively traditional analysis for managing duration and yield curve strategies. Output from the valuation process is expressed by AMPCI's in-house models of fair value for Australian and global bond yields. The level of bond yields relative to implied short term rates and other markets is also considered.

エスエムティー・ファンド・サービシーズ(アイルランド)リミテッド(E14857)

有価証券報告書(外国投資信託受益証券)

Daiwa Bond Fund Series

Notes to the Financial Statements

31st May 2019

(Continued)

4. RISK FACTORS (continued)

Australian Bond Fund (continued)

Interest rate risk (continued)

Extremes in market positioning are a potential driver of bond yields and yield curves with AMPCI's research suggesting a contrarian relationship between extreme investor positioning and the likely future path of interest rates. AMPCI monitors a variety of positioning surveys and these are monitored when forming duration and curve views.

Technical interpretation of the bond market based on historical price movement is utilised by the interest rate team for position management purposes.

A portion of the analysis conducted involves the interpretation of issues affecting global bond markets and not simply the Australian bond market. This is a reflection of the strong correlation of the Australian bond market particularly with the US market. Inputs into the interest rate and currency team's process have not been static and have constantly evolved in recent years.

The ability to identify and take advantage of the themes that drive bond markets remains the primary investment objective.

Liquidity risk

The Sub-Fund was reasonably liquid investment and under normal market conditions, AMPCI would have expected to have been able to liquidate the entire Sub-Fund within 10 days.

The major liquidity issues faced by the Sub-Fund are determined by the volume of redemption request that flows through to the Sub-Fund. The Sub-Fund keeps a portion of its investment in highly liquid asset class such as semi government bonds. The Investment Manager will monitor the total level of liquidity of the Sub-Fund and also the Liquidity of the Sub-Fund vs. the benchmark.

All fixed interest investments are classified by the level of their liquidity. Assets that can be converted to cash relatively quickly such as government securities and cash are classified as highly liquid. Assets that are traded relatively frequently are classified as liquid assets and assets that will take a substantial amount of time to convert to cash are considered illiquid assets.

Daiwa Bond Fund Series Notes to the Financial Statements 31st May 2019 (Continued)

4. RISK FACTORS (continued)

Australian Bond Fund (continued)

Liquidity risk (continued)

There were no debt securities held at 31st May 2019. The table below illustrates the Sub-Fund's investments as classified by the level of liquidity as at 31st May 2018:

Liquidity Indicator	Market Value % 31 st May 2018
Highly Liquid	33.30%
Liquid	66.70%
Traded	0.00%
Illiquid	0.00%
Total	100.00%

The maturity profile of the Sub-Fund's financial liabilities as at 31st May 2019 was:

	Less than 1 month AUD	Total AUD
Liabilities		
Creditors - due within one year	26,604,163	26,604,163
Financial liabilities at fair value through profit or loss	5	5
Total Liabilities	26,604,168	26,604,168
The maturity profile of the Sub-Fund's finance	cial liabilities as	at 31st May 2018 was:
Creditors - due within one year	814,942	814,942
Net Assets attributable to Holders of Redeemable Participating Units	41,235,890	41,235,890
Total Liabilities	42,050,832	42,050,832

Credit risk

General Process for managing Credit risk

AMPCI has a dedicated Credit Market Team who is responsible for managing and monitoring credit risk in the portfolio. The monitoring of credit risk is a vital component of the risk management process at AMPCI. The three key credit risks monitored by the AMPCI investment manager include the risk of default by the credit issuer, risk of an increase in credit spread and the risk of a downgrade in the credit rating by rating agencies. The occurrence of any of those events will have a significant adverse effect on the prices of the debt securities.

Daiwa Bond Fund Series Notes to the Financial Statements 31st May 2019 (Continued)

4. RISK FACTORS (continued)

Australian Bond Fund (continued)

Credit risk (continued)

General Process for managing Credit risk (continued)

The AMPCI credit risk monitoring process combines top down analysis of the broader market and bottom up analysis of each individual credit issuer. The top down analysis includes an overall assessment and forecast for the global economy by the Investment Strategy and Economics team ("ISET"). This assessment provides the framework for a forecast of economic growth, interest rates and the credit cycle. The Investment Manager then assesses market conditions to determine credit duration and appropriate industry weightings. There is also a decision about the weighting which AMPCI allocates to "higher grade" credit (e.g., that rated AAA by the ratings agencies) versus "lower grade" credit (e.g., that rated BBB+). AMPCI look at factors such as the supply of government bonds and credit, the relative prices of lower and higher rated credit, the credit cycle and the overall economic and political environment.

There were no debt securities held as at 31st May 2019. The table below illustrates the percentage of the Sub-Fund's investments in each category of credit ratings vs. the benchmark as at 31st May 2018:

Ratings from an international ratings agency

Credit Rating	Benchmark	Portfolio
	31st May 2018	31st May 2018
AAA	73.47%	30.47%
AA+	7.16%	5.51%
AA	9.61%	5.76%
AA-	2.41%	11.97%
A+	1.08%	11.33%
A	1.29%	10.92%
A-	2.30%	13.79%
BBB+	1.45%	3.65%
BBB	0.85%	5.39%
BBB-	0.37%	1.21%
BB+	0.00%	0.00%
Not Rated	0.01%	0.00%
	100.00%	100.00%

エスエムティー・ファンド・サービシーズ(アイルランド)リミテッド(E14857)

有価証券報告書(外国投資信託受益証券)

Daiwa Bond Fund Series

Notes to the Financial Statements

31st May 2019

(Continued)

4. RISK FACTORS (continued)

Australian Bond Fund (continued)

Credit risk (continued)

General Process for managing Credit risk (continued)

AMPCI's Investment Managers also conduct extensive "bottom up" analysis to access the risk profile of each individual credit issuer. AMPCI's significant credit specialist resources allow us to analyse and research a large number of individual credit investments. This "bottom up" analysis is undertaken by AMPCI's credit analysts who are allocated companies along industry lines and are responsible for making buy and sell investment recommendations and taking a view on the outlook for their various industries. The Investment Manager and credit analyst will then debate the various prospects of these companies and industries, which then feeds into the individual investment and industry weighting decisions. The "bottom up" process is broken down into three steps:

- 1. Screen for suitable credits: This step draws on the industry knowledge of the credit analysts and the output of an internally developed quantitative model. The aim of the process is to cut down the investment universe and maximise time spent analysing those companies and industries which represent potential investment opportunities.
- 2. Assess individual credit risk: Individual credit analysis aims to determine the likelihood that a company will outperform or underperform the industry. Particular importance is given to the outlook on the company's cash flows, market position, operating efficiency, strategic direction and capital structure.
- 3. Evaluation of individual bonds: This involves bond valuation by the Investment Manager and focuses on the relative merits of a security when compared with other securities issued by that company, its peers, or intra-industry. The analysis takes into account the volatility of a security's credit spread, liquidity, entry and exit levels, covenant protection and optimal position on the credit curve.

Where the debt is unrated, the process is unchanged, with analysis concentrating on determining a company's financial and business position and then comparing it to others in its industry to determine its relative creditworthiness. The ultimate decision to approve unrated issues for inclusion in the portfolio rests with the Credit Investment Committee, which comprises directors and department heads of AMPCI.

Through the "top down" and "bottom up" process, which are not mutually exclusive, the Investment Manager has the tools to set the desired exposure to individual companies, industries and overall credit exposure of the Sub-Fund.

エスエムティー・ファンド・サービシーズ(アイルランド)リミテッド(E14857)

有価証券報告書(外国投資信託受益証券)

Daiwa Bond Fund Series

Notes to the Financial Statements

31st May 2019

(Continued)

4. RISK FACTORS (continued)

Australian Bond Fund (continued)

Credit risk (continued)

General Process for managing Credit risk (continued)

Credit risk is the risk that an issuer or counterparty will be unable or unwilling to meet a commitment that it has entered into and cause the Sub-Fund to incur financial losses. The Sub-Fund is exposed to credit risk on parties with whom it trades and will also bear the risk of settlement default.

SMT Trustees (Ireland) Limited as Trustee has appointed Sumitomo Mitsui Trust (UK) Limited as its Custodian. Sumitomo Mitsui Trust (UK) Limited has, in turn, appointed BBH & Co. as their global sub-custodian. Both the cash & securities are ultimately held at BBH & Co., with cash being held at BBH & Co. as Banker. The Sub-Fund has elected to enter into a BBH & Co. sweep program which means that BBH & Co. will sweep cash into overnight eligible bank counterparty accounts in order to diversify overnight exposure and/or to gain interest on the various accounts. The Sub-Fund acknowledges that participation in the CMS program involves investment risks (such as the loss of any balances swept) and it also accepts the sovereign and counterparty risks associated with offshore overnight time deposits. The financial instruments of the Sub-Fund are segregated from the assets of the other funds in the Fund and also from the proprietary assets of the Trustee, Custodian and Global Sub-Custodian. The Fitch credit rating of BBH & Co. is A+ (31st May 2018: A+).

Credit Rating

Credit rating is extremely important in accessing the default risk of a fixed interest portfolio. The Investment Manager monitors the total credit rating of the Sub-Fund's holding against the Benchmark to assess the tracking error of the Sub-Fund. The Sub-Fund does not invest in assets that are below investment grade (although AMPCI may hold onto a security that is downgraded to sub investment grade).

Counterparty Risk

AMPCI deals with a wide range of brokers when we trade securities to help realisable counterparty risk. AMPCI also requires trade confirmation by T+1 in order to minimise the settlement risk of the trade.

Collateral

The majority of the Sub-Fund's investment does not require significant collateral; however some collateral is kept for the Sub-Funds for derivative exposures, specifically for 10 year and 3 year bond futures. As at 31st May 2019, there was nothing held (31st May 2018: AUD50,904) in futures margins with Macquarie Bank. The S&P Global Ratings credit rating of Macquarie Bank as at 31st May 2018 was A.

エスエムティー・ファンド・サービシーズ(アイルランド)リミテッド(E14857)

有価証券報告書(外国投資信託受益証券)

Daiwa Bond Fund Series Notes to the Financial Statements 31st May 2019 (Continued)

4. RISK FACTORS (continued)

Australian Bond Fund (continued)

Credit risk (continued)

Concentrations of Credit Risk

The Investment Manager also manages the concentration of credit risk, at both sector level and at the credit issuer level. The AMPCI's investment managers use innovative risk management software such as the Hawk Eye consolidated report system to access the concentration of credit risk at each level of investment. The amount of the Sub-Fund exposure to each non-government issuer is limited to reduce the amount of concentration risk for the Sub-Fund. Geographically all investments are based in AUD.

Currency risk

For the year ended 31st May 2019 and 31st May 2018, the Sub-Fund is not exposed to any material currency exposure.

Euro Bond Fund

Financial risk management

The primary investment objective of the Sub-Fund is to pursue income gains in a stable manner and to seek long term capital growth through investments primarily structured in a diversified portfolio of Euro denominated investment grade fixed income products. The Sub-Fund's benchmark is the Bloomberg Barclays Euro Aggregate Index.

The Sub-Fund's assets and liabilities comprise financial instruments which include:

- investments including fixed income securities that are held in accordance with the Sub-Fund's investment objective and policies;
- · cash and cash equivalents that arise directly from its investment activities: and
- derivative transactions to manage the currency risks (e.g. foreign currency contracts) arising from the Sub-Fund's investment activities.

The main risks faced by the Sub-Fund are set out below along with a brief overview of how these risks are managed and monitored by the Investment Manager in accordance with the investment mandate. The Sub-Fund's activities expose it to a variety of financial risks: market risk (including currency risk, fair value interest rate risk, cash flow interest rate risk and other price risk), credit risk and liquidity risk. The Sub-Fund's overall risk management programme focuses on the unpredictability of financial markets and seeks to minimise potential adverse effects on the Sub-Fund's financial performance.

エスエムティー・ファンド・サービシーズ(アイルランド)リミテッド(E14857)

有価証券報告書(外国投資信託受益証券)

Daiwa Bond Fund Series

Notes to the Financial Statements

31st May 2019

(Continued)

4. RISK FACTORS (continued)

Euro Bond Fund (continued)

Market price risk

The Sub-Fund trades in a variety of instruments including government bonds, supranational agencies' bonds and corporate bonds which are listed or traded primarily on European and Recognised Exchanges. At least 50% of the Sub-Fund's Net Assets must be invested in high quality Euro denominated Government bonds. The Sub-Fund trades as well in derivative contracts to manage currency risk arising from active investments. Further details on derivatives are disclosed in Currency risk section.

The Sub-Fund may not make short sales of securities or maintain a short position.

All securities investments present a risk of loss of capital. The Sub-Fund's debt securities are susceptible to market price risk arising from uncertainties about future prices of the instruments. The Investment Manager moderates this risk through a careful selection of securities and other financial instruments within specified limits. The construction of the portfolio operates within the overall risk control framework that is driven by the Sub-Fund guidelines and the Sub-Fund's overall market positions are monitored on a daily basis by the Sub-Fund's Investment Manager.

The Sub-Fund is also defining risk by its deviation to expected performance versus the benchmark. The ex ante risk budget for country/duration, currency, sector/security selection is pre-defined within the investment process of the product. The Investment Manager monitors and reviews the Sub-Fund performance achieved against the benchmark and performance objectives on a regular basis. Where relevant, they also review asset allocation and sector strategy for consistency with house and team targets.

T. Rowe Price International Ltd, ("T. Rowe Price") Quantitative and Portfolio Analysis group provides an analysis of the ex ante Sub-Fund risk, resulting from the Sub-Fund's deviation from the benchmark (Tracking Error) on a regular basis. These figures are calculated using appropriate risk management tools (for example Wilshire Axiom and Barclays Capital Point) as well as in-house developments.

The Sub-Fund's market risk is affected by the following main components: changes in actual market prices, interest rate movements and foreign currency movements. Interest rate and foreign currency movements are covered in sections below. The Sub-Fund's exposure to market risk refers to the securities as listed in the Schedule of Investments.

エスエムティー・ファンド・サービシーズ (アイルランド) リミテッド(E14857)

有価証券報告書(外国投資信託受益証券)

Daiwa Bond Fund Series Notes to the Financial Statements 31st May 2019 (Continued)

4. RISK FACTORS (continued)

Euro Bond Fund (continued)

Market price risk (continued)

Based on the analysis of performance return volatility over the past 12 months, the Euro Bond Fund has an annualised return standard deviation of 0.80% for the year between 1st June 2018 and 31st May 2019, as compared to the benchmark standard deviation of 1.84% over this time period.

If the Euro Bond market, as represented by the Bloomberg Barclays Euro Aggregate Index, at 31st May 2019 had increased by 5% (including coupon payments) over the previous year, with all other variables held constant, this would have increased Net Assets attributable to Holders of Redeemable Participating Units by approximately €208,966. This figure is based on a NAV of €4,403,916⁵ as at 31st May 2019 and its underlying historical beta of 0.9496. Conversely, if the comparable benchmark index had decreased by 5%, this would have decreased the Net Assets attributable to Holders of Redeemable Participating Units by approximately €208,966 based on the Sub-Fund's Net Assets as at 31st May 2019. This represents the Investment Manager's view of a reasonable possible movement for a 12 month period based on current market conditions.

Comparing to previous reporting year ended 31st May 2018, if the Euro Bond market, as represented by the Bloomberg Barclays Euro Aggregate Index, at 31st May 2018 had increased by 5% (including coupon payments) over the previous year, with all other variables held constant, this would have increased Net Assets attributable to Holders of Redeemable Participating Units by approximately €238,779. These figures are based on a NAV of € 4,761,3067 as at 31st May 2018 and its underlying historical beta 1.0038. Conversely, if the comparable benchmark index had decreased by 5%, this would have decreased Net Assets attributable to Holders of Redeemable Participating Units by approximately €238,779 based on the Sub-Fund's Net Assets as of 31st May 2018.

⁴ Based on monthly performance data provided by T. Rowe Price.

⁵ Asset Valuations provided by SMT Fund Services (Ireland) Limited based on Valuation of Holders of Redeemable Participating Units.

⁶ Three year historical beta 0.949 - gross of fee fund performance vs. Bloomberg Barclays Euro Aggregate Index as end of year May 2019 (based on monthly performance data provided by T. Rowe Price). The beta quoted in the statement is in 3 decimal places.

⁷ Asset Valuations provided by SMT Fund Services (Ireland) Limited based on Valuation of Holders of Redeemable Participating Units.

⁸ Three year historical beta 1.003 - gross of fee fund performance vs. Bloomberg Barclays Euro Aggregate Index as end of May 2018 (based on monthly performance data provided by T. Rowe Price). The beta quoted in the statement is in 3 decimal places.

EDINET提出書類

エスエムティー・ファンド・サービシーズ(アイルランド)リミテッド(E14857)

有価証券報告書(外国投資信託受益証券)

Daiwa Bond Fund Series

Notes to the Financial Statements

31st May 2019

(Continued)

4. RISK FACTORS (continued)

Euro Bond Fund (continued)

Market price risk (continued)

This represents the Investment Manager's view of a reasonable possible movement for a 12 month period based on current market conditions. The limitation of a beta coefficient analysis is mainly due to its backward looking process. The Sub-Fund defines risk by its deviation to expected performance versus the benchmark, the Investment Manager calculates on a regular basis the ex-ante tracking error for the Sub-Fund. Tracking error risk is produced by positioning the portfolio differently than the benchmark (e.g. curve, sector, or issue selection bets). Despite its usefulness for investment managers, the tracking error suffers from some limitations too. Tracking error assumes a normal return distribution. As being shown by recent publications, return distributions are not normal and therefore, using tracking error can be misleading.

Interest rate risk

The majority of the Sub-Fund's financial assets and liabilities are interest bearing. As a result, the Sub-Fund is subject to significant amounts of risk due to fluctuations in the prevailing levels of market interest rates. Interest rate risk is the risk resulting of changes in the level of interest rates, in the slope of the yield curve, in the shape of the yield curve, or in any other interest rate relationship.

Interest rates are determined by fundamental and technical factors that are driving demand and supply in international fixed income and money markets. The Sub-Fund's interest-bearing financial assets and liabilities expose it to risks associated with the effects of fluctuations in the prevailing levels of market interest rates on its financial position and cash flows.

The interest rate risk is managed on a relative basis versus the benchmark. Interest rate exposure reports are available to the Sub-Fund's Investment Manager on a daily basis. Interest rate exposure is shown by duration breakdown and deviation from the benchmark detailed per maturity bucket, country and currency. Other reports, such as a breakdown and deviation by rating and sector are available to the Sub-Fund's Investment Manager as well. The portfolio/benchmark deviation is also compared to the Sub-Fund's model portfolio.

EDINET提出書類

エスエムティー・ファンド・サービシーズ (アイルランド) リミテッド(E14857)

有価証券報告書(外国投資信託受益証券)

Daiwa Bond Fund Series

Notes to the Financial Statements

31st May 2019

(Continued)

4. RISK FACTORS (continued)

Euro Bond Fund (continued)

Interest rate risk (continued)

Based on underlying holdings and market data as at 31^{st} May 2019, an incremental impact of a parallel shift⁹ in the yield curve of plus 50 basis points with all other variables remaining constant would result in a decrease in the Net Assets attributable to Holders of Redeemable Participating Units by approximately -3.1% immediately, equivalent to €134,319 in bond price depreciation based on the Sub-Fund's Net Assets of $€4,403,916^{10}$ and the Sub-Fund's effective duration of 6.10^{11} as at 31^{st} May 2019.

Based on underlying holdings and market data as at 31st May 2018, an incremental impact of a parallel shift¹² in the yield curve of plus 50 basis points with all other variables remaining constant would result in a decrease in the Net Assets attributable to Holders of Redeemable Participating Units by approximately 3.1% immediately, equivalent to €147,838 in bond price depreciation based on the Sub-Fund's Net Assets of € 4,761,306¹³ and the Sub-Fund's effective duration of 6.21¹⁴ as at 31st May 2018. The incremental impact of a yield curve shift by minus 50 basis points would be an increase in Net Assets attributable to Holders of Redeemable Participating Units by approximately 3.1% immediately.

 $^{^9}$ A parallel shift in the yield curve refers to a shift in which the change in the yield on all bond maturities is the same.

¹⁰ Asset Valuations provided by SMT Fund Services (Ireland) Limited based on Valuation of Holders of Redeemable Participating Units.

 $^{^{\}rm 11}$ Modified duration provided by T. Rowe Price.

¹² A parallel shift in the yield curve refers to a shift in which the change in the yield on all bond maturities is the same.

 $^{^{13}}$ Asset Valuations provided by SMT Fund Services (Ireland) Limited based on Valuation of Holders of Redeemable Participating Units.

¹⁴ Modified duration provided by T. Rowe Price.

4. RISK FACTORS (continued)

Euro Bond Fund (continued)

Interest rate risk (continued)

See table below for further information as at 31st May 2019:

Incremental Impact on NAV (as of 31st May 2019)

Yield Curve Shift	Incremental Impact on Market Value	Equivalent in EURO
+50 Basis points	- 3.1%	-134,319
+ 100 Basis points	- 6.1%	-268,638
- 50 Basis points	+ 3.1%	134,319
- 100 Basis points	+ 6.1%	268,639

Please also see below the incremental impact on the NAV as at 31^{st} May 2018 using the same underlying yield curve shift assumption, but with an effective duration of 6.21 as at 31^{st} May 2018 and with Sub-Fund's Net Assets of $4,761,306^{15}$.

Incremental Impact on NAV (as of 31st May 2018)

Yield Curve Shift	Incremental Impact on Market Value	Equivalent in EURO
+50 Basis points	- 3.1%	-147,838
+ 100 Basis points	- 6.2%	-295,676
- 50 Basis points	+ 3.1%	147,838
- 100 Basis points	+6.2%	295,676

There are limitations for using a single duration number to capture the risk inherited in a bond portfolio. While effective duration is a critical tool in portfolio analysis and risk management, it is important to recognise that this single duration number is an estimate of a bond's sensitivity to a parallel shift in interest rates. While effective duration is useful and convenient for many purposes, robust risk management requires the Investment Manager to recognise that although changes in interest rates are often highly correlated across the curve, in reality the slope and shape of the yield curve changes over time.

In accordance with the Sub-Fund's policy, the Investment Manager monitors the Sub-Fund's overall interest sensitivity on a daily basis.

¹⁵ Asset Valuations provided by SMT Fund Services (Ireland) Limited based on Valuation of Holders of Redeemable Participating Units.

4. RISK FACTORS (continued)

Euro Bond Fund (continued)

Credit risk/Counterparty risk

Fixed income assets, including government bonds by developed countries, are exposed to credit risk. The Sub-Fund takes on exposure to credit risk, which is the risk that a counterparty or issuer will be unable to pay amounts in full when due. Credit research is generally defined by sector-specific investment grade (corporate bond market) analysis.

Within the investment process the Investment Management team focuses on rigorous credit research to identify investment opportunities within the Sub-Fund's investment universe. The investment decision is based on financial statement analysis and discussion with company management. Credit analysts cover their industries closely and are responsible for monitoring all holdings in the portfolio, issuers in the benchmark and issuers the Investment Manager does not own but might consider owning.

The Sub-Fund's guideline requires that investments must be rated BBB-/Baa3 or higher by S&P Global Ratings or Moody's. The average weighted rating of the Sub-Fund is maintained at AA-/Aa3 or higher and a maximum of 10% of the Sub-Fund's NAV may be invested in securities rated BBB-/Baa3.

Sub-Fund Break Down by Rating Category (as of 31st May 2019)

Credit Rating	Portfolio (weight in%)	Index (weight in %)	Difference (in%)
AAA	32.90	24.83	8.07
AA	31.37	31.34	0.03
A	16.87	18.56	-1.69
BAA	13.29	25.27	-11.98
Cash	5.57	0.00	5.57
	100.00	100.00	

Sub-Fund Break Down by Rating Category (as of 31st May 2018)

Credit Rating	Portfolio (weight in%)	Index (weight in%)	Difference (in%)
AAA	25.85	25.03	0.82
AA	30.06	30.98	-0.92
A	19.89	18.77	1.12
BAA	15.04	25.22	-10.18
Cash	9.16	0.00	9.16
	100.00	100.00	

EDINET提出書類

エスエムティー・ファンド・サービシーズ(アイルランド)リミテッド(E14857)

有価証券報告書(外国投資信託受益証券)

Daiwa Bond Fund Series

Notes to the Financial Statements

31st May 2019

(Continued)

4. RISK FACTORS (continued)

Euro Bond Fund (continued)

Credit risk/Counterparty risk (continued)

The Sub-Fund's main credit risk concentration is held with debt securities. The Sub-Fund may not hold more than 10% of any class of security issued by any single issuer and a maximum of 5% of the Sub-Fund's Net Assets can be invested in the securities of a single corporate issuer at the time of obtaining the assets.

The credit concentration is monitored on a daily basis by the portfolio management and by the credit analysis team. Credit exposure can be monitored by customised requirements and criteria. Detailed breakdown and exposure reports such as Sector/Rating, Sector/Duration and Issuer and Industry reports are available and are monitored on a regular basis.

The credit risk associated with counterparty risk is limited. Counterparty risk is the risk that a counterparty will be unable or unwilling to meet a commitment that it has entered into and cause financial losses to the Sub-Fund. All Sub-Fund transactions are completed and settled using approved brokers with a 3 to 5 day settlement period. The risk of settlement default is considered minimal, as delivery of securities sold is only made once the broker has received payment. Payment is made on a purchase once the securities have been received by the broker. The trade will fail if either party fails to meet its obligation.

On a regular basis the Investment Manager runs counterparty risk exposure reports on the Sub-Fund's FX-Forward position. These reports are designed to limit the risk associated with a default of the counterparty. All foreign exchanges and foreign exchange forward contracts are executed with BBH & Co¹⁶.

The Sub-Fund is exposed to credit risk on parties with whom it trades and will also bear the risk of settlement default. The Investment Manager minimises counterparty risk on the Sub-Fund by only dealing with counterparties which have been prior approved by the AIFM.

 $^{^{16}\,\}mathrm{AII}\,\mathrm{FX}\,\mathrm{transactions}$ are executed with the global sub-custodian BBH & Co.

Daiwa Bond Fund Series Notes to the Financial Statements 31st May 2019 (Continued)

4. RISK FACTORS (continued)

Euro Bond Fund (continued)

Credit risk/Counterparty risk (continued)

As per the Investment Prospectus, the counterparties must meet the following requirements:

- a) the counterparty must have Unitholders' funds in excess of €125 million or equivalent in foreign currency;
- b) the name of the counterparty is disclosed in the half-yearly/annual report issued by the Sub-Fund;
- c) the Investment Manager is satisfied that the counterparty has agreed to value the transaction at least weekly and will close out the transaction at the request of the Manager at a fair value; and
- d) initial outlay in respect to OTC derivatives to any one counterparty must not exceed 5% of the NAV of the Sub-Fund.

SMT Trustees (Ireland) Limited as Trustee has appointed Sumitomo Mitsui Trust (UK) Limited as its Custodian. Sumitomo Mitsui Trust (UK) Limited has, in turn, appointed BBH & Co. as their global sub-custodian. Both the cash & securities are ultimately held at BBH & Co., with cash being held at BBH & Co. as Banker. The Sub-Fund has elected to enter into a BBH & Co. sweep program which means that BBH & Co. will sweep cash into overnight eligible bank counterparty accounts in order to diversify overnight exposure and/or to gain interest on the various accounts. The Sub-Fund acknowledges that participation in the CMS program involves investment risks (such as the loss of any balances swept) and it also accepts the sovereign and counterparty risks associated with offshore overnight time deposits. The physical assets of the Sub-Fund are segregated from the assets of the other funds in the Fund and also from the proprietary assets of the Trustee, Custodian and Global Sub-Custodian. The credit rating of BBH & Co. is A+ rating from Fitch (31st May 2018: A+).

Liquidity risk

Liquidity risk in general represents the risk that the Sub-Fund cannot meet or generate sufficient cash resources to meet its payment obligations in full as they fall due, or can only do so on materially disadvantageous terms. Liquidity risk can apply as well if a particular security or derivative position cannot be easily unwound or offset due to insufficient market depth or market disruption.

The Sub-Fund is exposed to daily cash redemptions of Redeemable Participating Units. The Sub-Fund's securities are readily realisable (T+2) as they are listed on European and Recognised Exchanges. The Sub-Fund doesn't hold any illiquid securities.

The Sub-Fund has the ability to borrow in the short term to ensure settlement (borrowing must not exceed 10% of NAV of the Sub-Fund). No such borrowings have arisen during the year. Although futures and options are permissible, the Sub-Fund does not invest in these types of securities as at 31st May 2019 and 2018. Foreign exchange forwards are limited to be permitted in order to hedge the assets of the Sub-Fund. In accordance with the Sub-Fund's policy, the Investment Manager monitors the Sub-Fund's liquidity position on a daily basis.

Daiwa Bond Fund Series Notes to the Financial Statements 31st May 2019 (Continued)

4. RISK FACTORS (continued)

Euro Bond Fund (continued)

Liquidity risk (continued)

The maturity profile of the Sub-Fund's financial liabilities as at 31st May 2019 was:

	Less than 1 month	Total
	EUR	EUR
Liabilities		
Creditors - due within one year	85,922	85,922
Net Assets attributable to Holders of Redeemable Participating Units	4,403,916	4,403,916
Total Liabilities	4,489,838	4,489,838

The maturity profile of the Sub-Fund's financial liabilities as at 31st May 2018 was:

	Less than 1 month	Total
	EUR	EUR
Liabilities		
Creditors - due within one year	64,299	64,299
Financial liabilities at fair value through profit or loss	190	190
Net Assets attributable to Holders of Redeemable Participating Units	4,761,306	4,761,306
Total Liabilities	4,825,795	4,825,795

Currency risk

The Sub-Fund is exposed to currency risk as it holds assets denominated in currencies other than Euro. The value of securities denominated in other currencies will fluctuate with changes in exchange rates. The Sub-Fund utilised forward currency contracts to hedge non-base currency exposures.

Investments in European currencies and assets denominated in currencies other than Euro are limited to 15% of the Sub-Fund's NAV at time of purchase and hedging back to euro through currency forwards and options is permitted.

As at 31st May 2019, the Sub-Fund was engaged in active currency decision via short dated Government bonds (T-Bills) in various currencies. Currency fluctuations might impact Net Assets attributable to Holders of Redeemable Participating Units.

4. RISK FACTORS (continued)

Euro Bond Fund (continued)

Currency risk (continued)

Portfolio by Currency Break Down (%) (As at 31st May 2019)

currency	Portfolio (weight in %)	Index (weight in %)	Difference (in %)
Euro	99.97	100.00	-0.03
Swedish Krona	0.01	0.00	0.01
Danish Krone	0.02	0.00	0.02
	100.00	100.00	

Portfolio by Currency Break Down (%) (As at 31st May 2018)

currency	Portfolio (weight in %)	Index (weight in %)	Difference (in %)
Euro	99.95	100.00	-0.05
Danish Krone	0.03	0.00	0.03
Swedish Krona	0.02	0.00	0.02
	100.00	100.00	

In accordance with the Sub-Fund's policy, the Investment Manager monitors the Sub-Fund's currency position on a daily basis.

The currency exposure of the Sub-Fund can be found on page 68.

Canada Bond Fund

Financial risk management

The primary investment objective of the Sub-Fund is to pursue income gains in a stable manner and to seek long term capital growth through investing in investment grade fixed income products denominated in Canadian Dollars. The Sub-Fund's benchmark is the Bloomberg Barclays Canadian Issues: 300MM Index.

The Sub-Fund's assets and liabilities comprise financial instruments which include:

- investments including fixed income securities that are held in accordance with the Sub-Fund's investment objective and policies;
- · cash and cash equivalents that arise directly from its investment activities.

The Sub-Fund's activities expose it to a variety of financial risks: market risk (fair value interest rate risk, cash flow interest rate risk and other price risk), credit risk and liquidity risk. The Sub-Fund's overall risk management programme focuses on the unpredictability of financial markets and seeks to minimise potential adverse effects on the Sub-Fund's financial performance.

EDINET提出書類

エスエムティー・ファンド・サービシーズ(アイルランド)リミテッド(E14857)

有価証券報告書(外国投資信託受益証券)

Daiwa Bond Fund Series

Notes to the Financial Statements

31st May 2019

(Continued)

4. RISK FACTORS (continued)

Canada Bond Fund (continued)

Market price risk

The Sub-Fund trades in a variety of instruments including government bonds, supranational agencies' bonds, corporate bonds, bonds issued by the governments of the Canadian provinces or asset-backed securities listed or traded primarily on a Recognised Exchange and/or domestic Canadian bonds traded on a Recognised Exchange. At least 50% of the Sub-Fund's Net Assets must be invested in high quality Canadian Government bonds.

The Sub-Fund may not make short sales of securities or maintain a short position.

All securities investments present a risk of loss of capital. The Sub-Fund's debt securities are susceptible to market price risk arising from uncertainties about future prices of the instruments. The Investment Manager moderates this risk through a careful selection of securities and other financial instruments within specified limits. The construction of the portfolio operates within the overall risk control framework that is driven by the Sub-Fund guidelines and the Sub-Fund's overall market positions are monitored on a daily basis by the Sub-Fund's Investment Manager.

The Sub-Fund defines risk by its deviation to expected performance versus the benchmark. The exante risk budget for country/duration and sector/security selection is pre-defined within the investment process of the product. The Investment Manager monitors and reviews Sub-Fund performance achieved against the benchmark and performance objectives on a regular basis. Where relevant, they also review asset allocation and sector strategy for consistency with house and team targets.

T. Rowe Price Quantitative and Portfolio Analysis group provides an analysis of the exante Sub-Fund risk, resulting from the Sub-Fund's deviation from the benchmark (Tracking Error) on a regular basis. These figures are calculated using appropriate risk management tools (for example Wilshire Axiom and Barclays Capital Point) as well as in-house developments.

The Sub-Fund's market risk is affected by following main components: changes in actual market prices and interest rate movements. Interest rate movements are covered in sections below. The Sub-Fund's exposure to market risk refers to the securities as listed in the Schedule of Investments. There were no debt securities held at 31st May 2019.

EDINET提出書類

エスエムティー・ファンド・サービシーズ (アイルランド) リミテッド(E14857)

有価証券報告書(外国投資信託受益証券)

Daiwa Bond Fund Series Notes to the Financial Statements 31st May 2019 (Continued)

4. RISK FACTORS (continued)

Canada Bond Fund (continued)

Market price risk (continued)

Comparing to previous reporting year ended 31st May 2018, if the Canadian bond market, as represented by the Bloomberg Barclays Canadian Issues: 300MM Index, at 31st May 2018 had increased by 5% (including coupon payments) over the previous year, with all other variables held constant, this would have increased Net Assets attributable to Holders of Redeemable Participating Units by approximately CAD829,647. These figures are based on a NAV of CAD17,053,390¹⁷ as at 31st May 2018 and its underlying historical beta 0.97318. Conversely, if the comparable benchmark index had decreased by 5%, this would have decreased Net Assets attributable to Holders of Redeemable Participating Units by approximately CAD829,647 based on the Sub-Fund's Net Assets as at 31st May 2018.

The limitation of a beta coefficient analysis is mainly due to its backward looking process. The Sub-Fund defines risk by its deviation to expected performance versus the benchmark, the Investment Manager calculates on a regular basis the ex-ante tracking error for the Sub-Fund.

Tracking error risk is produced by positioning the portfolio differently than the benchmark (e.g. curve, sector, or issue selection bets). Despite its usefulness for investment managers, the Tracking error suffers from some limitations too. Tracking error assumes a normal return distribution. As being showed by recent publications, return distributions are not normal and therefore, using tracking error can be misleading.

Interest rate risk

The majority of the Sub-Fund's financial assets and liabilities are interest bearing. As a result, the Sub-Fund is subject to significant amounts of risk due to fluctuations in the prevailing levels of market interest rates. Interest rate risk is the risk resulting from changes in the level of interest rates, in the slope of the yield curve, in the shape of the yield curve, or in any other interest rate relationship.

Interest rates are determined by fundamental and technical factors that are driving demand and supply in international fixed income and money markets. The Sub-Fund's interest-bearing financial assets and liabilities expose it to risks associated with the effects of fluctuations in the prevailing levels of market interest rates on its financial position and cash flows.

¹⁷ Asset Valuations provided by SMT Fund Services (Ireland) Limited based on Valuation of Holders of Redeemable Participating Units.

¹⁸ Three year historical beta 0.973 - gross of fee fund performance vs. Bloomberg Barclays Canadian Issues: 300MM Index as at 31st May 2018 (based on monthly performance data provided by T. Rowe Price). The beta quoted in the statement is in 3 decimal places.

4. RISK FACTORS (continued)

Canada Bond Fund (continued)

Interest rate risk (continued)

The interest rate risk is managed on a relative basis versus the benchmark. Interest rate exposure reports are available to the Investment Manager on a daily basis. Interest rate exposure is shown by duration breakdown and deviation from the benchmark detailed per maturity buckets.

Other reports, such as a breakdown and deviation by rating and sector are available to the Sub-Fund's Investment Manager as well. The portfolio/benchmark deviation is as well compared to the Sub-Fund's model portfolio.

There were no debt securities held as at 31st May 2019.

Please find below as well the incremental impact on the NAV as at 31st May 2018 using the same underlying yield curve shift assumption with the Sub-Fund's effective duration of 7.48 as at 31st May 2018. The Sub-Fund's NAV as at 31st May 2018 was CAD17,053,39019.

Incremental Impact on NAV (as of 31st May 2018)

Yield Curve Shift	Incremental Impact on Market Value	Equivalent in Canadian Dollar
+50 Basis points	- 3.7%	-638,001
+ 100 Basis points	- 7.5%	-1,276,002
- 50 Basis points	+ 3.7%	638,001
- 100 Basis points	+ 7.5%	1,276,002

There are limitations for using a single duration number to capture the risk inherited in a bond portfolio. While effective duration is a critical tool in portfolio analysis and risk management, it is important to recognise that this single duration number is an estimate of a bond's sensitivity to a parallel shift in interest rates. While effective duration is useful and convenient for many purposes, robust risk management requires us to recognise that although changes in interest rates are often highly correlated across the curve, in reality the slope and shape of the yield curve changes over time.

In accordance with the Sub-Fund's policy, the Investment Manager monitors the Sub-Fund's overall interest sensitivity on a daily basis.

¹⁹ Asset Valuations provided by SMT Fund Services (Ireland) Limited based on Valuation of Holders of Redeemable Participating Units.

Daiwa Bond Fund Series Notes to the Financial Statements 31st May 2019 (Continued)

4. RISK FACTORS (continued)

Canada Bond Fund (continued)

Credit risk/Counterparty risk

Fixed income assets, including government bonds by developed countries, are exposed to credit risk. The Sub-Fund takes on exposure to credit risk, which is the risk that a counterparty or issuer will be unable to pay amounts in full when due. Credit research is generally defined by sector-specific investment grade (corporate bond market) analysis.

Within the investment process the Investment Manager focuses on a rigorous credit research to identify investment opportunities within the Sub-Fund's investment universe. The investment decision is based on financial statement analysis and discussion with company management. Credit analysts cover their industries closely and are responsible for monitoring all holdings in the portfolio, issuers in the benchmark and issuers the Sub-Fund does not own but might consider owning.

The Sub-Fund's guideline requires that investments must be rated BBB-/Baa3 or higher by an international rating agency. The average weighted rating of the Sub-Fund is maintained at AA-/Aa3 or higher and a maximum of 10% of the Sub-Fund's NAV may be invested in securities rated BBB-/Baa3. At least 50% of the Sub-Fund is invested in high quality Canadian dollar denominated government bonds, rated no lower than A/A2 by an international rating agency.

Sub-Fund Break Down by Rating Category (as of 31st May 2019)

There were no debt securities held as at 31st May 2019.

Sub-Fund Break Down by Rating Category (as of 31st May 2018)

Credit Rating	Portfolio (weight in%)	Index (weight in%)	Difference (in%)
AAA	53.43	43.71	9.72
AA	22.73	30.54	-7.81
A	14.27	16.91	-2.64
BAA	7.02	8.84	-1.82
Cash*	2.55	0.00	2.55
	100.00	100.00	

 $^{^{\}star}$ No cash overdrawn on settlement basis, amid coupon payment anticipation.

The Sub-Fund's main credit risk concentration is held with debt securities. No more than 5% of the Sub-Fund's NAV can be invested in the securities of a single corporate issuer, excluding governments, at the time of obtaining the assets. Additionally, a maximum of 20% of the Sub-Fund may be invested in securities issued or guaranteed by any of the provincial governments of Canada.

EDINET提出書類

エスエムティー・ファンド・サービシーズ(アイルランド)リミテッド(E14857) 有価証券報告書(外国投資信託受益証券)

Daiwa Bond Fund Series

Notes to the Financial Statements

31st May 2019

(Continued)

4. RISK FACTORS (continued)

Canada Bond Fund (continued)

Credit risk/Counterparty risk (continued)

The credit concentration is monitored on a daily basis by the portfolio management and by the credit analysis team. Credit exposure can be monitored by customised requirements and criteria. Detailed breakdown and exposure reports such as Sector/Rating, Sector/Duration and Issuer and Industry reports are available and are monitored on a regular basis.

The credit risk associated with counterparty risk is limited. Counterparty risk is the risk that a counterparty will be unable or unwilling to meet a commitment that it has entered into and cause financial losses to the Sub-Fund. All Sub-Fund transactions are completed and settled using approved brokers with a 3 to 5 day settlement period. The risk of settlement default is considered minimal, as delivery of securities sold is only made once the broker has received payment. Payment is made on a purchase once the securities have been received by the broker. The trade will fail if either party fails to meet its obligation.

The Sub-Fund is exposed to credit risk on parties with whom it trades and will also bear the risk of settlement default. The Investment Manager minimises counterparty risk on the Sub-Fund by only dealing with counterparties which have been prior approved by the AIFM. As per the Prospectus, the counterparties must meet the following requirements:

- a) the counterparty must have Unitholders' funds in excess of EUR125 million or equivalent in foreign currency:
- b) the name of the counterparty is disclosed in the half-yearly/annual report issued by the Sub-Fund;
- c) the Investment Manager is satisfied that the counterparty has agreed to value the transaction at least weekly and will close out the transaction at the request of the Manager at a fair value; and
- d) initial outlay in respect to OTC derivatives to any one counterparty must not exceed 5% of the NAV of the Sub-Fund.

SMT Trustees (Ireland) Limited as Trustee has appointed Sumitomo Mitsui Trust (UK) Limited as its Custodian. Sumitomo Mitsui Trust (UK) Limited has, in turn, appointed BBH & Co. as their global sub-custodian. Both the cash & securities are ultimately held at BBH & Co., with cash being held at BBH & Co. as Banker. The Sub-Fund has elected to enter into a BBH & Co. sweep program which means that BBH & Co. will sweep cash into overnight eligible bank counterparty accounts in order to diversify overnight exposure and/or to gain interest on the various accounts. The Sub-Fund acknowledges that participation in the CMS program involves investment risks (such as the loss of any balances swept) and it also accepts the sovereign and counterparty risks associated with offshore overnight time deposits. The physical assets of the Sub-Fund are segregated from the assets of the other funds in the Fund and also from the proprietary assets of the Trustee, Custodian and Global Sub-Custodian. The credit rating of BBH & Co. is A+ rating from Fitch (2018: A+).

4. RISK FACTORS (continued)

Canada Bond Fund (continued)

Liquidity risk

Liquidity risk in general represents the risk that the Sub-Fund cannot meet or generate sufficient cash resources to meet its payment obligations in full as they fall due, or can only do so at materially disadvantageous terms. Liquidity risk can apply as well if a particular security or derivative position cannot be easily unwound or offset due to insufficient market depth or market disruption.

The Sub-Fund is exposed to daily cash redemptions of Redeemable Participating Units, but is not obliged to any restrictions regarding cash flows. The Sub-Fund's securities are readily realisable (T+2) as they are listed on Recognised Exchanges. The Sub-Fund doesn't hold any illiquid securities.

The Sub-Fund has the ability to borrow in the short term to ensure settlement (borrowing must not exceed 10% of NAV of the Sub-Fund). No such borrowings have arisen during the period. Although futures and options are permissible, the Sub-Fund does not invest in these types of securities as at 31st May 2019 and 31st May 2018. In accordance with the Sub-Fund's policy, the Investment Manager monitors the Sub-Fund's liquidity position on a daily basis.

The maturity profile of the Sub-Fund's financial liabilities as at 31st May 2019 was:

, .		,
	Less than 1 month	Total
	CAD	CAD
Liabilities		
Creditors - due within one year	13,260,978	13,260,978
Financial liabilities at fair value through profit or loss	1	1
Total Liabilities	13,260,979	13,260,979
The maturity profile of the Sub-Fund's financ	ial liabilities as a	t 31 st May 2018 was:
Creditors - due within one year	312,022	312,022
Net Assets attributable to Holders of Redeemable Participating Units	17,053,390	17,053,390
Total Liabilities	17,365,412	17,365,412

4. RISK FACTORS (continued)

Canada Bond Fund (continued)

Currency risk

The currency exposure of all the Sub-Funds' investments and cash are as follows:

Euro Bond Fund	2019 EUR	2018 EUR
Dan i sh Krone	170,519	166,454
Pound Sterling	2	2
Swedish Krona	158,081	110,423
Total	328,602	276,879
Australian Bond Fund	AUD	AUD
Japanese Yen	(5)	-
Total	(5)	-
Canada Bond Fund	CAD	CAD
Japanese Yen	(1)	-
Total	(1)	-

5. CASH INCLUDING FOREIGN CURRENCY

Cash balances are held with BBH & Co. and there was no margin cash in Australian Bond Fund (2018: AUD50,904) held with Macquarie Bank Limited, Australia. Margin cash on futures contracts may be subject to withdrawal restrictions until such time as the Sub-Fund closes these positions.

_		
ĸ	I I I	TORS

		Euro Bond Fund	Australian Bond Fund	Canada Bond Fund
		EUR	AUD	CAD
Interest receivable		-	2,929	2,036
Vat reclaim		-	2,986	1,640
Other assets			26,753	24,516
As at 31st May 2019			32,668	28,192
Interest receivable		-	236	202
Receivable for investments so	old	-	105,689	-
Vat reclaim		-	2,564	2,155
Other assets		-	-	28,005
As at 31st May 2018		-	108,489	30,362
7. CREDITORS - due within one	year			
		Euro Bond Fund	Australian Bond Fund	Canada Bond Fund
		EUR	AUD	CAD
Interest payable		19	-	-
Payable for fund units repu	rchased	-	26,442,032	13,161,614
Payable for investments pur	chased	41,933	-	-
Provision for fees payable	(Note 9)	43,970	162,131	99,364
As at 31st May 2019		85,922	26,604,163	13,260,978
Interest payable		137	-	-
Payable for fund units repu	rchased	-	395,612	50,317
Payable for investments pur	chased	-	143,507	126,174
Provision for fees payable	(Note 9)	64,162	195,622	135,531
Dividend distributions paya	ble		80,201	
As at 31st May 2018		64,299	814,942	312,022

8. REDEEMABLE PARTICIPATING UNITS ISSUED AND REDEEMED DURING THE YEAR

31st May 2019	Euro Bond Fund	Australian Bond Fund	Canada Bond Fund
Number of Units outstanding as at beginning of the year	478,510	4,256,320	1,793,420
Number of Units issued	-	54,330	33,770
Number of Units redeemed	(38,600)	(4,310,650)	(1,827,190)
Number of Units outstanding as at end of the year	439,910	-	
31st May 2018			
Number of Units outstanding as at beginning of the year	432,570	5,320,450	2,055,330
Number of Units issued	108,550	315,960	100
Number of Units redeemed	(62,610)	(1,380,090)	(262,010)
Number of Units outstanding as at end of the year	478,510	4,256,320	1,793,420

9. FEES AND EXPENSES

Each Sub-Fund pays the AIFM a monthly fee, accrued daily and payable monthly in arrears, at an annual rate as follows:

Monthly Dividend Euro Bond Fund and Monthly Dividend Australian Bond Fund at an annual rate of 0.60% of the NAV.

Monthly Dividend Canada Bond Fund

NAV equal to or less than CAD100,000,000: 0.61%

NAV greater than CAD100,000,000: 0.67%

The AIFM pays out of its own fee the fees of the Distributor and Agent Company. The Agent Company receives a fee at an annual rate of 0.10% and the Distributor receives the balance.

Daiwa Bond Fund Series Notes to the Financial Statements 31st May 2019 (Continued)

9. FEES AND EXPENSES (continued)

The AIFM also receives out of the assets of each Sub-Fund an annual administration fee, accrued daily and payable monthly in arrears as follows:

Monthly Dividend Euro Bond Fund NAV less than €100,000,000: 0.13%

NAV greater than €100,000,000 and less than €1,000,000,000: 0.115%

NAV greater than €1,000,000,000: 0.10%

Monthly Dividend Australian Bond Fund NAV less than AUD200,000,000: 0.13%

NAV greater than AUD200,000,000 and less than AUD1,000,000,000: 0.115%

NAV greater than AUD1,000,000,000: 0.10%

Monthly Dividend Canada Bond Fund

NAV equal to or less than CAD100,000,000: 0.12%

NAV greater than CAD100,000,000: 0.11%

The AIFM pays the Depositary out of the assets of each Sub-Fund an annual fee, accrued daily and payable monthly in arrears, at a rate of 0.06% of the NAV of the Sub-Fund. The Depositary is entitled to be repaid out of the assets of the Sub-Fund any out-of-pocket expenses incurred in the performance of its duties.

The AIFM pays out of the assets of the Sub-Fund an annual fee to the Investment Manager, based on the Sub-Fund's NAV, accrued daily and payable monthly in arrears as follows:

Monthly Dividend Euro Bond Fund NAV less than €250,000,000: 0.50%

NAV greater than €250,000,000 and less than €500,000,000: 0.45%

NAV greater than €500,000,000: 0.40%

Monthly Dividend Australian Bond Fund NAV less than AUD500,000,000: 0.50%

NAV greater than AUD500,000,000 and less than AUD1,000,000,000: 0.45%

NAV greater than AUD1,000,000,000: 0.40%

Monthly Dividend Canada Bond Fund

NAV equal to or less than CAD100,000,000: 0.50%

NAV greater than CAD100,000,000: 0.45%

The Investment Manager out of its fee pays any Investment Adviser appointed by the Investment Manager with the approval of the AIFM.

Daiwa Bond Fund Series Notes to the Financial Statements 31st May 2019 (Continued)

9. FEES AND EXPENSES (continued)

The AIFM is entitled to be repaid all of its administration expenses in relation to each Sub-Fund, out of the assets of each Sub-Fund, which includes printing fees, audit fees, legal fees, courier's fees, reasonable travel expenses of the Investment Manager and telecommunication costs and expenses. Investors are advised that the total of all such expenses, which will be charged at normal commercial rates, may constitute a significant charge to each Sub-Fund.

The fees payable are as follows:

	Euro Bond Fund	Australian Bond Fund	Canada Bond Fund
	EUR	AUD	CAD
Trustee fees	230	1,540	699
Distributor fees	1,924	12,829	5,945
Agent Company fees	378	2,566	1,166
Investment Manager fees	1,163	12,829	3,497
Investment Adviser fees	755	-	2,331
Administration fees	499	3,336	1,399
Sub-custody expenses	344	1,646	-
Audit fees	4,425	38,105	16,769
Other expenses	34,252	89,280	67,558
As at 31st May 2019	43,970	162,131	99,364
Trustee fees	247	2,122	881
Distributor fees	2,060	17,688	7,408
Agent Company fees	405	3,537	1,442
Investment Manager fees	1,244	17,687	4,370
Investment Adviser fees	810	-	2,883
Administration fees	534	4,599	1,763
Sub-custody expenses	423	2,080	-
Audit fees	3,300	39,229	16,525
Other expenses	55,139	108,680	100,259
As at 31st May 2018	64,162	195,622	135,531

Daiwa Bond Fund Series Notes to the Financial Statements 31st May 2019 (Continued)

10. NET GAIN/(LOSS) ON FINANCIAL ASSETS AND LIABILITIES AT FAIR VALUE THROUGH PROFIT OR LOSS

The net gain on investment activities for the year ended 31st May 2019 is as follows:

	Euro Bond Fund	Australian Bond Fund	Canada Bond Fund
	EUR	AUD	CAD
Net realised gain from:			
- Investments and currencies	22,042	2,713,761	1,186,899
- Futures contracts	-	12,151	-
- Forward currency contracts	6,461	101	65
	28,503	2,726,013	1,186,964
Net realised loss from:			
- Investments and currencies	(43,788)	(79,279)	(302,201)
- Futures contracts	-	(56,809)	-
- Forward currency contracts	(3,423)	(124)	(99)
	(47,211)	(136,212)	(302,300)
Net change in unrealised gain from:			
- Investments and currencies	51,126	-	-
- Forward currency contracts	2,559	-	-
	53,685	-	-
Net change in unrealised loss from:			
- Investments and currencies	(33)	(1,073,174)	(526,367)
- Forward currency contracts	-	(5)	(1)
	(33)	(1,073,179)	(526,368)
Interest income	122,624	1,368,180	414,338
Net income equalisation	1,841	-	-
Net expense equalisation	-	(59,822)	(15,805)
Net capital equalisation	(3)	(477,103)	-
Net gain on financial assets and liabilities at fair value through profit or loss	159,406	2,347,877	756,829

Daiwa Bond Fund Series Notes to the Financial Statements 31st May 2019 (Continued)

10. NET GAIN/(LOSS) ON FINANCIAL ASSETS AND LIABILITIES AT FAIR VALUE THROUGH PROFIT OR LOSS (continued)

The net gain on investment activities for the year ended 31st May 2018 is as follows:

	Euro Bond Fund	Australian Bond Fund	Canada Bond Fund
	EUR	AUD	CAD
Net realised gain from:			
- Investments and currencies	27,309	577,355	72,331
- Futures contracts	-	25,277	-
- Forward currency contracts	10,985	42	91
•	38,294	602,674	72,422
Net realised loss from:			
- Investments and currencies	(37,226)	(204,458)	(375,367)
- Futures contracts	-	(18,496)	-
- Forward currency contracts	(2,216)	(690)	(363)
	(39,442)	(223,644)	(375,730)
Net change in unrealised gain from:			
- Investments and currencies	-	-	15
Net change in unrealised loss from:			
- Investments and currencies	(86,396)	(1,198,876)	(420,432)
- Forward currency contracts	(1,945)	-	<u>-</u>
	(88,341)	(1,198,876)	(420,432)
Dividend income	-	-	
Interest income	131,544	1,876,019	541,614
Net income equalisation	-	-	<u>-</u>
Net expense equalisation	(2,532)	(8,445)	(18,963)
Net capital equalisation	8,053	(6,306)	(6)
Net gain/(loss) on financial assets and liabilities at fair value through profit or loss	47,576	1,041,422	(201,080)

EDINET提出書類

エスエムティー・ファンド・サービシーズ(アイルランド)リミテッド(E14857)

有価証券報告書(外国投資信託受益証券)

Daiwa Bond Fund Series

Notes to the Financial Statements

31st May 2019

(Continued)

11. RELATED AND CONNECTED PARTY TRANSACTIONS

The AIFM, Depositary, Investment Manager, Agent Company, Distributor and related companies are deemed to be related parties under Financial Reporting Standard (FRS 102). Fees incurred with related parties during the period are disclosed in the Statement of Comprehensive Income. Amounts payable to related parties at the period/year end are disclosed in Note 9.

A single Unitholder, Daiwa Securities Co. Ltd, holds 100% of the Units of each Sub-Fund.

In accordance with the requirements of the AIF Rulebook, all transactions carried out with the Fund by the AIFM, Investment Manager, Trustee, Investment Adviser or by delegates or group companies ("connected parties") must be carried out as if negotiated at arm's length and be in the best interests of unitholders. The AIFM is satisfied that there are arrangements in place (evidenced by written procedures) to ensure that the obligations set out above are applied to all transactions with connected parties and transactions with connected parties entered into during the period complied with the obligations set out above.

12. DIVIDEND POLICY

The AIFM intends to declare distributions monthly, out of all net interest, dividends and other income received by each Sub-Fund subject to such adjustments as may be appropriate pursuant to the provisions of the Trust Deed. The AIFM may also distribute to the Unitholders monthly, or at such other times as it may determine, the realised and unrealised capital gains less realised and unrealised capital losses of each Sub-Fund.

Distributions are declared as at the last business day of each month and are paid on the second business day immediately following the distribution date to the Distributor in respect of Units distributed in Japan for each of the Sub-Funds except for Canada Bond Fund when distributions are declared on the 15th day of each month or if such day is not a business day the preceding business day and are paid on the business day immediately following the distribution date. Distributions are made to Unitholders entered on the register at the close of business on the business day preceding the distribution date.

12. DIVIDEND POLICY (continued)

Distributions for the year ended 31st May 2019 were as follows:

	Euro Bond Fund	Euro Bond Fund	Australian Bond Fund	Australian Bond Fund
	Dividend per Unit	Dividend Amount	Dividend per Unit	Dividend Amount
	EUR	EUR	AUD	AUD
June 2018	-	-	0.0187	79,091
July 2018	-	-	0.0187	77,589
August 2018	-	-	0.0187	76,210
September 2018	-	-	0.0186	73,858
October 2018	-	-	0.0120	46,541
November 2018	-	-	0.0120	45,884
December 2018	-	-	0.0120	45,492
January 2019	-	-	0.0120	45,002
February 2019	-	-	0.0120	44,129
March 2019	-	-	0.0120	43,319
April 2019	-	-	0.0120	39,913
May 2019		-	-	
Total	=	-	:	617,028
			Canada Bond Fund	Canada Bond Fund
			CAD	CAD
June 2018			0.0090	16,111
July 2018			0.0090	15,681
August 2018			0.0090	15,675
September 2018			0.0090	15,509
October 2018			0.0090	15,463
November 2018			0.0090	15,369
December 2018			0.0090	15,181
January 2019			0.0090	15,123
February 2019			0.0030	5,003
March 2019			0.0030	4,851
April 2019			0.0030	4,712
May 2019			-	
Total				138,678

12. DIVIDEND POLICY (continued)

Distributions for the year ended 31st May 2018 were as follows:

DISTIDUTIONS FOLL	Euro Bond Fund	Euro Bond Fund	Australian Bond Fund	Australian Bond Fund
	Dividend per Unit	Dividend Amount	Dividend per Unit	Dividend Amount
	EUR	EUR	AUD	AUD
June 2017	0.0110	4,865	0.0410	222,171
July 2017	0.0110	5,524	0.0410	221,405
August 2017	0.0110	5,576	0.0410	211,202
September 2017	0.0110	5,530	0.0187	91,613
October 2017	0.0110	5,441	0.0184	88,062
November 2017	0.0050	2,393	0.0187	88,327
December 2017	0.0050	2,373	0.0187	85,535
January 2018	-	-	0.0187	83,420
February 2018	-	-	0.0187	82,634
March 2018	0.0050	2,360	0.0187	81,695
April 2018	0.0050	2,402	0.0187	80,925
May 2018	-	-	0.0187	80,201
Takal		00.404		4 447 400
Total	=	36,464	:	1,417,190
			One de Band Found	On and a Donal Found
			Canada Bond Fund	Canada Bond Fund
			Dividend per Unit CAD	Dividend Amount CAD
June 2017			CAD	
			0.0220	45,159
July 2017			0.0220 0.0220	45,159 44,923
August 2017			0.0220 0.0220 0.0220	45,159 44,923 44,754
August 2017 September 2017			0.0220 0.0220 0.0220 0.0220	45,159 44,923 44,754 43,614
August 2017 September 2017 October 2017			0.0220 0.0220 0.0220 0.0220 0.0220	45,159 44,923 44,754 43,614 43,018
August 2017 September 2017 October 2017 November 2017			0.0220 0.0220 0.0220 0.0220 0.0220 0.0090	45,159 44,923 44,754 43,614 43,018 17,496
August 2017 September 2017 October 2017 November 2017 December 2017			0.0220 0.0220 0.0220 0.0220 0.0220 0.0090 0.0090	45,159 44,923 44,754 43,614 43,018 17,496 17,123
August 2017 September 2017 October 2017 November 2017 December 2017 January 2018			0.0220 0.0220 0.0220 0.0220 0.0220 0.0090 0.0090	45,159 44,923 44,754 43,614 43,018 17,496 17,123 16,853
August 2017 September 2017 October 2017 November 2017 December 2017 January 2018 February 2018			0.0220 0.0220 0.0220 0.0220 0.0220 0.0090 0.0090 0.0090	45,159 44,923 44,754 43,614 43,018 17,496 17,123 16,853 16,735
August 2017 September 2017 October 2017 November 2017 December 2017 January 2018 February 2018 March 2018			0.0220 0.0220 0.0220 0.0220 0.0220 0.0090 0.0090 0.0090 0.0090	45,159 44,923 44,754 43,614 43,018 17,496 17,123 16,853 16,735 16,598
August 2017 September 2017 October 2017 November 2017 December 2017 January 2018 February 2018			0.0220 0.0220 0.0220 0.0220 0.0220 0.0090 0.0090 0.0090	45,159 44,923 44,754 43,614 43,018 17,496 17,123 16,853 16,735
August 2017 September 2017 October 2017 November 2017 December 2017 January 2018 February 2018 March 2018 April 2018			0.0220 0.0220 0.0220 0.0220 0.0220 0.0090 0.0090 0.0090 0.0090 0.0090	45,159 44,923 44,754 43,614 43,018 17,496 17,123 16,853 16,735 16,598 16,423

13. NAV HISTORY

2019	Euro Bond Fund	Australian Bond Fund	Canada Bond Fund
NAV	EUR4,403,916	-	-
Number of Units	439,910	-	-
NAV per Unit	EUR10.01	-	-
2018			
NAV	EUR4,761,306	AUD41,235,890	CAD17,053,390
Number of Units	478,510	4,256,320	1,793,420
NAV per Unit	EUR9.95	AUD9.69	CAD9.51
2017			
NAV	EUR4,409,796	AUD52,679,947	CAD20,446,293
Number of Units	432,570	5,320,450	2,055,330
NAV per Unit	EUR10.19	AUD9.90	CAD9.95

14. TAXATION

Under current law and practice the Fund qualifies as an investment undertaking as defined in Section 739B of the Taxes Consolidation Act, 1997, as amended. On that basis, it is not chargeable to Irish tax on its income or gains.

However, Irish tax may arise on the happening of a "chargeable event". A chargeable event includes any distribution payments to Unitholders or any encashment, redemption, cancellation, transfer or the holding of units at the end of each eight year period beginning with the acquisition of such units.

No Irish tax will arise on the Fund in respect of chargeable events in respect of:

- (a) a Unitholder who is neither Irish resident nor ordinarily resident in Ireland for tax purposes, at the time of the chargeable event, provided appropriate valid declarations in accordance with the provisions of the Taxes Consolidation Act, 1997, as amended, are held by the Fund or where the Fund has been authorised by Irish Revenue to make gross payments in absence of appropriate declarations; and
- (b) certain exempted Irish tax resident Unitholders who have provided the Fund with the necessary signed statutory declarations.

Dividends, interest and capital gains (if any) received on investments made by the Fund may be subject to withholding taxes imposed by the country from which the investment income/gains are received and such taxes may not be recoverable by the Fund or its Unitholders.

Daiwa Bond Fund Series Notes to the Financial Statements 31st May 2019 (Continued)

15. SOFT COMMISSION ARRANGEMENTS

The Fund does not have any soft commission arrangements.

16. EXCHANGE RATES USED IN THIS REPORT

Monthly Dividend Euro Bond Fund

The following exchange rates were used to translate assets and liabilities into one Euro:

	2019	2018
Dan i sh Krone	7.467572	7.443328
Pound Sterling	0.884129	0.877235
Swedish Krona	10.605541	10.309217

17. SUBSEQUENT EVENTS

There were no events subsequent to the year end and up to 4^{th} September 2019 which require disclosure in the financial statements.

18. APPROVAL OF FINANCIAL STATEMENTS

The Directors of the AIFM approved the financial statements of the Fund on 4th September 2019.



Daiwa Bond Fund Series Monthly Dividend Euro Bond Fund Schedule of Investments 31st May 2019

	Nominal Holding	Fair Value EUR	% of NAV
Debt Securities	Ç		
Austria (31 st May 2018: 6.58%)			
Austria Government 3.4% 22-Nov-22	111,000	126,344	2.87
Heta Asset Res 2.375% 13-Dec-22	100,000	108,624	2.47
Republic of Austria 3.8% 26-Jan-62	14,000	27,366	0.62
Telekom Finanz 3.125% 03-Dec-21	50,000	53,949	1.23
	· —	316,283	7.19
Belgium (31st May 2018: 4.10%)			
Belgium Government 0.8% 22-Jun-25	21,000	22,287	0.51
Belgium Kingdom 4% 28-Mar-32	76,000	108,943	2.47
Belgium Kingdom 5% 28-Mar-35	39,000	63,713	1.45
	_	194,943	4.43
Czech Republic (31st May 2018: 2.57%)			
Czech Government 3.875% 24-May-22	139,000	155,984	3.54
		155,984	3.54
Denmark (31st May 2018: 3.39%)			
Realkredit Danmark 2% 01-Apr-23	209,000	30,512	0.69
Realkredit Danmark 2% 01-Apr-24	890,000	131,806	2.99
		162,318	3.68
France (31st May 2018: 17.40%)			
Axa FRN 16-Apr-40	50,000	52,168	1.18
BNP Paribas 2.5% 23-Aug-19	36,000	36,214	0.82
France Government 3.75% 25-Apr-21	126,000	136,516	3.10
France Government 2.25% 25-May-24	37,000	41,925	0.95
France Government 1.75% 25-Nov-24	7,000	7,810	0.18
France Government 6% 25-Oct-25	55,000	77,085	1.75
France Government 0.25% 25-Nov-26	105,000	107,726	2.45
France Government 3.25% 25-May-45	130,000	193,879	4.40
RCI Banque 2.25% 29-Mar-21	50,000	51,859	1.18
O (O4st Her 0040 40 540)		705,182	16.01
Germany (31st May 2018: 18.54%)	22.222	00.545	0.47
Bundesobligation 0% 14-Apr-23	20,000	20,515	0.47
Bundesobligation 0% 13-0ct-23	39,000	40,085	0.91
Bundesrepub Deutschland 0.25% 15-Aug-28	226,000	236,524	5.37
Commerzbank AG 4% 23-Mar-26	40,000	43,991	1.00
Germany Government 3.5% 04-Jul-19	304,000	305,024	6.93
Germany Government 1% 15 Aug 25	40,000	42,419	0.96
Germany Government 1% 15-Aug-25	42,000	45,998	1.04
Germany Government 4% 04 Jap 37	17,000	17,852 45,074	0.41
Germany Government 4% 04-Jan-37	27,000	45,074	1.02

Daiwa Bond Fund Series Monthly Dividend Euro Bond Fund Schedule of Investments 31st May 2019 (Continued)

	Nominal Holding	Fair Value EUR	% of NAV
Debt Securities (continued)	, and the second		
Germany (31st May 2018: 18.54%) (continued)			
Germany Government 2.5% 04-Jul-44	96,400	145,844	3.31
Germany Government 2.5% 15-Aug-46	49,000	75,561	1.72
	_	1,018,887	23.14
Iceland (31st May 2018: 2.22%)			
Iceland Government 2.5% 15-Jul-20	100,000	103,096	2.34
	_	103,096	2.34
Ireland (31st May 2018: 4.15%)			
Cloverie Plc FRN 24-Jul-39	50,000	50,509	1.15
Ireland Government 5.4% 13-Mar-25	133,000	175,283	3.98
		225,792	5.13
Israel (31 st May 2018: 1.14%)			
State of Israel 4.625% 18-Mar-20	50,000	51,935	1.18
		51,935	1.18
Italy (31st May 2018: 12.43%)			
Buoni Poliennali Del Tes 4.75% 01-Sep-21	39,000	42,290	0.96
Italy Government 4.5% 01-May-23	23,000	25,560	0.58
Italy Government 2% 01-Dec-25	27,000	26,846	0.61
Italy Government 4.75% 01-Sep-28	24,000	28,673	0.65
Italy Government 6% 01-May-31	114,000	150,689	3.42
Italy Government 5.75% 01-Feb-33	48,000	63,051	1.43
Italy Government 4.75% 01-Sep-44	30,000	36,810	0.84
Unicredit Spa 4.375% 31-Jan-22	50,000	55,984	1.27
		429,903	9.76
Mexico (31st May 2018: 1.23%)			
America Movil 4.75% 28-Jun-22	50,000	56,935	1.29
		56,935	1.29
Netherlands (31st May 2018: 4.25%)			
Heineken NV 3.5% 19-Mar-24	5,000	5,782	0.13
Netherlands Government 5.5% 15-Jan-28	109,400	163,590	3.71
Rabobank Nederland 4% 11-Jan-22	30,000	33,219	0.75
		202,591	4.59
Slovenia (31st May 2018: 1.76%)			
Republika Slovenija 2.125% 28-Jul-25	10,000	11,314	0.26
Slovenia Government 5.125% 30-Mar-26	45,000	60,627	1.38
Slovenija Republic 1.5% 25-Mar-35	20,000	21,170	0.48
		93,111	2.12

Daiwa Bond Fund Series Monthly Dividend Euro Bond Fund Schedule of Investments 31st May 2019 (Continued)

	Fair		
	Nominal Holding	Value EUR	% of NAV
Debt Securities (continued)			
Spain (31st May 2018: 6.11%)			
Bonos Y Oblig Del Estado 1.5% 30-Apr-27	55,000	59,592	1.35
Bonos Y Oblig Del Estado 5.15% 31-Oct-44	8,000	13,654	0.31
Instituto De Credito Oficial 6% 08-Mar-21	15,000	16,649	0.38
Spain Government 4.6% 30-Jul-19	8,000	8,063	0.18
Spain Government 5.85% 31-Jan-22	92,000	107,168	2.43
Spain Government 5.9% 30-Jul-26	10,000	13,965	0.32
Telefonica Emisiones 4.693% 11-Nov-19	50,000	51,072	1.16
		270,163	6.13
Supranational (31st May 2018: 1.19%)			
Eurofima 4% 27-Oct-21	50,000	55,246	1.25
	_	55,246	1.25
Sweden (31st May 2018: 3.46%)			
Nordea Bank AB 4% 29-Mar-21	50,000	53,327	1.21
Nordea Hypotek 1% 08-Apr-22	600,000	58,035	1.32
Skandinaviska Enskilda Banken AB 1.5% 17-Jun-20	1,000,000	95,886	2.18
		207,248	4.71
Switzerland (31st May 2018: 1.64%)			
UBS AG London 1.375% 16-Apr-21	75,000	77,344	1.76
		77,344	1.76
United Kingdom (31st May 2018: 1.14%)			
Royal Bank of Scotland 3.875% 19-Oct-21	50,000	52,888	1.20
	_	52,888	1.20
Total Debt Securities (31st May 2018: 93.30%)		4,379,849	99.45

Daiwa Bond Fund Series Monthly Dividend Euro Bond Fund Schedule of Investments 31st May 2019 (Continued)

	Notional Cost EUR	Unrealised Gain EUR	% of NAV
Forward Currency Contracts			
Denmark (31st May 2018: 0.00%)			
Danish Krone 14-Aug-19	(169,945)	49	-
Sweden (31st May 2018: 0.00%)			
Swedish Krona 15-Jul-19	(159,356)	2,321	0.05
Total unrealised gain on forward currency contracts (31st May 2018: 0.00%)		2,370	0.05

The counterparty for the forward currency contracts is BBH & Co.

Daiwa Bond Fund Series Monthly Dividend Euro Bond Fund Schedule of Portfolio Movements (Unaudited) 31st May 2019

	Acquisition Nominal	Disposal Nominal
Belgium Kingdom 4% 28-Mar-32	6,000	-
Belgium Government 0.8% 22-Jun-25	-	14,000
Bonos Y Oblig Del Estado 1.5% 30-Apr-27	28,000	-
Bonos Y Oblig Del Estado 5.15% 31-Oct-44	-	22,000
Bonos Y Oblig Del Estado 3.45% 30-Jul-66	-	13,000
Bundesobligation 0% 13-Oct-23	274,000	235,000
Bundesrepub Deutschland 0.25% 15-Aug-28	226,000	-
Czech Government 3.875% 24-May-22	33,000	-
France Government 2.25% 25-May-24	-	41,000
France Government 6% 25-Oct-25	15,000	-
France Government 0.25% 25-Nov-26	20,000	-
France Government 3.25% 25-May-45	4,000	5,000
Germany Federal Republic 1.5% 15-May-24	-	57,000
Germany Government 3.5% 04-Jul-19	324,000	20,000
Germany Government 0.5% 15-Feb-25	-	29,000
Germany Government 1% 15-Aug-25	-	27,000
Germany Government 0.25% 15-Feb-27	-	92,000
Germany Government 4% 04-Jan-37	5,000	54,000
Germany Government 2.5% 04-Jul-44	3,000	3,000
Germany Government 2.5% 15-Aug-46	6,000	4,000
Ireland Government 5.4% 13-Mar-25	25,000	-
Italy Government 5% 01-Mar-22	-	22,000
Italy Government 5.5% 01-Sep-22	-	50,000
Italy Government 4.75% 01-Sep-28	4,000	-
Italy Government 5.75% 01-Feb-33	-	10,000
Republic of Austria 3.8% 26-Jan-62	2,000	-
Skandinaviska Enskilda Banken AB 1.5% 17-Jun-20	500,000	-
Slovenia Government 5.125% 30-Mar-26	5,000	-

The above represents the statement of changes in the composition of the portfolio during the year, as required by the Central Bank of Ireland. This schedule shows the 17 largest acquisitions and 17 largest disposals in the year. There were no other acquisitions or disposals during the year. It is not intended to provide a reconciliation between holdings at the beginning of the year and holdings at the end of the year.

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(2019年9月末日現在)

	ユーロ(.を除く)	千円(., .を除く)
. 資産総額	4,578,652.69	540,373
. 負債総額	73,830.84	8,714
. 純資産総額(-)	4,504,821.85	531,659
. 発行済口数	438,060□	
. 1口当たり純資産価格(/)	10.28	1,213円

第4【外国投資信託受益証券事務の概要】

(1) ファンド証券の名義書換

ファンド記名式証券の名義書換機関は次のとおりです。

取扱機関 エスエムティー・ファンド・サービシーズ (アイルランド)リミテッド

取扱場所 アイルランド共和国、ダブリン 2、ハーコート・ロード、ハーコート・センター、ブロック 5

日本の受益者については、ファンド証券の保管を販売取扱会社に委託している場合、販売取扱会社の 責任で必要な名義書換手続がとられ、それ以外のものについては本人の責任で行います。

名義書換の費用は徴収されません。

(2) 受益者集会

信託証書の規定に従い受益者集会が開催されることがあります。

受託会社または管理会社は受益者集会を招集することができます。受託会社は、発行済ファンド証券 総口数の15%以上を保有する受益者からの要求がある場合、受益者集会を開催しなければなりません。 受益者集会の少なくとも14日前には受益者に通知が行われます。受益者集会においては、信託証書の重要な事項の変更の承認、政策変更の承認、ファンドの終了の承認等が審議されます。

(3) 受益者に対する特典、譲渡制限

受益者に対する特典はありません。

管理会社は、米国人、アイルランド居住者をはじめその他いかなる者によるファンド証券の取得も制限することができます。

第二部【特別情報】

第1【管理会社の概況】

1【管理会社の概況】

(1) 資本金の額

授権株式資本は、1株当たり1英ポンドの普通英ポンド株式40万株および1株当たり1ユーロの普通ユーロ株式1億株です。2019年9月末日現在、払込済株式資本は、40万英ポンド(約5,308万円)および6,250万ユーロ(約73億7,625万円)です。

最近5年間における管理会社の資本金の額の増減は以下のとおりです。

2014年1月9日現在	資本金額:40万英ポンドおよび500万ユーロ
2014年 4 月22日現在	資本金額:40万英ポンドおよび2,350万ユーロ
2015年 2 月25日現在	資本金額:40万英ポンドおよび2,850万ユーロ
2016年 1 月25日現在	資本金額:40万英ポンドおよび6,250万ユーロ
2017年 9 月末日現在	資本金額:40万英ポンドおよび6,250万ユーロ
2018年 9 月末日現在	資本金額:40万英ポンドおよび6,250万ユーロ
2019年 9 月末日現在	資本金額:40万英ポンドおよび6,250万ユーロ

(2) 会社の機構

取締役会は、管理会社の経営方針ならびにその運営および業務の実施方法を決定する権限を有します。

管理会社の取締役は管理会社が他のファンドを管理することにより生じる利害対立は実際上も潜在的にもないと考えています。しかし、何らかの利害対立が発生した場合には、取締役は受益者の利益に適うよう公正な解決の確保に努力します。

2 名以上の取締役により構成される取締役会が管理会社を運営します。取締役は特別な資格を要しません。取締役は年次株主総会において株主によって選任されるか、または取締役会の決議により互選されます。取締役に特定の任期はありません。

個々の取締役は、取締役会の過半の承認を得て代行取締役を指名して、自己の不在時には取締役会に自己の代わりに、代理出席させることができます。取締役会の議事の定足数は、取締役が随時決定する2名以上の数です。代理出席している代行取締役も、かかる定足数に算入されます。自ら取締役であり同時に代行取締役である者は2個の議決権を有しますが、定足数の上では2名とは計算されません。決議は取締役会に出席または代理出席している代行取締役の議決権の多数決によります。

2【事業の内容及び営業の概況】

管理会社の唯一の業務は、投資信託の管理・運用を行うことです。また、管理会社は、アイルランド中央銀行によりオルタナティブ投資ファンド運用会社として認可されています。

また、管理会社はダイワ・ボンド・ファンド・シリーズの管理事務の業務および機能も担います。管理会社は、信託証書に基づき、ファンドの投資目的および投資方針を考慮した上で、ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズの一般的な管理運用業務およびAIFM規則の確実な遵守(ファンドの資産の投資および再投資を含みます。)につき責任を負います。管理会社は、投資運用契約に従い、ファンドに関するポートフォリオ運用機能およびリスク管理機能の一部を、投資運用会社に委託しました。

管理会社は、法律上および営業上、投資運用会社から独立しており、かかる委託を受けた者らと管理 会社の間にはいかなる関係も存在しません。

管理会社は、その意思決定手続および組織構造がダイワ・ボンド・ファンド・シリーズの受益者を確実に公平に取り扱うよう確保します。

また、管理会社は、会計書類の準備、受益証券の販売および買戻しの実行、分配および1口当たり純 資産価格の計算につき責任を負います。

管理会社は、信託証書の終了まで、管理会社として行為するものとしますが、アイルランド中央銀行が承認する他の会社のために辞任する権利を有します。()管理会社が清算手続(受託会社により予め書面をもって承認される条件に従って組織変更または合併の目的で行う任意清算を除き)に入った場合、または管理会社の資産に管財人が選任された場合、または()十分な理由に基づき受託会社が管理会社の変更が受益者の利益にとって好ましいという意見を書面をもって述べた場合、または()受益者が特別決議をもって管理会社が退任すべき旨を決定した場合、受託会社は、()の場合には直ちに、()および()の場合は3か月経過後、(アイルランド中央銀行の承認に基づき)後任の管理会社を任命しますが、信託証書を終了し、ファンドを解散することもできます。管理会社は、自己の故意による違法行為、認識ある過失、悪意または過失についてのみ責任を負い、それ以外の場合は、信託証書に基づき管理会社が行う活動の結果生じる損失について、受託会社、ファンドまたは受益者に対し責任を負いません。特に、管理会社は、投資運用会社の助言に基づき善意により行為することについて責任を負いません。管理会社は、管理会社がその職務の適切な遂行において、(管理会社の認識ある過失、過失、悪意、詐欺行為、義務の遵守の重大な不履行または故意による違法行為を理由とする場合は別として)管理会社が被る一切の行為、実費、請求、損失、損害および費用についてファンドから補償され、損害を受けないことを保証されるものとします。

信託証書は、アイルランド中央銀行の承認に基づき、管理会社が、管理会社の職務を他の当事者に委託することを許容しています。管理会社は、ファンドの資産の運用について管理会社に投資運用業務を提供する投資運用会社としてティー・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッドを任命しています。管理会社は、販売会社をファンドの販売会社として任命しています。

管理会社の取締役は、本書中の情報に対して責任を負います。取締役の知りまたは信じる限りにおいて、本書中の情報は事実に基づくものであり、かかる情報の意味に影響を与え得る事項は省略されていません(取締役はこれらの点が確保されるよう、あらゆる合理的な注意を払います。)。取締役はこれに従った責任を負います。

受益者の公平な取扱い

管理会社は、その全ての決定において、ファンドの受益者を公平に取り扱うよう確保し、また、管理会社が一または複数の受益者を優先的に取り扱うことが、他の受益者に全体的に重大な不利益を生じさせないよう確保するものとします。

管理会社は、ファンドの投資方針、流動性特性および買戻方針の一貫性の確保に努めます。ファンドの投資方針、流動性特性および買戻方針は、受益者が全受益者の公平な取扱いに沿う方法で、かつ、ファンドの買戻方針および義務に従って自己の投資対象を買い戻す能力を有する場合に、一貫しているとみなされます。投資方針、流動性特性および買戻方針の一貫性の評価において、管理会社は、かかる買戻しが原資産価格またはファンドの個別資産のスプレッドに及ぼしうる影響につき考慮するものとします。

2019年9月末日現在、管理会社は、アイルランド籍契約型投資信託5本の管理および運用を行っています(純資産額の合計額はそれぞれ2,217,341,630.77米ドル、1,262,388,001.46豪ドル、4,504,821.85ユーロ、29,878,297.62カナダドル、339,703,660.84ニュージーランド・ドル、1,627,548,757.89ノルウェー・クローネ、61,587,648,402円です。)。

設立国	種別	本数	純資産額の合計額 (通貨別)
アイルランド MMF		1	2,037,941,030.38米ドル
	NA NA E		1,262,388,001.46豪ドル
	'	29,878,297.62カナダドル	
			339,703,660.84ニュージーランド・ドル
アイルランド その他			179,400,600.39米ドル
	Z.O./H	,	4,504,821.85ユーロ
	4	1,627,548,757.89ノルウェー・クローネ	
			61,587,648,402円

3【管理会社の経理状況】

- a.管理会社の直近2事業年度の日本文の財務書類は、英国およびアイルランドにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものです。
- b.管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等(公認会計士法(昭和23年法律第103号)第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいいます。)であるケーピーエムジーから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの(訳文を含みます。)が当該財務書類に添付されています。
- c.管理会社の原文の財務書類は、ユーロで表示されています。日本文の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されています。日本円による金額は、2019年9月30日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1ユーロ = 118.02円)で換算されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

(1)【貸借対照表】

エスエムティー・ファンド・サービシーズ (アイルランド) リミテッド 財政状態計算書 2018年 9 月30日現在

	注記	2018年 9 月30日		2018年 9 月30日 2017年		2017年 9 /	月30日
	-	(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)		
固定資産							
無形資産	6	2,969,575	350,469	4,090,719	482,787		
有形固定資産	7 _	590,591	69,702	547,678	64,637		
		3,560,166	420,171	4,638,397	547,424		
流動資産							
債権	8	6,791,276	801,506	4,581,518	540,711		
現金および預金	9_	26,714,876	3,152,890	31,495,092	3,717,051		
		33,506,152	3,954,396	36,076,610	4,257,762		
債務:1年以内支払期限到来金額	10	(4,513,869)	(532,727)	(3,665,221)	(432,569)		
正味流動資産	_	28,992,283	3,421,669	32,411,389	3,825,192		
純資産	=	32,552,449	3,841,840	37,049,786	4,372,616		
資本金および準備金							
払込請求済株式資本	11	62,992,338	7,434,356	62,992,338	7,434,356		
資本剰余金	12	4,050,000	477,981	4,050,000	477,981		
キャッシュ・フロー・ヘッジ 準備金		(65,949)	(7,783)	172,746	20,387		
損益勘定	-	(34,423,940)	(4,062,713)	(30,165,298)	(3,560,108)		
持分合計	=	32,552,449	3,841,840	37,049,786	4,372,616		

添付の注記は当財政状態計算書の一部である。

取締役会を代表して署名。

中村佳史 ピーター・キャラハン 2019年 1 月29日

取締役 取締役

(2)【損益計算書】

エスエムティー・ファンド・サービシーズ (アイルランド) リミテッド

損益計算書

2018年 9 月30日終了年度

	注記	2018年 9 月30日		2017年 9 月	月30日
	•	(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
取引高		23,938,937	2,825,273	20,872,475	2,463,369
管理事務費	3	(28,470,363)	(3,360,072)	(28,464,330)	(3,359,360)
利息および税金加減前経常損失	•	(4,531,426)	(534,799)	(7,591,855)	(895,991)
受取利息		6,281	741	4,127	487
税引前経常損失	4	(4,525,145)	(534,058)	(7,587,728)	(895,504)
経常活動に係る税金	5	266,503	31,453	(4,319)	(510)
当期損失		(4,258,642)	(502,605)	(7,592,047)	(896,013)

すべての損益は、継続営業から生じている。

添付の注記は当損益計算書の一部である。

エスエムティー・ファンド・サービシーズ (アイルランド) リミテッド

その他の包括利益計算書2018年9月30日終了年度

	注記	2018年 9 月30日		2017年 9 月	∃30日
	•	(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
当期損失		(4,258,642)	(502,605)	(7,592,047)	(896,013)
その他の包括利益	•				
キャッシュ・フロー・ヘッジの 公正価値の変動の有効部分		(272,794)	(32,195)	165,998	19,591
その他の包括利益に係る所得税	5	34,099	4,024	(20,750)	(2,449)
当期におけるその他の包括利益、 所得税控除後		(238,695)	(28,171)	145,248	17,142
当期包括利益合計		(4,497,337)	(530,776)	(7,446,799)	(878,871)

エスエムティー・ファンド・サービシーズ (アイルランド) リミテッド

資本変動計算書

2018年 9 月30日終了年度

	払込請求済 株式資本	資本剰余金	キャッシュ・ フロー・ ヘッジ準備金	損益勘定	資本合計
	(ユーロ)	(ユーロ)	(ユーロ)	(ユーロ)	(ユーロ)
2017年10月 1 日現在の残高	62,992,338	4,050,000	172,746	(30,165,298)	37,049,786
当期包括利益合計					
当期損失	-	-	-	(4,258,642)	(4,258,642)
当期におけるその他の包括利益	-	-	(238,695)	-	(238,695)
当期包括利益合計	-	-	(238,695)	(4,258,642)	(4,497,337)
資本に直接計上された所有者 との取引					
株式発行	-				
所有者による拠出および 所有者への分配合計	-	-	-	-	-
2018年9月30日現在の残高	62,992,338	4,050,000	(65,949)	(34,423,940)	32,552,449
2016年10月 1 日現在の残高	62,992,338	4,050,000	27,498	(22,573,251)	44,496,585
当期包括利益合計					
当期損失	-	-	-	(7,592,047)	(7,592,047)
当期におけるその他の包括利益			145,248		145,248
当期包括利益合計	-		145,248	(7,592,047)	(7,446,799)
資本に直接計上された所有者 との取引					
株式発行					
所有者による拠出および 所有者への分配合計	-	-	-	-	-
2017年 9 月30日現在の残高	62,992,338	4,050,000	172,746	(30,165,298)	37,049,786



エスエムティー・ファンド・サービシーズ(アイルランド)リミテッド

注記

(2018年9月30日終了年度の財務書類の一部を形成する。)

1 会計方針

エスエムティー・ファンド・サービシーズ(アイルランド)リミテッド(「当社」)は、登記上の事務所をダブリン 2 、 ハーコート・ロード、ハーコート・センター、ブロック 5 に持つ非公開有限責任会社であり、アイルランドにおいて設立されアイルランドに本拠を置く。

当財務書類の機能通貨および表示通貨はユーロである。

当社の直接的親会社であるスミトモ・ミツイ・トラスト(アイルランド)リミテッドは連結財務書類に当社を含む。スミトモ・ミツイ・トラスト(アイルランド)リミテッドの連結財務書類は、公けに入手可能であり、アイルランド共和国、ダブリン 2、ハーコート・ロード、ハーコート・センター、ブロック 5 から入手できる。

当財務書類では、当社は(本FRSの目的上)適格事業体とみなされ、下記の開示についてFRS第102号に基づき適用される免除規定の適用を受ける。

- ・期首から期末までの発行済株式数の調整、
- ・キャッシュ・フロー計算書および関連する注記、ならびに
- ・主要経営陣報酬。

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社の連結財務書類が同等の開示を含んでいるため、当社はまた、下記の開示 についてFRS第102号に基づき適用される免除規定の適用を受ける。

- ・FRS第102号セクション26株式報酬により要求される一定の開示、ならびに
- ・2014年会社法第39条附則3の公正価値の会計規則に含まれない金融商品に関する、FRS第102号セクション11*基礎的金 融商品*およびFRS第102号セクション12*その他の金融商品に関する事項*により要求される開示。

以下に記載の会計方針は、別途記載されない限り、当財務書類に表章されるすべての期間に一貫して適用される。 当社が採用している主要な会計方針は、以下のとおりである。

作成の基準

当財務書類は、財務報告評議会により発行され、アイルランド勅許会計士により公布された英国およびアイルランド共和国において適用される財務報告基準である財務報告基準第102号(「FRS第102号」)に基づいて作成されている。当社はまた、2014年会社法の要件の対象である。

財務書類は、以下の会計方針で定められている特定の金融商品についての公正価値基準への修正を除き、取得原価主義に従って作成されている。

財務書類の作成は、方針の採用ならびに資産・負債、収益および費用の報告金額に影響を及ぼす判断、見積および仮定を行うことを経営陣に要求する(例:経済的耐用年数)。見積および関連する仮定は、歴史的経験ならびに状況に応じて合理的であると確信される多様なその他の要素に基づいており、その結果、その他の原因から容易に明白ではない資産・負債の簿価について判断を行う基準を形成する。実際の結果は、見積額とは異なる。

見積および対象となる仮定は、継続ベースで再検討される。会計上の見積の改訂は、改訂が当該期間にのみ影響を及ぼす場合は見積が見直される期間に認識されるか、または改訂が当期および将来の期間の両方に影響を及ぼす場合は改訂の期間と将来期間に認識される。

受取利息

受取利息は、発生主義で損益計算書に計上される。

取引高および管理事務費

取引高は、管理事務および管理運用業務による受取報酬から構成されており、発生基準で会計処理される。また、他のグループ会社に対するサービスの再請求から稼得された収益を含む。取引高および管理事務費は、サービス・プロバイダーに支払われた金額を除いて表示されている。すべての金額は、通常の商業レートで請求される。

外貨

財務書類は、当社の機能通貨および表示通貨である、ユーロ(€)で表示されている。

外貨建の貨幣資産および負債は、貸借対照表日における実勢為替レートを用いて換算される。外貨建取引は、当該取引日における実勢為替レートに近似するレートで換算される。

株式資本は、その発行日の実勢為替レートで換算される。

通貨換算から生じる損益ならびに外貨建未収金および未払金の清算で生じる損益は、損益計算書に計上される。

基礎的金融商品

売掛金およびその他の債権/買掛金およびその他の債務

売掛金およびその他の債権は、当初、帰属する取引費用を取引価格に加えた額として認識される。買掛金およびその他の 債務は、当初、帰属する取引費用を取引価格から減じた額として認識される。当初の認識後、それらは、実効金利法を用 い、売掛金については減損を控除して測定される。

現金

現金は、手許現金および要求払い預け金から成る。

その他の金融商品

基礎的金融商品とみなされない金融商品(その他の金融商品)

基礎的金融商品の定義を満たさないその他の金融商品は、当初、公正価値で認識される。当初の認識後、その他の金融商品は、公正価値で測定され、その公正価値の変動は、下記を除き損益として認識される。

- -公的な取引が行われておらず、公正価値が容易に測定できない資本性金融商品に対する投資は減損を控除した取得原価で測定され、
- -指定されたヘッジ関係におけるヘッジ商品は、下記の通り認識される。

デリバティブ金融商品およびヘッジ

デリバティブ金融商品は、公正価値で認識される。公正価値への再測定における利益または損失は直ちに損益として認識される。ただし、デリバティブがヘッジ会計の要件を満たす場合、生じた利益または損失の認識はヘッジ項目の性質による(以下を参照のこと。)。

キャッシュ・フロー・ヘッジ

キャッシュ・フロー・ヘッジは、認識されている資産もしくは負債、または収益もしくは費用に影響を与えうる確定約定に関連する特定のリスクに帰属するキャッシュ・フローの変動性に対する当社のエクスポージャーをカバーするために使用される。デリバティブ金融商品が、認識されている資産もしくは負債のキャッシュ・フローの変動性、または可能性の非常に高い予定取引のヘッジとして指定されている場合、デリバティブ金融商品に係る利益または損失の有効部分は、その他の包括利益(「OCI」)に直接認識される。ヘッジの非有効部分は直ちに損益として認識される。

キャッシュ・フロー・ヘッジについて、予定取引が非金融資産または非金融負債に認識された場合は、OCIに認識された小ッジ利益またはヘッジ損失は、資産もしくは負債の当初の原価またはその他の帳簿価額に含まれる。あるいは、ヘッジ項目が損益として認識される場合は、ヘッジ利益またはヘッジ損失は損益に再分類される。

ヘッジ商品が失効、売却、終了もしくは行使された、または事業体がヘッジ関係の指定を取り消したが、ヘッジ対象とされた予定取引が依然として発生が予想される場合、その時点での累積利益または累積損失は資本に残り、取引が発生した時に、上記の方針に従って認識される。ヘッジ対象の取引の発生が見込まれなくなった場合には、資本に認識されていた累積未実現利益または累積未実現損失は、直ちに損益計算書に認識される。

税制

当期の損益に係る税金は、現行税および繰延税により構成される。税金は、損益計算書において認識されるが、資本またはその他の包括利益に直接認識される項目に関連する税金は除外され、資本またはその他の包括利益に直接認識される。

現行税は、財政状態計算書日において施行されている、または実質的に施行されている税率を用いて当期に発生が予想される課税所得もしくは課税損失に係る未払税または未収税および前年度の未払税への調整である。

繰延税は、財務書類の認識対象とは異なる期間における収益または費用が税金の査定に含まれることから生じる一時差異によって生じる。次の一時差異については計上されない。

・予見できる将来において解消する可能性が低く、一時差異の解消を報告事業体が管理できる範囲において、税額控除を 留保するすべての条件が満たされた場合の固定資産の原価の減価償却累計額と税額控除の差異。

繰延税は、収益または費用の特定のタイプが非課税であるためか、一定の課税金または引当金が対応する収益または費用より多額または少額であるために生じる永久差異には認識されない。

繰延税は、貸借対照表日において施行されている、または実質的に施行されている税率を用いて、関連する差異の解消に 適用されると予測される税率で測定される。繰延税の残高は割引されない。

控除の対象とならない税損失およびその他の繰延税金資産は、繰延税金負債またはその他の将来の課税対象所得の戻入れ に対して回収できる可能性が高い範囲でのみ認識される。

繰延税金資産は、還付されないと見込まれる場合に記帳される。繰延税金資産の回収可能性は、取締役によって毎年査定される。

無形資産

研究および開発

研究活動に係る支出は、発生時に損益計算書において費用として認識される。

開発活動に係る支出は、製品または工程が技術的、商業的に実現可能であり、当社が開発を完結する意思、技術力および 十分な資産を持ち、将来の経済的便益が見込まれる場合、ならびに当社が開発中の無形資産に帰属する支出を確実に測定で きる場合は、資産に計上される。開発活動は新規のまたは大幅に改良された製品・工程の設計、建設もしくは生産テストを 含む。資産に計上される支出は、原材料費、直接労務費および間接費と資産化された借入費用の適正部分を含む。その他の 開発費用は、発生時に損益計算書において費用として認識される。資産に計上される開発費用は、償却累計額および減損損 失累計額を控除後の取得原価で計上される。

無形固定資産は、償却累計額および減損損失累計額を控除後の原価で計上される。償却費は、見積耐用年数にわたり資産の原価に対し定額法で請求され、管理事務費用に含まれる。

資産価値は、厳密に測定されて、必要な場合に減損引当金を設定される。開発の過程で資産は、使用されるまで減価償却されない。

有形固定資産

有形固定資産は、減価償却後の原価で表示される。減価償却費は、見積耐用年数にわたり資産の原価に対し定額法で請求され、管理事務費に含まれる。

什器・備品	5年
ソフトウェア	3年
メインフレーム機器	3年
パーソナル・コンピュータ	2年
コンピューター端末	3年
ファンド管理事務システム	3年

資産価値は厳密に測定されて、必要な場合に減損引当金を設定される。

従業員手当

当社は、従業員のために確定拠出年金制度を運営している。確定拠出年金制度への拠出金に関する債務は、発生時に損益計算書上の費用として認識される。

資本剰余金

無利息であり、当社の裁量で弁済可能な、当社の親会社から以前に受領した405万ユーロの劣後ローンは、契約条件が見直され、また、当該金額が当社の意思においてのみ払い戻され、当社の親会社は当該金額の払戻しを要求しない旨の確認を2013年度中に親会社から得た後に、2013年度中に資本金として再分類された。

2 所有および営業活動

当社は、各種ファンドに対する管理事務および管理運用業務の提供に従事しており、アイルランド共和国で設立された法人であるスミトモ・ミツイ・トラスト(アイルランド)リミテッドの完全所有子会社である。最終的親会社は、日本で設立された法人である三井住友トラスト・ホールディングス株式会社である。

財務書類は継続企業を前提として作成され、取締役会は、その親会社と協議の上、当社の事業を発展し続ける意向である。三井住友信託銀行株式会社は、当社の事業発展を直接支援している。2016年1月25日に、当社は、親会社であるスミトモ・ミツイ・トラスト(アイルランド)リミテッドから3,400万ユーロの投資金を受領し、1ユーロの普通株式3,400万株の新しい株式資本を発行した。

当社は、サービスを提供するために多数の者と契約を締結している。これらの契約に従って、当社は合意した報酬を得て 管理事務および管理会社サービスを提供することを引き受けている。

3 管理事務費

	2018年 9 月30日 ユーロ	2017年 9 月30日 ユーロ
人件費	17,710,932	18,293,938
その他の管理事務費	10,759,431	10,170,392
	28,470,363	28,464,330
人件費は以下から構成される。		
	2018年 9 月30日 ユーロ	2017年 9 月30日 ユーロ
賃金給料	13,116,110	13,632,372
社会福祉費	1,417,067	1,434,417
年金費用	903,726	952,119
その他の費用	2,274,029	2,275,030
	17,710,932	18,293,938

当期中に当社が採用した従業員(取締役を含む)の平均人数は、216人であった(2017年9月:225人)。当社は、当期中エスエムティー・トラスティー(アイルランド)リミテッド(「SMTTIL」)と事務設備の使用を共有した。関連費用は、サービス内容合意書に明記されているとおり、合意した基準で割当てられ再請求された。

4 税引前経常損失

5

税引前経常損失は、以下を控除後に算定されている。

	2018年 9 月30日 ユーロ	2017年 9 月30日 ユーロ
取締役報酬:		
報酬	165,500	204,360
その他の報酬	854,114	845,328
確定拠出型年金制度	-	-
取締役への退職金は発生していない。		
監査人報酬		
監査	23,000	23,000
税務顧問業務	5,000	7,650
その他の保証業務	146,200	92,800
減価償却費	385,303	658,828
無形資産の償却	2,231,301	2,231,301
オペレーティング・リース賃借料:		
土地・建物	1,137,507	1,087,199
その他の資産	53,116	39,276
経常活動に係る税金 (a) 損益計算書に認識された税金費用合計		
	2018年 9 月30日 ユーロ	2017年 9 月30日 ユーロ
現行税		
当期の所得に係る現行税	259,612	-
前年度に関する不足/(過剰)引当金 繰延税金	-	-
前年度の不足/(過剰)引当金	-	-
一時差異の発生および取消	6,891	(4,319)
税額控除/(税金費用)合計	266,503	(4,319)
(b) OCIに認識された税金費用合計		
	2018年 9 月30日 ユーロ	2017年 9 月30日 ユーロ
group relief surrendered 返還グループ軽減額	(34,099)	20,750

(c) 税金の調整

		2018年 9 月30日 ユーロ	2017年 9 月30日 ユーロ
	税引前経常損失	(4,525,145)	(7,587,728)
	12.5%の標準税率に基づく法人税(2017年9月:12.5%) 資本引当金を超えない/(超える)減価償却費	(565,643) 157,705	(948,466) 211,990
	税務上控除されない費用	1,068	1,154
	高税率から生じる差額	(785)	(442)
	返還グループ軽減額の払戻し	(259,612)	-
	繰越欠損金	400,764	740,083
	税額控除 / (課税金)合計	266,503	(4,319)
	健康保険料に係る所得税	70,459	63,807
	健康保険料に係る所得税は、上記の注記3におけるその他の)費用に含まれている。	
6	無形固定資産		
	2018年9月30日現在		
		ソフトウェア	_ 合計
	FE/II	ユーロ	ユーロ
	原価		
	2017年 9 月30日現在	6,693,904	6,693,904
	期中付加	1,110,157	1,110,157
	期中除却		
	2018年 9 月30日現在	7,804,061	7,804,061
	減価償却費		
	2017年 9 月30日現在	2,603,185	2,603,185
	期中償却額	2,231,301	2,231,301
	期中除却		
	2018年 9 月30日現在	4,834,486	4,834,486
	2018年9月30日現在正味簿価	2,969,575	2,969,575
	2017年 9 月30日現在		
		ソフトウェア	合計
		ユーロ	ユーロ
	原価		
	2016年 9 月30日現在	6,693,904	6,693,904
	期中付加	-	-
	期中除却		
	2017年 9 月30日現在	6,693,904	6,693,904
	減価償却費		
	2016年 9 月30日現在	371,884	371,884
	期中償却額	2,231,301	2,231,301
	期中除却		
	2017年 9 月30日現在	2,603,185	2,603,185
	2017年 9 月30日現在正味簿価	4,090,719	4,090,719

無形資産はAdvent Geneva and Paladyneをファンド管理事務システムのコアとして採用するプロジェクトの開発に関連す る。システムは2016年8月1日に稼働した。当期中に付加された金額は、ソフトウェア開発費用および管理事務システムの コアをより一層開発する費用に関連する。

7 有形固定資産

2018年 9 月30日現在

2010年7月30日死任				
	什器・備品 ユーロ	ソフトウェア ユーロ	コンピュータ機器 ユーロ	合計 그 - ㅁ
原価				
2017年 9 月30日現在	1,317,778	1,452,420	3,311,986	6,082,184
期中付加	32,588	90,051	305,577	428,216
期中除却	-	-	-	-
2018年 9 月30日現在	1,350,366	1,542,471	3,617,563	6,510,400
減価償却費				
2017年 9 月30日現在	1,259,970	1,314,616	2,959,920	5,534,506
期中償却額	34,639	84,528	266,136	385,303
期中除却	-	-	-	-
2018年 9 月30日現在 -	1,294,609	1,399,144	3,226,056	5,919,809
2018年9月30日現在正味簿価	55,757	143,327	391,507	590,591
2017年 9 月30日現在				
	什器・備品 ユーロ	ソフトウェア ユーロ	コンピュータ機器 ユーロ	合計 그 - ㅁ
原価				
2016年 9 月30日現在	1,304,537	1,362,635	3,096,058	5,763,230
期中付加	13,241	89,785	215,928	318,954
期中除却	-	-	-	-
2017年 9 月30日現在	1,317,778	1,452,420	3,311,986	6,082,184
減価償却費				
2016年 9 月30日現在	1,228,006	1,212,990	2,434,682	4,875,678
期中償却額	31,964	101,626	525,238	658,828
期中除却		-		
2017年 9 月30日現在	1,259,970	1,314,616	2,959,920	5,534,506
2017年 9 月30日現在正味簿価	57,808	137,804	352,066	547,678
-				

8 債権:1年以内に期限到来の金額

2018年 9 月30日 ユーロ	2017年 9 月30日 ユーロ
3,339,961	2,375,071
1,433,364	1,032,216
139,682	76,914
32,935	237,100
1,806,642	860,217
38,692	
6,791,276	4,581,518
	3,339,961 1,433,364 139,682 32,935 1,806,642 38,692

さらに、当社には4,817,841ユーロの未計上の繰延税金資産がある(2017年9月:4,523,568ユーロ)。回収の時期の不確 実性の水準ゆえに、当該繰延税金資産は計上されていない。

9 現金および預金

2010年 0 日20日

有価証券報告書(外国投資信託受益証券)

2017年 0 日20日

		2018年 9 月30日 ユーロ	2017年9月30日 ユーロ
現金および予	頁金	26,714,876	31,495,092
		26,714,876	31,495,092
10 債務:1年以	以内に支払期限到来の金額		
		2018年 9 月30日 ユーロ	2017年 9 月30日 ユーロ
未払費用		2,731,730	2,250,804
法人税		-	-
買掛金		442,464	167,995
デリバティフ	ブに係る短期負債	81,052	12,422
繰延税		-	2,298
親会社に対す	する債務	821,593	821,593
関連会社に対	寸する債務	437,030	410,109
		4,513,869	3,665,221

未払費用には、290,415ユーロの源泉課税(PAYE)(2017年:307,205ユーロ)、179,701ユーロの賃金関連社会保険料 (PRSI) (2017年: 181,702ユーロ) および54,568ユーロのその他の税金(2017年: 59,269ユーロ) に関連する債務が含まれ ている。親会社に対する債務は、無担保かつ無利子である。関連会社に対する債務には、業務契約に概要されているように 業務に関した残高が含まれている。当該残高は、無担保かつ無利子であり、要求払いである。

11 払込請求済株式資本

	2018年 9 月30日 ユーロ	2017年 9 月30日 ユーロ
授権資本:		
額面 1 英ポンドの普通株式400,000株		
額面1ユーロの普通株式100,000,000株		
割当済、請求済かつ全額払込済:		
額面 1 英ポンドの普通株式400,000株	492,338	492,338
額面1ユーロの普通株式62,500,000株	62,500,000	62,500,000
	62,992,338	62,992,338

2016年1月8日に、当社は、授権株式資本を額面1ユーロの普通株式50,000,000株から100,000,000株に増加した。2016年 1月25日に、当社は、親会社であるスミトモ・ミツイ・トラスト(アイルランド)リミテッドから3,400万ユーロの投資金を 受領し、1ユーロの株式3,400万株の新しい株式資本を発行した。割当による手取金は当社事業の継続する開発資金として使 われる予定である。

12 資本剰余金

	2018年 9 月30日 ユーロ	2017年 9 月30日 ユーロ
資本剰余金	4,050,000	4,050,000
	4,050,000	4,050,000

劣後ローン契約の条件に従って当社が無利息の貸付金として現在までに受領した総額405万ユーロに関連して、取締役は、スミトモ・ミツイ・トラスト(アイルランド)リミテッド(「親会社」)によって2013年9月に行われた、親会社は貸付金の弁済を請求せず、また貸付金が当社の意思においてのみ払い戻されることとする決議を通知した。したがって、これらの金額は、弁済されず、無利息であり、その他の経済的義務を負わないと現在確認されているため、取引の主要な性質をより反映させるために、財政状態計算書の長期負債から資本金へ再分類された。

13 契約債務

取消不能オペレーティング・リース契約に基づく年間手数料は、以下のとおりである。

	2018年 9 月30日		2017年 9 月30日	
	土地・建物 ユーロ	その他 ユーロ	土地・建物 ユーロ	その他 ユーロ
オペレーティング・リース:				
1 年以内に満期	1,009,151	53,116	1,106,428	53,116
2年~5年で満期	3,744,244	66,395	3,857,594	119,511
5 年超に満期	3,736,455	-	4,672,516	-
	8,489,850	119,511	9,636,538	172,627
·				

契約に基づき、当社はエスエムティー・トラスティー(アイルランド)リミテッドに対し業務代行および一般管理サービスを提供または獲得することを引受けている。引き換えに、当社は提供されたサービスに関して報酬が支払われることに同意している。

14 年金費用

	2018年 9 月30日 ユーロ	2017年 9 月30日 ユーロ
当期年金費用	903,726	952,119
期末現在未払年金費用	64,558	65,298

当社は、取締役および従業員のために、確定拠出型年金制度を運営している。

15 利害関係者

当社は、三井住友トラスト・ホールディングス株式会社の完全子会社であり、三井住友トラスト・ホールディングス株式会社の連結財務書類は公けに入手可能である。当社は、グループの財務書類に連結しない他のグループ会社との取引を開示しないというFRS第102号セクション33「関連当事者に係る開示」に準拠し、免除規定を享受している。

16 最終的親会社

当社の直接的親会社は、アイルランドにおいて設立されたスミトモ・ミツイ・トラスト(アイルランド)リミテッドである。当社の最終的親会社は、日本で設立された法人である三井住友トラスト・ホールディングス株式会社である。財務書類が連結される最大グループは、三井住友トラスト・ホールディングス株式会社が筆頭となっている。三井住友トラスト・ホールディングス株式会社の財務書類の写しは、公けに入手可能であり、〒100 - 8233日本国東京都千代田区丸の内1丁目4-1から入手できる。

当社の実績が連結される最小グループは、スミトモ・ミツイ・トラスト(アイルランド)リミテッドが筆頭となっている。スミトモ・ミツイ・トラスト(アイルランド)リミテッドの財務書類の写しは、公けに入手可能であり、アイルランド、ダブリン 2、ハーコート・ロード、ハーコート・センター、ブロック 5 から入手できる。

17 後発事象

財務書類上で修正または開示を要求される後発事象はなかった。

18 金融商品 - ヘッジ会計

以下の先渡為替契約が、2018年9月30日現在未決済であった。

	購入:ユーロ	未実現利益	未実現(損失)	未実現(損)益 合計
売却:米ドル				
\$2,000,000	€1,628,916	-	(€58,594)	(€58,594)
売却:日本円				
¥300,000,000	€2,275,613	€ 20,025	(€16,253)	€3,772
売却:豪ドル				
\$ 160,000	€98,459	€955	(€475)	€ 480
売却:英ポンド				
£2,200,000	€2,454,918	€ 11,955	(€5,729)	€6,226
		€ 32,935	(€81,051)	(€48,116)

これらのキャッシュ・フロー・ヘッジは、2018年12月 1 日から2019年 9 月30日までの期間にわたり四半期毎に決済される。未決済契約に係る公正価値は、WM / ロイターの先物為替レートを用いて計算された。当期の157,530ユーロの利益 (2017年:220,646ユーロの利益)は、キャッシュ・フロー・ヘッジ会計方針に従って、以前はその他の包括利益計算書に計上されていたが、損益計算書に再分類された。デリバティブ契約のための担保は存在しない。

	レベル 1 ユーロ	レベル 2 ユーロ	レベル 3 ユーロ	合計 그 - ㅁ
資産				
先渡為替契約		€237,100		€237,100
合計	-	€237,100	-	€237,100
負債				
先渡為替契約		€ 12,422		€ 12,422
合計	-	€12,422	-	€ 12,422

これらの先渡契約に係る将来的な未実現利益および損失は、当社のキャッシュ・フロー・ヘッジ会計方針に従って、財政状態計算書およびその他の包括利益計算書に直接認識されている。

以下の先渡為替契約が、2017年9月30日現在未決済であった。

	購入:ユーロ	未実現利益	未実現(損失)	未実現(損)益 合計
売却:米ドル				
\$1,650,000	€ 1,452,863	€81,709	(€5,042)	€ 76,667
売却:日本円				
¥270,000,000	€2,151,357	€ 129,067	(€4,436)	€124,631
売却:豪ドル				
\$ 160,000	€ 106,876	€ 2,366	€0	€2,366
売却:英ポンド				
£1,900,000	€2,162,722	€ 23,958	(€2,944)	€21,014
		€ 237,100	(€12,422)	€224,678

これらのキャッシュ・フロー・ヘッジは、2017年12月1日から2018年9月30日までの期間にわたり四半期毎に決済される。未決済契約に係る公正価値は、WM/ロイターの先物為替レートを用いて計算された。当期の220,646ユーロの利益(2016年:149,885ユーロの損失)は、キャッシュ・フロー・ヘッジ会計方針に従って、以前はその他の包括利益計算書に計上されていたが、損益計算書に再分類された。デリバティブ契約のための担保は存在しない。

	レベル 1 ユーロ	レベル 2 ユーロ	レベル 3 ユーロ	合計 그 - ㅁ
資産				
先渡為替契約		€ 237,100		€237,100
合計	-	€ 237,100	-	€237,100
負債				
先渡為替契約		€ 12,422		€12,422
合計	-	€ 12,422	-	€ 12,422

これらの先渡契約に係る将来的な未実現利益および損失は、当社のキャッシュ・フロー・ヘッジ会計方針に従って、財政状態計算書およびその他の包括利益計算書に直接認識されている。

19 2014年アイルランド会社法による保証

2014年アイルランド会社法の第357条第1項(b)に準拠して、アイルランドに登録されている会社は、個別の財務書類を提出することを免除される。ただし、その負債が、欧州連合のメンバー国の登録会社であることが要求されている親会社によって取消不能で保証されている場合である。親会社は、そのグループ会社の財務書類の中に子会社の実績を加えなければならない。当社の実績は、直接的親会社の実績に連結されており、スミトモ・ミツイ・トラスト(アイルランド)リミテッドは、同法の第357条に準拠して、2018年9月30日現在の当社の負債を取消不能で保証することに同意している。

20 財務書類の承認

当財務書類は、2019年1月29日に取締役会によって承認された。

次へ

Statement of financial position as at 30 September 2018

	Note	30 September 2018 €	30 September 2017 €
Fixed assets			
Intangible assets	6	2,969,575	4,090,719
Tangible fixed assets	7 _	590,591	547,678
		3,560,166	4,638,397
Current assets			
Debtors	8	6,791,276	4,581,518
Cash at bank and in hand	9 _	26,714,876	31,495,092
		33,506,152	36,076,610
Creditors: amounts falling due within one year	10 _	(4,513,869)	(3,665,221)
Net current assets	_	28,992,283	32,411,389
Net assets	_	32,552,449	37,049,786
Capital and reserves			
Called up share capital	11	62,992,338	62,992,338
Additional paid in capital	12	4,050,000	4,050,000
Cash flow hedge reserve		(65,949)	172,746
Profit and loss account	_	(34,423,940)	(30,165,298)
Total Equity	_	32,552,449	37,049,786

The accompanying notes form an integral part of this statement of financial position.

On behalf of the board

Director Director 29 January 2019

Keiji Nakamura Peter Callaghan

SMT Fund Services (Ireland) Limited

Income statement

for the year ended 30 September 2018

	Note	30 September 2018 €	30 September 2017 €
Turnover		23,938,937	20,872,475
Administrative expenses	3 _	(28,470,363)	(28,464,330)
Loss on ordinary activities before interest and taxation		(4,531,426)	(7,591,855)
Interest income	_	6,281	4,127
Loss on ordinary activities before taxation	4	(4,525,145)	(7,587,728)
Taxation on ordinary activities	5 _	266,503	(4,319)
Loss for the year	_	(4,258,642)	(7,592,047)

All results have been generated by continuing operations.

The accompanying notes form an integral part of this income statement.

SMT Fund Services (Ireland) Limited

Statement of other comprehensive income for the year ended 30 September 2018

	Note	30 September 2018 €	30 September 2017 €
Loss for the year		(4,258,642)	(7,592,047)
Other comprehensive income			
Effective portion of changes in fair value of cash flow hedges		(272,794)	165,998
Income tax on other comprehensive income	5	34,099	(20,750)
Other comprehensive income for the year, net of income tax		(238,695)	145,248
Total comprehensive income for the year		(4,497,337)	(7,446,799)

SMT Fund Services (Ireland) Limited

Statement of changes in equity for the year ended 30 September 2018

	Called up share capital €	Additional paid in Capital €	Cash flow hedging reserve €	Profit and loss account	Total equity €
Balance at 1 October 2017	62,992,338	4,050,000	172,746	(30,165,298)	37,049,786
Total comprehensive income for the period					
Loss for the year	-	-	-	(4,258,642)	(4,258,642)
Other comprehensive income for the period	-	-	(238,695)	-	(238,695)
Total comprehensive income for the period	-	-	(238,695)	(4,258,642)	(4,497,337)
Transactions with owners, recorded directly in equity					
Issue of Shares	-	-	-	-	-
Total contributions by and distributions to owners	-	-	-	-	-
Balance at 30 September 2018	62,992,338	4,050,000	(65,949)	(34,423,940)	32,552,449
	Called up share capital €	Additional paid in Capital €	Cash flow hedging reserve €	Profit and loss account	Total equity €
Balance at 1 October 2016	62,992,338	4,050,000	27,498	(22,573,251)	44,496,585
Total comprehensive income for the period					
Loss for the year	-	-	-	(7,592,047)	(7,592,047)
Other comprehensive income for the period	-	-	145,248	-	145,248
Total comprehensive income for the period	-	-	145,248	(7,592,047)	(7,446,799)
Transactions with owners, recorded directly in equity					
Issue of Shares		-	-	-	-
Total contributions by and distributions to owners		-	-	-	-
Balance at 30 September 2017	62,992,338	4,050,000	172,746	(30,165,298)	37,049,786

SMT Fund Services (Ireland) Limited

Notes

Forming part of the financial statements for the year ended 30 September 2018

1 Accounting Policies

SMT Fund Services (Ireland) Limited (the "Company") with a registered office at Block 5, Harcourt Centre, Harcourt Road, Dublin 2, is a private company limited by shares and incorporated and domiciled in Ireland.

The functional and presentation currency of these financial statements is Euro.

The Company's immediate parent undertaking, Sumitomo Mitsui Trust (Ireland) Limited includes the Company in its consolidated financial statements. The consolidated financial statements of Sumitomo Mitsui Trust (Ireland) Limited are available to the public and may be obtained from Block 5, Harcourt Centre, Harcourt Road, Dublin 2, Ireland.

In these financial statements, the company is considered to be a qualifying entity (for the purposes of this FRS) and has applied the exemptions available under FRS 102 in respect of the following disclosures:

- · Reconciliation of the number of shares outstanding from the beginning to end of the period;
- · Cash Flow Statement and related notes; and
- · Key Management Personnel compensation.

As the consolidated financial statements of Sumitomo Mitsui Trust Holdings Inc. include the equivalent disclosures, the Company has also taken the exemptions under FRS 102 available in respect of the following disclosures:

- · Certain disclosures required by FRS 102.26 Share Based Payments; and,
- The disclosures required by FRS 102.11 Basic Financial Instruments and FRS 102.12 Other Financial Instrument Issues in respect of financial instruments not falling within the fair value accounting rules of Schedule 3, paragraph 39 of the Companies Act 2014.

The accounting policies set out below have, unless otherwise stated, been applied consistently to all periods presented in these financial statements.

Notes

Forming part of the financial statements for the year ended 30 September 2018

1 Accounting Policies - (continued)

The principal accounting policies adopted by the Company are as follows:

Basis of Preparation

These financial statements are prepared in accordance with Financial Reporting Standard 102 (''FRS 102'')
The Financial Reporting Standard applicable in the UK and Republic of Ireland and issued by the Financial
Reporting Council, and promulgated for use in Ireland by Chartered Accountants Ireland. The Company is also
subject to the requirements of the Companies Act 2014.

The financial statements are prepared under the historical cost basis except for the modification to a fair value basis for certain financial instruments as specified in the accounting policies below.

The preparation of the financial statements requires management to make judgements, estimates and assumptions that affect the application of policies and the reported amounts of assets and liabilities, income and expense (e.g. useful economic life). The estimates and associated assumptions are based on historical experience and various other factors that are believed to be reasonable under the circumstances, the results of which form the basis of making the judgements about the carrying values of assets and liabilities that are not readily apparent from other sources. Actual results may differ from these estimates.

The estimates and underlying assumptions are reviewed on an ongoing basis. Revisions to accounting estimates are recognised in the periods in which the estimate is revised if the revision affects only that period, or in the period of the revision and future periods if the revision affects both current and future periods.

Interest income

Interest income is recognised in the income statement on an accruals basis.

Turnover and Administration Expenses

Turnover comprises fee income from administration and management services, which is accounted for on an accruals basis. It also includes income earned from the recharge of services to other group companies. Turnover and administration expenses are shown exclusive of amounts paid to other service providers. All amounts are charged at normal commercial rates.

SMT Fund Services (Ireland) Limited

Notes

Forming part of the financial statements for the year ended 30 September 2018

1 Accounting Policies - (continued)

Foreign Currencies

The financial statements are expressed in Euro (\in) , which is the functional and presentation currency of the Company.

Monetary assets and liabilities denominated in foreign currencies are translated using the exchange rates prevailing at the balance sheet date. Transactions denominated in foreign currencies are translated at rates which approximate the rates prevailing at the dates of the transactions.

Share capital is translated at the exchange rate prevailing at the date of its issue.

Profits and losses arising from currency translation and on settlement of amounts receivable and payable in foreign currencies are dealt with in the income statement.

Basic Financial Instruments

Trade and other debtors / creditors

Trade and other debtors are recognised initially at transaction price plus attributable transaction costs.

Trade and other creditors are recognised initially at transaction price less attributable transaction costs.

Subsequent to initial recognition they are measured at amortised cost using the effective interest method, less any impairment losses in the case of trade debtors.

Cash

Cash comprises cash in hand and deposits repayable on demand.

Notes

Forming part of the financial statements for the year ended 30 September 2018

1 Accounting Policies - (continued)

Other financial instruments

Financial instruments not considered to be Basic financial instruments (Other financial instruments)

Other financial instruments not meeting the definition of Basic Financial Instruments are recognised initially at fair value. Subsequent to initial recognition other financial instruments are measured at fair value with changes recognised in income statement except as follows:

- investments in equity instruments that are not publicly traded and whose fair value cannot otherwise be measured reliably shall be measured at cost less impairment; and
- hedging instruments in a designated hedging relationship shall be recognised as set out below.

Derivative financial instruments and hedging

Derivative financial instruments are recognised at fair value. The gain or loss on remeasurement to fair value is recognised immediately in income statement. However, where derivatives qualify for hedge accounting, recognition of any resultant gain or loss depends on the nature of the item being hedged (see below).

Cash flow hedges

Cash flow hedges are used to cover the Company's exposure to variability in cash flows that is attributable to particular risk associated with a recognised asset or liability or a firm commitment which could affect income or expenses. Where a derivative financial instrument is designated as a hedge of the variability in cash flows of a recognised asset or liability, or a highly probable forecast transaction, the effective part of any gain or loss on the derivative financial instrument is recognised directly in Other comprehensive income ("OCI"). Any ineffective portion of the hedge is recognised immediately in income statement.

For cash flow hedges, where the forecast transactions resulted in the recognition of a non-financial asset or non-financial liability, the hedging gain or loss recognised in OCI is included in the initial cost or other carrying amount of the asset or liability. Alternatively when the hedged item is recognised in income statement the hedging gain or loss is reclassified to income statement.

When a hedging instrument expires or is sold, terminated or exercised, or the entity discontinues designation of the hedge relationship but the hedged forecast transaction is still expected to occur, the cumulative gain or loss at that point remains in equity and is recognised in accordance with the above policy when the transaction occurs. If the hedged transaction is no longer expected to take place, the cumulative unrealised gain or loss recognised in equity is recognised in the income statement immediately.

Notes

Forming part of the financial statements for the year ended 30 September 2018

1 Accounting Policies - (continued)

Taxat ion

Tax on the income statement for the year comprises current and deferred tax. Tax is recognised in the income statement except to the extent that it relates to items recognised directly in equity or other comprehensive income, in which case it is recognised directly in equity or other comprehensive income.

Current tax is the expected tax payable or receivable on the taxable income or loss for the year, using tax rates enacted or substantively enacted at the statement of financial position date, and any adjustment to tax payable in respect of previous years.

Deferred tax is provided on timing differences which arise from the inclusion of income and expenses in tax assessments in periods different from those in which they are recognised in the financial statements. The following timing differences are not provided for: differences between accumulated depreciation and tax allowances for the cost of a fixed asset if and when all conditions for retaining the tax allowances have been met, to the extent that it is not probable that they will reverse in the foreseeable future and the reporting entity is able to control the reversal of the timing difference. Deferred tax is not recognised on permanent differences arising because certain types of income or expense are non-taxable or are disallowable for tax or because certain tax charges or allowances are greater or smaller than the corresponding income or expense.

Deferred tax is measured at the tax rate that is expected to apply to the reversal of the related difference, using tax rates enacted or substantively enacted at the balance sheet date. Deferred tax balances are not discounted.

Unrelieved tax losses and other deferred tax assets are recognised only to the extent that is it probable that they will be recovered against the reversal of deferred tax liabilities or other future taxable profits.

A deferred tax asset is recorded where it is more likely than not to be recoverable. The recoverability of deferred tax assets is assessed annually by the directors.

Notes

Forming part of the financial statements for the year ended 30 September 2018

1 Accounting Policies - (continued)

Intangible assets

Research and development

Expenditure on research activities is recognised in the income statement as an expense as incurred.

Expenditure on development activities may be capitalised if the product or process is technically and commercially feasible and the Company intends and has the technical ability and sufficient resources to complete development, future economic benefits are probable and if the Company can measure reliably the expenditure attributable to the intangible asset during its development. Development activities involve the design, construction or testing of the production of new or substantially improved products or processes. The expenditure capitalised includes the cost of materials, direct labour and an appropriate proportion of overheads and capitalised borrowing costs. Other development expenditure is recognised in the income statement as an expense as incurred. Capitalised development expenditure is stated at cost less accumulated amortisation and less accumulated impairment losses.

Intangible fixed assets are stated at cost less accumulated amortisation and accumulated impairment losses. Amortisation is charged in equal instalments on the cost of assets over their expected useful lives and is included within administration costs.

Software 3 years

Asset values are closely monitored and are subject to provisions for impairment where necessary. Assets in the course of development are not amortised until they are brought into use.

Tangible fixed assets

Tangible fixed assets are stated at cost less depreciation. Depreciation is charged in equal instalments on the cost of assets over their expected useful lives and is included within administration costs.

Furniture and equipment 5 years
Software 3 years
Mainframe Equipment 3 years
Personal Computers 2 years
Computer Terminals 3 years
Fund administration system 3 years

Asset values are closely monitored and are subject to provisions for impairment where necessary.

Notes

Forming part of the financial statements for the year ended 30 September 2018

1 Accounting Policies - (continued)

Employee benefits

The Company operates a defined contribution pension scheme for employees. Obligations for contributions to defined contribution pension plans are recognised as an expense in the income statement when they are due.

Additional paid in capital

Subordinated Loans of €4.05 million previously received from the Company's parent, that are non-interest bearing and repayable at the Company's discretion, were reclassified as capital during 2013, after a review of their terms and conditions, and the receipt during 2013 of confirmation from the Company's parent and that these amounts are repayable solely at the volition of the Company and that the Company's parent will not demand repayment of these amounts.

2 Ownership and operations

The Company, which is engaged in the provision of administration and management company services to various funds, is a wholly owned subsidiary of Sumitomo Mitsui Trust (Ireland) Limited, a company incorporated in the Republic of Ireland. The ultimate parent company is Sumitomo Mitsui Trust Holdings Inc. a company incorporated in Japan.

The financial statements are prepared on a going concern basis, and it is the intention of the directors to continue to develop the activities of the Company in consultation with its parent. Sumitomo Mitsui Trust Bank Limited is directly supporting the business development of the Company. On 25 January 2016, the Company issued new share capital of 34 million €1 ordinary shares, upon the receipt of an investment of €34 million from its parent company Sumitomo Mitsui Trust (Ireland) Limited.

The Company has entered into agreements with various entities to which it provides services. Under these agreements, the Company has undertaken to provide administration and management company services for an agreed fee.

Notes

Forming part of the financial statements for the year ended 30 September 2018

3 Administrative expenses

	30 September 2018 €	30 September 2017 €
Staff costs	17,710,932	18,293,938
Other administrative expenses	10,759,431	10,170,392
	28,470,363	28,464,330
	30 September 2018 €	30 September 2017 €
Staff costs comprise:		
Wages and salaries	13,116,110	13,632,372
Social welfare costs	1,417,067	1,434,417
Pension costs	903,726	952,119
Other costs	2,274,029	2,275,030
	17,710,932	18,293,938

The average number of persons employed by the Company (including directors) during the year was 216 (September 2017: 225). The Company shared the use of facilities with SMT Trustees (Ireland) Limited ("SMTTIL") during the period. The related costs were allocated and recharged on an agreed basis, as set out in service level agreements.

Notes

Forming part of the financial statements for the year ended 30 September 2018

4 Loss on ordinary activities before taxation

The loss on ordinary activities before taxation has been determined after charging the following:

	30 September 2018 €	30 September 2017 €
Directors' remuneration:		
Fees	165,500	204,360
Other remuneration	854,114	845,328
Defined pension contribution scheme	-	-
No retirement benefits are accruing for directors.		
Auditor's remuneration:		
Audit	23,000	23,000
Tax advisory services	5,000	7,650
Other assurance services	146,200	92,800
Depreciation	385,303	658,828
Amortisation of intangibles	2,231,301	2,231,301
Operating lease rentals:		
Land & buildings	1,137,507	1,087,199
Other assets	53,116	39,276

Notes

Forming part of the financial statements for the year ended 30 September 2018

5	Taxation	on	ordinary	activities
•		•	0	

,	30 September 2018 €	30 September 2017 €
(a) Total tax expense recognised in the income statement		
Current tax Current tax on income for the period	259,612	-
Under /(over) provision in respect of prior year	-	-
Deferred taxation Under / (Over) provision in prior period	<u>-</u>	-
Origination and reversal of timing differences	6,891	(4,319)
Total tax credit / (expense)	266,503	(4,319)
	30 September 2018 €	30 September 2017 €
(b) Total tax expense recognised in OCI		
Deferred tax charge / (credit)	(34,099)	20,750
(c) Tax reconciliation		
	30 September 2018 €	30 September 2017 €
Loss on ordinary activities before taxation	(4,525,145)	(7,587,728)
Corporation tax based on standard rate at 12.5% (September 2017: 12.5%)	(565,643)	(948,466)
Deficiency / (Excess) of depreciation over capital allowances	157,705	211,990
Expenses not deductible for tax purposes	1,068	1,154
Differences arising from tax at the higher rate	(785)	(442)
Reimbursement for Group relief surrendered	(259,612)	-
Losses carried forward	400,764	740,083
Total tax credit / (charge)	266,503	(4,319)
Income tax on health insurance premiums	70,459	63,807

The Income tax on health insurance premiums is included in other costs as per note 3 above.

SMT Fund Services (Ireland) Limited

Notes

Forming part of the financial statements for the year ended 30 September 2018

6 Intangible Fixed Assets

As at	30	Septemb	er 2018
-------	----	---------	---------

no at oo oop tombor 2010		
	Software	Total
_	€	€
Cost		
At 30 September 2017	6,693,904	6,693,904
Additions during year	1,110,157	1,110,157
Disposals during year	-	<u>-</u>
At 30 September 2018	7,804,061	7,804,061
Amortisation		
At 30 September 2017	2,603,185	2,603,185
Amortisation for year	2,231,301	2,231,301
Disposals during year	-	-
At 30 September 2018	4,834,486	4,834,486
Net book value at 30 September 2018	2,969,575	2,969,575
As at 30 September 2017		
	Software €	Total €
Cost	·	_
At 30 September 2016	6,693,904	6,693,904
Additions during year	-	-
Disposals during year	-	-
At 30 September 2017	6,693,904	6,693,904
Amortisation		
At 30 September 2016	371,884	371,884
Amortisation for year	2,231,301	2,231,301
Disposals during year	-	-
At 30 September 2017	2,603,185	2,603,185
Net book value at 30 September 2017	4,090,719	4,090,719

The intangible asset relates to the development of the project to implement Advent Geneva and Paladyne as the core fund administration system. The system went live on the 1 August 2016. The additions during the current period are related to software development costs and further development of the core administration system.

Notes

Forming part of the financial statements for the year ended 30 September 2018 $\,$

7 Tangible Fixed Assets

As at	30	September	2018
-------	----	-----------	------

AS at 30 September 2016				
	Furniture & Equipment	Software	Computer Equipment	Total
	€	€	€	€
Cost				
At 30 September 2017	1,317,778	1,452,420	3,311,986	6,082,184
Additions during year	32,588	90,051	305,577	428,216
Disposals during year	-	-	-	-
At 30 September 2018	1,350,366	1,542,471	3,617,563	6,510,400
Depreciation				
At 30 September 2017	1,259,970	1,314,616	2,959,920	5,534,506
Depreciation for year	34,639	84,528	266,136	385,303
Disposals during year	-	-	-	-
At 30 September 2018	1,294,609	1,399,144	3,226,056	5,919,809
Net book value at 30 September 2018	55,757	143,327	391,507	590,591
As at 30 September 2017				
	Furniture & Equipment	Software	Computer Equipment	Total
	€	€	€	€
Cost				
At 30 September 2016	1,304,537	1,362,635	3,096,058	5,763,230
Additions during year	13,241	89,785	215,928	318,954
Disposals during year		-	-	-
At 30 September 2017	1,317,778	1,452,420	3,311,986	6,082,184
Depreciation				
At 30 September 2016	1,228,006	1,212,990	2,434,682	4,875,678
Depreciation for year	31,964	101,626	525,238	658,828
Disposals during year		-	-	-
At 30 September 2017	1,259,970	1,314,616	2,959,920	5,534,506
Net book value at 30 September 2017	57,808	137,804	352,066	547,678

Notes

Forming part of the financial statements for the year ended 30 September 2018

8 Debtors: amounts falling due within one year

	30 September 2018	30 September 2017
	€	€
Fee debtors	3,339,961	2,375,071
Prepayments and accrued income	1,433,364	1,032,216
Other debtors	139,682	76,914
Short term asset on derivatives	32,935	237,100
Amount owed by related companies	1,806,642	860,217
Deferred tax	38,692	
	6,791,276	4,581,518

In addition, the Company has a further unrecognised deferred tax asset of $\{4,817,841\}$ (September 2017: $\{4,523,568\}$). This has not been recognised due to the level of uncertainty over the timing of its recovery.

9 Cash at bank and in hand

	30 September 2018 €	30 September 2017 €
Cash at bank and in hand	26,714,876	31,495,092
	26,714,876	31,495,092

Notes

Forming part of the financial statements for the year ended 30 September 2018

10 Creditors: amounts falling due within one year

	30 September 2018 €	30 September 2017 €
Accruals	2,731,730	2,250,804
Corporation tax	-	-
Trade creditors	442,464	167,995
Short term liability on derivatives	81,052	12,422
Deferred tax	-	2,298
Amount owed to parent	821,593	821,593
Amount owed to related companies	437,030	410,109
	4,513,869	3,665,221

Accruals include creditors in relation to PAYE of €290,415 (2017: €307,205), PRSI of €179,701 (2017: € 181,702) and other taxes of €54,568 (2017: € 59,269). The amount owed to the parent company is unsecured and interest free. The amount owed to the related companies includes a balance relating to services as outlined in the services agreement. The balance is unsecured and interest free and repayable on demand.

11 Called up share capital

	30 September 2018 €	30 September 2017 €
Authorised		
400,000 ordinary shares of GBP £1 each		
100,000,000 ordinary shares of EUR €1 each		
Allotted, called up and fully paid		
400,000 ordinary shares of GBP £1 each	492,338	492,338
62,500,000 ordinary shares of EUR €1 each	62,500,000	62,500,000
	62,992,338	62,992,338

On 8 January 2016, the Company increased its authorised share capital from 50,000,000 to 100,000,000 ordinary shares of Euro 1 each. On 25 January 2016, the Company issued new share capital of 34 million €1 shares, upon the receipt of an investment of €34 million from its parent company Sumitomo Mitsui Trust (Ireland) Limited. The proceeds of the allotment will be used to fund the continued development of the Company business.

Notes

Forming part of the financial statements for the year ended 30 September 2018

12 Additional paid in capital

	30 September 2018 €	30 September 2017 €
Additional paid in capital	4,050,000	4,050,000
	4,050,000	4,050,000

In connection with €4.05 million of the total amounts received to date by the Company under the terms of the subordinated loan arrangements for the non-interest bearing loans, the Directors noted the resolution made in September 2013 by Sumitomo Mitsui Trust (Ireland) Limited (the "Parent Company") that they would not demand repayment of the loans and that they are repayable solely at the volition of the Company. Accordingly, as these amounts have now been confirmed as non repayable and do not bear interest or carry any other economic obligation they were re-classified on the statement of financial position from long-term liabilities to capital, in order to better reflect the capital nature of the transactions.

13 Commitments

Annual commitments under non-cancellable operating leases are as follows:

	30 September 2018		30 September 2017		
	Land and buildings	Other	Land and buildings	Other	
	€	€	€	€	
Operating leases which expire:					
Within one year	1,009,151	53,116	1,106,428	53,116	
In the second to fifth years inclusive	3,744,244	66,395	3,857,594	119,511	
Over five years	3,736,455	-	4,672,516	-	
_	8,489,850	119,511	9,636,538	172,627	

Under an agreement, the Company has undertaken to provide or procure company secretarial and general administration and support service to SMT Trustees (Ireland) Limited. In return, the Company has agreed that a fee will be paid for the services provided.

SMT Fund Services (Ireland) Limited

Notes

Forming part of the financial statements for the year ended 30 September 2018

14 Pension costs

	30 September 2018 €	30 September 2017 €
Pensions charge for year	903,726	952,119
Pension charge payable at end of year	64,558	65,298

The Company operates a defined contribution pension scheme for its executive directors and employees.

15 Related parties

The Company is a wholly owned subsidiary of Sumitomo Mitsui Trust Holdings Inc. whose consolidated financial statements are publicly available. The Company is availing of the exemption under Section 33 of FRS 102 'Related Party Disclosures' to not disclose transactions with other group undertakings which would be eliminated on consolidation in the financial statements of the group.

16 Ultimate parent company

The Company's immediate parent undertaking is Sumitomo Mitsui Trust (Ireland) Limited, a company incorporated in Ireland. The Company's ultimate parent undertaking is Sumitomo Mitsui Trust Holdings Inc., a company incorporated in Japan. The largest group in which the financial statements are consolidated is that headed by Sumitomo Mitsui Trust Holdings Inc. Copies of the financial statements of Sumitomo Mitsui Trust Holdings Inc. are available to the public and may be obtained from 1-4-1 Marunouchi, Chiyoda-ku, Tokyo 100-8233, Japan.

The smallest group in which the results of the company are consolidated is that headed by Sumitomo Mitsui Trust (Ireland) Limited. Copies of the financial statements of Sumitomo Mitsui Trust (Ireland) Limited are available to the public and may be obtained from Block 5, Harcourt Centre, Harcourt Road, Dublin 2, Ireland.

17 Post balance sheet events

There were no post balance sheet events which require amendment to or disclosure in the financial statements.

SMT Fund Services (Ireland) Limited

Notes

Forming part of the financial statements for the year ended 30 September 2018

18 Financial instruments - Hedge accounting

The following forward foreign currency contracts were open as at 30 September 2018.

	Buy Euro	Unrealised Gain	Unrealised (Loss)	Total Unrealised Gain / (Loss)
Sell US Dollar				
\$2,000,000	€1,628,916	-	(€58,594)	(€ 58,594)
Sell Japanese Yen				
/300,000,000	€2,275,613	€20,025	(€16,253)	€3,772
Sell Australian Dollar				
\$160,000	€98,459	€955	(€475)	€480
Sell British Pounds				
£2,200,000	€2,454,918	€11,955	(€5,729)	€6,226
		€32,935	(€81,051)	(€48,116)

These cash flow hedges will settle quarterly over the period 1 December 2018 - 30 September 2019. The fair value on the open contracts was calculated using WM Reuters forward fx rates. During the year a gain of \leqslant 157,530 (2017: gain of \leqslant 220,646) was reclassified to the income statement, having previously been recorded in the statement of other comprehensive income statement in accordance with the cash flow hedging policy. No collateral exists for any derivative contracts.

	Level 1 EUR	Level 2 EUR	Level 3 EUR	Total EUR
Assets				
Forward currency contracts		€32,935		€32,935
Total	-	€32,935	-	€32,935
Liabilities				
Forward currency contracts		€81,051		€81,051
Total	-	€81,051	-	€81,051

Unrealised future gains and losses on these forward contracts have been recognised directly in the statement of financial position and the statement of other comprehensive income (page 11), in accordance with the Company's cash flow hedge accounting policy.

SMT Fund Services (Ireland) Limited

Notes

Forming part of the financial statements for the year ended 30 September 2018

18 Financial instruments - Hedge accounting (continued)

The following forward foreign currency contracts were open as at 30 September 2017.

	Buy Euro	Unrealised Gain	Unrealised (Loss)	Total Unrealised Gain / (Loss)
Sell US Dollar				
\$1,650,000	€1,452,863	€81,709	(€5,042)	€76,667
Sell Japanese Yen				
/270,000,000	€2,151,357	€129,067	(€4,436)	€124,631
Sell Australian Dollar				
\$160,000	€106,876	€2,366	€0	€2,366
Sell British Pounds				
£1,900,000	€2,162,722	€23,958	(€2,944)	€21,014
		€237,100	(€12,422)	€224,678

These cash flow hedges will settle quarterly over the period 1 December 2017 - 30 September 2018. The fair value on the open contracts was calculated using WM Reuters forward fx rates. During the year a gain of € 220,646 (2016: loss of €149,885) was reclassified to the income statement, having previously been recorded in the statement of other comprehensive income statement in accordance with the cash flow hedging policy. No collateral exists for any derivative contracts.

	Level 1 EUR	Level 2 EUR	Level 3 EUR	Total EUR
Assets				
Forward currency contracts		€237,100		€237,100
Total	-	€237,100	-	€237,100
Liabilities				
Forward currency contracts		€12,422		€12,422
Total	-	€12,422	-	€12,422

Unrealised future gains and losses on these forward contracts have been recognised directly in the statement of financial position and the statement of other comprehensive income (page 11), in accordance with the Company's cash flow hedge accounting policy.

EDINET提出書類

エスエムティー・ファンド・サービシーズ (アイルランド) リミテッド(E14857)

有価証券報告書(外国投資信託受益証券)

SMT Fund Services (Ireland) Limited

Notes

Forming part of the financial statements for the year ended 30 September 2018

19 Guarantee under Irish Companies Act, 2014

Under Section 357 (1) (b) of the Irish Companies Act, 2014 companies registered in Ireland may be exempted from filing their individual accounts provided that their liabilities are irrevocably guaranteed by a Parent Company, which is required to be a registered Company of a Member State of the European Union. The Parent Company must incorporate the results of the subsidiaries into its Group accounts. The results of the Company have been consolidated into the results of the immediate Parent Company and Sumitomo Mitsui Trust (Ireland) Limited has agreed to irrevocably guarantee the liabilities of the Company as at 30 September 2018, in accordance with Section 357 of the Act.

20 Approval of the financial statements

The financial statements were approved by the board of directors on 29 January 2019.



中間財務書類

- a. 管理会社の日本文の中間財務書類は、管理会社が作成した原文の中間財務書類を翻訳したものです。これは「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第76条第4項ただし書の規定の適用によるものです。
- b. 管理会社の原文の中間財務書類は、外国監査法人等(公認会計士法(昭和23年法律第103号)第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいいます。)の監査を受けていません。
- c. 管理会社の原文の中間財務書類は、ユーロで表示されています。日本文の中間財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されています。日本円による金額は、2019年9月30日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1ユーロ=118.02円)で換算されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

エスエムティー・ファンド・サービシーズ (アイルランド)リミテッド

財政状態計算書 中間未監査財務諸表

2019年 3 月31日現在

	2019年 3 月31日現在		2018年 9 月30日現在	
	(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
固定資産:				
無形資産	3,062,882	361,481	2,969,575	350,469
有形固定資産	427,447	50,447	590,591	69,702
	3,490,329	411,929	3,560,166	420,171
流動資産:				
債権および前払金	4,526,107	534,171	4,891,746	577,324
債権 - 会社間勘定	2,059,227	243,030	1,806,642	213,220
繰延税資産	38,692	4,566	38,692	4,566
未収利息	0	0	21,261	2,509
デリバティブに係る短期 資産	6,582	777	32,935	3,887
現金および預金	26,168,963	3,088,461	26,714,876	3,152,890
	32,799,571	3,871,005	33,506,152	3,954,396
債務:				
1 年以内支払期限到来金 額	(4,115,639)	(485,728)	(3,174,194)	(374,618)
法人税	0	0	0	0
繰延税負債	0	0	0	0
債務 - 会社間勘定	(1,256,623)	(148,307)	(1,258,623)	(148,543)
未収利息	(3,179)	(375)	0	0
デリバティブに係る短期 負債	(226,553)	(26,738)	(81,052)	(9,566)
純資産	30,687,906	3,621,787	32,552,449	3,841,840
次オ会セトバ准件会				
資本金および準備金 払込請求済株式資本	62 002 229	7 424 256	62 002 229	7,434,356
規制上の自己資本	62,992,338 4,050,000	7,434,356 477,981	62,992,338 4,050,000	477,981
キャッシュ・フロー・				
ヘッジ準備金	(237,804)	(28,066)	(65,949)	(7,783)
期首損益勘定	(34,423,940)	(4,062,713)	(30,165,298)	(3,560,108)
当期損益勘定	(1,692,688)	(199,771)	(4,258,642)	(502,605)
	30,687,906	3,621,787	32,552,449	3,841,840
	ピーター・キャラハン 中村佳史			史
	取締役		取締役	

エスエムティー・ファンド・サービシーズ (アイルランド)リミテッド

損益計算書

中間未監査財務諸表

2019年3月31日に終了した6ヶ月間

		2019年3月31日 に終了した6ヶ月間		2018年 9 月30日 に終了した12ヶ月間	
	(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)	
営業収益	13,016,389	1,536,194	23,938,937	2,825,273	
受取利息	(6,941)	(819)	6,281	741	
収益合計	13,009,448	1,535,375	23,945,218	2,826,015	
費用				_	
管理事務費	(14,758,011)	(1,741,740)	(28,470,363)	(3,360,072)	
税引前経常(損)益	(1,748,563)	(206,365)	(4,525,145)	(534,058)	
経常活動に係る税金	55,875	6,594	266,503	31,453	
当期留保(損)益	(1,692,688)	(199,771)	(4,258,642)	(502,605)	
	i	取締役		取締役	

4【利害関係人との取引制限】

管理会社または受益者以外の第三者の利益のために管理会社によりなされた取引のような、ファンドの受益者の保護に反しまたはファンドの資産の適切な運用を害する管理会社のあらゆる取引は、禁止されています。

管理会社、投資運用会社、受託会社および各社の関連会社、執行役員および受益者(総称して「関係者」といいます。)は、時にファンドの運用との利益相反を引き起こすその他の金融取引、投資活動および専門的活動に参加し、または参加することができます。かかる活動には、その他のファンドの運用、証券の売買、投資運用相談、仲介業務、受託業務、保管業務、その他のファンドもしくは企業(ファンドの投資先企業を含みます。)の取締役、執行役員、顧問もしくは代理人としての業務などを含みます。特に、投資運用会社は、ファンドと同様のまたは重複する投資目的を有するその他の投資ファンドの投資運用または投資助言に参加する可能性があります。投資運用会社は、利益相反が発生する可能性がある場合、投資機会の配分に際して、ファンドとその他のクライアントとの間で公正に活動するものとします。利益相反が発生した場合、管理会社の取締役会は受益者の利益に適うよう公正に解決するべく努力するものとします。関係者がソフト・コミッション契約を締結する場合、関係者は

- ()かかる契約の相手方当事者またはブローカーがファンドに最善の履行を提供することに同意していること、
- () かかる契約の利益は、ファンドにサービスを提供する上での助けとなること、
- ()ファンドに関して発行される定期的報告書の中で十分に開示されていること、 を確認しなければなりません。

5【その他】

(1) 定款の変更等

管理会社の定款の変更に関しては、株主総会の特別決議が必要です。

(2) 事業譲渡または事業譲受

信託証書の条項およびアイルランド中央銀行の承認に従って、管理会社は、信託証書に基づく権利 および義務を、その目的のために、アイルランド中央銀行によって承認された別のアイルランドの法 人に更改および譲渡することができます。かかる状況において、管理会社は、なお法人として存続し ます。

(3) 訴訟事件その他の重要事項

有価証券報告書提出前1年以内において、訴訟事件その他管理会社に重要な影響を与えることが予想される事実はありません。

管理会社の会計年度は9月30日に終了する1年です。

管理会社の存続期間は無期限です。ただし、()アイルランド高等法院の命令により、または ()株主総会の特別決議によって解散されます。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) ティー・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッド (T. Rowe Price International Ltd) (「投資運用会社」)

資本金の額

2019年9月末日現在、1億7,410万米ドル(約187億8,887万円)

(注)米ドルの円貨換算は、2019年9月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル = 107.92円)によります。

事業の内容

ティー・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッドは、2000年3月23日、英国において設立された株式会社であり、登記上の事務所をロンドン EC4N 4TZ、クイーン・ビクトリア・ストリート60番に有します。投資運用会社は、ティー・ロウ・プライス・グループ・インクの全額出資子会社です。投資運用会社は、英国金融行為監督機構(The Financial Conduct Authority)により規制されています。また、投資運用会社は、2019年6月末日現在、運用資産として約1,501億米ドルを保有していました。

ティー・ロウ・プライス・グループ・インクは、米国の持株会社で、とりわけ、ミューチュアル・ファンド、国際的なアカウントおよび大口顧客にサービスを提供する多くの関係投資運用会社を保有しています。

投資運用会社は、ティー・ロウ・プライス・グループの運用技術と調査能力を全面的に活用できます。

(2) 三井住友DSアセットマネジメント株式会社(「投資顧問会社」)

資本金の額

2019年9月末日現在、20億円

事業の内容

投資顧問会社は、2019年4月1日付で、三井住友アセットマネジメント株式会社および大和住銀投信投資顧問株式会社が三井住友アセットマネジメント株式会社を存続会社として合併し、商号を「三井住友DSアセットマネジメント株式会社」に変更した会社です。

投資顧問会社は、株式会社三井住友フィナンシャルグループ、株式会社大和証券グループ本社、 三井住友海上火災保険株式会社、住友生命保険相互会社および三井住友信託銀行株式会社により出 資されています。その主要業務は、投資運用業、投資助言・代理業です。

投資顧問会社は、日本における投資運用業、投資助言・代理業を行っており、証券投資信託の設定、運用および年金、一般法人、機関投資家等に対する投資運用業、投資助言・代理業を行っています。

(3) エスエムティー・トラスティー(アイルランド)リミテッド(SMT Trustees (Ireland) Limited) (「受託会社」)

資本金の額

2019年9月末日現在、2.50ユーロ(約295円)および12万英ポンド(約1,592万円)

事業の内容

エスエムティー・トラスティー(アイルランド)リミテッド(登記上および営業上の住所 - アイルランド共和国、ダブリン 2、ハーコート・ロード、ハーコート・センター、ブロック 5) は、1993年 1 月、アイルランドの法律に基づき設立された有限責任会社です。受託会社の最終的親会社は、東京証券取引所に上場している日本の会社である三井住友トラスト・ホールディングス株式会社です。受託会社は、1995年投資仲介業者法に基づき、投資対象の安全保管および管理を含む保管業務事業を行う者として、アイルランド中央銀行による認可を受けました。

(4) 大和証券株式会社(日本における「販売会社」および「代行協会員」)

資本金の額

2019年9月末日現在、1,000億円

事業の内容

金融商品取引法による金融庁長官の登録を受け日本において第一種金融商品取引業等を営んでいます。大和証券株式会社は、大和証券グループ本社の100%子会社であり、外国投資信託について日本における代行協会員業務および販売・買戻しの取扱いを行っている他、内国投資信託について大和証券投資信託委託株式会社およびその他の投資信託委託会社発行の受益証券の販売・買戻しを取扱っています。

2【関係業務の概要】

(1) ティー・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッド (T. Rowe Price International Ltd)(「投資運用会社」)

投資運用会社として管理会社に対してファンド資産の投資に関する投資運用業務を提供します。

- (2) 三井住友DSアセットマネジメント株式会社(「投資顧問会社」) 投資運用会社および投資顧問会社間で投資顧問会社契約が締結され、これに基づき投資顧問会社 は、投資運用会社に対する投資顧問業務を提供しています。
- (3) エスエムティー・トラスティー(アイルランド)リミテッド(SMT Trustees (Ireland) Limited) (「受託会社」)

受託会社の主たる業務は、集団投資スキームに関する信託、受託および保管サービスの提供です。 受託会社は、信託証書の条項に従い、受託会社またはその代理人が受領したダイワ・ボンド・ファン ド・シリーズのすべての資産を安全に保管する責任を負います。

(4) 大和証券株式会社(日本における「販売会社」および「代行協会員」) 日本におけるファンド証券の販売・買戻しの取扱業務および代行協会員としての業務を行います。

3【資本関係】

管理会社および受託会社の最終的親会社は三井住友トラスト・ホールディングス株式会社です。

第3【投資信託制度の概要】

1.アイルランド共和国における投資信託制度の概要

1989年までは、アイルランドのユニット型の投資商品の市場は、生命保険会社によってまたは生命保険会社と共同して管理されるユニット連動ファンドが支配的であった。ユニット連動投資信託は、生命保険会社が管理するスキームであり、受益者は投資信託の投資証券の実質的所有者ではなく、通常、生命保険商品の一部をなす投資信託がもつ投資実績に連動する利益を享受する権利を有する。

UCITS規則(下記に定義する。)および1989年金融法(同法は、UCITS規則に基づき設立されたアイルランドの登録ユニット・トラストおよびファンドの税法上の取扱いを変更した。)の施行後、UCITS規則に基づき、ユニット・トラストの設定、固定資本を有する会社型投資信託、変動資本を有する会社型投資信託、アイルランド集団資産運用ビークルおよび一般契約型投資信託の設立が認められている。

2. アイルランドの投資信託の形態

1989年6月1日までは、アイルランドの投資信託の法的枠組は、1893年受託会社法および1972年ユニット・ トラスト法(1990年ユニット・トラスト法により代替された。)に定められていた。1989年6月1日に、1989 年ヨーロッパ共同体(譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託)規則(法令1989年第78号)(以下「1989 年規則」という。)が、ヨーロッパ共同体理事会(以下「EC」という。)の1985年12月20日付通達(85/611 EEC) (「1985年通達」)を履行するため、施行された。1985年通達の改正は、2002年2月13日に発効した。 同日、欧州通達(2001/107/EC)(「管理会社通達」)および(2001/108/EC)(「商品通達」)(以下 「UCITS通達」と総称する。)が発効した。2003年 5 月29日に、2003年ヨーロッパ共同体(譲渡性のある証券 を投資対象とする投資信託)規則(法令2003年第211号)(以下「UCITS規則」という。)が、1989年規則と差 し替えられた。2011年7月1日、2011年ヨーロッパ共同体(譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託)規 則(法令2011年第352号)が、現行のアイルランドUCITS規則を 1 つの第二次法に統合することにより発効した (以下「UCITS IV規則」と総称する。)。UCITS V通達(通達2014/91/EU)をアイルランド法に置き換える規 則が2016年3月21日に発効した。同規則の名称は、2016年欧州連合(譲渡性のある証券を投資対象とする投資 信託)(改正)規則(以下「UCITS V規則」という。)である。2013年7月22日より、オルタナティブ投資 ファンドと呼ばれる新型の投資信託が、アイルランドにおいて設立可能となる。欧州連合のオルタナティブ投 資ファンド運用指令 (2011/61/EU) (以下「AIFMD」という。)は、オルタナティブ投資ファンド(以下 「AIF」という。)に関して適用される規則を定めている。AIFMDは、UCITSを除くすべての投資信託をその適 用範囲に含む。2015年3月12日に発効した2015年アイルランド集団資産運用ビークル法(改正済)(以下 「ICAV法」という。)により、「ICAV」と称する、投資ファンドのために特別に設計された、法人型の新たな 形態が構築された。ICAVは、UCITSおよびAIFとしてアイルランド中央銀行により規制され得る。

アイルランドにおける以下の種類の投資信託は、上記のアイルランド規則および / またはその設立準拠法規によって分類される。

- 1) ユニット・トラスト、固定資本を有する会社型投資信託、変動資本を有する会社型投資信託、一般契約型投資信託およびICAVとしての構造を持ち得る、UCITS IV規則の下に認可される譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託(以下「UCITS」という。)
- 2) ユニット・トラスト、固定資本を有する会社型投資信託、変動資本を有する会社型投資信託、一般契約型投資信託およびICAVとしての構造を持ち得るAIF
- 3) 1990年ユニット・トラスト法の下に登録されるユニット・トラスト
- 4) 1994年有限責任組合型投資信託法の下に認可される有限責任組合型投資信託
- 5) 2014年会社法パート24により認可される会社型投資信託

6) 2005年投資信託、投資会社およびその他規定法(以下「2005年法」という。)により設定される一般契 約型投資信託

UCITSとしての適格性を有し、ヨーロッパ連合(以下「EU」という。)のいずれか一つの加盟国(以下「EU加盟国」という。)内に所在するすべてのファンドは、他のEU加盟国において、UCITS IV規則が立法化されている範囲内で、かつ同国での販売に関する諸規則に従い、その株式または受益証券を自由に販売することができる。

UCITS IV規則第4条(3)は、UCITSを以下のように定義しているが、同条(9)に列挙するものは例外としている。

- (a) 公衆から調達した投資元本を以下の一方または両方に集合的に投資し、かつリスク分散の原則に基づき 運用することを唯一の目的とする投資信託、ならびに
 - (i) 譲渡性のある証券
 - (ii) 規則第68条に記載される、その他の流動性のある金融資産
- (b) 受益証券が、保有者の請求に応じて、投資信託の資産から直接または間接に買戻されるかまたは償還される投資信託
- UCITS IV規則第3条(1)はさらに、以下のとおり定める。
 - 「譲渡性のある証券」とは、規則第69条(2)(a)に記載される技法および手段を除き以下をいう。
 - 企業の株式および企業の株式に相当し、かつこれらに適用される一定の基準を満たすその他の証券(「株式」)
 - 債券およびその他の形態の証券化債務(「債務証券」)
 - 買付けまたは交換により当該譲渡性のある証券を取得する権利を伴うその他の流通証券
 - 「短期金融商品」とは、通常短期金融市場で取引されるもので、流動性がありいつでもその価格が正確 に決定され得る証券をいう。

UCITS IV規則第4条(9)は、同条(3)の定義に該当するが、UCITS IV規則の下でUCITSたる適格性を有しない以下の投資信託を列挙している。

- (a) 子会社である媒体を通じて、資産の全部または大部分が譲渡性のある証券以外に投資される会社型投資 信託
- (b) クローズド・エンド型の投資信託
- (c) ヨーロッパ共同体またはその一部において、受益証券の公募を行わずに投資元本を調達する投資信託
- (d) ファンド規則または当該会社型投資信託の設立書類に基づき第三国の公衆に対してのみ受益証券を販売 しうる投資信託

アイルランドにおける投資信託には以下の形態がある。

- (i) ユニット・トラスト (Unit Trusts)
- (ii) 変動資本型会社として登録されている固定資本を有する会社型投資信託
- (iii) 変動資本型会社として登録され、定款で以下の事項を定めている変動資本を有する会社型投資信託
 - ・ 当該会社型投資信託の払込済資本金の金額は、いかなる場合においても当該会社型投資信託の純資 産価額に等しいこと。
 - ・ 当該会社型投資信託の株式には額面金額がないこと。
 - (iv) 一般契約型投資信託 (Common contractual funds)
 - (v) ICAV

UCITSはユニット・トラスト、会社型投資信託、一般契約型投資信託またはICAVとして設定しうる。UCITSのユニット・トラストおよびUCITSの一般契約型投資信託は、アイルランド規則に従い、アイルランドのUCITSの

会社型投資信託は、アイルランド規則および2014年アイルランド会社法(以下「会社法」という。)に従う。 UCITSのICAVは、ICAV法に従う。

AIFのユニット・トラストは、1990年ユニット・トラスト法および同法に基づきアイルランド中央銀行が発行したAIFルールブックに従って設定することができ、AIFの一般契約型投資信託は、2005年法に従って設定することができる。UCITS以外の会社型投資信託は、会社法および同法に基づきアイルランド中央銀行が発行したAIF ルールブックに基づいてアイルランドで設定される。有限責任組合型投資信託は、1994年有限責任組合型投資信託法および同法に基づきアイルランド中央銀行が発した通達に基づいてアイルランドで設定される。AIFのICAVは、ICAV法に従って設定することができる。

- (1) 税制度についての主な規定は1997年統合租税法(改正済)に定められている。
- (2) UCITSおよびAIFの認可されたユニット・トラスト、UCITSおよびAIFの認可された一般契約型投資信託およびAIFの認可された有限責任組合型投資信託は、税法上アイルランドの居住者またはアイルランドの通常居住者である持分権者/受益者がいない場合およびこれに関して各持分権者/受益者により適切な申告がなされている場合、アイルランドの所得税およびアイルランドのキャピタル・ゲイン税についての税率0%の特典が適用される。2010年金融法にはアイルランドの居住者またはアイルランドの通常居住者ではない持分権者/受益者が、ある一定の条件では非居住の宣言を行う必要なしに投資信託に投資することを可能にする規定が含まれる。そのために当該投資信託は、当該持分権者/受益者がアイルランドの居住者またはアイルランドの通常居住者ではないことを確認し、この点についてアイルランド税務当局(歳入委員会)よりの承認を受けるようにする、「代替手続き」を行う義務がある。
- (3) 認可されたUCITSの会社型投資信託および変動資本を有する会社型投資信託は、税法上アイルランドの居住者またはアイルランドの通常居住者である株主/受益者がいない場合およびこれに関して各株主/受益者により適切な申告がなされている場合、アイルランドの所得税およびアイルランドのキャピタル・ゲイン税についての税率0%の特典が適用される。2010年金融法の変更については前項を参照のこと。
- (4) アイルランド中央銀行は、UCITS IV規則第121条に従って認可されたUCITSユニット・トラスト、UCITS会社型投資信託およびUCITS一般契約型投資信託を監督する。1990年ユニット・トラスト法の下で登録されたユニット・トラスト、会社法に基づく変動資本を有する会社型投資信託、1994年有限責任組合型投資信託法に基づく有限責任組合型投資信託、2005年法に基づくAIFの一般契約型投資信託およびAIFMDに基づき(かつAIFルールブックに記載されている)オルタナティブ投資ファンドについてはアイルランド中央銀行が規制している。

3. それぞれの型の投資信託の仕組みの概要

(A) ユニット・トラスト

ユニット・トラストは、共有資産(「ファンド」)、管理会社および受託会社の3要素から成り立っている。

(1) ファンドの概要

ファンドは法人格を持たないが、その投資により利益および残余財産の分配に等しく参加する権利を有する受益者の混合的な投資を構成する投資信託として定義される。ファンドは会社として構成されていないので、各投資者は株主ではなく、その権利は、UCITSのユニット・トラストの場合はアイルランド規則に従い、またAIFのユニット・トラストの場合は1990年ユニット・トラスト法に従い、受益者を代表する受託会社と管理会社との間の契約関係に基づく、衡平法上の権利としての性質を持つ。

投資者は、受益権を取得することによって、受益者としての相互の関係を承認する。受益者、管理会社お よび受託会社の関係は信託証書に基づいている。

(2) 受益証券の発行の仕組み

ファンドの受益権は、信託証書に規定される発行日の純資産価格に基づいて継続的に発行される。

管理会社は、受託会社の監督のもとで、受益権を表象する無記名式証券もしくは記名式証券または受益権 を証する確認書を発行し、交付する。

受益権の買戻請求は、いつでも行うことができるが、信託証書に買戻請求の停止に関する規定がある場合はこれに従い、また、UCITSのユニット・トラストの場合にはUCITS IV規則第104条の規定に従い、買戻請求が停止される。

信託証書に規定がある場合に限り、その範囲内で、一定の事項につき受益者に議決権が与えられる。これは、信託証書の変更の提案に適用されることもある。

分配方針は信託証書の定めに従う。

(3) UCITSのユニット・トラストに関する諸規則

UCITS IV規則第8条(1)により、一定の要件およびアイルランド中央銀行による要件の導入の可能性が規定されている。認可を得るための主な要件は以下のとおりである。

- (a) 管理会社は、ファンドの管理運用業務を信託証書に従って執行すること。
- (b) UCITSのユニット・トラストの受益証券の発行価格および買戻価格は、少なくとも1か月に二度は計算されること。
- (c) 信託証書には以下の事項が記載されていなければならない。
 - (i) ファンドの名称および存続期間、管理会社および受託会社の名称
 - (ii) 提案されている特定の目的に従った投資方針
 - (iii) 分配方針
 - (iv) 管理報酬およびファンドに請求すべきその他の諸経費ならびにこれらの計算方法
 - (v) 公告に関する規定
 - (vi) ファンドの会計年度
 - (vii) 信託証書変更手続
 - (viii) 受益証券発行手続
 - (ix) 受益証券買戻しの手続、買戻しの条件および買戻しの停止条件

(4) 投資制限(UCITSの投資制限)

ユニット・トラストに適用される投資制限に関しては、UCITSのユニット・トラストに適用される制限と AIFのユニット・トラストに適用される制限に区別される。

許可されている投資

- (1) UCITSの投資対象は、以下の一または複数のみにより構成されるものとする。
 - MIFID規則第3条(1)に定められる意味の範囲内の規制された市場で認められまたは取引される 譲渡性のある証券および短期金融商品
 - EU加盟国の定期的に取引が行われ、公認かつ公開の他の規制された市場で取引される譲渡性の (b) ある証券および短期金融商品
 - 第三国の証券取引所への公式の上場が認められているか、または第三国の定期的に取引が行わ (c) れ、公認かつ公開の他の規制された市場で取引される譲渡性のある証券および短期金融商品。た だし、証券取引所または株式市場の選択は、管轄当局によって承認されているかまたは法律、 ファンド規則または会社型投資信託の設立書類に規定されているものとする。
 - 最近発行された譲渡性のある証券。ただし、 (d)
 - 証券取引所への上場申請の約定または、定期的に取引が行なわれ、公認かつ公開の他の 規定された市場での取引の申請の約定が発行要項の中に含まれているものとする(ただ し、証券取引所または市場の選択は、管轄当局によって承認されているかまたは法律、 ファンド規則または会社型投資信託の設立書類に規定されているものとする。)。
 - 発行から1年以内に確実に(i)に記載される許可を得るものとする。 (ii)
 - (e) EU加盟国で設定されると否とに関わらず通達に従い認可されたUCITSまたは規則第4条(3)に該当 するその他の投資信託の受益証券。ただし、
 - かかる他の投資信託は、共同体法により規定されたものに相当するとアイルランド中央 (i) 銀行が認める監督に服すべき旨および当局間の協力が十分に確保されるべき旨を定める法 律に基づき認可されているものとし、
 - 他の投資信託の受益者の保護レベルがUCITSの受益者について規定されたものと同等であ (ii) ること、ならびに特に資産分離、借入れ、貸付ならびに譲渡性のある証券および短期金融 商品の空売りに関する規則が通達の要件と等しいものとし、
 - (iii) 他の投資信託の事業が、報告期間の資産および債務、収益および営業の評価を可能とす るため半期報告書および年次報告書に報告されているものとし、
 - (iv) 取得が想定されるUCITSまたはその他の投資信託の資産の合計で10%を超えて、その信託 証書、設立証書または定款に基づき、当該UCITSまたはその他の投資信託の受益証券に投資 してはならないものとする。
 - 要求に基づき払い戻され得るかまたは引き出す権利を付した、満期まで12か月以下の金融機関へ (f) の預金(ただし、当該金融機関はEU加盟国に登記上の事務所を置いているものとし、または当該 金融機関が第三国に登記上の事務所を置いている場合には当該金融機関は共同体法により規定さ れたものに相当するとアイルランド中央銀行が認める慎重な規則に服するものとする。)
 - (g) 上記(a)、(b)または(c)に記載された規制された市場で取引されている現金決済証券に相当する ものを含む金融派生商品ならびに/またはOTC派生商品の形で取引される金融派生商品。ただ し、
 - (i) 派生商品の裏付け商品は、本項に記載される商品、金融指数、金利、外国為替レートま たは通貨により構成され、UCITSはこれらに対し、UCITSの信託証書、設立証書または定款 に記載される投資目的に従い投資することができるものとし、

(ii) OTC派生商品取引の相手方は慎重な監督に服する機関であり、アイルランド中央銀行の承認したカテゴリーに属するものとし、

- 認したカテコリーに属するものとし、 (iii) OTC派生商品は毎日、確実かつ実証し得る評価が行われ、UCITSが自発的にいつでもその
- (h) 規制された市場で取引されるものを除く、短期金融商品(当該証券の発行または発行体自体が投資家保護および貯蓄を目的に規制されている場合。ただし、当該証券は

公正価額で相殺取引により売却、清算または終了することが可能なものとする。

- (i) EU加盟国の中央政府、地方政府もしくは地方公共団体もしくは中央銀行、欧州中央銀行、ヨーロッパ共同体もしくは欧州投資銀行、第三国または連邦国家の場合には連邦を構成する一メンバー、または一もしくは複数のEU加盟国が属する公的国際機関により発行または保証されているものとし、
- (ii) その証券が上記(a)、(b)または(c)に記載された規制された市場で取引されている企業により発行されているものとし、
- (iii) 共同体法の定めた基準に従い慎重な監督に服する機関または共同体法の定めたものと少なくとも同程度に厳重であるとアイルランド中央銀行の認める慎重な規則に従いこれを遵守する機関により発行または保証されているものとし、または
- (iv) アイルランド中央銀行の承認したカテゴリーに属するその他の団体により発行されている ものとする

が、当該証券への投資は、上記(i)、(ii)または(iii)に規定されたものに相当する投資家保護に従っており、かつ発行体は、その資本金および準備金が最低1,000万ユーロであるとともに特定の種類の会社の年次財務書類に関する条約第54条(3)(g)に基づく1978年7月25日付第4理事会通達(78/660/EEC)によりその年次決算書を提出および公開している会社であるか、またはグループ企業内に一もしくは複数の上場企業を含み、グループの金融業務に専念している法主体であるか、または銀行の流動性枠から利益を得る証券化手法の金融業務に専念している法主体であるものとする。)

- (2) UCITSは付随的に流動資産を保有することができるが、
 - (a) (1)項に記載されるものを除き、その資産の10%超を譲渡性のある証券または短期金融商品に投資してはならない。
 - (b) 貴金属または貴金属を表象する証書を取得してはならない。
- (3) 会社型投資信託は、その業務の直接的な遂行のために必須の動産または不動産を取得することができる。

リスク管理

- (1) (a) 管理会社または会社型投資信託は、いつでもUCITSのポジション・リスクおよび当該リスクが UCITSの資産ポートフォリオのリスク内容全体に寄与する要因を常に監視および測定することを可能とするリスク管理手法を用いるものとする。
 - (b) 管理会社または会社型投資信託は、OTC派生商品の価格を正確かつ独自に査定する手法を用いるものとする。
 - (c) 管理会社または会社型投資信託は、アイルランド中央銀行に対し定期的に、またアイルランド中央銀行が当該目的のために指定する特定要件に従い、派生商品の種類、潜在的リスク、数量制限および各運用中のUCITSに関する派生商品取引に伴うリスクを予測するため選択される方法を通知しなければならない。
- (2) (a) UCITSは、(一般的にまたは特定のUCITSについて)UCITS IV規則の目的においてアイルランド中央銀行が定める条件または要件に基づきかつこれらに従い、譲渡性のある証券および短期金融商品

に関する技法および手段を用いることができる。ただし、かかる技法および手段はポートフォリオの効率的運用の目的で使用される場合に限る。かかる運用が派生商品の利用に関係する場合、本条件および要件はUCITS IV規則に準拠しなければならない。

- (b) かかる運用は、いかなる場合においても、UCITSをしてその信託証書、設立証書、基本定款および 通常定款または目論見書に規定された投資目的から乖離させてはならない。
- (3) 譲渡性のある証券または短期金融商品に関連し、かつ、効率的なポートフォリオ運用のために用いられる技法および手段に関する(2)(a)における記載は、以下の基準を満たしている技法および手法に関する記載として解釈されるものとする。
 - (a) 当該技法および手段は、費用対効果の高い方法で実現されるという点で経済的に適切であること。
 - (b) 当該技法および手段は、以下の一または複数の特定の目的のために実行されること。
 - (i) リスクの軽減
 - (ii) 経費の削減
 - (iii) UCITSのリスク内容および規則第70条および第71条に定められるリスク分散規則と一致するリスク・レベルでUCITSの追加の資本および収益を生み出すこと。
 - (c) 当該技法および手段に伴うリスクは、UCITSのリスク管理プロセスによって適切に把握されること。
- (4) (a) UCITSは、派生商品に関する包括的リスク・エクスポージャーがそのポートフォリオの純資産総額を超えないよう確保しなければならない。
 - (b) UCITSは、その投資方針の一環として、また規則第70条(6)に規定される制限の範囲内で、金融派生商品に対象資産のエクスポージャーが、総額で規則第70条に規定される投資制限を超えないことを条件として投資することができる。UCITSが指数を基礎とした金融派生商品に投資する場合、かかる投資は規則第70条に規定される制限と合算する必要はない。
 - (c) 譲渡性のある証券または短期金融商品に組込派生商品が含まれる場合、UCITS IV規則の要件を遵守する際に当該派生商品を考慮するものとする。
- (5) (a) 派生商品を組み込んでいる譲渡性のある証券または短期金融商品は、付属書類3に定められる譲渡性のある証券または短期金融商品の基準を満たし、かつ、以下の基準を満たす構成を含む金融商品に関する記載として解釈されるものとする。
 - (i) 当該構成によって、主契約として機能する譲渡性のある証券または短期金融商品により別途必要とされるキャッシュ・フローの一部または全部が特定の金利、金融商品価格、外国為替相場、価格もしくはレートの指数、信用格付もしくは信用指数またはその他の変数に応じて変更でき、従って、独立した派生商品と類似の方法で変動すること。
 - (ii) 当該構成の経済特性およびリスクは、主契約の経済特性およびリスクと密接な関連はないこと。
 - (iii) 当該構成は、譲渡性のある証券または短期金融商品のリスク内容および価格決定に重大 な影響を及ぼすものであること。
 - (b) 譲渡性のある証券または短期金融商品は、派生商品が当該譲渡性のある証券または短期金融商品 とは別に契約上譲渡可能な構成要素を含む場合、当該派生商品を組み込んでいるとはみなされない ものとする。かかる構成要素は、別個の金融商品とみなされるものとする。
- (6) (2)項において、エクスポージャーは、裏付資産の時価、取引相手方リスク、将来の市場変動および持高清算の時期を考慮して計算される。
- (7) 付属書類9に規定される要件は、

- (a) UCITS IV規則上、効力を有するものとする。
- (b) 管理会社への適用に加え、UCITS IV規則に従い管理会社を指名していない会社型投資信託にも適用されるものとする。
- (8) 付属書類 9 における管理会社に関する記載は、(7)(b)において、それぞれ会社型投資信託に関する記載を含むと解釈されるものとする。

報酬方針

- (1) 管理会社は、以下の報酬方針および報酬慣行を確立し、適用する。
 - (a) 堅実かつ効率的なリスク管理と合致し、当該リスク管理を推進し、
 - (b) 管理会社が運用するUCITSのリスク特性、規則または設立証書と合致しないリスクの引受けを助長せず、かつ、
 - (c) 管理会社が運用するUCITSの最善の利益のために行為する管理会社の義務の遵守を損なわない報酬 方針および報酬慣行。
- (2) (1)項において言及される報酬方針および報酬慣行は、給与および任意の年金給付に係る固定要素および変動要素を含むものとする。
- (3) (1)項において言及される報酬方針および報酬慣行は、その専門的な活動が管理会社または管理会社が 運用するUCITSのリスク特性に重大な影響を及ぼすスタッフの分類(上級管理職、リスクテイカー、管 理部門の人員ならびに上級管理職およびリスクテイカーの報酬区分に該当する総報酬額を受領する従業 員を含む。)に適用されるものとする。

一つの発行体の証券への投資

- (1) (a) UCITSは、その資産の10%を超えて同一発行体の譲渡性のある証券または短期金融商品に投資することができない。ただし、UCITSがその資産の5%を超えて投資し、保有する特定の発行体の譲渡性のある証券または短期金融商品の総額は、ファンドの純資産総額の40%を超過してはならない。本制限は、金融機関への預金および金融機関を相手方とするOTC派生商品取引には適用されない。
 - (b) UCITSは、その資産の20%を超えて同一機関における預金に投資してはならない。
 - (c) OTC派生商品取引におけるUCITSの取引相手方のリスク・エクスポージャーは、以下を超えてはならない。
 - (i) 取引相手方が規則第68条(1)(f)に規定される金融機関の場合、その資産の10%
 - (ii) その他の場合、その資産の5%
- (2) (1)項(a)、(b)および(c)に関わらず、UCITSは、その資産の20%を超えて、同一機関により発行されるかまたは同一機関を相手方とする以下の二つ以上を合算することはできない。
 - (a) 譲渡性のある証券または短期金融商品への投資
 - (b) 預金
 - (c) OTC派生商品取引から発生するエクスポージャー
- (3) (a) (1)項(a)および(2)項に関わらず、UCITSはその資産の25%を限度に、EU加盟国に登記上の事務所を置き、法律に基づき債券の所持者を保護するための特別な公的監督に従っている金融機関の発行する債券に投資することができる。特に、かかる債券の発行から得た額は、法律に従い、債券の全有効期間を通じ、債券に付帯する請求権に応じることができる資産で、発行体の不履行の場合に元本の払戻しおよび経過利息の支払いに優先的に用いられることになる資産に投資されなければならない。
 - (b) UCITSがその資産の5%超を(a)に記載される同一の発行体の債券に投資する場合、かかる投資の 総額はUCITSの資産総額の80%を超えてはならない。

(c) アイルランド中央銀行は、国で有効な(a)に定められる法律および監督上の取決めに従い、(a)の要件に応じて債券を発行することを授権された発行体のリストを欧州証券市場監督局および委員会に送付する。提供される保証の地位を明記する通知が、かかるリストに添付される。

- (4) (1)項(a)および(2)項に関わらず、UCITSは、その資産の35%を限度に、EU加盟国、EU加盟国の地方機関、第三国または1か国以上のEU加盟国が加盟している公的国際機関によって発行または保証されている譲渡性のある証券または短期金融商品に投資することができる。
- (5) (3)項および(4)項に記載される譲渡性のある証券および短期金融商品は、(1)項(a)に記載される40%制限の適用の際には考慮してはならない。
- (6) (1)項ないし(4)項の制限は合計してはならず、このため、以下すなわち、(1)項ないし(4)項に従い実行される以下の内の複数に対する投資から発生する同一発行体に対するエクスポージャーは、いかなる状況においてもUCITSの資産の合計35%を超えてはならない。
 - (a) 譲渡性のある証券
 - (b) 短期金融商品
 - (c) 預金
 - (d) 派生商品取引
- (7) 通達(83/349/EEC)に従い定義されるところによるかまたは公認国際会計規則に従った連結決算のため 同一グループに含まれる企業は、UCITS IV規則に規定される制限の計算上、同一発行体と見なされるも のとする。

かかる場合、UCITSは、その資産の20%を限度に、同一グループ内の譲渡性のある証券および短期金融商品への投資を組み合わせることがあるが、かかる投資はUCITS IV規則に明記されたその他の制限に従うものとする。

インデックス・ファンド

- (1) (a) 規則第74条に規定された制限を害することなく、信託証書、設立証書または定款に基づきUCITS の投資方針が、下記を基準としてアイルランド中央銀行により認められる一定の株式または債務証券の指数の構成を複製することを目指す場合、規則第70条(1)(a)の制限は、同一発行体の株式もしくは債務証券またはこれらの両方への投資について20%まで引き上げられる。
 - (i) 指数の構成が十分に分散されており、本項および(2)項に定められるリスク分散規則に準拠する指数に関する記載として理解されること。
 - (ii) 指数が、関係市場について適切なベンチマークを表わしており、一般的に関係市場の主要な発行体を排除することにはならないと認められた方法を提供会社が用いている指数の記載として理解されること。
 - (iii) 指数が適当な方法で公開され、以下の基準を満たす指数に関する記載として理解されること。
 - (I) 指数が一般に公開されていること。
 - (II) 指数の提供会社がUCITSを模写する指数から独立していること。
 - (b) (a)(iii)(I)は、指数の提供会社およびUCITSが同一の経済グループの一員を構成することを妨げる ものではない。ただし、利益相反の管理について有効な取決めを行うことを条件とする。
- (2) アイルランド中央銀行は、特に一定の譲渡性のある証券または短期金融商品の構成比率が高い規制された市場における例外的な市況から正当であると証明される場合、規制第70条(1)(a)に規定された制限を最大35%まで引き上げることができる。かかる制限までの投資は、同一発行体についてのみ認められる。

(3) (1)項における株価指数または債務証券指数の構成の複製に関する記載は、当該指数の対象資産の構成の複製として理解されるものとする(派生商品または規則第69条(2)に記載されるその他の技法および手法の利用を含む。)。

国等により発行または保証される証券

- (1) 受益者が規則第70条に規定された制限を遵守するUCITSの受益者の受けるものと同等の保護を受けていることをアイルランド中央銀行が納得している場合、アイルランド中央銀行は、リスク分散原則に従い、その資産の100%を限度に、EU加盟国、その地方公共団体、第三国または一もしくは複数のEU加盟国が加入する公的国際機関により発行されたかまたは保証されている異なる譲渡性のある証券および短期金融商品に投資することをUCITSに授権することができる。
- (2) かかる場合、UCITSは、
 - (a) 少なくとも 6 種類の銘柄の証券を保有しなければならず、かつ同一銘柄の証券がその資産総額の 30%を超えてはならず、また
 - (b) ファンドの資産の35%を超える投資を予定する証券については、これを発行または保証する国、 地方公共団体または公的国際機関の名称をUCITSの信託証書、設立証書または定款に明記しなけれ ばならず、また
 - (c) アイルランド中央銀行の認可に注意を喚起し、当該UCITSがその資産の35%を超えて投資する予定であるかすでに投資した有価証券に係る国、地方公共団体または公的国際機関を表示する明白な記述を目論見書およびマーケティング・コミュニケーションに含まなければならない。

UCITSおよびその他の投資信託への投資

- (1) UCITSは、以下の一方またはその両方の受益証券を取得することができるが、その資産の20%を超えて、単一のUCITSまたは他の投資信託の受益証券に投資してはならない。
 - (a) その他のUCITS
 - (b) 規則第68条(1)(e)に規定されるその他の集合的投資。投資対象であるUCITSまたはその他の投資信託がアンブレラ・ファンドとして設定される場合、アンブレラ・ファンドの各サブ・ファンドは、アイルランド中央銀行により課せられる条件に従い、本制限を適用する目的のために、別個のUCITSまたは別個の投資信託であるものとしてみなされることがある。
- (2) UCITSによるUCITS以外の投資信託の受益証券に対する投資は、総額で、UCITSの資産の30%を超えてはならない。
- (3) UCITSがUCITSもしくは他の投資信託またはこれらの両方の受益証券を取得した場合、かかる裏付の UCITSもしくは他の投資信託またはこれらの両方の資産は、規則第70条に規定された制限について、合計 する必要はないものとする。
- (4) UCITSが他のUCITSもしくは他の投資信託またはこれらの両方の受益証券に投資する場合で、かかる UCITSおよびその他のUCITSまたは投資信託が、直接または委任により、同一の管理会社によるかまたは 管理会社が共通の管理・支配関係もしくは直接・間接に実質的な所有関係にある他の会社により管理されている場合、かかる管理会社または他の会社は、当該他のUCITSもしくは他の投資信託またはこれらの 両方(場合による。)の受益証券に対するUCITSの投資については申込手数料または買戻し手数料を請求 しないものとする。
- (5) その資産の相当部分を他のUCITSもしくは投資信託またはこれらの両方に投資するUCITSは、その目論見書において、UCITSそれ自体に対し、および自ら投資を予定する他のUCITSもしくは投資信託またはこれらの両方(場合による。)に対し請求され得る運用報酬の最大限度額を開示しなければならない。UCITSの年次報告書では、UCITS自らに対し、および自ら投資するUCITSもしくは他の投資信託またはこれらの両方に対し請求される運用報酬の最大比率を表示しなければならない。

(6) アンブレラ・ファンドは、規則第67条およびアイルランド中央銀行により課せられる条件に従い、当該アンブレラ・ファンド内で、あるサブ・ファンドの受益証券を別のサブ・ファンドのために取得することができる。

UCITSによる金銭の借入れ

- (1) (2)項および(3)項に従い、以下のものはいずれも金銭を借り入れることはできない。
 - (a) 会社型投資信託
 - (b) 管理会社およびユニット・トラストのために行為する受託会社および一般契約型投資信託のため に行為する管理会社
- (2) UCITSは、「バック・ツー・バック」ローンにより外国通貨を取得することができる。
- (3) UCITSは、
 - (a) 会社型投資信託の場合はUCITSの資産の10%を限度として、またはユニット・トラストまたは一般 契約型投資信託の場合はファンドの価額の10%を限度として借入れを行うことができる。ただし、 借入れは一時的なものとする。
 - (b) 会社型投資信託の場合、UCITSの資産の10%を限度として借入れを行うことができる。ただし、借入れはUCITSの事業のために必要な不動産の取得を可能にするためのものとする。かかる場合、借入れおよび(a)に定められる借入れは、合計で借主の資産の15%を超えないものとする。
- (4) 本規制において、UCITSに関する「資産」および「ファンドの価額」とは、UCITSの純資産をいう。
- (5) AIFのユニット・トラストの投資制限

AIFのユニット・トラストに適用される投資制限は、1990年ユニット・トラスト法によって以下のように 定められている(また、AIFルールブックにおいて詳細が記載されている。)。

AIFルールブックに記載される個人投資家向けオルタナティブ投資ファンドの投資制限

- 1. 投資制限
- 1. 個人投資家向けAIFは、リスク分散の原則に従うことを条件として、その設定日から6か月間においては、本項に記載される投資制限を免除されることがある。
- 2. 本章および個人投資家向けAIFの英文目論見書に記載されている投資制限は、投資対象の購入時に適用され、その後も適用され続けるものとする。かかる制限が個人投資家向けAIFのコントロールの及ばない理由により、または新株引受権の行使により、その後、超過される場合、個人投資家向けAIFは、かかる事象を記録し、また、自身の受益者の利益を適切に考慮し、かかる状況を改善することを最優先しなければならないものとする。
- 3. 関連会社/機関は、本項の5、6および8の趣旨上、同一発行体とみなされるものとする。

証券

- 4. 個人投資家向けAIFは、定期的に業務を行っており、公認かつ公開の規制された市場において取引されていない証券には、その純資産の20%を超えて投資することができない。
- 5. 7に従って、個人投資家向けAIFは、同一機関によって発行された証券にその純資産の20%を超えて投資することができない。その投資方針が指数を再現することである個人投資家向けAIFに関しては、特定の譲渡性のある証券または短期金融商品が圧倒的なシェアを占めているなどの例外的市場環境またはその他の例外的市場環境により正当化される場合、かかる制限は、同一発行体に関し、35%に引き上げられる。
- 6. セクション 1 のパラグラフ 1 の i (一般的制限)に従って、個人投資家向けAIFは、同一発行体によって発行されたいずれかのクラスの証券の20%を超えて保有することができない。かかる条件は、他のオープン・エンド型投資信託への投資には適用されない。

個人投資家向けAIFは、いずれかの国、その構成州、その地方自治体、またはアイルランド中央銀行 7. の事前の承認を得て一もしくは複数の国が構成員である公的国際機関によって発行または保証された 譲渡性のある証券にその純資産の20%超から100%を上限として投資することができる。

現金

- 個人投資家向けAIFは、同一機関にその純資産の10%を超えて預託することができない。かかる制限 8. は、以下によって発行された預託を証明する証券または以下によって保証された証券に関しては、純 資産の30%に引き上げられる。
 - (a) 欧州経済地域(「EEA」)加盟国(EU加盟国、ノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタイ ン)において認可された金融機関
 - (b) EEA加盟国以外の、1988年7月の「バーゼル自己資本比率規制合意」の調印国(スイス、カナ ダ、日本、米国)において認可された金融機関
 - (c) ジャージー、ガーンジー、マン島、オーストラリアまたはニュージーランドにおいて認可され た金融機関
 - (d) 保管受託銀行
 - (e) アイルランド中央銀行の事前の承認を得た場合、保管受託銀行の関連会社もしくは関係会社で ある金融機関

投資信託

- 9. 本項の12に従って、個人投資家向けAIFは、対象投資信託が規制対象の投資信託であることを条件とし て、オープン・エンド型投資信託にのみ投資するものとする。
- 10. 本項の12に従って、個人投資家向けAIFは、いずれか一オープン・エンド型投資信託に純資産の30%を 超えて投資することができない。
- 11. 純資産の30%を超えて他の投資信託に投資する個人投資家向けAIFは、自身が投資する投資信託につい ては、純資産の30%を超えて他の投資信託に投資することを禁止されている投資信託であることを確 保するものとする。かかる投資は、管理報酬および/または投資運用報酬を二重取りにするために行 われてはならないものとする。
- 12. 個人投資家向けAIFは、純資産の20%を超えて規制されていないオープン・エンド型投資信託に投資す ることができない。
- 13. 投資対象である投資信託の管理会社が通常請求する当初販売手数料または買戻手数料を放棄した場 合、個人投資家向けAIFは、管理会社またはオルタナティブ投資ファンド運用者(以下「AIFM」とい う。)またはこれらの関連会社または関係会社によって運用されている投資信託の受益証券にのみ投 資するものとする。
- 14. 個人投資家向けAIFは、管理会社またはAIFMによって受領された一切の手数料またはその他の報酬が 個人投資家向けAIFの資産に払い込まれることを確保しなければならない。

デリバティブ(金融派生商品)

- 15. 個人投資家向けAIFは、以下を超える店頭デリバティブ取引(セクション 1 (iv) (金融派生商品)の パラグラフ3において定義されている。)のカウンターパーティーに対するリスク・エクスポージャー を有することができない。
 - (a) カウンターパーティーが適切な機関である場合には、個人投資家向けAIFの純資産の10%、また
 - (b) その他の場合には、個人投資家向けAIFの純資産の5%

16. 個人投資家向けAIFは、金融派生商品に関する世界的なエクスポージャーが、そのポートフォリオの純 資産総額を超えないことを確保するものとする。譲渡性のある証券または短期金融商品に金融派生商 品が組み込まれている場合、かかる条件を遵守する際、後者が考慮されるものとする。

(6) 管理会社

UCITS IV規則に従い、アイルランド中央銀行は、UCITS IV規則に基づきアイルランド中央銀行に申請し ている管理会社に対し、管理会社として業務を行う認可を付与し、またはその付与を拒否することができ る。認可の付与については、規則第17条および第18条に定められる条件および要件に従う。アイルランド中 央銀行は、付与されたすべての認可について、欧州証券市場監督局に通知するものとする。

UCITS IV規則に概説される管理会社の業務

- (1) (a) UCITS IV規則に別段に規定される場合を除き、管理会社は、UCITS IV規則または通達に従って認 可されたUCITS、およびUCITS IV規則に規定されておらず、管理会社が慎重な監督に服するもの の、通達に基づきその他のEU加盟国では販売することのできないその他の投資信託の管理以外の業 務に従事しないものとする。
 - (b) ユニット・トラスト、一般契約型投資信託および会社型投資信託を管理する業務には、付属書類 1に規定される業務が含まれるが、それに限られない。
- (2) (a) (b)に従い、管理会社は、投資信託の管理のほか、以下の追加業務を提供することにつき認可を 受けることができる。
 - (i) 投資家により一任ベースおよび各顧客ベースで付与される委任に従い、年金基金が保有する ものを含む投資ポートフォリオの運用(当該ポートフォリオがMIFIDの添付書類セクションC に挙げられた一または複数の投資証券を含む場合)
 - (ii) 非中核業務として、
 - (I) 通達(2004/39/EC)セクションCの添付書類1に挙げられた一または複数の証券に関す
 - (11) 投資信託の受益証券に関する保管および管理
 - (b) 管理会社は、
 - (i) (a)(i)および(ii)に規定される業務のみの提供を目的としては認可されないものとする。
 - (ii) (a)(i)に規定される業務の提供の認可を受けることなく、(a)(ii)に規定される非中核業務 の提供を目的としては認可されないものとする。
- (3) 規則第3条(1)における「管理会社」の定義およびMIFID規則第32条、第33条、第76条および第99条ない し第102条は、必要なすべての修正をもって、管理会社による(2)項(a)(i)および(ii)に規定される業務 の提供に適用されるものとする。
- (4) 個々のポートフォリオ運用業務を提供する管理会社は、MIFID規則に基づきアイルランド中央銀行が公 表する顧客資産要件を遵守するものとする。
- (5) 投資信託業務の提供の一環として、UCITS IV規則に従い認可された管理会社は、申込金および販売会社 に関する資金の処理のために顧客資産勘定を維持することができる。かかる場合、管理会社は、MIFID規 則に基づきアイルランド中央銀行が公表する顧客資産要件を遵守し(場合に応じて)、規則第123条に従 いアイルランド中央銀行によって課せられる条件に従うものとする。

管理会社の認可の条件および認可取消しの理由

- (1) 他の法律上の規定を害することなく、管理会社は、以下の場合を除き、アイルランド中央銀行により認 可されないものとする。
 - (a) 本国内に、その登記上の事務所および本店を有する法人である場合

- (b) 最低125,000ユーロの当初資本額を有する場合
- (c) 管理会社の業務を有効に遂行する者は十分に優良な評判を有し、管理会社が運用するタイプの UCITSについて十分な経験を有する場合
- (2) (a) 管理会社と他の自然人もしくは法人との間に緊密な関係が存在している場合、アイルランド中央 銀行は、かかる関係がアイルランド中央銀行の監督機能の有効な行使を妨げない場合にのみ認可を 行うものとする。
 - (b) 管理会社が緊密な関係を有する一もしくは複数の自然人もしくは法人を支配する第三国の法律、 規則もしくは行政規定またはこれらの執行に伴う困難がアイルランド中央銀行の監督機能の有効な 行使を妨げる場合、アイルランド中央銀行は、認可を拒否するものとする。
 - (c) アイルランド中央銀行は、本項に規定される条件の継続的な遵守を監視するためにアイルランド中央銀行が要求する情報の提供を管理会社に義務付けるものとする。
- (3) 管理会社の業務遂行は、(1)項(c)号に規定される条件を満たす最低二名の者が決定するものとする。
- (4) (5)項ないし(7)項に従い、管理会社のポートフォリオの純資産価額が250,000,000ユーロを超える場合、管理会社は、250,000,000ユーロを超える超過分の0.02%に相当する追加の自己資金を提供するものとする。
- (5) 当初資本金と(4)項に基づき管理会社が保持するべき追加額の合計は、10,000,000ユーロを上回る必要はないものとする。
- (6) 管理会社の自己資金は、通達(2006/49/EEC)の条項に従いアイルランド中央銀行が定めた額を下回らないものとする。
- (7) (a) 管理会社は、金融機関または保険会社が行う同額の保証から利益を得た場合、上記(4)項に記載された追加の自己資金額の50%を限度に提供する必要はない。
 - (b) 当該金融機関または保険会社はEU加盟国に登記上の事務所を置くものとするが、第三国にその登記上の事務所を置くこともできる。ただし、当該機関または会社は、共同体の法律に定められたものと同等であるとアイルランド中央銀行が判断した慎重な規則に従わなければならない。
- (8) 上記(4)項において、以下のポートフォリオが管理会社のポートフォリオと見なされるものとする。
 - (a) 管理会社が運用するユニット・トラストおよび一般契約型投資信託で、管理会社が運用機能を委任したポートフォリオを含むが、管理会社が委任に基づき運用しているポートフォリオを含まない もの。
 - (b) 管理会社がその管理会社として指定された会社型投資信託
 - (c) 管理会社が運用するその他の投資信託で、管理会社が管理機能を委任したポートフォリオを含むが、管理会社が委任に基づき運用しているポートフォリオを含まない。
- (9) 上記(1)(c)において、管理会社は、管理会社の業務を有効に遂行する者およびかかる者の役職を承継する各人の氏名を直ちにアイルランド中央銀行に通知するものとする。
- (10)管理会社は、認可を取得次第速やかに業務を開始できるものとする。
- (11)アイルランド中央銀行は、認可が付与されているか否かに関わらず、記入済みの申請書を受領した日から6か月以内に、申請中の管理会社に通知するものとする。認可が拒否された場合にはその理由が通知されるものとする。
- (12)認可を拒否された申請中の管理会社は、規則第135条に従い、第一審裁判所(高等法院)に申請を行うことができる。
- (13)申請中の管理会社は、アイルランド中央銀行が(11)項に定められる期間内に認可について決定を行わなかった場合、(12)項に定められる第一審裁判所(高等法院)に申請を行う権利と同一の権利を有するものとする。

- (14)アイルランド中央銀行は、管理会社が以下に該当する場合、管理会社に対して発行した認可を取り消す ことができる。
 - (a) 管理会社が12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合、または6か月以 上前からUCITS IV規則に規定される業務を行っていない場合。ただし、アイルランド中央銀行がか かる場合に認可が自動的に失効することを規定している場合を除く。
 - (b) 管理会社が虚偽の申告または他の不正な方法により認可を取得した場合
 - (c) 管理会社が、認可が付与される根拠となる条件を満たさなくなった場合
 - (d) 管理会社の認可が規則第16(2)(a)(i)に規定されるポートフォリオの一任運用業務も含む場合に、 管理会社が通達 (2006/49/EC) を遵守しない場合
 - (e) 管理会社が、UCITS IV規則に従って課されるアイルランド中央銀行の規則または要件に著しくま たは組織的に違反した場合

認可の申請

- (1) 申請中の管理会社の認可の申請には、アイルランド中央銀行が合理的に随時指定する様式により、同じ く指定する詳細事項を記載し、また上記の一般性を害することなく、アイルランド中央銀行が以下に関 連して要請する詳細事項または情報を記載するものとする。
 - (a) 申請中の管理会社が実行を予定しまたは実行しそうな業務の種類
 - (b) 申請中の管理会社について適格に株式を保有している者またはかかる管理会社を所有する者
 - (c) 申請中の管理会社の定款
- (2) 申請中の管理会社は、アイルランド中央銀行に対し以下を充足しない限り、アイルランド中央銀行によ り認可されないものとする。
 - (a) 申請中の管理会社が、その業務がUCITS IV規則の要件に従った方法で遂行されることを確保する ための準備を行ったこと。
 - (b) 適用ある場合、申請中の管理会社の定款には、UCITS IV規則に従い、かつアイルランド中央銀行 が課すことのある条件もしくは要件またはこれらの両方に従い、かかる管理会社の運営を可能にす るに足りる条項が記載されること。
 - (c) 申請中の管理会社が、アイルランド中央銀行により指定された最低資本レベルを有すること。
 - (d) その取締役およびマネジャー各々の清廉性および能力
 - (e) その適格株主各々の適当性
 - (f) 申請中の管理会社の設立構造および運用技能ならびに申請中の業務を遂行するため適切な水準の 専門技能を備えた人員を雇用していること。
 - (g) 申請中の管理会社が、アイルランド中央銀行がその監督機能を遂行するために必要な一切の情報 を提供されることおよび公衆がアイルランド中央銀行が指定する情報を提供されることを可能とす るための手順を確立しており、またこれに従う予定であること。
 - (h) 申請中の管理会社およびその関連するかまたは関係する企業が、適宜および実行可能である場合 に、アイルランド中央銀行により適切に監督され得るような事業構造を有すること。
 - (i) その業務の遂行、財源および認可管理会社を適正かつ秩序だって規制しかつ監督するため、およ び投資家保護のためアイルランド中央銀行が必要と見倣すその他の事項
- (3) アイルランド中央銀行は、認可管理会社が維持する資本の水準について条件または要件を随時に課すこ とができ、UCITS IV規則およびMIFID規則に定められる資本要件を考慮するものとする。
- (4) アイルランド中央銀行は、UCITS IV規則に基づき認可が付与された時点またはそれ以後、認可管理会社 または申請中の管理会社の取締役の任命または最高業務執行役員もしくはマネジャーもしくはこれらと 同等の役職の任命が、アイルランド中央銀行から事前に書面で承認を得ることを条件とし、認可管理会

社または申請中の管理会社が被任命者の清廉性および能力についてアイルランド中央銀行の満足を得ない限り、かかる承認が付与されないよう要求することができる。

- (5) アイルランド中央銀行は、認可管理会社に対し、管理会社の適正かつ秩序だった規制および監督のためもしくは投資家保護のためまたはこれらの両方のため、定款の変更を指図することができる。
- (6) UCITS IV規則に基づきアイルランド中央銀行により付与される認可は、認可管理会社が提供するべき業務の種類を特定するものとする。
- (7) (a) アイルランド中央銀行は、非常に多くの者を、UCITS IV規則上の授権された役員として書面で認めることができ、また当該授権を取り消すことができる。
 - (b) アイルランド中央銀行は、認可を付与しまたは拒絶する前のいつでも、申請中の管理会社に追加の情報を請求するか、または授権された役員に対し、UCITS IV規則に基づく申請を正当に評価するために必要な照会を行うかもしくは調査を実行するよう指示することができ、当該照会または調査はUCITS IV規則に従い実行されるものとする。
- (8) アイルランド中央銀行は、以下に該当する申請中の管理会社を認可する前に関係するその他のEU加盟国の管轄当局と協議するものとする。
 - (a) 他のEU加盟国で認可された他の管理会社、投資会社、金融機関または保険会社の子会社
 - (b) 他のEU加盟国で認可された他の管理会社、投資会社、金融機関または保険会社の親会社の子会社
 - (c) 他のEU加盟国で認可された他の管理会社、投資会社、金融機関または保険会社を支配する自然人 または法人により支配される管理会社
- (9) (a) 管理会社について、アイルランド中央銀行は、当該管理会社の母国であるEU加盟国と当該管理会社のホスト国であるEU加盟国の間の責任の分担を考慮しつつ、通達に定められるUCITS IV規則を適用し、UCITS IV規則の関係条項はこれに準じて解釈されるものとする。
 - (b) UCITS IV規則に従い、管理会社は、
 - (i) 管理会社の適正かつ秩序だった規制および監督もしくは
 - (ii) 投資家もしくは顧客または両者の保護のためまたはこれらの両方のため、 アイルランド中央銀行により課される条件もしくは要件またはこれらの両方を遵守するものとする。
- (10)アイルランド中央銀行は、UCITS IV規則に基づき認可された管理会社および適切かつ実行可能である場合に、関連会社または関係会社の事業が、共同でまたは個別に、UCITS IV規則に基づきアイルランド中央銀行が納得するように監督され得るように、アイルランド中央銀行により監督されない関連会社または関係会社の事業または会社の構造または管理を構築するという要件を申請中の管理会社または認可管理会社に課すことができる。

管理会社が規則第16条および第17条を遵守することを確保するアイルランド中央銀行の義務

- (1) アイルランド中央銀行は、認可管理会社が常に規則第16条および第17条(1)ないし(9)に定められた条件を遵守することを要求するものとする。
- (2) (a) 管理会社の自己資金は規則第17条により義務付けられるレベルを下回ってはならない。
 - (b) ただし下回った場合には、アイルランド中央銀行は、状況が許す場合には、当該管理会社に対し 状態を改善するかまたは業務を停止するため一定の猶予を認めることができる。

適格保有

- (1) 管理会社の適格保有は、証券分野における投資に関するMIFID規則第10条で定められた規則に従うものとする。
- (2) 関係条項は、MIFID規則に定められる意味の範囲内の投資会社での取引の取得に適用されるため、必要なすべての修正をもって、管理会社の適格保有に適用されるものとする。

- (3) MIFID規則第15部は、(2)項に規定されるとおり適用される関係条項に関連する範囲内で、必要なすべての修正をもって、上記のとおり適用される関係条項に適用されるものとする。
- (4) MIFID規則第16部は、(2)項に規定されるとおり適用される関係条項に関連する範囲内で、上記のとおり 適用される関係条項に適用されるものとする。
- (5) UCITS IV規則において、
 - (a) MIFID第10条、関係条項またはMIFID規則第15部もしくは第16部に記載された「投資会社」との表現は、それぞれ「管理会社」と解釈される。
 - (b)「関係条項」とは、以下をいう。
 - (i) MIFID規則第13条および第30条
 - (ii) MIFID規則第14部

慎重な規則

- (1) アイルランド中央銀行は、UCITS IV規則に基づき授権されたUCITSの運用業務について、管理会社が常に遵守するべき慎重な規則を作成する。
- (2) 特に、アイルランド中央銀行は、管理会社が運用するUCITSの性質も考慮しつつ、各管理会社に対し以下を要請する。
 - (a) 管理会社が、電子的データ処理および適切な社内管理機構について、堅実な運営・会計上の手順、統制および保護上の取決めを行っていること。これには、特に、従業員による個人取引に係る規則または自己資金での投資を目的とする金融商品の保有もしくは金融商品への投資の管理に係る規則を含み、とりわけ、ファンドに関わる各取引がその端緒、その当事者、性質ならびにその実行時期および場所により再構築され得ること、ならびに管理会社が運用するユニット・トラストまたは会社型投資信託の資産がファンド規則または設立書類および有効な法律条項に従って投資されることの確保を含む。
 - (b) UCITSまたは顧客の利益が、会社とその顧客の間、各顧客の間、顧客とUCITSの間または2つの UCITSの間の利益相反により害されるというリスクを最小化するような仕組みをもって管理会社が 設立されること。
- (3) その認可が規則第16条(2)(a)(i)に規定されるポートフォリオの一任運用業務も含む各管理会社は、
 - (a) 顧客から事前に全般的承諾を得ていない限り、投資家のポートフォリオの全部または一部を、かかる管理会社が運用するユニット・トラスト、一般契約型投資信託または会社型投資信託の受益証券に投資してはならない。
 - (b) 規則第16条(2)(a)(i)および(ii)に規定される業務について、投資家補償制度に関する1997年3月3日付欧州議会および理事会通達(97/9/EC)に定められる規定に従い、1998年投資家補償法(1998年第37号)を遵守するものとする。
- (4) 付属書類4に規定される要件は、UCITS IV規則上、効力を有するものとする。

委任

- (1) アイルランド規則第17条Fに基づき、管理会社は、会社の業務をより効率的に遂行するため、その業務 を第三者に委任することができる。ただし、
 - (a) 管理会社が適切な方法でその旨をアイルランド中央銀行に通知していること(この場合、アイルランド中央銀行は、管理会社が運用するUCITSの母国であるEU加盟国の管轄当局にその旨を遅滞なく伝達するものとする。)。
 - (b) 委任により、管理会社に対する監督の有効性が妨げられないこと、および特に、管理会社がその 投資家の最善の利益のために行為することまたはUCITSが投資家の最善の利益のために運用される ことが妨げられてはならないこと。

- (c) 委任が投資運用に関わる場合、資産の運用を目的に認可されまたは登録されており、慎重な監督 に服する企業に対してのみ委任が行われること。委任は、管理会社が定期的に定める投資配分基準 に従うことを要すること。
- (d) 委任が投資運用に関わるもので、第三国の企業に対し行われた場合、アイルランド中央銀行と関係する第三国の監督官庁の間の協力が保証されること。
- (e) 投資運用の中核機能に関する委任は、その利益が管理会社または受益者の利益と相反する可能性がある受託会社またはその他の企業に対し行われないこと。
- (f) 管理会社の業務を遂行する者が、委任先の企業の業務を常に有効に監視できるような措置が実行されること。
- (g) 委任は、管理会社の業務を遂行する者が、職務の委任先企業に対しいつでも更なる指示を付与することまたは委任を撤回することを妨げるものではなく、またいずれの場合にも投資家の利益になる場合には速やかに効力を生じること。
- (h) 委任される職務の性質を考慮して、職務の委任先企業は適格であり、当該職務の実行が可能であること。
- (i) UCITSにより発行される目論見書には、管理会社がUCITS IV規則に従い委任を認められている職務のリストを記載すること。
- (2) 管理会社または受託会社のいずれの責任も、管理会社が機能を第三者に委任したという事実により影響を受けるものではなく、また管理会社は、自らが連絡機関のみになるような機能の委任を行ってはならないものとする。

業務遂行規約

- (1) アイルランド中央銀行は、認可管理会社が常に遵守する業務遂行規約を作成するものとする。かかる規 約には、少なくとも本項に定められる原則を導入するものとする。かかる原則により、管理会社が以下 を行うことを確保するものとする。
 - (a) 認可管理会社が運用するUCITSの最善の利益のために、かつ、市場の健全性のために、その業務活動を誠実かつ公正に行うこと
 - (b) 認可管理会社が運用するUCITSの最善の利益のために、かつ、市場の健全性のために、適切な手腕を発揮し、注意義務を尽くし、かつ、配慮を行って行為すること
 - (c) 認可管理会社の業務活動の適正な履行のために必要な財源および方策を有し、これらを効率的に 活用すること
 - (d) 利益相反を回避するよう努め、回避できない場合には、認可管理会社が運用するUCITSが公正に取引されることを確保すること
 - (e) 認可管理会社の投資家の最善の利益を拡大し、市場の健全性を促進するために、認可管理会社の 業務活動の遂行に適用されるすべての規制上の要件を遵守すること
- (2) UCITS IV規則の付属書類 5 に規定されている要件は、本項に適用されるものとする。

投資家の苦情

- (1) (a) 管理会社または会社型投資信託(該当する場合)は、投資家の苦情を適正かつ速やかに処理することを確保するため、透明性のある手続および仕組みを構築、実施および維持するものとする。かかる方法により、投資家がEU加盟国である自国の公用語で苦情を申し立てることを可能にするものとする。
 - (b) 管理会社はまた、公衆またはアイルランド中央銀行の要請に応じて情報を公開するために適切な 手続および仕組みを構築するものとする。
- (2) 管理会社は、各苦情およびその解決のために講じられた措置が記録されるようにするものとする。

(3) 管理会社は、投資家が無料で苦情を申し立てられるようにするものとする。(1)項に規定される手続きに関する情報は、無料で投資家に提供されるものとする。

- (I) 1990年ユニット・トラスト法の下で登録された、AIFのユニット・トラストの管理会社は、AIFルールブックに概説された要件を満たすことを要する。
- 1. 資本要件
- (1) AIFの管理会社は、常に、(i) 125,000ユーロ以上の当初資本(以下「当初必要資本」という。)、または(ii) 直近の年次決算報告書に記載されている支出総額の4分の1(以下「必要費用」という。)のいずれか多い方(以下「最低限必要資本」という。)を有するものとする。
- (2) AIFの管理会社は、(a) 別紙I最低限必要資本報告書、調整に関する注記のパラグラフ2に従って計算される(少なくとも最低限必要資本に相当する)資本(以下「資本」という。)を有するものとする。
 (b) 別紙I最低限必要資本報告書、調整に関する注記のパラグラフ3に記載されている通り、適格資産の形式の最低限必要資本を有するものとする。(c)報告期間を通して、別紙Iの通り、最低限必要資本の保有を遵守していることをアイルランド中央銀行に証明する立場にあるものとする。(d) 誠実に、

公正に、専門家として、独立して、またAIFおよびAIFの受益者の利益のために行為するものとする。

II. 組織の要件

(1) 認可されたAIFおよびAIFの管理会社は、本国内に在住し、すべての法律上および規制上の要件を遵守し、該当する規制機関と協力し、連絡をとる責任を負うAIFの管理会社内の経営者レベルの個人を識別するものとする。かかる者は、コンプライアンス・オフィサーに任命され、システムおよび記録への必要なアクセスを有さなくてはならないものとする。コンプライアンス・オフィサーは、コンプライアンスの職務が第三者によって行われる場合も、かかる職務に関する責任を負うものとする。AIFの管理会社は、各取締役会議において、コンプライアンス・オフィサーがAIFの管理会社の取締役会に報告を行うことを確保するよう要求されており、取締役会に対するかかる報告は、少なくとも四半期毎にコンプライアンス・オフィサーによって行われるものとする。

(2) AIFの管理会社は、常に、

- (a) AIFの管理会社の効率的な運営を促すために適切な管理システムおよび会計手続を有するものとし、また、AIFの管理会社がアイルランド中央銀行の監督要件および報告要件を遵守し、また本章の規定を遵守することを確保するものとする。
- (b) AIFの管理会社の業務に関連し生じたリスク(事務処理リスクおよび不正行為のリスクを含む。)を認識、監視および管理する方針およびシステムを有し、維持するものとする。
- (c) すべての該当する者が自身の責務の適切な履行のために行うべき手続を認識することを確保するものとする。
- (d) AIFの管理会社のすべてのレベルにおける決定および手続きの遵守を確保するための適切な社内 管理機構を確立、実行および維持するものとする。
- (e) AIFの管理会社のすべてのレベルにおいて、情報の効率的な社内報告および通信、ならびに関係 する第三者との効率的な情報交換を確立、実行および維持するものとする。
- (f) AIFの管理会社の業務および社内組織に関する適切な秩序ある記録を維持するものとする。
- (g) 該当する情報の性質を考慮し、情報の安全性、信頼性および機密性を保護するための適切なシステムおよび手続を確立、実行および維持するものとする。
- (h) AIFの管理会社のシステムおよび手続が中断された場合、重要なデータおよび機能を保全するため、また、サービスおよび業務を維持するための、または、これが可能でない場合には、かかる

データおよび機能を遅滞なく回復するため、およびサービスおよび業務を遅滞なく再開するため の適切な業務継続方針を確立、実行および維持するものとする。

AIFの管理会社がAIFの管理会社の財務状況の真正かつ公正な見解を反映し、すべての該当する (i) 会計基準および規則を遵守する財務報告書をアイルランド中央銀行に遅滞なく提出するための会 計方針および手続を確立、実行および維持するものとする。AIFの管理会社は、常に、最低限、 以下を含む記録を維持するものとする。

財務

- (i) AIFの管理会社が受領および支出した(AIFの管理会社自身のため、または運用を行って いるAIF のためのいずれであるかにかかわらない)すべての資金の詳細、およびかかる 受領および支払が生じた理由に関する詳細
- AIFの管理会社のすべての収益および支出の(その性質を記載する)記録 (ii)
- (iii) AIFの管理会社のすべての資産および負債、ロングおよびショート・ポジション、なら びに簿外取引(コミットメントまたは偶発債務を含む。)の記録
- AIFの管理会社による投資証券のすべての買付および売却(AIFの管理会社自身の勘定で (iv) 行われた売買、およびAIFの管理会社が運用しているAIFのために行なわれた売買を区別 する。)の詳細
- アイルランド中央銀行に提出する申告書の作成を示すために必要な監査調書 (v)
- AIFの管理会社が (vi)
 - AIFの管理会社のリスク・エクスポージャーを識別し、数量化し、また管理できるよ
 - 調査を重ねて下す決定を遅滞なく行うことができるよう、
 - AIFの管理会社のあらゆる業務の遂行(最新の状態)を監視することができるよう、 また、
 - AIFの管理会社の資産の質を監視することができるよう にするために、財務および業務を迅速かつ適切に開示することができる方法で維持され る運営情報記録

会社の事務

- (vii) 株式登録簿
- (viii) 取締役および秘書役の持ち分の登録簿
- 取締役会の会議議事録の署名済みの写し (ix)
- 会社法に基づき要求されるその他の法定書類 (x)
- (3) AIFの管理会社は、本章の規定に従って確立されたAIFの管理会社のシステム、社内管理機構および取 決めの的確性および有効性を監視し、また、定期的に評価し、また、欠陥がある場合には是正するため の適切な措置をとらなければならない。また、
- (4) AIFの管理会社は、常に、記録により顧客の資金および投資対象資産を明確に識別することができるよ う社内管理システムを確保するものとする。
- (5) AIFの管理会社は、AIFの管理会社の半期財務計算書および監査済年次計算書をアイルランド中央銀行 に提出するものとする。半期計算書は該当する半期の末日から2か月以内、また、年次計算書は該当す る年度の末日から4か月以内に提出するものとする。半期計算書および年次計算書はともに、最低限必 要資本報告書(調整に関する注記と併せて、AIFルールブック第4章の一部を構成する。)を添付する ものとする。最低限必要資本報告書は、AIFの管理会社の取締役または上級管理者により署名されなけ ればならない。また、AIFの管理会社の直接親会社の監査済年次計算書も提出しなければならない。

欧州連合(オルタナティブ投資ファンド運用会社)規則(2013年法律第257号)に概説されるAIFMの認可 AIFMの業務を行うための条件

- (1) AIFMは、規則に従って認可され、また、かかる認可にアイルランド中央銀行が付するすべての条件を満たさない限り、AIFを運用することができない。
- (2) 外部のAIFMは、付属書類 1 に記載されている業務以外の業務に従事することはできないが、2011年 ヨーロッパ共同体(譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託)規則に基づきUCITSの管理会社とし て認可されていることを条件として、UCITSの運用を行うこともできる。
- (3) 内部で運用されているAIFは、付属書類1に従って、当該AIFの内部運用以外の業務を行うことができない。
- (4) (2)を損うことなく、外部のAIFMは、以下の業務を提供することができる。
 - (a) 投資家によって付与されたマンデートによる投資対象ポートフォリオ (指令(2003/41/EC)の第19条(1)に従い年金基金および退職給与引当金機関により保有されているものを含む。)の一任勘 定による各顧客ベースの運用
 - (b) (i) 投資アドバイス、(ii) 投資信託の株式または受益証券の保管および管理事務、ならびに (iii) 金融商品の注文の受領および伝達を含む周辺業務
- (5) AIFMは、規則に基づき、以下について権限を授与されないものとする。
 - (a) (4)に記載されている業務のみを提供すること。
 - (b) (4)(a)に記載されている業務を提供することなく、(4)(b)に記載されている周辺業務を提供すること。
 - (c) 付属書類1のパラグラフ2に記載されている業務のみを提供すること。
 - (d) 付属書類 1 のパラグラフ 1 (b) に記載されている業務を提供することなく、付属書類 1 のパラグラフ 1 (a) に記載されている業務を提供すること、またはその逆。
- (6) 2007年ヨーロッパ共同体(金融商品市場)規則(2007年のS.I.No. 60)の規則第5条(2)、第32条、第33条および第76条は、(4)に規定されているAIFMによる業務の提供に適用されるものとする。
- (7) AIFMは、アイルランド中央銀行が規則に記載されている条件の遵守を監視するために要求する情報をアイルランド中央銀行に提供するものとする。
- (8) 指令(2004/39/EC)に基づき認可された投資会社または指令(2006/48/EC)に基づき認可された金融機関のいずれも、投資業務(オルタナティブ投資ファンドに関する個別のポートフォリオ運用など)を提供するために規則に基づく認可を取得することを義務付けられないものとする。ただし、投資会社は、規則に従ってオルタナティブ投資ファンドの受益証券または株式を販売することができる場合に限り、直接的または間接的に、本国内の投資家に対し、オルタナティブ投資ファンドの受益証券または株式を募集し、またはかかる受益証券もしくは株式を販売するものとする。

認可されたAIFMではないAIFの管理会社

- 1. 資本要件
- 1. AIFの管理会社は、常に、以下を有するものとする。
 - (i) 125,000ユーロ以上の当初資本(以下「当初必要資本」という。)、または
 - (ii) 直近の年次決算報告書に記載されている支出総額の4分の1(以下「必要費用」という。) のいずれか多い方(以下「最低限必要資本」という。)
- 2. AIFの管理会社は、

- (a) 別紙I最低限必要資本報告書、調整に関する注記のパラグラフ2に従って計算される(少なくとも最低限必要資本に相当する)資本(以下「資本」という。)を有するものとする。
- (b) 別紙I最低限必要資本報告書、調整に関する注記のパラグラフ3に記載されている通り、適格資産の形式の最低限必要資本を有するものとする。
- (c) 報告期間を通して、別紙Iの通り、最低限必要資本の保有を遵守していることをアイルランド 中央銀行に証明する立場にあるものとする。
- (d) 誠実に、公正に、専門家として、独立して、またAIFおよびAIFの受益者の利益のために行為するものとする。

II. 組織の要件

1. 認可されたAIFおよびAIFの管理会社は、本国内に在住し、すべての法律上および規制上の要件を遵守し、該当する規制機関と協力し、連絡をとる責任を負うAIFの管理会社内の経営者レベルの個人を識別するものとする。かかる者は、コンプライアンス・オフィサーに任命され、システムおよび記録への必要なアクセスを有さなくてはならないものとする。コンプライアンス・オフィサーは、コンプライアンスの職務が第三者によって行われる場合も、かかる職務に関する責任を負うものとする。AIFの管理会社は、各取締役会議において、コンプライアンス・オフィサーがAIFの管理会社の取締役会に報告を行うことを確保するよう要求されており、取締役会に対するかかる報告は、少なくとも四半期毎にコンプライアンス・オフィサーによって行われるものとする。

2. AIFの管理会社は、常に、

- (a) AIFの管理会社の効率的な運営を促すために適切な管理システムおよび会計手続を有するものとし、また、AIFの管理会社がアイルランド中央銀行の監督要件および報告要件を遵守し、また本章の規定を遵守することを確保するものとする。
- (b) AIFの管理会社の業務に関連し生じたリスク(事務処理リスクおよび不正行為のリスクを含む。)を認識、監視および管理する方針およびシステムを有し、維持するものとする。
- (c) すべての該当する者が自身の責務の適切な履行のために行うべき手続を認識することを確保する ものとする。
- (d) AIFの管理会社のすべてのレベルにおける決定および手続きの遵守を確保するための適切な社内 管理機構を確立、実行および維持するものとする。
- (e) AIFの管理会社のすべてのレベルにおいて、情報の効率的な社内報告および通信、ならびに関係 する第三者との効率的な情報交換を確立、実行および維持するものとする。
- (f) AIFの管理会社の業務および社内組織に関する適切な秩序ある記録を維持するものとする。
- (g) 該当する情報の性質を考慮し、情報の安全性、信頼性および機密性を保護するための適切なシステムおよび手続を確立、実行および維持するものとする。
- (h) AIFの管理会社のシステムおよび手続が中断された場合、重要なデータおよび機能を保全するため、また、サービスおよび業務を維持するための、または、これが可能でない場合には、かかるデータおよび機能を遅滞なく回復するため、およびサービスおよび業務を遅滞なく再開するための適切な業務継続方針を確立、実行および維持するものとする。
- (i) AIFの管理会社がAIFの管理会社の財務状況の真正かつ公正な見解を反映し、すべての該当する会計基準および規則を遵守する財務報告書をアイルランド中央銀行に遅滞なく提出するための会計方針および手続を確立、実行および維持するものとする。AIFの管理会社は、常に、最低限、以下を含む記録を維持するものとする。

財務

- (i) AIFの管理会社が受領および支出した(AIFの管理会社自身のため、または運用を行っているAIFのためのいずれであるかにかかわらない)すべての資金の詳細、およびかかる受領および支払が生じた理由に関する詳細
- (ii) AIFの管理会社のすべての収益および支出の(その性質を記載する)記録
- (iii) AIFの管理会社のすべての資産および負債、ロングおよびショート・ポジション、ならびに簿外取引(コミットメントまたは偶発債務を含む。)の記録
- (iv) AIFの管理会社による投資証券のすべての買付および売却(AIFの管理会社自身の勘定で行われた売買、およびAIFの管理会社が運用しているAIFのために行なわれた売買を区別する。)の詳細
- (v) アイルランド中央銀行に提出する申告書の作成を示すために必要な監査調書
- (vi) AIFの管理会社が
 - AIFの管理会社のリスク・エクスポージャーを識別し、数量化し、また管理できるよう、
 - 調査を重ねて下す決定を遅滞なく行うことができるよう、
 - AIFの管理会社のあらゆる業務の遂行(最新の状態)を監視することができるよう、また、
 - AIFの管理会社の資産の質を監視することができるようにするために、財務および業務を迅速かつ適切に開示することができる方法で維持される運営情報記録

会社の事務

- (vii) 株式登録簿
- (viii) 取締役および秘書役の持ち分の登録簿
- (ix) 取締役会の会議議事録の署名済みの写し
- (x) 会社法に基づき要求されるその他の法定書類
- (xi) 本章の規定に従って確立されたAIFの管理会社のシステム、社内管理機構および取決めの的確性および有効性を監視し、また、定期的に評価するものとし、また、欠陥がある場合には是正するための適切な措置をとるものとする。また、
- (xii) 記録により顧客の資金および投資対象資産を明確に識別することができるよう社内管 理システムを確保するものとする。

受託会社に関する情報 (保管受託銀行にも関連する。)

受託会社に関する義務

資産の保管

- (1) ユニット・トラストの資産および一般契約型投資信託の資産は、UCITS IV規則に従い、保管のために受託会社に委託されるものとする。
- (2) 規則第36条に規定される受託会社の責任は、保管中の資産の一部または全部を第三者に委託したことによって影響を受けないものとする。

受託会社の義務

- (1) 受託会社は、以下を行うものとする。
 - (a) ユニット・トラストもしくは一般契約型投資信託のために、または管理会社により行われる受益証券の販売、発行、買戻し、償還および消却がUCITS IV規則および信託証書または設立証書(場合による。)に従って遂行されるようにすること。

- (b) 受益証券の価格がUCITS IV規則および信託証書(ユニット・トラストの場合)または設立証書(一般契約型投資信託の場合)に従い計算されるようにすること。
- (c) 管理会社の指示をUCITS IV規則または信託証書 (ユニット・トラストの場合)もしくは設立 証書 (一般契約型投資信託の場合)に抵触しない限り実行すること。
- (d) ユニット・トラストまたは一般契約型投資信託の資産の取引において、通常の制限時間内に 対価が受領されるようにすること。
- (e) ユニット・トラストまたは一般契約型投資信託の収益がUCITS IV規則および信託証書または 設立証書(場合による。)に従って充当されるようにすること。
- (2) 受託会社は、各年次計算期間におけるユニット・トラストまたは一般契約型投資信託(場合による。)の管理に関する管理会社の行為を調査し、かつ、その結果を受益者に報告するものとする。

受託会社の報告書は、当該報告書の写しをUCITS IV規則第88条に基づき義務付けられる年次報告書に盛り込むことができるよう、適時に管理会社に交付されるものとする。

かかる報告書には、

- (a) 信託証書または設立証書(場合による。)およびUCITS IV規則により、管理会社および受託会社の投資および借入権限に課せられた制限を遵守し、かつ
- (b) その他については信託証書または設立証書(場合による。)の条項およびUCITS IV規則を遵守して、受託会社の意見において管理会社が当該期間にユニット・トラストまたは一般契約型投資信託(場合に応じて)を管理したか否かについて記載し、また遵守していない場合には、遵守していない点およびそれに対して受託会社がとった措置を内容とするものとする。

受託会社

- (1) 本国内にその登記上の事務所を有するか、または他のEU加盟国にその登記上の事務所を有する場合には、本国内に営業所を設立していること、かつ、
- (2) (a) 払込資本金がアイルランド中央銀行の認可要件に規定された額を下回らない、本国内で認可された金融機関であること、
 - (b) 払込資本金がアイルランド中央銀行の認可要件に規定された額を下回らない金融機関の本国内に設置された支店であること、または、
 - (c) 本国内の会社であり、かつ、
 - (i) 金融機関の完全子会社であること(ただし、受託会社の債務は金融機関によって保証され、かかる金融機関はアイルランド中央銀行の認可要件に規定された制限を下回らない 払込資本金を有していること。)。
 - (ii) アイルランド中央銀行によって、金融機関と同等であるとみなされる第三国の機関の 完全子会社であること(ただし、受託会社の債務は金融機関によって保証され、かかる 金融機関はアイルランド中央銀行の認可要件に規定された制限を下回らない払込済資本 金を有していること。)。
 - (iii) (a)、(b)または(c)(i)もしくは(c)(ii)に基づき受託会社によって提供される受益者 保護と同等の保護を受益者に提供する機関または会社であるとアイルランド中央銀行に よってみなされるEU加盟国または第三国の機関または会社の完全子会社であること(ただし、受託会社の債務は当該機関または会社によって保証され、かかる機関または会社 はアイルランド中央銀行の認可要件に規定された額を下回らない払込済資本金を有していること)。

- (3) 受託会社はUCITS IV規則の下でその機能を遂行するために適切な専門技術と経験を有するという点で、アイルランド中央銀行の要求を満たすこと。
- (4) UCITS IV規則において、アイルランド中央銀行の認可要件とは、アイルランド中央銀行が随時公表するアイルランド中央銀行の認可および監督要件ならびに信用機関の基準をいう。
- (5) 受託会社は、請求に応じて、受託会社がその職務を遂行する間に入手したすべての情報および アイルランド中央銀行がUCITSによるUCITS IV規則の遵守を監督するために必要なすべての情報 をアイルランド中央銀行が入手できるようにするものとする。
- (6) 管理会社の母国であるEU加盟国が本国ではない場合、受託会社は、管理会社との間で、UCITS IV 規則第34条および本国において受託会社に適用されるその他の法律、規則または行政規定で定められる機能を受託会社が果たすことを可能にするために必要とみなされる情報の流出を規制する書面による契約を締結するものとする。
- (7) UCITS IV規則の付属書類6に規定されている要件は、本項に適用されるものとする。

UCITS V規則に基づく保管会社/受託会社の責任

- (1) 保管会社は、UCITSおよびUCITSの受益者に対し、保管会社またはUCITS V規則第34条(4)(a)に 従って保管会社により保管される金融商品の保管が委託された第三者により保管される金融商品 の損失について責任を負うものとする。
- (2) 保管される金融商品が損失した場合、保管会社は、UCITSまたはUCITSのために行為する管理会社に対し、同一の種類の金融商品またはこれに相当する金額を不当な遅滞なく返還する。
- (3) 保管会社は、回避のための一切の合理的な努力にもかかわらずその結果が不可避であったであ ろう保管会社の合理的な支配が及ばない外部的な事由の結果として当該損失が生じたことを証明 できる場合、(1)項に基づく損失について責任を負わなものとする。
- (4) 保管会社は、UCITSおよびUCITSの受益者に対し、UCITS V規則に基づく保管会社の義務を適切に 履行する上での保管会社の過失によるまたは故意の不履行の結果としてこれらが被ったその他一 切の損失について責任を負うものとする。
- (5) (1)項または(4)項に基づく保管会社の責任は、UCITS V規則第34A条に基づく委託により影響を受けないものとする。
- (6) (1)項または(4)項に基づく保管会社の責任は、合意により除外または限定されないものとし、かかる責任の除外または限定を意図する合意の規定は無効とする。
- (7) 受益者に対する責任は、その訴えにより救済の重複または受益者の不平等な取扱いをもたらさないことを条件として、直接または管理会社もしくは会社型投資信託を通じて間接的に訴求される。

単一の会社が管理会社および受託会社を兼任することの禁止

- (1) 管理会社および受託会社は、各々の役割において独立して受益者の利益のみのために行為しなければならないとの観点から、同一UCITSについて単一の会社が管理会社と受託会社を兼任してはならない。
- (2) ユニット・トラストまたは一般契約型投資信託として設定されたUCITSの資産は、UCITSに排他的に帰属するものとする。資産は、受託会社もしくはその代理人またはこれらの両方の資産から分離され、他の企業または法主体に対する負債または請求額の支払い(直接的か間接的かを問わない。)には使用されず、またかかる目的で使用することはできないものとする。
- (3) ユニット・トラストまたは一般契約型投資信託として設定されたUCITSがアンプレラ・ファンドとして設立される場合、資産は、関連するサブ・ファンドに排他的に帰属するものとし、他のサ

ブ・ファンドの負債またはそれに対する請求額の支払い(直接的か間接的かを問わない。)には 使用されず、またかかる目的で使用することはできないものとする。

(4) 受益者の負債は、受益証券の申込みのために当該受益者が拠出することに同意した金額に制限されるものとする。信託証書または設立証書の条項は、受益者および信託証書または設立証書 (場合に応じて)の当事者であるかのように受益者を通じて権利を主張するすべての者に対して 拘束力を有するものとする。

管理会社等の置換えに関する条件を規定する信託証書等

信託証書(ユニット・トラストに関して)および設立証書(一般契約型投資信託に関して)は、管理会社および受託会社の交替に関する条件およびかかる置換えの場合に受益者の保護を保証するための規則を規定するものとする。

(II) 1990年ユニット・トラスト法に基づき登録されたAIFのユニット・トラストの受託会社の要件は以下のとおりである。

受託会社に関する情報

- (1) AIFMは、運用する各AIFについて、本規則に従って単一の保管受託銀行が任命されることを確保するものとする。
- (2) 保管受託銀行の任命は、書面による契約によって証明されるものとする。契約は、特に、本規則およびその他の関連する法令または行政規則に定められている通り、保管受託銀行として任命されたAIFのために保管受託銀行の業務を遂行するために必要とみなされる通信および情報交換について規定するものとする。
- (3) (a) 保管受託銀行は、
 - (i) 本国または他のEU加盟国にその登記上の事務所を有し、指令(2006/48/EC)に従って認可された金融機関であること。
 - (ii) 本国または他のEU加盟国にその登記上の事務所を有し、指令(2006/49/EC)第20条(1)による自己資本比率規制(事務処理リスクのための自己資本比率規制を含む。)に従っており、指令(2006/39/EC)に従って認可されている投資会社で、指令(2004/39/EC)別紙IセクションBのポイント(1)に従って顧客勘定に係る金融商品の安全保管および管理の付随的業務も提供するものであること(かかる投資会社は、いかなる場合も、指令(2006/49/EC)第9条に記載されている当初資本の金額を下回らない自己資金を有するものとする。)、または
 - (iii) 本国において設立され、1995年投資仲介業者法に基づき投資事業会社として認可され ている
 - (I) 金融機関の完全所有子会社であること(ただし、会社の負債は、金融機関によって保証されるものとし、また、金融機関は、1992年EC(金融機関の認可および監督)規則第6条(1)で定められている下限またはアイルランド中央銀行が同規則に基づき随時定めるその他の金額を下回らない払込済み資本金を有するものとする。)。または、
 - (II) 第三国の機関の完全所有子会社(1992年EC(金融機関の認可および監督)規則第6条(1)で定められている下限またはアイルランド中央銀行が同規則に基づき随時 定めるその他の金額を下回らない払込済み資本金を有する。)であること。
 - (iv) 他のEU加盟国において設立されたAIFの場合、EU加盟国が指令の第21条(3)に従って保管受託銀行に決定した法人であること。

- (v) 非EU AIFの場合に限り、かつ(5) (c) を損うことなく、(6)の条件が満たされることを 条件として、保管受託銀行は、(i)および(ii)に記載された法人と同様の性質を有する 金融機関またはその他の法人でもよいものとする。
- (b) (a)において規定されている内容に加えて、アイルランド中央銀行は、当初投資日から5年間は行使可能な償還権を有さず、また、その基本的投資方針に従って、通常、(8)(a)に従って保管されなければならない資産には投資しない、または、通常、第27条に従って発行体または非上場会社に対する支配を潜在的に取得するために投資するAIFに関連して、保管受託銀行が専門家としての業務または事業活動の一環として保管受託業務を行う法人であり、この点に関して、かかる法人が法律により承認されている強制的専門家登録の対象であるか、または、法令もしくは専門家としての行為に関する規則に従うものであり、また、関連する保管受託業務を効率的に遂行することができるよう十分な金融保証および専門家保証を提供することができ、かかる業務に内在するコミットメントを満たすことを許可するものとする。
- (4) 保管受託銀行とAIFMおよびAIF(または保管受託銀行と後者のいずれか)、または保管受託銀行とAIFおよびその投資者(または保管受託銀行と後者のいずれか)の間の利益相反を回避するために、
 - (a) AIFMは、保管受託銀行としては行為しないものとし、
 - (b) AIFの取引相手方として行為するプライム・ブローカーは、当該AIFの保管受託銀行としては行為しないものとする。ただし、プライム・ブローカーが職務上および序列上、保管受託業務とプライム・ブローカーとしての業務の遂行を分離し、また、潜在的利益相反が適切に確認され、管理され、監視され、AIFの投資者に開示された場合を除く。
 - (c) 保管受託銀行は、関連する条件が満たされた場合、(11)に従って、その保管業務を(b)に記載されているプライム・ブローカーに委託することができる。
- (5) 保管受託銀行は、以下のいずれかの場所において設立されるものとする。
 - (a) アイルランド籍のAIFの場合は、本国内において
 - (b) EU籍のAIFの場合は、AIFの設立地であるEU加盟国において
 - (c) 非EU籍のAIFの場合は、AIFの設立地である第三国、またはAIFを運用するAIFMの設立地であるEU加盟国、またはAIFを運用するAIFMの参考EU加盟国において
- (6) (3)に記載されている要件を損うことなく、第三国において設立された保管受託銀行の任命は、常に、以下の条件に服するものとする。
 - (a) (i) 非EU籍のAIFがアイルランド籍のAIFMまたはその参考EU加盟国が本国である非EU籍のAIFMのいずれかによって運用される場合は、非EU籍のAIFの受益証券または株式が販売される予定のEU加盟国の管轄当局とアイルランド中央銀行は、保管受託銀行の管轄当局と協力および情報交換に関する取決めに署名するものとし、または
 - (ii) 非EU籍のAIFが(i)に該当しないAIFMによって運用され、また、非EU籍のAIFの受益証券または株式が本国において販売される予定である場合は、アイルランド中央銀行とAIFMの設立地であるEU加盟国の管轄当局は、保管受託銀行の管轄当局と協力および情報交換に関する取決めに署名するものとする。
 - (b) 保管受託銀行は、有効な健全性規制(最低資本要件を含む。)およびEU法と同等の効力を 有し、有効に実施されている監督に服するものとする。
 - (c) 保管受託銀行の設立地である第三国は、FATFによって非協力国および領土として列挙されていない。

(d) (i) 非EU籍のAIFがアイルランド籍のAIFMまたはその参考EU加盟国が本国である非EU籍のAIFMのいずれかによって運用される場合は、非EU籍のAIFの受益証券または株式が販売される予定のEU加盟国の管轄当局とアイルランド中央銀行は、保管受託銀行の設立地である第三国との間で、OECDの所得と財産に対するモデル租税条約の第26条に記載される基準を満たし、税務に関する有効な情報交換(多国間租税協定を含む。)を確保する協定に署名するものとし、または、

- (ii) 非EU籍のAIFの受益証券または株式が同国において販売される予定である場合には、アイルランド中央銀行とAIFMの設立地であるEU加盟国の管轄当局は、保管受託銀行の設立地である第三国との間で、OECDの所得と財産に対するモデル租税条約の第26条に記載される基準を完全に満たし、税務に関する有効な情報交換(多国間租税協定を含む。)を確保する協定に署名するものとする。
- (e) 保管受託銀行は、契約により、AIF またはAIFの投資者に対し、(12)および(13)と矛盾しな い責任を負うものとし、また、明示的に(11)に従うことに同意するものとする。

他のEU加盟国の管轄当局およびアイルランド中央銀行が(a)、(c)または(e)の適用により行なわれた評価に同意しない場合、アイルランド中央銀行および他の管轄当局は、ESMAが、規則(EU) No.1095/2010の第19条に基づき付与される権限に従って行為するようかかる事項をESMAに付託することができるものとする。

- (7) (a) 保管受託銀行は、通常、AIFのキャッシュフローが適切に監視されることを確保するものとし、また、特に、AIFの受益証券または株式の購入の際に投資者または投資者の代理人が支払ったすべての支払金が受領され、また、現金勘定が要求されている市場において、AIFのすべての現金が、AIFの名義もしくはAIFに代わって行為するAIFMの名義、またはAIFに代わって行為する保管受託銀行の名義で指令(2006/73/EC)の第18条(1)の(a)(b)および(c)に記載された法人またはかかる法人と同一の性質を有する他の法人に開設された現金勘定に記入されることを確保するものとする。ただし、かかる法人が、有効な健全性規制およびEU法と同等の効力を有し、有効に実施され、また、指令(2006/73/EC)の第16条に定められた原則に従っている監督に服することを条件とする。
 - (b) 現金勘定がAIFに代わって行為する保管受託銀行の名義で開設された場合は、(a)に記載された法人の現金および保管受託銀行自身の現金は、かかる勘定には記入されないものとする。
- (8) AIFまたはAIFに代わって行為するAIFMの資産は、以下の通り、安全保管のために保管受託銀行に 委託されるものとする。
 - (a) 保管され得る金融商品に関しては、
 - (i) 保管受託銀行は、保管受託銀行の帳簿上に開設されている金融商品勘定に登録され得るすべての金融商品および保管受託銀行に現物を引き渡すことのできるすべての金融商品を保管するものとする。
 - (ii) かかる目的上、保管受託銀行は、保管受託銀行の帳簿上に開設されている金融商品勘定に登録され得るすべての当該金融商品が指令(2006/73/EC)第16条に定められている原則に従って、AIFの名義またはAIFに代わって行為するAIFMの名義で開設された分離勘定に登録されることを確保するものとし、これによりかかる金融商品は、常に、適用法に従って、AIFに属するものであると明白に識別され得るものとする。
 - (b) その他の資産に関しては、

- (i) 保管受託銀行は、かかる資産のAIFまたはAIFにかわって行為するAIFMの所有権を確認するものとし、また、AIFまたはAIFに代わって行為するAIFMが資産の所有権を有していると保管受託銀行が満足するかかる資産の記録を維持するものとする。
- (ii) AIFまたはAIFに代わって行為するAIFMが所有権を有しているか否かの検証は、AIFまたはAIFMによって提供される情報または書類に基づいて行われるものとし、利用可能な場合は、外部の証拠に基づき行なわれるものとする。
- (iii) 保管受託銀行は、自身の記録を最新の状態に維持するものとする。
- (9) (7)および(8)に記載されている業務に加えて、保管受託銀行は、
 - (a) AIFの受益証券または株式の販売、発行、買戻し、償還および取消しが、適用される国内法 およびAIFの規則または設立証書に従って行われることを確保するものとする。
 - (b) AIFの受益証券または株式の価額が適用される国内法およびAIFの規則または設立証書および第20条で定められている手続に従って計算されることを確保するものとする。
 - (c) 適用される国内法およびAIFの規則または設立証書に抵触しない限り、AIFMの指示を実行するものとする。
 - (d) AIFの資産に関する取引において、代価が通常の期限までにAIFに送金されることを確保するものとする。
 - (e) AIFの収益が適用される国内法およびAIFの規則または設立証書に従って充当されることを確保するものとする。
- (10) (a) AIFMおよび保管受託銀行は、それぞれの役割において、誠実、公正に、専門家として、独立して、また、AIFおよびAIFの投資者の利益のために行為するものとする。
 - (b) 保管受託銀行は、AIF、AIFの投資者、AIFMおよび保管受託銀行自身の間に利益相反を生じさせる可能性のあるAIFまたはAIFに代わるAIFMに関する業務を行わないものとする。ただし、保管受託銀行が職務上および序列上、保管受託業務の遂行を自身のその他の潜在的に相反する業務と分離し、潜在的利益相反が適切に確認され、管理され、監視され、また、AIFの投資者に開示された場合を除く。
 - (c) 保管受託銀行は、(8)に記載されている資産をAIFまたはAIFに代わって行為するAIFMの事前の同意なしに再利用することはできないものとする。
- (11) (a) 保管受託銀行は、(8)に記載されている業務を除き、本規則に記載されている通り、自身の 業務を第三者に委託することはできない。
 - (b) 保管受託銀行は、以下の条件に従って、(8)に記載されている業務を第三者に委託することができる。
 - (i) 業務は、本規則に規定されている要件を回避することを意図して委託されるものでは ないこと。
 - (ii) 保管受託銀行は、アイルランド中央銀行が要求する場合、アイルランド中央銀行に対し、委託には客観的理由があったことを示すことができること。
 - (iii) 保管受託銀行は、自身の業務の一部を委託することを希望する相手である第三者の 選定および任命において、あらゆる相当な技能、注意およびデュー・デリジェンスを行 使し、自身の業務の一部を委託した第三者および委託された事項に関する第三者による 取扱いの定期的見直し、および継続的監視において、あらゆる相当な技能、注意および デュー・デリジェンスを行使し続けること。
 - (iv) 保管受託銀行は、第三者に委託された業務の遂行期間中、常に、第三者が以下の条件 を満たすことを確保すること。

- (I) 第三者は、業務が委託されたAIFまたはAIFに代わって行為するAIFMの資産の性質および複雑さに適し、また、比例した仕組みおよび専門知識を有すること。
- (II) (8)(a)に記載されている保管業務に関し、第三者は、有効な健全性規制(最低資本要件を含む。)および関係する法域の監督に服するものとし、また、第三者は、金融商品を保管していることを確認するため外部の定期的監査を受けること。
- (III) 第三者は、常に、特定の保管受託銀行の顧客に帰属すると明確に認識できるよう、保管受託銀行の顧客の資産、第三者自身の資産および保管受託銀行の資産から分離すること。
- (IV) 第三者は、AIFまたはAIFに代わって行為するAIFMの事前の同意なしで、また、保管受託銀行への事前の通知なしで、資産を使用しないこと。また、
- (V) 第三者は、(8)および(10)に記載されている一般的義務および禁止に関する規定 を遵守すること。
- (c) (b)(iv)の(II)にかかわらず、第三国の法律により、特定の金融商品が現地の法人によって保管されることが義務付けられており、かつ(II)に記載されている要件を満たす現地の法人が存在しない場合、保管受託銀行は、第三国の法律により義務付けられている範囲内においてのみ、また、かかる要件を満たす現地の法人が存在しない限りにおいてのみ、以下が満たされることを条件として、かかる現地の法人に自身の職務を委託することができるものとする。
 - (i) 関連するAIFの投資者は、投資を行う前に、かかる委託は、第三国の法律の法的制約により義務 付けられるものであること、また、委託を正当化する状況にあることについて適式に通知されること、また、
 - (ii) AIFまたはAIFに代わって行為するAIFMは、かかる金融商品の保管をかかる現地の法人に委託するよう保管受託銀行に指示すること。
- (d) 第三者は、その後、同一の要件に従って、かかる職務を再委託することができる。かかる場合、必要な修正がなされた上で、(13)が該当する当事者に適用されるものとする。
- (e) 本項の目的上、指令(98/26/EC)に記載された(当該指令の目的上指定された)証券決済システムによるサービスの提供、または第三国の証券決済システムによる同様のサービスの提供は、保管業務の委託とはみなされないものとする。
- (12) (a) 保管受託銀行は、AIFまたはAIFの投資者に対し、保管受託銀行または(8)(a)に従って金融 商品の保管が委託された第三者による紛失について、責任を負うものとする。
 - (b) 保管されていた金融商品が紛失した場合、保管受託銀行は、不当な遅滞なく、AIFまたは AIFに代わって行為するAIFMに対し、かかる金融商品と同一の種類の金融商品またはその相 当する金額を返還するものとする。保管受託銀行は、かかる紛失が自身の合理的な管理を超 える外部の事象により生じたこと、またこれを回避するためにあらゆる合理的な努力を払っ たにもかかわらずかかる結果を回避することができなかったことを証明することができる場合は、責任を負わないものとする。
 - (c) 保管受託銀行は、保管受託銀行の過失または保管受託銀行が本規則に基づく自身の義務を 適切に履行することを故意に怠ったことによりAIFまたはAIFの投資者が被ったその他のあら ゆる損失について、AIFまたはAIFの投資者に対し責任を負うものとする。
- (13) (a) 保管受託銀行の責任は、(11)に記載されている委託により影響を受けないものとする。

- (b) (a)にかかわらず、(11)に基づき第三者によって保管されていた金融商品が紛失した場合、 保管受託銀行は、以下を証明することができれば責任を免除され得るものとする。
 - (i) (11)の(b)に記載されている保管業務の委託に関するすべての要件が満たされていること。
 - (ii) 保管受託銀行と第三者との間の書面による契約によって、保管受託銀行の責任が明示的に第三者に移転され、AIFまたはAIFに代わって行為するAIFMが、金融商品の紛失に関し、第三者に請求を行うことが可能であるか、または保管受託銀行がかかる請求を上記の者に代わって行うことが可能であること。
 - (iii) 保管受託銀行とAIFまたはAIFに代わって行為するAIFMとの間の書面による契約によって、保管受託銀行の責任が明示的に免除され、かかる免除の約定に関する客観的な理由が確立していること。
- (14) さらに、第三国の法律により、特定の金融商品が現地の法人によって保管されることが義務付けられており、かつ(11)(b)(iv)の(II)に記載されている要件を満たす現地の法人が存在しない場合、保管受託銀行は、以下の条件が満たされることを条件として、自身の責任を免れ得るものとする。
 - (a) 関係するAIFの規則または設立証書が、本項に記載されている条件に基づき、かかる免除を明示的に許可すること。
 - (b) 関連するAIFの投資者が、投資を行う前に、かかる免除および免除を正当化する状況について適式に通知されていること。
 - (c) AIFまたはAIFに代わって行為するAIFMが、かかる金融商品の保管を現地の法人に委託するよう保管受託銀行に指示したこと。
 - (d) かかる免除を明示的に許可する保管受託銀行とAIFまたはAIFに代わって行為するAIFMとの間の書面による契約が存在すること。
 - (e) 保管受託銀行の責任が明示的に現地の法人に移転され、AIFまたはAIFに代わって行為する AIFMが、金融商品の紛失に関し、現地の法人に請求を行うことが可能であるか、または保管 受託銀行がかかる請求を上記の者に代わって行うことが可能である保管受託銀行と第三者と の間の書面による契約が存在すること。
- (15) 投資者に対するAIFの責任は、保管受託銀行、AIFMおよび投資者の間の法律上の関係によって、AIFMを通して直接的または間接的に効力を生じ得るものとする。
- (16) (a) アイルランド籍のAIFの場合、保管受託銀行は、アイルランド中央銀行から要求があった場合、AIFの業務の遂行中に入手し、アイルランド中央銀行またはAIFMの管轄当局が必要とするあらゆる情報をアイルランド中央銀行に提供するものとする。アイルランド中央銀行とAIFMの管轄当局が異なる場合、アイルランド中央銀行は、遅滞なく受け取った情報をAIFMの管轄当局と共有するものとする。
 - (b) 本国において設立された保管受託銀行を任命した非EU籍のAIFの場合、保管受託銀行は、アイルランド中央銀行から要求があった場合、AIFの業務の遂行中に入手し、AIFの管轄当局またはアイルランド中央銀行が必要とする情報をアイルランド中央銀行に提供するものとする。アイルランド中央銀行は、遅滞なく受け取った情報をAIFの管轄当局およびAIFMの管轄当局(アイルランド中央銀行とは異なる場合)と共有するものとする。

関係法人

(a) 投資顧問会社

多くの場合、ユニット・トラストの管理会社は他の会社と投資顧問契約を締結し、この契約に従って、投資顧問会社は、管理会社の取締役会が設定する投資方針および信託証書中の投資制限に従い、組入証券の分散組入および証券の売買に関する継続的な助言および運用業務をファンドに提供する。

(b) 販売会社および販売代理人

管理会社は、ファンドの受益証券の公募または私募による販売のため、単独もしくは複数の販売会社および/または販売代理人と独占的または非独占的な契約を締結することができるが、その義務はない。

現行の目論見書には販売手数料および特定の申込方法または募集計画について適切な記載がなければならない。

(B) 有限責任組合型の投資信託

有限責任型の投資信託は1994年の有限責任組合型投資信託法に基づいている。有限責任組合型の投資信託は アイルランド中央銀行の認可および監督に服し、アイルランド中央銀行はこれらに条件を付すことができる。

(C) 一般契約型投資信託

UCITSの一般契約型投資信託は、アイルランド規則に基づいており、AIFの一般契約型投資信託は、2005年法に基づいており、両者はアイルランド中央銀行の認可および監督に服する。

(D) 会社型の投資信託

() 会社型の投資信託は、アイルランド規則およびアイルランド会社法に基づき、公開有限責任会社として設立される。

UCITSまたはAIFの形態を有する会社型投資信託のすべての株式は株主に対し、株主総会において1株につき1票の議決権を与える。ただし、一人の者が年次株主総会で本人または代理人として議決権を行使し得る株式数についてのアイルランド法の制限に従い、かつ、一定の範疇に属する者に関しまたは一人の者が保有し得る株式の割合に関して定款中に定められる議決権に関するその他の制限に従う。

変動資本を有する会社型投資信託の資本金は定額ではない。その株式は無額面である。変動資本を有する AIFの会社型投資信託の定款は、会社の発行済株式資本の最低額および上限額を記載しなければならない。 ただし、定款は、株主の特別決議により変更することができる。

固定資本を有するUCITS型の会社型投資信託の資本金は、その定款により上限(授権資本)が定められる。授権資本は、株主総会により増額することができる。株式は額面でまたはプレミアム付で発行することができる。

(II) 変動資本を有する会社型投資信託 (VCC)

VCCは公開有限責任会社であり、株主のためにその資産を各種組入証券に投資することを唯一の目的とする。その株式は公募または私募により販売され、その資本金の額は常に会社の純資産相当額である。

VCCは、有限責任会社の特殊な形態であり、アイルランド会社法の規定は、(UCITSとの関係で)アイルランド規則によって制限されない限度で適用される。

VCCは次の仕組みを有する。

VCCは、オープン・エンドまたは(1995年8月1日以降は)AIFのVCC形態の場合はクローズ・エンドの会社として設立することができる。VCCがオープン・エンド型である場合、株式は、定款に規定された発行または買戻しの日のVCCの株式の純資産価格で継続的に発行され、また買戻される。発行株式は無額面で全額

払込まなければならない。資本勘定は、株式の発行および買戻しならびにその資産価額の変動の結果自動的 に変更される。

アイルランド規則は、UCITS VCCについて特定の要件を規定している。

- VCCの資本金は常にVCCの純資産額に等しく、従って、法定準備金を設けない。
- 取締役および監査人の変更はアイルランド中央銀行に届出て、アイルランド中央銀行の承認を得る (b) こと。
- 定款中にこれに反する規定がない場合、VCCはいつでも株式を発行することができること。 (c)
- VCCは、株主の求めに応じて株式を買戻すこと。 (d)
- VCCの株式は、VCCの純資産総額を発行済株式数により除することにより得られる価格で発行され、 (e) 買戻されること。
- (f) 特定の期間内にVCCに純発行価格相当額が払込まれない限り、VCCは株式を発行しないこと。
- (g) VCCの定款中に株式の発行および買戻しに関する支払いの時間的制限を規定し、資産評価の原則およ び方法を明記すること。
- 定款中に、適用法規に従って、株式の発行および買戻しの停止条件を明記すること。 (h)
- (i) 定款中に発行および買戻し価格の計算を行う頻度を規定すること(UCITSについては1か月に最低2 回とする。)。アイルランド中央銀行は、UCITSに評価日を減らすことが株主の利益を害さないとい う条件のもとで、かかる評価日を月に一度に減らすことを認めることがある。(j) 定款中にVCCが負 担する費用を規定すること。
- (k) 株式は全額払込まれなくてはならず、かつ株式は無額面であること。
- 設立発起人に対する株式または類似証券の発行は法律により定める制限に従うこと。

上記の規則は、AIF型のVCCに同様に適用される。ただし、アイルランド中央銀行が(d)の適用除外を認め て、VCCがクローズド・エンド型である場合、および(k)についてAIFのVCCが、一部払込済株式の発行が認め られる財産またはベンチャー/開発キャピタル手段として設立されている場合については、この限りではな *د*ا.

() 固定資本を有する会社型投資信託 (FCC)

一般に、かかる会社の資本は、1株1ユーロの、100人の設立発起人株式と1株1ユーロ・セントの大量の種 類のない優先株式との二種類に分けられる。発起人株式は会社の普通株式であり、これに対して種類のない 優先株式が優先する。種類のない株式は、記名式株式または参加株式として発行される。参加株式は、ファ ンドの投資者に発行され、かつ多額のプレミアム付で発行される。額面金額が会社の固定資本を形成し、プ レミアムは、株式プレミアム勘定に入れられる。株主が株式を会社に売却することを希望する場合、かかる 株式のセント表示の額面は新しく発行された株式の手取金から償還され、一方、株式のプレミアム金額は、 プレミアム勘定から償還される。会社が株式を償還するが引受人に新株を発行しない場合は、会社は、新株 の手取金を提供する管理会社に対して、額面株式の形態の種類のない株式を1株1ユーロ・セントで発行する ことができる。償還に際して株主に償還されるプレミアムの額は、特定の時における会社の資産価値によ る。資本に関するこうした重要な点を除き、FCCはあらゆる点でVCCに類似している。ただし、アイルランド の会社法の一部の規定は、AIFのVCCに適用されない。

() アイルランド集団資産運用ビークル (ICAV)

ICAVは、投資ファンドのために特別に設計された会社型ファンドの仕組みの一種である。ICAVは、ICAV法 に基づき、アイルランド中央銀行に登録されることにより設立され、成立する。ICAVは、その後、UCITS ファンドまたはAIFファンドとしてアイルランド中央銀行により承認され、かつ、規制される。ICAVは、投 資ファンドのために特別に設計されているため、アイルランドにおいて資金を保有するために用いられてき た従来のアイルランドの会社型ビークルである会社型投資信託に勝るいくつかの便益をもたらすものであ

る。その一つとして、保管受託銀行が当該変更の内容に関して一定の証明を行うことができることを条件として、株主の承認を要することなくICAVの設立関連書類を変更することができることが含まれる。ICAVの取締役は、ICAVの株主に対し、当該決定に関する通知を60日以内に行うことを条件として、年次総会を開催しないことができる。ICAV法は、アンブレラICAVの中の個々のサブ・ファンドについて個別に財務報告書を作成することができる柔軟性を備えている。会社型投資信託とは異なり、AIFとして設立されたICAVは、リスク分散の原則に服することはなく、そのため、AIFのICAVは、アイルランド籍のAIFファンドに適用される規制上の制度に基づき単一資産のファンドとして構成することができる。

ICAVへの転換

会社法またはUCITS規則に従い会社型投資信託として設立されたUCITSファンドおよびAIFファンドは、ICAV法に定められる転換プロセスに従い、ICAVに転換することができる。会社型投資信託からICAVへの転換には継続性が認められ、従って、アイルランド中央銀行にへのICAVとして登録された場合も、会社型投資信託として設立され、かつ、登録されていた会社が、そのように設立、かつ登録されていた間(すなわち、ICAVとして登録される前)に締結された契約、可決された決議または行われたその他の行為もしくは事項に影響を及ぼさず、また当該会社型投資信託もしくはいずれかの者の権利、権能、機能、責任または義務に影響を及ぼし、または当該会社型投資信託によるもしくはこれに対する法的手続に瑕疵を生じるように作用しない。ICAVの仕組みは、アイルランドにおけるICAVへの転換、ICAVとしての登録および存続を希望する、財務大臣が定めるその他の「関連する法域」の会社型投資信託も利用可能である。

() 会社型投資信託の投資制限

上記3.(A)(4)および3.(A)(5)記載のユニット・トラストに適用される投資制限は、UCITS型およびAIF型 それぞれの会社型投資信託に同様に適用される。

() 会社型投資信託

- (A) (i) アイルランド中央銀行は、ある会社型投資信託が実行する事業タイプについて、その各取締役の評判があまり芳しくないかまたは経験が十分ではない場合には、当該会社型投資信託を認可しないものとする。
 - (ii) 会社型投資信託の取締役の氏名およびかかる者の役職を承継する各人の氏名は、アイルランド中央銀行に通知しなければならない。
 - (iii) 会社型投資信託は、認可が付与され次第、速やかに事業を開始することができる。
 - (iv) 会社型投資信託は、自らのポートフォリオの資産のみを運用することができ、いかなる状況に おいても、第三者を代理して資産を運用する委任を受けることはできない。
- (B) 会社型投資信託が管理会社を任命していない場合、
 - (a) アイルランド中央銀行は、以下の場合に会社型投資信託を認可する。
 - (i) 会社型投資信託が最低300,000ユーロの当初資本を有する場合
 - (ii) 会社型投資信託が、アイルランド中央銀行に、認可申請書にその組織構造を記載した業務プログラムを提出している場合
 - (iii) 会社型投資信託の業務の遂行が、アイルランド規則第41条(1)に基づきアイルランド中央銀行が定める条件を充足する最低2名の者により決定される場合
 - (b) 会社型投資信託と他の自然人または法人との間に緊密な関係が存在している場合、アイルランド中央銀行は、かかる関係がアイルランド中央銀行の監督機能の有効な行使を妨げない場合にのみ認可を行う。
 - (c) アイルランド中央銀行はまた、会社型投資信託が緊密な関係を有する一もしくは複数の自然人もしくは法人を支配する非EU加盟国の法律、規則もしくは行政規定またはこれらの執行に伴う困難が、アイルランド中央銀行の監督機能の有効な行使を妨げる場合、認可を拒否する。

- (d) 会社型投資信託となる予定のものは、認可が付与されたか否かについて、完全な申請書の受領日から6か月以内に通知される。認可が拒否された場合には、その理由が通知される。
- (e) UCITS IV規則において、「緊密な関係」とは、アイルランド規則第134条(2)(b)で定められる意味を 有する。

(C) 業務の委任

- (a) 会社型投資信託は、会社の業務をより効率的に遂行するため、その業務を第三者に委任することができる。ただし、
 - (i) アイルランド中央銀行は適切な方法でその旨の通知を受けていること。
 - (ii) 委任は、会社型投資信託に対する監督の有効性を妨げないこと、および特に、会社型投資信託がその投資家の最善の利益のために行為することまたは会社型投資信託が投資家の最善の利益のために運用されることを妨げてはならないこと。
 - (iii) 委任が投資運用に関わる場合、資産の運用を目的に認可されまたは登録されており、慎重な 監督に服する企業に対して委任が行われること。委任は、会社型投資信託が定期的に定める投 資基準に従うことを要すること。
 - (iv) 委任が投資運用に関わるもので、非EU加盟国の企業に対し行われた場合、アイルランド中央銀行と関係する非EU加盟国の監督官庁の間の協力が保証されること。
 - (v) 投資運用の中核機能に関する委任は、その利益が会社型投資信託または受益者の利益と相反する可能性がある受託会社またはその他の企業に対し行われないこと。
 - (vi) 会社型投資信託の業務を遂行する者が、委任先の企業の業務を常に有効に監視できるような措置が実行されること。
 - (vii)委任は、会社型投資信託の業務を遂行する者が、職務の委任先企業に対しいつでも更なる指示を付与することまたは委任を撤回することを妨げるものではなく、またいずれの場合にも投資家の利益になる場合には速やかに効力を生じること。
 - (viii)委任される職務の性質を考慮して、職務の委任先企業は適格であり、当該職務の実行が可能であること。
 - (ix) 会社型投資信託により発行される目論見書は、会社型投資信託が委任を認められている職務の リストを記載すること。
- (b) 会社型投資信託または受託会社のいずれの責任も、会社型投資信託が機能を第三者に委任したという事実により影響を受けるものではなく、また会社型投資信託は、自らが連絡機関のみになるような機能の委任を行ってはならないものとする。
- (D) (a) アイルランド中央銀行は、本規定に基づき授権された管理会社を指定しなかった会社型投資信託が常に遵守するべき慎重な規則を作成する。
 - (b) 特に、アイルランド中央銀行は、会社型投資信託の性質も考慮しつつ、会社型投資信託が、電子的データ処理および適切な社内管理機構について、堅実な運営・会計上の手順、統制および保護上の取決めを行っていることを要請するが、これには、特に、従業員による個人取引に係る規則または当初資金の投資を目的とする金融商品の保有もしくは金融商品への投資の管理に係る規則を含み、とりわけ、会社型投資信託に関わる各取引がその端緒、その当事者、性質ならびにその実行時期および場所により再構築され得ること、ならびに会社型投資信託の資産が設立書類および有効な法律条項に従って投資されることの確保を含む。

() 関係法人

(a) 受託会社 / 保管受託銀行

UCITSの資産の保管は、アイルランド規則第33条により、受託会社 / 保管受託銀行に委託されなければならない。ただし、同規則第48条および第49条により、以下のいずれかの場合は、アイルランド中央銀行の裁量により、受託会社を置く義務が免除される。

- (i) 認可された会社型投資信託で、その株式が上場されている一または複数の証券取引所を通じてのみ 株式が販売される場合。
- (ii) 認可された会社型投資信託で、その株式の80%以上がその定款で指定された一または複数の証券取引所を通じて販売される場合。ただし、かかる株式は、その販売地域内に存するEU加盟国の証券取引所に上場されており、かつ、かかる会社型投資信託がかかる証券取引所外で行う取引は、証券取引所の取引価格でのみなされる場合に限る。かかる会社型投資信託の定款は、株式の販売国において証券取引所外における取引価格を値付けする証券取引所を特定しなければならない。

また上記(i)または(ii)の場合に該当する会社型投資信託は、

- (aa) 株式の純資産価格の計算の方法を定款に記載し、
- (bb) 株式の証券取引所価格がその純資産価格から5%を超えて離れないよう市場に介入し、かつ
- (cc) 株式の純資産価格を確定し、少なくとも週に二度アイルランド中央銀行に伝達し、かつ少なくとも 月に二度公表しなければいけない。

上記3に記載のユニット・トラストの受託会社に適用される要件および義務は、会社型投資信託の保管 受託銀行に適用される。ただし、(a)ユニット・トラストに関する記載は、会社型投資信託に関する記載 として、(b)受益証券の記載は、株式の記載、(c)1990年ユニット・トラスト法の記載は、会社法またはア イルランド規則(いずれか適用あるもの)の記載および(d)信託証書の記載は、定款の記載として解釈さ れる。

ただし、かかる規則は、会社の収益への公衆による直接または間接の参加の便宜を促進することによる 資本金の調達を禁じられている会社型投資信託の保管受託銀行には適用されない。

(b) 投資顧問会社および販売会社または販売代理人

上記(VII) 「関係法人」(a)(i)中の記載事項は、実質的に、会社型投資信託の投資顧問会社および販売会社または販売代理人に対しても適用される。

4. アイルランドにおける投資信託の準拠法

(A) 設立関係法令

() アイルランド会社法が、ユニット・トラストにおける管理会社、およびVCCまたはFCCの形態の会社型の 投資信託に対し適用される。ICAV法が、ICAVに対し適用される。

以下の要件は、公開有限責任会社またはICAVの場合に適用される。

(11) 会社設立の要件

最低2名の株主が存在すること。

(111) 定款の記載事項

定款または設立文書には、以下の事項の記載が必要とされる。

- (a) 引受株主の身元
- (b) 会社の形態および名称
- (c) 会社の目的
- (d) 引受資本および授権資本(もしあれば)の額。さらに、AIFのVCCの定款には、当該時の会社の発行 済株式資本が定款記載の最低額を下回らずまた上限額を超過していない旨記載しなければならな い。
- (e) 申込時の払込額

- (f) 引受資本および授権資本を構成する株式の種類の記載
- (g) 記名式または無記名式の株式の形態および転換権(もしあれば)に対する制限規定
- (h) 現金払込以外の出資の内容、条件、出資者の氏名
- (i) 発起人に認められている特権または特典の理由およびその内容
- (i) 資本の一部を構成しない株式(もしあれば)に関する記載
- (k) 取締役および監査役の選任に関する規約ならびにかかる機関の権限の記載
- (1) 存続期間(適用ある場合)
- (m) 会社の設立に際しもしくは設立によって会社に請求されるかまたは会社が負担するすべての費用および報酬の見積
- (IV) アイルランド規則にはユニット・トラストの設定および運用ならびに会社型投資信託の設立に関する規定がある。

設立要件

上記の株式の全額払込に関する特別要件が必要とされている。

- (V) アイルランドにおける投資信託の認可
 - (a) UCITS IV規則第8条はアイルランド内のUCITSの認可要件を規定している。
 - (i) 次の投資信託はアイルランド中央銀行から認可を受けることを要する。
 - (aa) アイルランド国内に所在するUCITS。本規定のUCITSは、会社型投資信託または管理会社が、 その本店および登記簿上の事務所をアイルランド国内に有するUCITSをいう。
 - (bb) 他のEU加盟国に所在するUCITSではあるが当該EU加盟国の監督官庁の認可をうけていないもので、その受益証券または株式がアイルランド国内またはアイルランドから外国に向けて募集もしくは販売される場合。
 - (ii) アイルランド規則に従わないUCITSは認可を拒否、または取消されることがある。当該決定に対し不服がある場合には、第一審裁判所(高等法院)に訴えることができる。認可の拒否または取消の決定が効力を発生した場合、当該UCITSは解散および清算される。
 - (b) アイルランド中央銀行の権限と義務は、アイルランド規則に定められ、同規則第121条によりUCITS の監督権がアイルランド中央銀行に付与されている。
 - (c) アイルランド規則による目論見書等の要件

会社型投資信託または管理会社により公表される情報

- (1) 会社型投資信託および管理会社(会社型投資信託が運用する一般契約型投資信託およびユニット・トラストそれぞれについて)は、以下を公表するものとする。
 - (a) 目論見書
 - (b) 各会計年度の年次報告書
 - (c) 会計年度の上半期を対象とする半期報告書
- (2) 年次報告書および半期報告書は、その該当期間の終了から以下の期限内に公表されるものとする。
 - (a) 年次報告書の場合は4か月以内
 - (b) 半期報告書の場合は2か月以内

目論見書および定期報告の記載情報

- (1) (a) 目論見書は、投資者が提案された投資および特にこれに伴うリスクについて的確な情報に基づいた 判断を行えるようにするための必要情報を含まなければならない。
 - (b) 目論見書は、投資証券とは別に、ファンドのリスク内容につき明確かつ容易に理解可能な説明を記載しなければならない。
- (2) 目論見書は少なくともUCITS IV規則付属書類11に記載される情報を含まなければならない。ただし、これらの情報がUCITS IV規則第91条(1)に従い当該目論見書に添付された信託証書、設立証書または定款に既に記載されている場合はこの限りではない。
- (3) 会社の取締役は、当該会社の各会計年度についての単体財務報告書を作成するものとする。
- (4) 会社法第290条に基づき作成される単体財務報告書は、会社法第293条に基づくグループ財務報告書を作成しない会社の法定財務報告書とする。
- (5) 会社法第290条(5)から(8)までおよび第296条に従い、会社の単体財務報告書は、(当該会社の選択により、)(a)会社法第291条と、(b)国際財務報告基準および会社法第292条のいずれか一方に従って作成されるものとする。
- (6) (a)会社法第291条に従って作成された単体財務報告書は、「会社法適用単体財務報告書」と称され、会社法においても「会社法適用単体財務報告書」といい、これは、今後、同条に従ったかかる報告書の作成が義務付けられた場合においても適用され、また、(b)国際財務報告基準および会社法第292条に従って作成された単体財務報告書は、「IFRS適用単体財務報告書」と称され、会社法においても「IFRS適用単体財務報告書」といい、これは、今後、当該基準および同条に従ったかかる報告書の作成が義務付けられた場合においても適用される。
- (7) 株主による利益の獲得を目的としない会社については、単体財務報告書は、会社法第291条に従って作成されるものとする。
- (8) 会社の取締役がIFRS適用単体財務報告書を作成した最初の会計年度(以下「IFRS適用初年度」という。) 後において、当該会社のその後の単体財務報告書はすべて、会社法第290条(7)に定める関連する状況の変 化が生じていない限り、国際財務報告基準および会社法第292条に従って作成されるものとする。
- (9) IFRS適用初年度中またはその後のいずれかの時点で、(a)当該会社がIFRS財務報告書を作成しない他の会社の子会社となった場合、(b)当該会社が、非公開株式会社として再登録を行ったため、EEA加盟国の規制された市場での取引が認められた証券の発行会社ではなくなった場合、または(c)当該会社の持株会社がEEA加盟国の規制された市場での取引が認められた証券の発行会社ではなくなった場合には、関連する状況の変化が生じたものとする。
- (10)会社について、関連する状況の変化が生じた後に会社法適用単体財務報告書が作成された場合、当該会社の取締役はその後、当該会社のIFRS適用単体財務報告書を作成することができ、当該IFRS適用単体財務報告書がその後作成された会計年度がIFRS適用初年度であるものとして、会社法第290条(6)および(7)が適用されるものとする。
- (11)半期報告書は少なくとも2011年ヨーロッパ共同体(譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託)規則 (法令2011年第352号)(改訂済)の付属書類12第1項ないし第4項に規定される情報を含まなければならない。UCITSが中間配当を支払ったかまたは支払う提案を行った場合、数値は、関連する半期に関する税引後の実績および支払われたもしくは提案された中間配当を示すものとする。

規則第89条の補足規定

- (1) 規則第89条に従いUCITSにより発行された目論見書は、UCITSが投資する権限を与えられている資産のカテゴリーを明示的に開示するものとする。UCITSが金融派生商品の取引を行う権限を与えられている場合、目論見書は、以下の事項を示す顕著な記述を含まなければならない:
 - (a) かかる業務がヘッジ目的でまたは投資目標を達成する目的で行われる可能性があること、また
 - (b) かかる取引がUCITSのリスク内容に与える可能性のある影響
- (2) UCITSは、
 - (a) 主に、以下のものに投資するか、または
 - (i) 預金
 - (ii) UCITSもしくはその他集合的な投資を行う投資信託またはその両方、または
 - (iii) 金融派生商品
 - (b) 規則第71条に従い株式または債務証券を反復することを目指す場合、

目論見書の投資方針に注意を向ける顕著な記述および、必要に応じて、その他マーケティング・コミュニケーションを含まなければならない。

- (3) UCITSの純資産価格について、用いられる可能性のあるポートフォリオ構成またはポートフォリオ運用手法によりボラティリティが高くなる可能性がある場合、目論見書は、かかる特徴に注意を向ける顕著な記述および、必要に応じて、その他マーケティング・コミュニケーションを含まなければならない。
- (4) UCITSの管理会社または会社型投資信託は、受益者に対して、請求に応じて、以下に関連する補足情報を 提供するものとする:
 - (a) 適用される定量的リスク管理
 - (b) 用いられるリスク管理手法、および
 - (c) UCITSが関与する主な商品カテゴリーのリスクおよびイールドの最新の変化

信託証書等の目論見書等への添付

- (1) (2)に従い、会社型投資信託の信託証書、設立書類または定款は、目論見書の不可欠な部分を構成し、それに添付されるものとする。
- (2) (1)に記載される書類は、目論見書に添付される必要はない。ただし、投資家が請求により当該書類を受領することまたは受益証券が売買される各国において参照することのできる場所を通知されるものとする。
- (3) (a) 会社型投資信託の発行する予備目論見書または類似する文書は、以下の事項を目立つ場所に明示的 に記載するものとする:
 - (i) 受益証券の申込または購入の提案または勧誘を構成するものではないこと。
 - (ii) 書類がアイルランド中央銀行により承認または検討されていないこと。
 - (iii) すべての関連情報を記載していない可能性があり、また、記載される情報は変更される可能性がありかつ依拠されてはならないこと。また、
 - (iv) 言及される会社型投資信託は、アイルランド中央銀行により承認されていないこと。
 - (b) アンブレラ型ファンドの場合、目論見書は、1つのサブ・ファンドから他のサブ・ファンドへの投資対象の切り替えに適用される手数料を明示的に記載するものとする。

更新される目論見書

目論見書の主要素は更新されるものとする。

財務情報の監査

年次報告書に記載される財務情報は会社法に従い監査を法的に授権された一もしくは複数の監査人による監査を受けるものとする。監査人の報告書は、いかなる修正を含め、年次報告書に完全に転載されるものとする。

アイルランド中央銀行等に提供される目論見書等

アイルランド中央銀行によって認可されたUCITSは、目論見書またはその変更ならびに年次報告書および半期報告書をアイルランド中央銀行に送付するものとする。UCITSは、請求に応じ、その管理会社の本部のある国の管轄当局に対して当該文書を提供するものとする。

投資家に対する目論見書等の提供

- (1) 目論見書ならびに直近の年次報告書および半期報告書は、請求に応じ無料で投資家に提供されるものとする。
- (2) 目論見書は、耐久性のある媒体またはウェブサイトにより提供されうる。書面による写しが請求に応じ無料で投資家に交付されるものとする。
- (3) 年次報告書および半期報告書は、目論見書およびUCITS IV規則の第98条において言及される主要投資家情報に規定される方法で、投資家に提供されるものとする。

年次報告書および半期報告書の書面による写しが請求に応じ無料で投資家に交付されるものとする。

他の情報の公表

受益証券の価格の公表

- (1) (2)に従い、UCITSは、受益証券を発行、販売、買戻しおよび償還するたびに、かつ少なくとも月に二度、 受益証券の発行、販売、買戻しおよび償還価格を適切に公表するものとする。
- (2) ただし、アイルランド中央銀行は、UCITSがその評価の回数を月に1回まで減らすことを認めることができるが、かかる回数の減少は受益者の権利を害さないものとする。

投資家に対するマーケティング・コミュニケーション

投資家に対するすべてのマーケティング・コミュニケーションは、その旨明示的に特定できるものとする。マーケティング・コミュニケーションは、公正であり、明確でありかつ誤解を生じないものとする。特に、UCITSに関する具体的な情報を記載し、かつUCITS の受益証券の購入を勧誘するマーケティング・コミュニケーションは、目論見書に記載される情報および規則第98条において言及される主要投資家情報の重要性に反するかまたはそれを退ける記述を行わないものとする。マーケティング・コミュニケーションは、目論見書が存在すること、また規則第98条において言及される主要投資家情報が入手可能であることを示すものとする。マーケティング・コミュニケーションは、投資家または潜在的投資家がかかる情報または書類を入手できる場所および文言または当該情報または書類へのアクセス権を入手できる方法を記載するものとする。

主要投資家情報

投資家向け主要情報の作成

- (1) ICAV、会社型投資信託および会社型投資信託の運営する各一般契約型投資信託および投資信託については管理会社は、投資家向け主要情報を記載する簡単な書類を作成するものとする。かかる書類は、UCITS IV 規則の「主要投資家情報書類」に言及するものとする。「主要投資家情報」という用語を、当該書類に明確に記載するものとする。
- (2) 主要投資家情報は、関連するUCITSの本質的特徴に関し適切な情報を記載するものとし、投資家が提供される投資商品の内容およびリスクを理解し、それ故に、情報に基づき投資決定を行うことができるよう、 投資家に提供される。
- (3) (a) 主要投資家情報は、関連するUCITSに関し以下の主要素について情報を提供するものとする:
 - (i) UCITSの確認
 - (ii) 投資目的および投資方針の簡単な説明
 - (iii) 過去の実績の概要または関連する場合には実績の状況
 - (iv) 経費および関連費用、ならびに
 - (v) 投資リスク / 利益の内容 (関連するUCITSへの投資に伴うリスクに関する適切なアドバイスおよび警告を含む。)
 - (b) かかる主要素は、他の書類に言及することなく、投資家が理解できるものとする。
- (4) 主要投資家情報は、目論見書ならびに年次報告書および半期報告書を要求に応じてかつ無償でいつでも入 手できる場所および方法を含め投資提案に関する追加情報の取得場所および取得方法ならびに当該情報が 投資家に提供される旨の文言を明示的に記載するものとする。
- (5) 主要投資家情報は、簡潔かつ専門用語を使わずに記載されるものとする。かかる情報は、比較を考慮して一般的な形式で作成され、一般投資家が理解しやすい方法で提示されるものとする。
- (6) 主要投資家情報は、変更または補足(翻訳を除く。)が行われることなく、規則第117条に従い受益証券を売り出すためにUCITSが通知されるすべてのEU加盟国において使用されるものとする。

契約前情報等

- (1) 主要投資家情報は、契約前情報を構成するものとする。当該情報は、公正であり、明確でありかつ誤解を生じないものとする。当該情報は、目論見書の関連部分と一致するものとする。
- (2) 主要投資家情報が誤解を生じるものではないか、正確であるかまたは目論見書の関連部分と一致する場合に限り、ある者は、主要投資家情報(当該情報の翻訳を含む。)にのみ基づいて民事責任を負わないものとする。主要投資家情報は、この点に関し、明示的な警告を記載するものとする。

主要投資家情報の提供時期

- (1) ICAV、会社型投資信託および会社型投資信託の運営する各一般契約型投資信託および投資信託については管理会社は、直接的にまたは自らを代理してまた完全かつ無条件の責任を負って行為する他の自然人もしくは法人を通じてUCITSを販売する場合、UCITSの受益証券の申込を提案する前に、UCITSに関する主要投資家情報を投資家に対して適時に提供するものとする。
- (2) ICAV、会社型投資信託および会社型投資信託の運営する各一般契約型投資信託および投資信託については管理会社は、直接的にまたは自らを代理してまた投資家に対して完全かつ無条件の責任を負って行為する他の自然人もしくは法人を通じてUCITSを販売しない場合、要求に応じて、かかるUCITSまたは当該UCITSのリスク・エクスポージャーを伴う製品を販売するかまたはかかるUCITSまたは製品への潜在的投資について助言を行う製品メーカーおよび仲介機関に対して主要投資家情報を提供するものとする。UCITSを販

売するかまたはUCITSの投資家または潜在的投資家に助言を行う仲介機関は、顧客または潜在的顧客に対して主要投資家情報を提供し、また、MIFID規則第76条およびMIFID規則第77条(該当する場合)を遵守するものとする。

(3) 主要投資家情報は無料で投資家に提供されるものとする。

主要投資家情報の提供手段

- (1) ICAV、会社型投資信託および会社型投資信託の運営する各一般契約型投資信託および投資信託については管理会社は、耐久性のある媒体またはウェブサイトにより主要投資家情報を提供することができる。書面による写しが請求に応じ無料で投資家に交付されるものとする。
- (2) また、最新の主要投資家情報が、会社型投資信託または管理会社のウェブサイト上で提供されるものとする。

アイルランド中央銀行等に主要投資家情報を提供するUCITS

- (1) UCITSは、主要投資家情報およびその変更をアイルランド中央銀行に提供するものとする。
- (2) 主要投資家情報の主要素は、最新情報が維持されるものとする。

実質的所有者名簿の維持

- (1) 2019年欧州連合(マネー・ロンダリング対策:信託の実質的所有権)規則(以下「BO規則」という。)が 2019年1月29日に発効した。BO規則は、信託の受託会社に対して、実質的所有者を特定する義務を課すも のである。BO規則は、集団投資スキームの場合、法律に基づき受託会社に課せられる義務が、関連ファン ドの管理会社に課せられることを明記している。
- (2) BO規則は、受託会社に対して、信託の実質的所有者に関する「*適切、正確かつ最新の情報*」を取得し、保持するために「あらゆる合理的な措置」を講じることを要求している。かかる情報には、各実質的所有者の氏名、生年月日、国籍および居住地住所が含まれなければならない。
- (3) 「実質的所有者」は、第4次マネー・ロンダリング指令(EU 2015/849)(以下「MLD4」という。)を参照して定義され、同指令は、信託の実質的所有者とは、顧客を最終的に所有しもしくは支配する自然人および/またはその者のために取引もしくは活動が遂行されている自然人であり、少なくとも以下を含むものと定めている。
 - i. 委託者
 - ii. 受託者
 - iii. プロテクター(もしあれば)
 - iv. 受益者、または法的協定もしくは法主体から利益を得る個人が特定されていない場合は、かかる法的協定もしくは法主体がその主たる利益において設立されもしくは運用される一群の者
 - v. 直接的もしくは間接的所有権またはその他の方法により、信託に対して最終的な支配 権を行使するその他の自然人
- (4) 受託会社(または集団投資スキームの場合は管理会社)は、信託のすべての実質的所有者の詳細ならびに 各実質的所有者が名簿に登録された日付および適用ある場合はかかる者が信託の実質的所有者でなくなっ た日付の情報を含むものとする実質的所有者名簿(以下「本名簿」という。)を設置しなければならな い。本名簿は、最新の情報を維持し、実質的所有権に変更が発生した場合はその時点で当該変更を反映し なければならない。本名簿は、要求に応じて、歳入委員会、アイルランド中央銀行、財務省およびその他 の管轄当局に提供されなければならない。

- (5) AML規則は、受託会社に対して、関連する信託の実質的所有者を特定するために講じられた措置を記録し、当該信託に基づく最終分配が行われた日付から少なくとも5年間は、かかる記録を保持することを要求している。
- (6) 信託の受託会社がその他の「指定者」(マネー・ロンダリング/テロ資金供与対策の目的で規制対象になっているその他の法主体)と関与する場合、受託会社は、かかる法主体に対して、自らが受託者の資格において行為している旨を通知しなければならない。受託会社はまた、かかる指定者に対して、信託の実質的所有者の詳細を要求に応じて提供し、また関連ある場合は、信託の実質的所有権の変更について通知しなければならない。
- (7) 受託会社がBO規則に定める義務を遵守しない場合は違反行為となり、非陪審判決により5,000ユーロ以下 の罰金を課せられる可能性がある。

ユニット・トラストの場合、受託会社は、関連する信託の実質的所有者に関する情報をその受益者から取得する方法を検討する必要がある。受託会社はまた、本名簿の維持および更新の責任について、受託会社自身またはこれを代理して行為する法主体のいずれが負うか決定しなければならない。

5.清 算

投資信託の清算については、投資信託の形態に応じ、設立文書、信託証書、定款およびアイルランド会社法またはICAV法に規定されている。

ユニット・トラストの清算の場合、信託証書の規定に従って、受託会社が清算し、ファンドの資産を分配する。

会社型投資信託の清算の場合、会社型投資信託はアイルランド会社法またはICAV法に従って清算される。 会社型投資信託の清算の場合、以下の三つの形態をとりうる。

(A) 構成員による任意清算

清算人は、構成員の総会によって選任される。

(B) 会社債権者による任意清算

取締役会が会社債権者に対して、会社が会社債権者に対する債務を支払うことができないことを知らせた場合、会社債権者が清算人を選任する。

(C) 裁判所による清算

裁判所は、会社または会社債権者の申請に基づいて、裁判所の監督に服する清算人を選任する。

6.税 制

受益証券の保有者または実質的所有者等の税関係・証明

アイルランドの居住者ではない者

現在のアイルランド法のもとにおいては、1997年統合租税法(改正済)第739 B 条に基づく投資信託を構成する契約型および会社型の投資信託(以下それぞれ「投資信託」という。)ともに、原投資対象に基づく所得税またはキャピタル・ゲイン税が投資信託に課せられることはない。さらに、投資信託の投資家は投資信託から受取る分配金の支払について、また、アイルランドの居住者でもアイルランドの通常居住者でもない投資家は受益証券の換金、買戻し、消却および譲渡について、アイルランドにおいて源泉課税を受けることはない。ただし、投資信託が一定の同等措置を履行し利用している場合または投資家が投資信託に対して税法上アイルランドの居住者ではない旨の適切な宣誓書を提出している場合に限る。

アイルランド歳入庁は、アイルランドのファンドとの間での長期の交渉の結果、2010年財政法により措置 を導入し、アイルランドの居住者ではない者の関係宣誓書に関する規則を修正した。これより前は、適切な宣 誓書が提出されており、かつ、当該宣誓書に記載された情報がもはや実質的に正確ではないことを合理的に示

唆する情報をファンドが保有していないことを条件として、支払が発生した時点でアイルランドの居住者およびアイルランドの通常居住者のいずれにも該当しない投資家への支払に関しては、課税事由について投資信託が税金を課税されることはなかった。当該宣誓書がない場合、投資家は、アイルランドの居住者またはアイルランドの通常居住者であると推定されていた。しかしながら、2010年財政法において、アイルランドの居住者およびアイルランドの通常居住者のいずれにも該当しない投資家に関して、適切な場合に、かかる株主がアイルランドの居住者またはアイルランドの通常居住者ではないことを確保するための適切な同等措置を講じるようファンドに対して申告し、かつ、当該ファンドがこの点についてアイルランド歳入庁から承認を得た場合には、上記の免税の適用を認める規定が定められた。

アイルランドの居住者

免税投資家

上記のとおり、適格年金制度や慈善事業その他の投資計画等の投資家は投資信託から受取る分配金の支払 について、また、投資信託に適切な宣誓書を提出している投資家は受益証券の換金、買戻し、消却および譲渡 について、アイルランドにおいて源泉課税を受けることはない。

非免税投資家

投資家がアイルランドに居住していながら免税投資家ではない場合、ファンドは課税事由について、税金を 控除する必要がある。この税金を納める義務は投資信託が負うものであるが、投資家が受取るべき分配金から 控除されるので実際は投資家の負担となる。

公認決済機関で保有される受益証券

投資家に対する支払または公認決済機関(アイルランドの租税法に定義される。)で保有される受益証券の 換金、買戻し、消却もしくは譲渡は、ファンドに課税事由を生じない。課税事由を生じないカテゴリに分類さ れる一般的な投資信託は、「取引所で取引されるファンド」に該当する。このため、受益証券がアイルランド 居住者もしくはアイルランド通常居住者である受益者により保有されているか否かまたはアイルランドの非居 住である投資家が関係宣誓書を作成したか否かにかかわらず、投資信託は、当該支払についてアイルランド税 を控除する必要はない。ただし、この場合でも、アイルランドの居住者もしくはアイルランドの通常居住者で ある投資家またはアイルランドの居住者もしくはアイルランドの通常居住者ではないが、その保有する受益証 券がアイルランドの支店もしくは代理機関に帰属する投資家は、分配金または受益証券の換金、買戻しもしく は譲渡に対するアイルランド税を計上するべき義務を負うことがある。

配当

いずれのカテゴリに属する投資信託であるかを問わず、その保有するポートフォリオについて受取る配当および利息は、配当を払い出す国の源泉徴収税の課税対象となる場合がある。

第4【参考情報】

当該計算期間中、ファンドについては以下の書類が関東財務局長に提出されています。

2018年11月30日 有価証券届出書

有価証券報告書(第16期)

2019年 2 月28日 半期報告書(第17期中)

有価証券届出書の訂正届出書

第5【その他】

該当事項はありません。

<u>次へ</u>

定義

文脈上、明らかに異なる場合を除き、本書を通じて以下の定義が適用されます。

「決算日」

ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズおよび各ファンドの年次報告書を作成する基準となる日で、毎年の5月31日、また(ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズまたはファンドの終了に際しては)最後の分配に必要な資金を関係するファンドの受益者に支払った日をいいます。

「事業年度」

各ファンドに関して、(1年目の事業年度の場合は)関係するファンドの 受益証券を最初に発行した日(当該日を含みます。)から始まり、決算日 に終了する期間をいい、(上記以外の場合は)前の事業年度が終了した時 から始まります。

「ユニット・トラスト法」

修正の如何を問わず、1990年ユニット・トラスト法および同法に基づく規則または同法に基づいてアイルランド中央銀行が制定した通達およびそれらが再制定されたものをいいます。

「一般管理費」

管理会社がダイワ・ボンド・ファンド・シリーズもしくはファンドのために訴訟で負担し、またはダイワ・ボンド・ファンド・シリーズもしくはファンドの設立もしくは継続的運営等に関連して負担した配達料金、通信費、(管理会社、登録代行会社および名義書換代行会社としての)管理会社の現金支出費、裁判費用および専門家の費用を含むがこれに限られない全ての出費、負担、費用とともに、受益者向け報告書、目論見書、上場明細書および新聞広告の費用、負担および出費(翻訳コストを含みます。)、これらの費用、負担および出費への付加価値税(もしあれば)、ならびに適当な証拠があるすべての料金および投資運用会社、副投資運用会社、投資顧問会社、販売会社、販売代理店、または管理会社もしくは管理会社の受任者が当事者である契約に基づいて証券会社が負担した合理的な現金支出費(旅費を含みますがこれに限られません。)に付加価値税(もしあれば)を加算したものに充てるためにダイワ・ボンド・ファンド・シリーズの資産から支払うことが必要な金額をいいます。

^rAIF」

AIFM規則に定義されるオルタナティブ投資ファンドをいいます。

「AIFM」

オルタナティブ投資ファンド運用会社、すなわち、エスエムティー・ファンド・サービシーズ(アイルランド)リミテッドをいいます。

「AIFM委託規則」

免除、一般的運営条件、受託会社、レバレッジ、透明性および監督に関してAIFM指令を補足する2012年12月19日付委員会委託規則第231/2013号をいいます。

「AIFMD」または 「AIFM指令」 オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2011年6月8日付欧州議会および理事会指令2011/61/EUをいい、文脈上要求される場合は、これに基づき作成されアイルランドで適用される委託法および実施法を含みます。

「AIFM法令」 ユニット・トラスト法、AIFM指令、AIFM委託規則、AIFM規則

およびアイルランド中央銀行要件をいいます。

「AIFM規則」 欧州連合(オルタナティブ投資ファンド運用会社)規則(2013年法律第

257号)をいいます。

「AIFルールブック」 AIFM法令に従ってアイルランド中央銀行が発行するAIFルールブッ

クをいいます。

「基準通貨」 ユーロをいいます。

本における金融商品取引業者の営業日をいいます。

「アイルランド中央銀行」 アイルランドの中央銀行またはその承継者をいいます。

「取引日」 各営業日をいいます。取引日は、少なくとも1か月に1日以上はあるもの

とします。

「受託会社」 ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズの受託会社として、エスエム

ティー・トラスティー (アイルランド) リミテッド、または、アイルランド中央銀行の要件に従って、ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズの受託会社として、管理会社が任命しアイルランド中央銀行が承認する後継会社

をいいます。

「立替費用」 受託会社に関して、信託証書に基づくダイワ・ボンド・ファンド・シリー

ズの受託者としての職務に関連して受託会社が適正に負担したすべての立替費用をいい、配達料金、通信費、報酬(該当する場合)および信託証書に定める規定にしたがって受託会社が任命した副保管会社の現金立替費用、受託者としての職務またはダイワ・ボンド・ファンド・シリーズもしくはファンドの運営(設立を含みます。)およびそれらに付随し、または関係するすべての事項に関連して受託会社が負担したすべての出費、負担および費用、ならびに(設立を含めて)ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズまたは各ファンドに関連し、または起因して受託会社が負担したすべての裁判費用および専門家の費用、ならびに信託証書に定める規定に基づく受託会社の権限の行使または職務の履行に起因して受託会社が負担し

たすべての付加価値税などを含みます。

「分配落日」 管理会社の判断にしたがって、ファンドの分配を宣言する日をいい、毎月

の最終営業日をいいます。

「分配期間」

場合に応じ前回の決算日、管理会社が指定する分配落日の直前の分配落日またはファンドの受益証券の当初発行日に始まり、決算日の直前の営業日または管理会社が指定する分配落日の直前の営業日に終了する期間をいいます。

「課徴金」

個々の取引、売買または評価に関連して、ファンドの設立もしくは資産の 増額、受益証券の設定、交換、売買もしくは譲渡、または投資証券の購入、購入計画、譲渡、売却もしくは交換、またはファンドの受益証券等を 表象する券面等に関して、取引もしくは評価の際に、または取引もしくは 評価の前に、支払うべきすべての印紙税およびその他の租税、政府課徴 金、評価手数料、資産の運用報酬、代理人の報酬、仲介手数料、銀行手数 料、振替料、登録料およびその他の料金をいい、受益証券の発行に際して 代理人またはブローカーに支払う手数料を含みません。

「EMIR」

店頭(OTC)デリバティブ、中央清算機関(CCP)および取引情報蓄積機関(TR)に関する2012年7月4日付欧州議会および理事会規則(EU)No 648/2012、ならびに関連する規制上の技術基準をいいます。

「ESMA」

欧州証券市場監督局をいいます。

「報酬に関するESMA ガイドライン」 2013年7月7日に公表された、AIFMDに基づく公平な報酬方針に関するESMAガイドラインをいいます。

「適用除外のアイルランド 以下の者をいいます。

人投資家」

- ・租税法第774条に規定する免税承認スキームである年金スキームまたは 租税法第784条または第785条が適用される退職年金契約もしくは信託ス キーム:
- ・租税法第706条に規定する生命保険業を営む会社;
- ・租税法第739条 B (1)に規定する投資事業;
- ・租税法第737条に規定する特別投資スキーム;
- ・租税法第739条D(6)(f)(i)に規定される個人の慈善団体;
- ・租税法第731条(5)(a)に規定するユニット・トラスト
- ・保有する受益証券が認可リタイアメント・ファンドまたは認可ミニマム・リタイアメント・ファンドの資産である場合に租税法第784条(1) (a)に規定する適格ファンド・マネジャー;
- ・租税法第739条 B に規定する適格管理会社;
- ・租税法第739条」に規定する投資リミテッド・パートナーシップ:
- ・租税法第787条 に規定する所得税およびキャピタル・ゲイン税を免除 される者のために行為する個人退職年金勘定(「PRSA」)の管理者 であり、受託証券がPRSAの資産である場合;
- ・クレジット・ユニオン法第2条に規定するクレジット・ユニオン;
- ·国民年金準備基金委員会;
- 国家資産管理機構;
- ・ファンドによりなされる支払に関して租税法第110条(2)に従って法人税が課される会社;または

・ファンドに税金を発生させるか、またはファンドに税金を発生させるファンドに関連ある免税を脅かすことなく課税法令または歳入委員による書面による慣行もしくは特許により受益証券の所有を認められる他のアイルランド居住者またはアイルランドの通常居住者

ただし、関係宣誓書を正確に作成していなければなりません。

「EU」

欧州連合をいいます。

「特別決議」

特別決議として提案され、投じられた賛成票または反対票の総数の75パーセント以上の多数によって特別決議として可決された決議をいいます。

「ダイワ・ボンド・ファ ンド・シリーズ ₁ ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズをいいます。

「仲介機関」

現時点において以下の者をいいます。

・他者に代わって投資事業から支払を受けることを事業とする者、または

・他者に代わって投資事業の受益証券を保有する者。

「投資運用契約」

2002年11月29日に管理会社と投資運用会社との間で締結された契約をいいます。

「投資運用会社」

ティー・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッドをいいます。

「アイルランド」

アイルランド共和国をいいます。

「アイルランド居住者」

現時点において以下の者をいいます。

- ・個人の場合は、税務上、アイルランドの居住者である個人
- ・トラストの場合は、税務上、アイルランドの居住者であるトラスト
- ・会社の場合は、税務上、アイルランドの居住者である会社

個人の場合は、課税年度に関して、(1) かかる課税年度中に183日間以上または(2) いずれかの連続する課税年度中に280日間以上アイルランドに居住している場合に、毎年の課税年度中に31日間以上アイルランドに居住していることを条件として、アイルランドの居住者と見なされます。アイルランドにおける滞在日数の決定については、個人は、1日のいずれかの時点においてアイルランドに滞在している場合、滞在したものとみなされます。かかる新たな判断基準は、2009年1月1日から有効となっています(以前は、アイルランドにおける滞在日数を決定する際、個人は、1日の終了時(深夜0時)においてアイルランドに滞在している場合、滞在したものとみなされていました。)。

トラストは、受託者がアイルランドの居住者である場合、または受託者 (二名以上である場合)の過半数がアイルランドの居住者である場合は、 原則としてアイルランドの居住者です。

会社は、設立地に関係なく、運営および管理の中心がアイルランドにある場合に、アイルランドの居住者です。運営および管理の中心がアイルランドにないが、アイルランドで設立された会社は、以下の場合を除き、アイルランドの居住者です。

- 会社が、アイルランドと他国との間で締結された二重課税防止条約に基づきアイルランドの居住者でないとみなされる場合、または
- 会社または関連会社がアイルランドで事業を営み、会社がEUの加盟国またはアイルランドが二重課税防止条約を締結した国の居住者によって最終的に支配されている場合、または会社もしくは関連会社がEUもしくはアイルランドとの二重課税防止条約締結国の公認証券取引所に上場されている場合。かかる例外は、アイルランドにおいて設立された会社で、(アイルランド以外の)関連する法域において運営および管理されているが、当該法域が設立地でないために当該法域の居住者とはならない会社が、税務上、いずれの法域の居住者にも該当しない場合には適用されません。

会社の税務上の居住地の決定は時に複雑であり、投資を検討している者は、租税法23条Aに定める立法規定を参照するべきです。

「管理会社」

ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズのAIFMでもあるエスエムティー・ファンド・サービシーズ(アイルランド)リミテッドまたはアイルランド中央銀行により事前に認可されたダイワ・ボンド・ファンド・シリーズおよび各ファンドの管理会社およびAIFMとしての後継会社をいいます。

「EU加盟国」

欧州連合の加盟国をいいます。

「初回の最低申込金額」

受益証券100口、または管理会社が決定し、投資家に通知した当初申込期間中(2002年12月9日~2002年12月16日)に申し込む受益証券についてのその他の金額をいいます。

「ファンドの純資産額」

信託証書の規定にしたがって、前記「第一部 ファンド情報 第2 管理 及び運営 3 資産管理等の概要 (1)資産の評価」と題する項目に記載 する要領で計算したファンドの純資産額をいいます。

「受益証券1口当たり純 資産価格」 信託証書の規定にしたがって、前記「第一部 ファンド情報 第2 管理 及び運営 3 資産管理等の概要 (1)資産の評価」と題する項目に記載 する要領で計算したファンドの受益証券 1 口当たり純資産価格をいいます。

「アイルランドの通常居住 以下の者をいいます。

者」

- ・個人の場合は、税務上、アイルランドの通常居住者である個人
- ・トラストの場合は、税務上、アイルランドの通常居住者であるトラスト

個人は、ある特定の課税年度について、その前の3年連続する課税年度においてアイルランド居住者であった(すなわち、4年目の課税年度の開始時から通常居住者となる)場合、通常居住者とみなされます。個人は、3年連続する課税年度において非アイルランド居住者となるまでは引き続きアイルランド通常居住者です。したがって、2014年1月1日から2014年12月31日までの課税年度にアイルランドの居住者またはアイルランドの通常居住者である者が次の課税年度にアイルランドを離れた場合、2017年1月1日から2017年12月31日までの課税年度が終了するまでは引き続きアイルランドの通常居住者です。

トラストの通常居住の概念は幾分あいまいであり、トラストの税務上の居住地に関連しています。

「公認決済機関」

ドイツ銀行、デポジタリィ・アンド・クリアリング・システム、クリアストリーム・バンキング・エイジー、クリアストリーム・バンキング・エスエイ、クレスト、デポジタリィ・トラスト・カンパニー・オブ・ニューヨーク、ユーロクリア、証券保管振替機構、ナショナル・セキュリティーズ・クリアリング・システム、シコバム・エスエイ、エスアイエス・セガ・インタセトル・エイジーまたは公認決済機関としてのアイルランド歳入庁により租税法パート27第1A章の目的上指定された受益証券を清算するためのその他の機関をいいます。

「公認取引所」

後記「別紙2」に記載するファンドが投資できる規制された証券取引所または規制された市場をいいます。

「関係宣誓書」

租税法の別紙2Bに記載される受益者に関連する宣誓書をいいます。

「関係期間」

一受益者による受益証券取得時から始まる8年間および先の関係期間後に 始まる各継続期間となる8年間をいいます。

「RIAIFまたは個人投 ファンド、すなわちAIFルールブックに定義される個人投資家向けAI 資家向けAIF」 Fをいいます。

「証券法」

1933年米国証券法(改正済)をいいます。

「特定米国人」

「特定米国人」とは、下記(i)から(iv)のいずれかに該当する者のうち、 下記(1)から(12)を除く者をいいます。

- ()米国市民または米国居住者である個人
- () 米国においてまたは米国もしくはその州の法律に基づき設立された パートナーシップまたは法人
- () (a)米国内の裁判所が、適用ある法律に基づき、信託の運営について 実質的にすべての事項に関する命令または判断を下す権限を有し、 かつ、(b)一または複数の米国人が、信託または米国市民もしくは米 国居住者である被相続人の財団に関するすべての実質的な決定を支 配する権限を有する場合における当該信託
- ()米国市民または米国居住者である被相続人の財団

- (1) その株式が一または複数の確立された証券市場において定期的に取引される法人
- (2) (1)に記載される法人と同一の(米国内国歳入法第1471条(e)(2)に 定義される)拡大関連者グループの一員である法人
- (3) 米国または米国に完全に所有される団体もしくは機関
- (4) 米国の州、米国の準州、これらの行政区域、またはこれらの一もしくは複数により完全に所有される団体もしくは機関
- (5) 米国内国歳入法第501条(a)に基づき免税となる組織、または同法第7701条(a)(37)に定義される個人退職プラン
- (6) 米国内国歳入法第581条に定義される銀行
- (7) 米国内国歳入法第856条に定義される不動産投資信託
- (8) 米国内国歳入法第851条に定義される規制投資会社、または1940年 投資会社法(合衆国法典第15編第80a-64条)に基づき証券取引委員 会に登録されている事業体
- (9) 米国内国歳入法第584条(a)に定義される共同信託基金
- (10) 米国内国歳入法第664条(c)に基づき免税となる信託、または米国内 国歳入法第4947条(a)(1)に記載される信託
- (11) 米国またはいずれかの州の法律に基づき登録されている、証券、商品またはデリバティブ金融商品(想定元本契約、先物、先渡契約およびオプションを含みます。)のディーラー
- (12) 米国内国歳入法第6045条(c)に定義されるブローカー かかる定義は、米国内国歳入法に従って解釈されるものとします。

「ファンド」

毎月分配ユーロ・ボンド・ファンドをいいます。

「追補」

ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズの各ファンドに関する情報を記載した英文目論見書の追補をいいます。

「TARGETシステム 営業日」 トランス・ヨーロピアン・オートメーティッド・リアル・タイム・グロス・セトルメント・エクスプレス・トランスファー・システムが営業している日をいいます。

「租税法」

アイルランドの1997年租税統合法(改正済)をいいます。

「信託証書」

管理会社および受託会社の間で締結された2016年 1 月29日付で2016年 2 月 5 日に効力が生じた改訂・再録信託証書をいいます。

「受益証券」

ファンドの資産に対する未分割受益権1口をいいます。

「受益者」

その時点でファンドの受益証券の保有者として登録されている者をいいます。

「アメリカ合衆国」または「米国」

アメリカ合衆国(各州およびコロンビア特別区を含みます。)ならびにアメリカ合衆国の属領、属国およびアメリカ合衆国の管轄権に服すその他すべての地域をいいます。

EDINET提出書類

エスエムティー・ファンド・サービシーズ(アイルランド)リミテッド(E14857)

有価証券報告書(外国投資信託受益証券)

「米国人」

米国の居住者、米国においてもしくは米国の法律に基づいて設立された法人、パートナーシップもしくはその他の法主体、または証券法に基づいて公布されたレギュレーションSに定める「米国人」の定義に該当する者で、証券法に基づくレギュレーションDルール501(a)に定義する「適格投資家」としての資格がない者をいいます。

「評価時点」

関係する取引日の直前の営業日における、関係する市場における営業の終了時をいいます。

「VAT」

付加価値税をいいます。

別段の定めがない限り、本書で「10億」という場合は、100万の1,000倍を指し、「米ドル」または「米セント」とは米国のドルまたはセント、「ポンド」とは英ポンド、「豪ドル」とはオーストラリア・ドル、「カナダドル」とはカナダ・ドル、「ユーロ」とは欧州連合の単一通貨の法定単位を指します。

公認取引所

以下はダイワ・ボンド・ファンド・シリーズの資産を適宜投資する規制された証券取引所および取引市場のリストであり、アイルランド中央銀行の要求にしたがって記載します。アイルランド中央銀行は公認取引所および取引市場のリストを発表していません。管理会社は事前に書面でアイルランド中央銀行の許可を得た上で、以下のリストに取引市場を追加することができます。

非上場証券またはオープン・エンド型集合投資ファンドの受益証券への許可される投資を除き、投資は目論見書に記載する証券取引所および取引市場に制限されます。

- ()以下の地域に所在する証券取引所または金融市場については制限はありません。
 - E U加盟国
 - 欧州経済地域(EEA)の加盟国(EU加盟国、ノルウェー、アイスランドおよびリヒテンシュタイン)
 - 下記の国々

オーストラリア

カナダ

日本

ニュージーランド

スイス

アメリカ合衆国

()以下の市場については制限はありません。

韓国 韓国証券取引所

メキシコ メキシコ証券取引所

トルコ イスタンブール証券取引所

()以下の市場。

国際証券市場協会が運営する市場

1988年4月付グレーペーパー「大口資金および店頭派生商品の取引市場に関する規制」と題する金融行為監督機構通達(適宜修正・改訂される)に記載する「上場マネー市場機関」が取引を行う市場

ロンドン証券取引所が規制し、運営する英国の代替投資市場(AIM)

フランスの譲渡性証券店頭市場

米国証券業協会が規制するアメリカ合衆国の店頭市場

アメリカ合衆国のナスダック

ユーロNM (成長企業株式市場ヨーロッパ同盟)

NASDAQヨーロッパ(最近設立された市場で、全体として流動性のレベルが既存の市場に比べて見劣りします。)

日本証券業協会が規制する日本の店頭市場

ニューヨーク連邦準備銀行の規制を受けるプライマリー・ディーラーが取引を行う米国債の市場

上記()に掲げる国における公認の先物、デリバティブまたはその他の統合市場

上記()に掲げる国における店頭市場

カナダ投資業協会が規制するカナダ国債の店頭市場

ポートフォリオの効率的運用を目的とする技法および手段

一般的条件 - ポートフォリオの効率的運用

1.個人投資家向けAIFは、ポートフォリオの効率的運用のための取引であっても、それが個人投資家向けAIFが宣言している投資目的を変更し、またはその募集文書に記載された一般的リスクポリシーと比べて追加的リスクが大幅に加わるものとなる可能性がある場合には、かかる取引を行いません。

レポ取引および有価証券貸借

- 2. レポ取引および有価証券貸借取決めは、通常の市場慣行に従ってのみ行うことができます。
- 3. レポ取引または有価証券貸借取決めで取得する担保は、常に、下記の基準に適合したものでなければなりません。
 - (a) 流動性:担保は、十分な流動性を有し、売却前評価に近い堅実な価格で速やかに売却できるものでな ければなりません。
 - (b) 評価:担保は、1日に1回以上評価されうるものでなければならず、また、毎日値洗いされなければ なりません。
 - (c) 発行体の信用力:担保の発行体がA 1またはそれと同等の信用格付を得ていない場合は、保守的な掛け目による評価を行わなければなりません。
- 4. レポ取引または有価証券貸借取決めの期限まで、かかる取引または取決めで取得した担保は、
 - (a) 投資した金額または貸し出す有価証券の価値と等しいか、またはこれを常に上回らなければならず、
 - (b) 保管機関または保管機関の代理人の名義に譲渡されなければならず、かつ
 - (c) 相手方当事者が債務不履行の場合、これに対して請求することなく直ちに個人投資家向けAIFが使用することができるものでなければなりません。
 - (b)項は、個人投資家向けAIFが国際証券集中保管機構またはこの種類の取引を専門機関として一般的に公認されている関連する機関の担保管理サービスを使用する場合に適用されます。保管機関は、担保取決め上、明示された参加者でなければなりません。
- 5. 非現金担保:
 - (a) 売却し、担保に供し、または再投資することができません。
 - (b) 相手方当事者のリスクにおいて保有されなければなりません。
 - (c) 相手方当事者から独立した事業体により発行されなければなりません。
 - (d) ひとつの発行体、セクターまたは国に集中することなく、分散されなければなりません。
- 6. 現金担保:

現金は以下に対して以外には投資することはできません。

- (a) 関連機関への預金
- (b) 国債またはその他の公債
- (c) 関連する機関が発行した預金証書
- (d) 満期まで3か月以内の、取消不能かつ無条件で、関連する機関により発行された信用状
- (e) 受け入れる担保が本項(a)から(d)および(f)のカテゴリーに該当する買戻契約
- (f) A A A またはこれと同等の格付を有する日々の取引のマネー・マーケット・ファンド。投資が関連ファンドにおいて投資される場合は、原マネー・マーケット・ファンドによる買付、転換または買戻手数料を課すことができます。
- 7.上記第6項に従って、個人投資家向けAIFのリスクにおいて保有される投資された現金担保は、国債もしくはその他の公債またはマネー・マーケット・ファンドに投資された現金担保を除き、分散的に投資されなければなりません。個人投資家向けAIFは、常に、現金担保によってその返済義務を果たすことができることを確認していなければなりません。

- 8.投資された現金担保は、相手方または関連する事業体が発行した証券に預託または投資することができません。
- 9.上記第4.(b)項の規定にかかわらず、個人投資家向けAIFは、一般的に公認の国際証券集中保管機構により組織された有価証券貸借組織に加入することができます。ただし、当該組織はシステム管理者の保証がなされているものとします。
- 10.上記第5項および第6項の意図を損なうことなく、個人投資家向けAIFは、レポ取引による取引を行って、担保の再投資を通じて更なるレバレッジを生み出すことが認められます。その場合、AIFルールブックのパートI、セクション1. (金融派生商品)第1項で要求される世界的エクスポージャーを判断する際、レポ取引を考慮に入れなければなりません。発生する世界的エクスポージャーは、派生商品の使用を通じて生じる世界的エクスポージャーに追加しなければならず、それらの合計は個人投資家向けAIFの純資産額の100%を超過してはなりません。担保が無リスクのリターンを超えるリターンをもたらす金融資産に再投資されたときには、個人投資家向けAIFは、世界的エクスポージャーを計算する際、以下の事項を計算に含めなければなりません。
 - (a) 現金担保を保有する場合は、受取金額
 - (b) 非現金担保を保有する場合は、関連する証券の市場価値
- 11.レポ取引または有価証券貸借取決めの相手方当事者は、最低 A 2の信用格付もしくは同等の信用格付を有し、または黙示の A 2の信用格付もしくはそれと同等の信用格付を有すると個人投資家向け A I F によりみなされなければなりません。ただし、当該相手方当事者の不履行の結果として被る損失に対して、個人投資家向け A I F が、 A 2 またはそれと同等の信用格付を有しかつこれを継続する者により補償または保証される場合、格付のされていない相手方当事者を受容することができます。
- 12.個人投資家向けAIFは、随時有価証券貸借取決めを終了させて、貸し出したすべての有価証券の返却を求める権利を有するものとします。かかる契約には、一旦通知をした場合、借主は5営業日以内または通常の市場慣行に基づくその他の期間内に、当該有価証券を返却する義務を負うことを規定しておかねばなりません。
- 13.レポ取引、有価証券の貸付または有価証券の借入は、AIFルールブックのパート 、セクション1. (借入能力)第2項およびAIFルールブックのパート 、セクション1. (一般的制限)第2項の目的上、それぞれ、借入または貸付を構成しません。

デリバティブ取引 - 金融派生商品

- 14. 個人投資家向けAIFが金融派生商品の取引を行う場合、それが投資を目的としたものであれ、ヘッジングを目的としたものであれ、AIFルールブック第1章セクション1. (金融派生商品)を遵守しなければなりません。個人投資家向けAIFが買戻/売戻契約(以下「レポ取引」といいます。)を行って担保の再投資を通じて更なるレバレッジを生み出す場合の世界的エクスポージャーの計算に関しては、AIFルールブック第1章第18項から第22項も適用されます。
- 15. 下記第16項を条件として、個人投資家向けAIFが金融派生商品の取引を行うのは、これらの金融商品が加盟国または非加盟国における、規制され、定常的に運営される、公認の一般に公開された市場で取引される金融商品である場合に限られます。
- 16.個人投資家向けAIFは、店頭市場で取引される金融派生商品(以下「店頭デリバティブ」といいます。)に投資することができます。ただし、その際、以下を条件とします。
 - (a) 相手方当事者が E E A 加盟国で金融商品市場指令に従って承認されている関連する機関もしくは投資会社であるか、米国証券取引委員会によって連結監督事業体(以下「CSE」といいます。)として規制される事業体であること。
 - (b) 相手方当事者が関連する機関ではない場合、相手方当事者は、最低 A 2 の信用格付もしくはそれと同等の信用格付を有し、または黙示の A 2 の信用格付もしくはそれと同等の信用格付を有すると個人投資家向け A I F によりみなされるものであること。ただし、当該相手方当事者の不履行の結果として被る損失に対して、個人投資家向け A I F ポートフォリオが、 A 2 またはそれと同等の信用格付を有しかつこれを継続する者により補償または保証される場合、格付のされていない相手方当事者を許容することができます。

- (c) 店頭デリバティブ取引の相手方当事者に対するリスク・エクスポージャーを計算する際、個人投資家向けAIFは、当該相手方当事者との店頭デリバティブ取引の正の時価評価額を使用してエクスポージャーを計算します。個人投資家向けAIFは、相手方当事者に対して相殺計算を行うことを法的に強制することができる場合には、同じ相手方当事者に対するデリバティブのポジションを相殺することができます。ただし、相殺が許容されるのは、同一の相手方当事者との間の店頭デリバティブ証券に関してのみであり、同じ相手方当事者に対して個人投資家向けAIFが有するその他のエクスポージャーに関しては相殺計算することはできません。
- (d) 個人投資家向けAIFは、以下の事項を確認していなければなりません。
 - 相手方当事者が、店頭デリバティブを合理的な正確性をもって、信頼できる基準にのっとって評価 すること
 - 個人投資家向けAIFの判断で随時店頭デリバティブを公正価格で売却、現金化または相殺計算することができること
- (e) 個人投資家向けAIFは、毎週、その店頭デリバティブについて信頼できる検証可能な評価を得るものとし、また、それを達成するために適切なシステム、コントロールおよびプロセスを文書化し実施していることを確実にします。評価の仕組みおよび手続きは、関連する店頭デリバティブの内容および複雑さに照らして適切かつ相当なものでなければならず、また、適切に文書化しなければなりません。
- (f) 信頼できる検証可能な評価とは、相手方当事者による市場呼び値のみに依存するのではなく、以下に 記載する基準を満たした公正価格に対応する個人投資家向けAIFによる評価をいうものとして理解されます。
 - 評価の基準が当該金融商品の信頼できる最新の市場価格であるか、またはかかる評価がない場合には、適切な、認知された方法論に基づいた価格設定モデルであること
 - 評価が以下のいずれかによって検証されること
 - 適切な頻度かつ個人投資家向けAIFが当該評価を確認できるような方法による、店頭デリバ ティブの相手方当事者とは独立の、適切な第三者
 - 個人投資家向けAIFのうち資産管理を担当する部門とは独立した、この目的のために十分に装備された特定のユニット
- 17. A I F ルールブックの第1章セクション1. (投資制限)第15項に従って、個人投資家向けA I F は、店頭デリバティブの相手方当事者に対するリスク・エクスポージャーを計算する際、相手方当事者が 個人投資家向けA I F に対して下記第18項に記載した基準を満たした担保を差し入れた場合のみ、かかる エクスポージャーを縮減することができます。
- 18. 個人投資家向けAIFが受け取る担保は、常に、以下の基準を満たしていなければなりません。
 - (a) 流動性:担保は、十分な流動性を有し、売却前評価に近い堅実な価格で速やかに売却できるものでな ければなりません。
 - (b) 評価:担保は、1日に1回以上評価され、また毎日値洗いされなければなりません。
 - (c) 発行体の信用力:発行体がA‐1またはそれと同等の信用格付を得ていない場合は、保守的な掛け目による評価を行わなければなりません。
 - (d) 保護預かり:担保は、保管機関またはその代理人の名義に譲渡されなければなりません。
 - (e) 実行可能性: 当該事業体が債務不履行の場合、これに対して請求することなく直ちに個人投資家向け A I F が使用することができるものでなければなりません。
 - (f) 非現金担保の場合:
 - 売却し、担保に供し、または再投資することができません。
 - 相手方当事者のリスクにおいて保有されなければなりません。
 - 相手方当事者から独立した事業体により発行されなければなりません。
 - ひとつの発行体、セクターまたは国に集中することなく、分散されなければなりません。
 - (g) 現金担保は、無リスク資産以外に再投資してはなりません。
- 19. 個人投資家向けAIFは、個人投資家向けAIFの相手方当事者に関するリスクに対するエクスポージャーを計算する際に、店頭デリバティブの相手方当事者に移転されたすべての担保を考慮に入れます。

店頭デリバティブの相手方当事者に移転された担保は、当該相手方当事者に対して相殺計算を行うことを 法的に強制できる場合のみ、純額ベースで考慮します。

発行体集中リスクおよび相手方当事者エクスポージャー・リスクの計算

- 20. 個人投資家向けAIFは、コミットメント法に従って、金融派生商品を利用することによって発生する 潜在的リスクを基準として、AIFルールブック第1章セクション1. (投資制限)に記載された上限 を計算します。
- 21.店頭デリバティブ取引から発生するエクスポージャーの計算には、店頭デリバティブの相手方当事者に関するリスクへのエクスポージャーを含めなければなりません。
- 22.個人投資家向けAIFは、顧客資金規則またはブローカーが支払不能状態に陥った際に個人投資家向けAIFを保護するその他の類似の取決めによって防御されない取引所また店頭で取引されたデリバティブに関してブローカーに対して差し入れた当初証拠金およびブローカーから受け取る追加証拠金から発生するエクスポージャーを、AIFルールブック第1章セクション1. (投資制限)第15項で言及された店頭取引相手方当事者に関する上限内で計算します。
- 23. 個人投資家向けAIFは、AIFルールブック第1章セクション1. (投資制限)で言及された上限を計算する際に、次の事項を斟酌します。
 - (a) 有価証券の貸付または買戻契約を通じて発生した相手方当事者に対する純エクスポージャー
 - (b) 担保の再投資によって発生したエクスポージャー

純エクスポージャーとは、個人投資家向けAIFが受け取る金額から、個人投資家向けAIFが差し入れた担保を差し引いた金額をいいます。

- 24. 個人投資家向けAIFは、発行体の集中に関する上限との関係でエクスポージャーを計算する際、そのエクスポージャーが店頭取引の相手方当事者、ブローカーまたは決済機関のいずれに対するものであるかを立証します。
- 25.個人投資家向けAIFは、金融派生商品(譲渡性有価証券、金融市場商品または投資ファンドに組み込まれた金融派生商品を含みます。)の原資産に関するエクスポージャーのポジションが、関連する場合には直接投資から生じるポジションと合わせて、本書に記載する要件として定められた投資上限を超過することを許容してはなりません。個人投資家向けAIFが指数ベースの金融派生商品に投資する場合、それらの投資は、AIFルールブックのパート 、セクション1. (投資制限)で明示された制限と合計する必要はありません。AIFルールブックのパート 、セクション1. (投資制限)に規定された制限を計算する際、結果的なポジションのエクスポージャーを判断するうえで、金融派生商品(組込み金融派生商品を含みます。)について考慮しなければなりません。このポジションのエクスポージャーは、発行体の集中度を計算する際に考慮に入れなければならず、適切な場合にはコミットメント法を用いて、またより保守的に行うときには発行体による債務不履行の結果発生する可能性のある損失の最大額を用いて計算しなければなりません。また、ポジションのエクスポージャーは、世界的エクスポージャーの計算に当たってバリュー・アット・リスク(以下「VaR」といいます。)(下記第32項でより詳細に定義します。)を使用するか否かにかかわらず、すべての個人投資家向けAIFがその計算をしなければなりません。

本規定は、指数ベースの金融派生商品のうち、対象指数がAIFルールブック第1章セクション1. (一般的制限)第4項に記載された基準に適合するものには適用されません。

カバー要件

- 26.個人投資家向けAIFは、いかなる時点においても、金融派生商品に関わる取引によって負担するあらゆる支払義務および交付義務を充足することができなければなりません。
- 27. 個人投資家向けAIFは、金融派生商品の取引を監視し、それらが本書の要件に従って適切にカバーされていることを確実するためのリスク管理プロセスを構築し維持します。
- 28. 個人投資家向けAIFは、個人投資家向けAIFに代わって将来的なコミットメントを生じさせ、または生じさせる可能性のある金融派生商品については、以下に記載するようにカバーされていることを確実にします。

- (a) 自動的に、または個人投資家向けAIFの裁量により、現金決済される金融派生商品の場合は、個人 投資家向けAIFは、常に、エクスポージャーをカバーするに十分な流動資産を保有していなければな りません。また、
- (b) 原資産の物理的交付が必要となる金融派生商品の場合は、個人投資家向けAIFは、常にその資産を保有していなければなりません。ただし、個人投資家向けAIFは、以下に該当する場合は十分な流動 資産をもってエクスポージャーをカバーすることができます。
 - 原資産が流動性の高い固定金利証券で構成される場合。および/または、
 - 原資産を保有しなくてもエクスポージャーを十分にカバーすることができ、当該金融派生商品がリスク管理プロセスの対象となっており、詳細が目論見書に規定されていると個人投資家向けAIFが考える場合。

リスク管理プロセスおよび報告

- 29. 個人投資家向けAIFは、金融派生商品の取引活動を開始するのに先立って、自身の金融派生商品取引活動に関する十分なリスク管理プロセスを構築し、それ以降当該プロセスを維持します。個人投資家向けAIFは、金融派生商品の取引活動を開始するのに先立って、構築したリスク管理プロセスとその維持方法について、アイルランド中央銀行に書面で通知します。この通知には、以下に記載する事項を含めます。
 - (a) 譲渡可能な有価証券および金融市場商品に組み入れられるデリバティブを含め、許容される金融派生 商品の種類
 - (b) 潜在的リスク
 - (c) 関連する数量的上限ならびにその監視および実施方法
 - (d) リスク推定方法

当初の届け出事項に重大な修正が生じる場合は、それらの変更を実施する前に、アイルランド中央銀行に通知しなければなりません。

- 30.個人投資家向けAIFは、毎年、自身の金融派生商品のポジションについて、アイルランド中央銀行に 報告書を提出します。かかる報告書には、以下の事項を記載します。
 - (a) 個人投資家向けAIFが利用する金融派生商品の種類についての真実かつ公正な見解を反映した情報
 - (b) 潜在的リスク:数量的上限およびその管理および実施方法
 - (c) それらのリスクを推定するために使用する方法

個人投資家向けAIFは、自身の年次報告書と一緒にこの報告書を提出します。

世界的エクスポージャーの計算

- 31.個人投資家向けAIFは、少なくとも1日に1回、以下のいずれかの形で自身の世界的エクスポージャーを計算します。
 - (a) 個人投資家向けAIFの純資産額の総額を超過しない範囲で組込みデリバティブを含めた金融派生商品を通じて個人投資家向けAIFが生み出したエクスポージャーおよびレバレッジの増加分
 - (b) 個人投資家向けAIFのポートフォリオの市場リスク
- 32.(a) 個人投資家向けAIFは、自身の世界的エクスポージャーを計算する際に、個人投資家向けAIF の投資戦略、利用する金融派生商品の種類および複雑性ならびに金融派生商品を含んだ個人投資家向けAIFのポートフォリオの割合を考慮した適切なリスク測定方法を利用します。
 - (b) 個人投資家向けAIFは、コミットメント法またはVaR法を用いて自身の世界的エクスポージャーを計算します。個人投資家向けAIFは、アイルランド中央銀行が事前に承認した場合に限り、他の新しいリスク管理方法で自身の世界的エクスポージャーを計算することができます。本規定の目的において、VaRとは、特定の期間にわたっての特定の信頼水準で予想される損失の最大額の測定方法をいいます。
- 33. 個人投資家向けAIFは、追加のレバレッジまたは市場リスクへのエクスポージャーを生み出すために 買戻契約を含めた技法および手段を使用する場合は、これらの取引を考慮にいれて世界的エクスポー ジャーを計算します。
- 34. 個人投資家向けAIFは、継続的に世界的エクスポージャーの上限を遵守します。

- 35. 個人投資家向けAIFは、以下に記載する場合には、コミットメント法を使用することはできません。
 - (a) 個人投資家向けAIFが、個人投資家向けAIFの投資方針のうちの無視することのできないだけの 部分について、複雑な投資戦略を用いる場合、および/または
 - (b) 個人投資家向けAIFがエキゾティック派生商品に対して無視できないエクスポージャーを有している場合、および / または、
 - (c) コミットメント法では個人投資家向けAIFのポートフォリオの市場リスクを適切に把握できない場合
- 36. レポ取引および貸株取引はAIFルールブック第1章の目的上、それぞれ借入または貸付を構成しません。

為替リスクに対する防御

- 37. ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズは、以下の条件に従って、資産および負債の管理において、クロス通貨へッジを含む為替リスクに対し防御を行う技法および手段を利用することができます。
 - (a) ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズの為替リスクに対するエクスポージャーは一切レバレッジされ てはならないこと。
 - (b) ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズの通貨エクスポージャーが移転される通貨に関する開示を含め、当該取引を行う意図がダイワ・ボンド・ファンド・シリーズの目論見書に全て開示されなければならないこと。
 - (c) 定期報告書にかかる取引がどのように利用されてきたかを示さなければならないこと。

ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズ

ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズのサブ・ファンドの 受益者に対する独立監査人報告書

財務書類の監査に関する報告書

監査意見

我々の意見では、ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズの財務書類は、

- ・ 2019年5月31日現在のサブ・ファンドの資産、負債および財務状態ならびに同日に終了した年度の実績について真実か つ公正な概観を与えており、また
- ・ アイルランドにおいて一般に認められている会計慣行(財務報告基準102号「英国およびアイルランド共和国で適用される財務報告基準」を含む英国財務報告協議会が発行した会計基準およびアイルランドの法律)に従って適正に作成されている。

我々は、年次報告書および監査済財務書類に含まれる、以下から構成される財務書類を監査した。

- ・ 2019年5月31日現在の各サブ・ファンドの財政状態計算書
- ・ 同日に終了した年度の各サブ・ファンドの包括利益計算書
- ・ 同日に終了した年度の各サブ・ファンドの買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産の変動計算書
- ・ 2019年 5 月31日現在の各サブ・ファンドの投資有価証券明細表
- ・ 重要な会計方針の記述を含む各サブ・ファンドの財務書類に対する注記

監査意見の根拠

我々は、国際監査基準(アイルランド)(以下「ISA(アイルランド)」という。)および適用される法律に準拠して監査を行った。

ISA(アイルランド)のもとでの我々の責任は、本報告書の「財務書類の監査に対する監査人の責任」の区分に詳述されている。我々は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

重要事項 - 作成の根拠

無修正の財務書類に対して我々の意見を形成するに当たり、我々は、継続企業の前提に基づいた作成に関する、財務書類に対する注記 2 に記載されている開示の妥当性について考慮する。年度末に、取締役は、毎月分配オーストラリア・ボンド・ファンドおよび毎月分配カナダ・ボンド・ファンドを終了させることを決定した。したがって、継続企業の前提に基づいた作成はもはや適切ではなく、財務書類に対する注記 2 に記載されているとおり、毎月分配オーストラリア・ボンド・ファンドおよび毎月分配カナダ・ボンド・ファンドに対する財務書類は、継続企業基準以外の基準で作成されている。

独立性

我々は、IAASA倫理規定を含む、アイルランドにおける財務書類の監査に関連のある倫理規定に基づき、ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズに対して独立性を保持しており、また、我々は、当該規定で定められるその他の倫理上の責任を果たした。

継続企業の前提に関する結論

我々は、ISA(アイルランド)により報告を求められる以下の事項について、報告すべきものはない。

- ・ 管理会社が毎月分配ユーロ・ボンド・ファンドの財務書類の作成において、継続企業の前提により会計処理を実施する のは適切ではない。または
- ・ 管理会社は、財務書類の公表が承認される日から12か月以内の期間において、毎月分配ユーロ・ボンド・ファンドが継続企業の前提に基づいた会計処理を引き続き適用する能力について重要な疑義を生じさせるような識別された重要な不確実性を財務書類に開示していない。

しかしながら、将来のすべての事象または状況を予見することはできないため、本報告書は毎月分配ユーロ・ボンド・ファンドの継続企業として存続する能力を保証するものではない。

その他の記載内容の報告

その他の記載内容は、年次報告書および監査済財務書類のうち、財務書類および監査報告書以外のすべての情報である。管理会社は、その他の記載内容に対して責任を有している。我々の財務書類に対する監査意見の対象範囲には、その他の記載内容は含まれておらず、したがって我々は、当該その他の記載内容に対して、監査意見、または本報告書で明確に記載された範囲を除き、いかなる保証も表明しない。財務書類の監査における我々の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務書類または我々が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか考慮すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な虚偽記載の兆候があるかどうか留意することにある。我々は、明らかに重要な不一致または重要な虚偽記載を識別した場合には、財務書類の重要な虚偽表示であるのか、またはその他の記載内容の重要な虚偽記載であるのかを結論付けるための手続きを実施するよう求められている。我々は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な虚偽記載があると判断した場合には、当該事実を報告することが求められている。我々は、これらの責任に基づき報告すべき事項はない。

財務書類および監査に対する責任

財務書類に対する管理会社の責任

管理会社の業務報告書により詳細に説明されているように、管理会社は、適切なフレームワークに準拠して財務書類を作成し、当該財務書類が真実かつ公正な概観を提供するものであることを充足させる責任を有している。

また管理会社は不正または誤謬による重要な虚偽表示のない財務書類を作成するために管理会社が必要と判断した内部統制に対する責任を有している。

財務書類を作成するに当たり、管理会社は、サブ・ファンドが継続企業として存続する能力があるかどうかを評価し、必要がある場合には当該継続企業の前提に関する事項を表示する責任を有し、また、管理会社に事業停止の意図があるか、またはそうする以外に現実的な代替案がない場合を除き、継続企業の前提に基づいて財務書類を作成する責任を有している。

財務書類の監査に対する監査人の責任

我々の監査の目的は、全体としての財務書類に、不正または誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかに関する合理的な保証を得て、監査意見を表明することにある。合理的な保証は、高い水準の保証であるが、ISA(アイルランド)に準拠して行った監査が、すべての重要な虚偽表示を常に発見することを保証(guarantee)するものではない。虚偽表示は、不正または誤謬から発生する可能性があり、個別にまたは集計すると、当該財務書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

財務書類の監査に対する我々の責任の詳細については、IAASAのウェブサイト

https://www.iaasa.ie/getmedia/b2389013-1cf6-458b-9b8f-

a98202dc9c3a/Description_of_auditors_responsibilities_for_audit.pdfに示されている。

当記載は我々の監査報告書の一部を構成する。

本報告書の利用

意見を含む本報告書は、欧州連合(オルタナティブ投資ファンド運用会社)規則2013年法に準拠して全体としての各サブ・ファンドの受益者のためにのみ作成されたものであり、その他の目的はない。意見を述べるにあたり、我々が事前に同意書で明確に同意している場合を除き、我々は、その他の目的に対して責任を負わず、また、本報告書を閲覧するその他の者または本報告書を入手する可能性のあるその他の者に対して責任を負うものではない。

プライスウォーターハウスクーパース 勅許会計士および登録監査人 ダブリン 2019年9月4日

- ・ 大和証券株式会社のウェブサイトの維持および完全性については、管理会社の責任であり、監査人が実施する作業に本項目は含まれていない。したがって、監査人は、ウェブサイト上に財務書類が最初に掲載されてから当該財務書類に加えられたいかなる変更に対しても一切の責任を負わない。
- 財務書類の作成および公表について定めるアイルランド共和国の法令は、その他の法域とは異なる場合がある。

次へ

Independent auditors' report to the unitholders of the Sub-Funds of Daiwa Bond Fund Series

Report on the audit of the financial statements

Opinion 0

In our opinion, Daiwa Bond Fund Series' financial statements:

- give a true and fair view of the Sub-Funds' assets, liabilities and financial position as at 31 May 2019 and of their results for the year then ended; and
- have been properly prepared in accordance with Generally Accepted Accounting Practice in Ireland
 (accounting standards issued by the Financial Reporting Council of the UK, including Financial Reporting
 Standard 102 "The Financial Reporting Standard applicable in the UK and Republic of Ireland" and Irish
 law).

We have audited the financial statements, included within the Annual Report and Audited Financial Statements, which comprise:

- the Statement of Financial Position for each of the Sub-Funds as at 31 May 2019;
- the Statement of Comprehensive Income for each of the Sub-Funds for the year then ended;
- the Statement of Changes in Net Assets attributable to Holders of Redeemable Participating Units for each of the Sub-Funds for the year then ended;
- · the Schedules of Investments for each of the Sub-Funds as at 31 May 2019; and
- the notes to the financial statements for each of the Sub-Funds, which include a description of the significant accounting policies.

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing (Ireland) ("ISAs (Ireland)") and applicable law.

Our responsibilities under ISAs (Ireland) are further described in the Auditors' responsibilities for the audit of the financial statements section of our report. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Emphasis of matter - Basis of preparation

In forming our opinion on the financial statements, which is not modified, we have considered the adequacy of disclosures set out in note 2 to the financial statements concerning the going concern basis of preparation. At year end the directors decided to terminate the Monthly Dividend Australian Bond Fund and the Monthly Dividend Canada Bond Fund. Accordingly, the going concern basis of preparation is no longer appropriate and the financial statements for the Monthly Dividend Australian Bond Fund and the Monthly Dividend Canada Bond Fund have been prepared on a basis other than going concern as described in note 2 to the financial statements.

Independence

We remained independent of the Trust in accordance with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements in Ireland, which includes IAASA's Ethical Standard, and we have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with these requirements.

Conclusions relating to going concern

We have nothing to report in respect of the following matters in relation to which ISAs (Ireland) require us to report to you where:

- the manager's use of the going concern basis of accounting in the preparation of the financial statements of Monthly Dividend Euro Bond Fund is not appropriate; or
- the manager has not disclosed in the financial statements any identified material uncertainties that may cast significant doubt about the Monthly Dividend Euro Bond Fund's ability to continue to adopt the going concern basis of accounting for a period of at least twelve months from the date when the financial statements are authorised for issue.

However, because not all future events or conditions can be predicted, this statement is not a guarantee as to the Monthly Dividend Euro Bond Fund's ability to continue as going concerns.

Reporting on other information

The other information comprises all of the information in the Annual Report and Audited Financial Statements other than the financial statements and our auditors' report thereon. The manager is responsible for the other information. Our opinion on the financial statements does not cover the other information and, accordingly, we do not express an audit opinion or, except to the extent otherwise explicitly stated in this report, any form of assurance thereon. In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit, or otherwise appears to be materially misstated. If we identify an apparent material inconsistency or material misstatement, we are required to perform procedures to conclude whether there is a material misstatement of the financial statements or a material misstatement of the other information. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report that fact. We have nothing to report based on these responsibilities.

Responsibilities for the financial statements and the audit Responsibilities of the manager for the financial statements

As explained more fully in the Statement of Alternative Investment Fund Manager's Responsibilities set out on page 6, the manager is responsible for the preparation of the financial statements in accordance with the applicable framework giving a true and fair view.

The manager is also responsible for such internal control as the manager determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the manager is responsible for assessing the Sub-Funds' ability to continue as going concerns, disclosing as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the manager intends to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Auditors' responsibilities for the audit of the financial statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditors' report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with ISAs (Ireland) will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

A further description of our responsibilities for the audit of the financial statements is located on the IAASA website at:

https://www.iaasa.ie/getmedia/b2389013-1cf6-458b-9b8f-a98202dc9c3a/Description_of_auditors_responsibilities_for_audit.pdf.

This description forms part of our auditors' report.

Use of this report

This report, including the opinion, has been prepared for and only for the unitholders of each of the Sub-Funds as a body in accordance with the European Union (Alternative Investment Fund Managers) Regulations 2013 and for no other purpose. We do not, in giving this opinion, accept or assume responsibility for any other purpose or to any other person to whom this report is shown or into whose hands it may come save where expressly agreed by our prior consent in writing.

PricewaterhouseCoopers Chartered Accountants and Registered Auditors Dublin 4 September 2019

• The maintenance and integrity of the Daiwa Securities Co. Ltd. website is the responsibility of the manager; the work carried out by the auditors does not involve consideration of these matters and, accordingly, the auditors accept no responsibility for any changes that may have occurred to the financial statements since they were initially presented on the website.

EDINET提出書類

エスエムティー・ファンド・サービシーズ (アイルランド) リミテッド(E14857)

有価証券報告書(外国投資信託受益証券)

• Legislation in the Republic of Ireland governing the preparation and dissemination of financial statements may differ from legislation in other jurisdictions.

()上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管しています。

次へ

独立監査人の報告書

エスエムティー・ファンド・サービシーズ (アイルランド) リミテッドの株主各位

1 財務書類監査に関する報告

監査意見

我々は、損益計算書、財政状態計算書、資本変動計算書および注1に記載される重要な会計方針を含む関連注記から構成されている、2018年9月30日に終了した年度のエスエムティー・ファンド・サービシーズ(アイルランド)リミテッド (以下「当社」という。)の財務書類について監査を行った。財務書類を作成する際に適用されている財務報告の枠組みは、アイルランドの法律および財務報告基準第102号英国およびアイルランド共和国で適用される財務報告基準である。

我々の意見では、添付の財務書類は、

- ・ 2018年9月30日現在の当社の資産、負債および財務状況ならびに同日に終了した年度の当社の損失について、真 実かつ公正な概観を与えるものであり、
- ・ 財務報告基準第102号*英国およびアイルランド共和国で適用される財務報告基準*に準拠して適正に作成されており、かつ、
- ・ 2014年会社法の要件に準拠して適正に作成されている。

監査意見の根拠

我々は、国際監査基準(アイルランド)(以下「ISA(アイルランド)」という。)および適用される法律に準拠して監査を行った。当該基準のもとでの我々の責任は、本報告書の*財務書類監査に対する監査人の責任*区分に詳述されている。我々は、アイルランド監査・会計監督当局(以下「IAASA」という。)により開示された倫理基準を含む、アイルランドにおける財務書類の監査に関連のある倫理規定に基づき当社に対して独立性を保持しており、また、当該規定で定められるその他の倫理上の責任を果たした。

我々は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関して報告すべき事項はない。

我々は、財務書類の作成において、継続企業の前提により会計処理を実施するのは適切ではない、または、取締役会は、財務書類の公表が承認される日から12ヶ月以内の期間において、継続企業の前提に基づいた会計処理について重要な疑義を生じさせる重要な不確実性があると結論付けた場合には、当該事実を報告することが求められている。我々は、この点に関して報告すべき事項はない。

その他の記載内容

取締役は、財務書類中に開示されたその他の記載内容に対して責任を有している。その他の記載内容は、取締役報告書に含まれる情報で構成される。我々の財務書類に対する監査意見の対象範囲には、その他の記載内容は含まれておらず、したがって我々は、当該その他の記載内容に対して、監査意見、または以下で明確に記載されたものを除き、いかなる保証の結論も表明しない。

我々の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、我々の財務書類に対する監査作業に基づき、記載内容と財務書類または我々の監査知識との間に重要な誤記載または相違があるかどうか考慮することにある。我々は、当該作業にのみ基づき、その他の記載内容においていかなる重要な虚偽記載も識別していない。

我々は、当該作業にのみ基づき、以下を報告する。

- ・ 我々は、取締役報告書においていかなる重要な虚偽記載も識別していない。
- ・ 我々の意見では、取締役報告書に記載された情報は、財務書類と整合している。
- ・ 我々の意見では、取締役報告書は、2014年会社法に準拠して作成されている。

2014年会社法により規定されるその他の事項に対する意見

我々は、我々が監査のため必要と考える情報および説明をすべて入手した。

我々の意見では、当社の会計帳簿は、財務書類を容易かつ適切に監査するために十分に準備されており、財務書類は会計帳簿と一致する。

例外により報告することが要求される事項

2014年会社法に基づき、我々の意見において、同法第305条から第312条に規定された取締役報酬および取引の開示が行われていない場合、我々は報告を義務付けられている。我々は、この点に関して報告すべき事項はない。

2 それぞれの責任および使用制限

財務書類に対する取締役の責任

取締役の責任報告書により詳細に説明されているように、取締役は、財務書類を作成し、当該財務書類が真実かつ公正な概観を与え、また、不正または誤謬による重要な虚偽表示のない財務書類を作成するために取締役が必要と判断した内部統制に対する責任を有している。

財務書類を作成するに当たり、取締役は、当社が継続企業として存続する能力があるかどうかを評価し、必要がある場合には当該継続企業の前提に関する事項を開示する責任を有し、また、経営陣が当社の清算もしくは事業停止の意図があるか、またはそうする以外に現実的な代替案がない場合を除き、継続企業の前提に基づいて財務書類を作成する責任を有している。

財務書類監査に対する監査人の責任

我々の監査の目的は、全体としての財務書類に、不正または誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかに関する合理的な保証を得て、監査意見を表明することにある。合理的な保証は、高い水準の保証であるが、ISA(アイルランド)に準拠して行った監査が、すべての重要な虚偽表示を常に発見することを保証(guarantee)するものではない。虚偽表示は、不正または誤謬から発生する可能性があり、個別にまたは集計すると、当該財務書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

我々の責任の全体的な記載については、IAASAのウェブサイト

https://www.iaasa.ie/getmedia/b23890131cf6458b9b8fa98202dc9c3a/Description_of_auditors_responsiblities_for_audit.pdfで提供されている。

我々の監査業務の目的および我々が責任を引き受ける対象

本書は、2014年会社法の第391条に準拠して、当社のメンバー全体のためにのみ作成されている。我々の監査業務は、我々が監査報告書で当社のメンバーに述べることが要求されている事項を、メンバーに対して表明するために行われ、それ以外の目的はない。法律により許容される限りにおいて、我々は、我々の監査業務に関して、本書に関して、または我々が形成した意見に関して、当社および当社のメンバー全体以外の誰に対しても責任を引き受けずまた負わないものとする。

2019年 1 月29日

ジョン・アハーン ケーピーエムジーを代表して署名 勅許会計士、法定監査法人 ダブリン1、IFSC、ハーバーマスター・プレイス1

次へ

エスエムティー・ファンド・サービシーズ (アイルランド) リミテッド(E14857)

有価証券報告書(外国投資信託受益証券)

Independent auditor's report to the member of SMT Fund Services (Ireland) Limited

1 Report on the audit of the financial statements Opinion

We have audited the financial statements of SMT Fund Services (Ireland) Limited ('the Company') for the year ended 30 September 2018 set out on pages 1 to 32, which comprise the Income statement, Statement of financial position, Statement of changes in equity and related notes, including the summary of significant accounting policies set out in note 1. The financial reporting framework that has been applied in their preparation is Irish Law and FRS 102 The Financial Reporting Standard applicable in the UK and Republic of Ireland. In our opinion, the accompanying financial statements:

- give a true and fair view of the assets, liabilities and financial position of the Company as at 30 September 2018 and of its loss for the year then ended;
- have been properly prepared in accordance with FRS 102 The Financial Reporting Standard applicable in the UK and Republic of Ireland; and
- have been properly prepared in accordance with the requirements of the Companies Act 2014.

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing (Ireland) (ISAs (Ireland) and applicable law. Our responsibilities under those standards are further described in the Auditor's Responsibilities for the Audit of the Financial Statements section of our report. We are independent of the Company in accordance with ethical requirements that are relevant to our audit of financial statements in Ireland, including the Ethical Standard issued by the Irish Auditing and Accounting Supervisory Authority (IAASA), and we have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with these requirements.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

We have nothing to report on going concern

We are required to report to you if we have concluded that the use of the going concern basis of accounting is inappropriate or there is an undisclosed material uncertainty that may cast significant doubt over the use of that basis for a period of at least twelve months

EDINET提出書類

エスエムティー・ファンド・サービシーズ (アイルランド) リミテッド(E14857)

有価証券報告書(外国投資信託受益証券)

from the date of approval of the financial statements. We have nothing to report in these respects.

EDINET提出書類

エスエムティー・ファンド・サービシーズ (アイルランド) リミテッド(E14857)

有価証券報告書(外国投資信託受益証券)

エスエムティー・ファンド・サービシーズ (アイルランド) リミテッド(E14857)

有価証券報告書(外国投資信託受益証券)

Other information

The directors are responsible for the other information presented in the financial statements. The other information comprises the information included in the directors' report. Our opinion on the financial statements does not cover the other information and, accordingly, we do not express an audit opinion or, except as explicitly stated below, any form of assurance conclusion thereon.

Our responsibility is to read the other information and, in doing so, consider whether, based on our financial statements audit work, the information therein is materially misstated or inconsistent with the financial statements or our audit knowledge. Based solely on that work we have not identified material misstatements in the other information.

Based solely on that work, we report that

- we have not identified material misstatements in the directors' report;
- in our opinion, the information given in the directors' report is consistent with the financial statements;
- in our opinion, the directors' report has been prepared in accordance with the Companies Act 2014.

Opinions on other matters prescribed by the Companies Act 2014

We have obtained all the information and explanations which we consider necessary for the purposes of our audit.

In our opinion the accounting records of the Company were sufficient to permit the financial statements to be readily and properly audited and the financial statements are in agreement with the accounting records.

Matters on which we are required to report by exception

The Companies Act 2014 requires us to report to you if, in our opinion, the disclosures of directors' remuneration and transactions required by sections 305 to 312 of the Act are not made. We have nothing to report in this regard.

2 Respective responsibilities and restrictions on use

エスエムティー・ファンド・サービシーズ (アイルランド) リミテッド(E14857)

有価証券報告書(外国投資信託受益証券)

Responsibilities of directors for the financial statements

As explained more fully in the directors' responsibilities statement set out on page 6, the directors are responsible for the preparation of the financial statements and for being satisfied that they give a true and fair view, and for such internal control as they determine is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the directors are responsible for assessing the Company's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless management either intends to liquidate the Company or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Auditor's responsibilities for the audit of the financial statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditor's report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with ISAs (Ireland) will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

A fuller description of our responsibilities is provided on IAASA's website at https://www.iaasa.ie/getmedia/b23890131cf6458b9b8fa98202dc9c3a/Description_of_auditors_responsibilities_for_audit.pdf

The purpose of our audit work and to whom we owe our responsibilities

Our report is made solely to the Company's members, as a body, in accordance with section 391 of the

Companies Act 2014. Our audit work has been undertaken so that we might state to the Company's

members those matters we are required to state to them in an auditor's report and for no other

purpose. To the fullest extent permitted by law, we do not accept or assume responsibility to anyone

other than the Company and the Company's members, as a body, for our audit work, for this report, or

for the opinions we have formed.

John Ahern 29 January 2019 for and on behalf of KPMG

Chartered Accountants, Statutory Audit Firm 1 Harbourmaster Place

IFSC

Dublin1

()上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本証明書付き写し は本書提出代理人が別途保管している。